### 資 料

## 

渕 倫彦

#### 目 次

訳者前書き

凡例

第一部 「グローティウスの略歴」および「戦争と平和の法・三巻」 全体の目次

第二部 「献辞」

第三部 「序論・プロレゴーメナ」 ……… 以上前号

第四部 「第1巻、第1章」 …… 以下本号

第五部 「人名表」(人名解説ならびに人名索引)

【補遺】 正誤表と「プロレゴーメナ」訳注の補正

### 【第四部】 「第1巻、第1章」

#### 第1巻、第1章「戦争とはなにか、法とはなにか」

#### [目 次]

- I. 著述の順序
- II. 戦争 bellum の定義および戦争という名称の起源
- III. 法は行為の属性として説明され、支配者的な法 [支配者と被支配者間の法] ius rectorium と平等者間の法 ius aequatorium とに区分される
- IV. [道徳的] 資格 qualitas としての法 [ないし権利] は、 権能 facultas と適性 aptitudo とに区分される
- V. 権能または厳格な意味の法「=ほぼ権利に同じ」は、

- [自分自身または他人に対する]権力、所有権、債権 に区分される
- VI. 権能のもう一つの区分。通常の権能と卓越した権能
- VII. 適性とはなにか
- VIII. 補完的正義 iustitia expletrix と帰属的正義 iustitia attributrix について。これらは、幾何学的比例と算術 的比例によっては適切に区別されないこと。また帰属的正義が共通のものに、補完的正義が個別のもの にかかわるわけではないこと
- IX. 法は規則 regula と定義され、自然法 ius naturale と意思法 ius voluntarium とに区分される
- X. 自然法の定義、区分、および本来自然法とは呼ばれ ないものとの区別
- XI. 本能は、それがほかの動物たちと共通のものであろうと人間に固有のものであろうと、それによって、 もうひとつ別の種類の法がつくられるわけではない
- XII. 自然法はどのような仕方で証明されるか
- XIII. 意思法は人法 ius humanum と神法 ius divinum とに区 分される
- XIV. 人法は、国法 ius civile と、それよりも狭い範囲の法、 そしてそれよりも広い範囲の法すなわち諸国民の法 ius gentium とに区分される。これらについての説明、 また、これらはどのような仕方で証明されるか
- XV. 神法は、普遍的法と一国民に特有の法とに区分される
- XVI. 外国人がヘブライ人の [律] 法によって義務づけられたことは、かつて一度もなかった
- XVII. キリスト教徒はヘブライの [律] 法からいかなる論 拠を求めることができるか、そしてそれはどのよう な仕方でか

#### I. 著述の順序

どのような共通の国法にも服していない人々」の間の争い、たとえば、まだ一つの国民 gens に結合していない人々<sup>2</sup>や、相互に異なる国民に属する人々(それは、私人であることもあれば、王自身であることもあり、貴族や自由な人民のように、王と同等の権利を有する人々であることもある)の間の争いは、戦争時または平和時のいずれかに関係する。しかし、戦争は平和のために企てられるものであるし、そこから戦争が生ずる可能性のないような争いは皆無なのだから、戦争に関する法 [を論ずる] に際して、戦争を生じさせるのが通例であるようなすべての争いが、正しく考察されるであろう。そうすれば、戦争それ自体が、その目的である平和へとわれわれを導くであろう。

#### II. 戦争 bellum の定義および戦争という名称の起源

[1] それゆえ、われわれは、戦争の法を論ずるにあたって、まず、そこで問題とされる戦争とはなにか、そこで問題とされる議争とはなにか、そこで問題とされる法とはなにか、ということを見ておかなければならない。キケローは、戦争とは実力 [ないし武力] による争いであるといった¹。しかし、その後支配的となった [言葉の] 使用法によれば、戦争という言葉は、行為ではなく状態を示している『・。したがって、戦争とは、実力によって争っている者たちの、実力によって争っているかぎりでの状態である、ということになる²。この一般的定義には、われわれがのちに論ずることになるすべての種類の戦争が含まれている。実際、わたしは、ここで私戦を除外しない。なぜならば、そのようなことがらそれ自体は、公戦よりも前に存在し、また疑いもなく公戦と共通の性質をもっているのであるから、[私戦もまた「戦争|という]単一のかつ本来の名称によっていい表

れるべきだからである。

【原注】1. フィローン「特別の掟について」第2巻に、「海戦または陸戦においてすでに戦っている者のみが敵とみなされるのではなく、まだ戦闘を開始していなくても、破壊用の機械を港や城壁に移動させる者もまた敵とみなされるべきである」とある³。セルウィウス\*は、「アエネーイス」 [第1巻] の「戦争においても武器においても、かれにまさる者はいない」に註釈して、戦争は [敵に対する] 観察・熟慮を含むのに対して、武器はて設条のものの中にしか存在しないからである」と述べている⁴。同じ者者の第8巻に対する註釈には $\S$ 、「戦争とは、戦いに必要なものが準備されたり、戦いが行われたりする期間の全体であるのに対して、戦闘は、戦争の中の衝突に他ならない」とある  $\S$ 。

- [2] この[戦争という]名称の起源も、それと矛盾しない。なぜならば、かつて[「名誉」を意味する]古語 duonus から「善い」bonus という語が作られ、[「二度」を意味する古語] duis から「二度ないし二倍」bis という言葉が作られたのと同じように「、「戦争」bellum という言葉は、[「戦い」を意味する] 古語 duellum から作られたからである  $^2$ 。 さらに、[戦いを意味する古語] duellum は、われわれが平和 pax を一体性 unitas と呼ぶのと同じような意味で  $^3$ 、二つのものという言葉 duo からそう呼ばれているのである  $^4$ 。これと同じように、ギリシア語の「戦争」ポレモス  $\pi$ ολεμος という言葉は、多数という意味の語に由来する  $^5$ 。〈古代[ギリシア]人のもとでも、身体の分解がデュエー  $\delta$ υη と呼ばれていた  $^6$ 。〉  $^7$
- [3] [戦争という] 語の使われ方もまた、この広い概念と矛盾しない¹。また、たとえ戦争という言葉が、ときには公戦にのみ適用されているとしても、そのことは、なんらわれわれの妨げとならない。なぜなら、類の名称が、しばしば、種と、とりわけ、卓越した種と特別の仕方で結びつくことは、きわめて確かなことだからである²。わたしは正義を [戦争の] 定義に含めない。その理由は、われわれがこの論述において探求しようとしていることこそ、まさにそれ、すなわち、

正当な戦争というものが存在するか、そしてどのような戦争が正当であるか、ということに他ならないからである。当面の問題と、それに関して問われていることがらとは区別されなければならない。

## III. 法は行為の属性として説明され、支配者的な法 [支配者と被支配者との間の法]ius rectorium と平 等者間の法 ius aequatorium とに区分される

**[1**] われわれは、この論稿に「戦争の法について」という 表題をつける。それによってわれわれが知りたいのは、まず 第一に、すでに述べたこと、すなわち、そもそも正当な戦争 というものが存在するのかということであり、その次に、戦 争においてなにが正当であるかということである。なぜなら ば、この場合に法という言葉が意味しているのは、正当なも のということ以外のなにものでもないからである。しかも、 それは、積極的な意味の法というよりもむしろ消極的な意味 の法、たとえば、法とは不正でないもののことであるという 場合の法である」。一方、不正とは、理性を使用するものた ちからなる社会の本性と相容れないもののことである。それ ゆえに、キケローは、自らの利益のために他人から奪い取る ことは自然に反すると語り、これを、もしそのようなことが 行われるならば、人間の社会的結合や共同生活は必然的に破 壊されるであろうから、という言葉で論証している<sup>2</sup>。フ ローレンティヌスは、人間が人間を害するのは不正であると いうことを、自然はわれわれの間に一種の血縁関係を設定し たのだから、という理由をあげて証明している3。セネカは こういっている 4。「「身体の」すべての部分は互いに協同し 合っている。なぜなら、各部の維持は全体にとって重要だか らである。このように、われわれは共同生活を営むべく生ま

れついているのだから、人はそれぞれお互いを大切にすべきである。社会は、各部分(相互)の愛と保護に基づいてのみ、安全でありうるのである。」<sup>原1</sup>

【原注】1. 同じセネカの「[道徳] 書簡集」48 には、「この社会は注意深くかつ厳粛に保護されなければならない。それは、われわれすべてをすべての人々と一つに結びあわせ、また、人類に共通のなんらかの法が存在すると判断させるものである」と記されている $^5$ 。さらに、この問題については、クリュソストモス「コリントの信徒への第一の手紙、第 $^1$ 1 章 $^1$ 1 に関する説教」 $^6$  を見ることができる $^7$ 。

【原注】1. たとえば、文法家の間では、一方で一致の構文があり、他方で支配の構文がある<sup>3</sup> [とされている] <sup>4</sup>。
2. この神と人間の社会については、フィローンが「酒酔いからさめたノアが発した祈りと呪詛について」で述べているところを見よ<sup>5</sup>。また、プルータルコスも「[対比列伝・] ヌマ」の中で<sup>6</sup> いくらかのことを語っている<sup>7</sup>。

## IV. 法ないし権利は [道徳的] 資格に応じて、権 能と適性に区分される

法には、この意味[=正当であるもの]とは異なるが、まさにこの意味に由来し、人 persona に関係する、もう一つの意味がある。後者の意味の法「ないし権利」とは、あるもの

を正当に所有し、または、あることを正当になしうる、人の道徳的資格 Qualitas moralis である  $^1$ 。この法 [ ないし権利] は人に帰属する。ただし、ときには物に付随する場合もある。たとえば、その他の純粋に人的な権利と対比して物的権利 iura realia と呼ばれる、不動産役権 servitutes praediorum がそれである。これが物的権利と呼ばれるのは、その法 [ ないし権利] が人に帰属しないからではなく、それが特定の物を所有する人にのみ帰属するからである  $^2$ 。道徳的資格が完全であるとき、われわれはこれを権能 Facultas と呼び、完全でないときは、適性 Aptitudo  $^4$  と呼ぶ。自然界のことがらに置き換えていえば、前者に対応するのが現実態 actus であり、後者に対応するのが可能態 potentia である  $^5$ 。

## V. 権能または厳格な意味の法 [ないし権利] は、 [自分自身または他人に対する] 権力、所有権、 債権に区分される

法学者たちは、権能を、その人自身のものという名辞で nomine Sui 呼んでいる  $^1$ 。しかし、われわれは、今後、それを 固有のまたは厳格な意味での法すなわち権利 ius と呼ぶこと にする。この権利に含まれるのは、自由と呼ばれている  $^{\mathbb{R}^1}$ 、自分自身に対する権力や  $^2$ 、家父権、主人権のような他人に 対する権力、そして所有権  $^{\mathbb{R}^2}$  (これには、完全な所有権と、用益権や質権のような完全性において劣る所有権とがある) および債権 creditum である (この債権に逆の方向で対応する のが債務 debitum である)。

【原注】1. それゆえに [=それが自分自身に対する権力であるところから]、ローマの法学者たちは、きわめて適切に、自由を権能という言葉で定義した $^3$ のである $^4$ 。

<sup>2.</sup> ホラーティウスの [無名の] 註釈者によれば、「権利とは所有権のこと<sup>5</sup>」である<sup>6</sup>。

## VI. 権能のもうひとつの区分、すなわち通常の権能と 卓越した権能

しかし、この権能はさらに二重になっている。すなわち、一つは、個人の利益のために用意された通常の権能 facultas Vulgaris であり、他の一つは、通常の権利よりも上位にある卓越した権能 facultas Eminens である。後者が前者よりも上位にあるのは、それが、公共の利益 bonum commune のために、共同体がその成員および成員の財産に対して有する権能だからである。こうして、王の権力は家父権や主人権をその下におく $^1$ 。また、このように、公共の利益のために、王が個人の財産に対して有する支配権ないし所有権 dominium は $^2$ 、個々の所有者のそれよりも大きい $^{\mathbb{R}^1}$ 。さらに、こうして、各人は、債権者に対する義務よりも大きな義務を、公の利益のために、国家に対して負っているのである $^3$ 。

【原注】1. フィローンは「[ノアのぶどう] 栽培について」において、「たしかに、臣民が保管する銀や金、その他の高価なものは、これを保有する者よりもむしろかれらを支配する者に帰属する」と述べている $^4$ 。[小] ブリーニウス「頌詞」には、「すべての人々のもっている一切の財産が帰属する者は、すべての人々の財産をあわせたのと同じだけのものを、かれ一人でもっている」とある $^5$ 。また、すぐ後に、「いったい皇帝は自分のものでない何かをみるであろうか」と記されている $^6$ 。これに、ソールズベリーのジョンの「ポリクラクティクス」第5巻、第1章 $^7$ を加えよ $^8$ 。

#### VII. 適性とはなにか

ところで、アリストテレースは、適性をアクシアー  $\alpha$ ξια  $^{\mathbb{R}^1}$ 、すなわち相応の価値があること dignitas と呼んでいる  $^1$ 。そして、エフェソスのミカエル\*は、それ [ アクシアー] に即して同等であるといわれるものを、適合するもの(ト・プロサルモゾン το προσαρμοζον)ないし適切なもの(ト・プレポン το πρεπον)すなわちふさわしいものと解釈している  $^2$ 。

【原注】1. キケロー「義務について」第1巻に、「しかし、誰にもっとも大きな義務を果たすべきか比較対照してみれば、第一は祖国と両親であろう。われわれが負っている恩義が最も大きいからである。次は子供と全家

族である。われわれだけを頼りにし、他にいかなる身の寄せ場ももちえないからである。これに次ぐのがよく気のあった親族である。かれらとは境遇も共有していることが多いからである。それゆえ、人生の守りに必要なものは、まず第一にわたしがいま述べた人々に差し出されなければならない。その一方で、人生と暮らしの共有、助言、会話、慰労、ときには叱責も、友情においてもっとも活力をもつ。そして、もっとも喜ばしい友情とは、似通った性格が結び合わせた友情である $^3$ 」と記されている。後に〔『戦争と平和の法・三巻』〕第2巻、第7章、第9節および第10節で述べ言ところをみよ $^4$ 。七ネカは、「恩恵について」第4巻、第11章で、遺価について論じ、「われわれは、自分たちの財産を引き渡すのにもっとも低のる $^5$ 。まさにそのなるかしい)人々を得ようと努める」と述べている $^5$ 。まさにその衛所を参照されたい。これらに、アウグスティーヌス「キリスト教の教養

VIII. 補完的正義と帰属的正義について。これらは、幾何学的比例と算術的比例によっては適切に区別されないこと。また帰属的正義が共通のものに、補完的正義が個別のものにかかわるわけではないこと

について | 第1巻、第28章、第29章 <sup>6</sup>を加えよ<sup>7</sup>。

- [**1**] 補完的正義 iustitia Expletrix は権能にかかわる <sup>1</sup>。この 正義は、固有の意味もしくは厳格な意味で、正義の名を保持 している。アリストテレースは、これを契約的ないし取引的  $(シュナラクティケー συναλλακτικη) 「正しさ」と呼んだ<math>^{2}$ 。 しかし、この用語法はあまりにも狭すぎる。なぜなら、わた しの物の占有者がそれをわたしに返還することは、契約ない し取引による (エク・シュナラグマトス εκ συναλλαγματος)のではないけれども、同じこの「補完的」正義に属している からである<sup>3</sup>。それゆえ、かれ自身も「別のところで」、その 同じ正義を、より適切に、是正的(エパノルトーティケーン επανορθωτικην)「正義」といった 4。帰属的正義 iustitia Attributrix は適性にかかわる。アリストテレースのいう配分的 (ディアネメーティケー διανεμητικη) 「正しさ」がこれである5。そして、これは、寛大さや、憐れみや、統治に関する 先見性のような<sup>6</sup>、他の人々に利益をもたらす徳に随伴する 正義である。
- [2] ところで、同じアリストテレースは、補完的正義について、

これは、かれが算術的(アリトメーティケーン αριθμητικην)と呼ぶ単純比例にかかわるのに対して、帰属的正義は、かれが幾何学的(ゲオーメトリケーン γεωμετρικην)と呼ぶ比較比例(数学者の間では、これのみが比例と名づけられている)にかかわる原1、といっている1。この種の分類方法は、しばしば当てはまる場合があるけれども、常にそうだとはかぎらない。また、補完的正義それ自体は、比例のそのような用い方によって帰属的正義から区別されるのではなく、すでにわれわれが述べたように、対象とされることがらによって区別されるのである。たとえば、組合契約は、比較比例にしたがって実現される[=各人の持ち分あるいは割り当て分が決定される]が、公的な任務に適した者がただ一人しか見出せない場合には、その割り当ては、単純委託2によってしかなされない。

【原注】 1. カッシオドールスは、これを状態ないし外形の比較 habitudinis comparatio と呼んでいる  $^3$ 。この、通例、帰属的正義の場合に用いられる比例については、ホメーロス\*に、次のような、不適切ではない叙述がある  $^4$ 。「かれは、優れた者には優れたもの(武器)を、劣った者には劣ったもの(武器)を与えた。|  $^5$ 

[3] さらに、いく人かの人たちは、帰属的正義の対象となるのは共通の物についてであり、補完的正義のそれは個人の物についてである、といっている¹。しかし、これは、なおさら正しくない。なぜならば、それとは反対に、誰かある人が自分の物のなかから遺贈をしたいと思う場合には、通例、帰属的正義が用いられ、国民の中のある者が公のために支出したものを、国家が、共通の財産の中から返還する場合には、たんに補完的正義に属する義務を果しているにすぎないからである。<この区別は、キュロス\*の教師によって、正しく着目されている。すなわち、キュロスが小さい子どもに小さな服を(ただし別の子の服を)割り当て、反対に、大きい子

どもに大きな服を割り当て [る裁定をし] たとき、この教師は、次のようにいって、キュロスを教え論したのである $^2$ 。「たしかに、それぞれの者にふさわしいものはなにかということの裁定者が立てられた場合には、そのように行うべきです。しかし、その服が二人のうちのいずれに属するかを判定しなければならない場合には、どちらの占有がより正しいかということ $^{\mathbb{R}^1}$ 、すなわち、それを力づくで奪った者がその物を所持するのが正しいのか、またはそれを作った人、あるいはそれを買った人が所持するのが正しいのか、ということを考慮しなければなりません。|>3

【原注】1. 同じクセノフォーン「キュロスの教育」第2巻をみよ $^4$ 。モーセを通じて与えられた掟「訴訟において、貧しい者に同情して助けてはならない」(「出エジプト記」第23章、第3節、「レヴィ記」第19章、第15節)は、これに関係している $^5$ 。実際、フィローンが述べているように $^6$ 、「訴訟事件を、訴訟当事者に対する考慮から切り離すこと」が必要なのである $^7$ 。

## IX. 法は規則と定義され、自然法と意思法とに区分 される

[1] さらに、法には第三の意味がある。この意味の法は、法律 Lex という言葉がもっとも広い意味で捉えられたときの法律、たとえば、法律とは正しいことへと義務づける道徳的行為の規則 regula actuum moralium であるというときの法律」と同義である原1。われわれは義務づけ obligatio が必要だと考える。なぜならば、助言や、その他のこれと同じような指示・命令 praescriptum は、たしかに尊重すべきものではあるけれども、[わわれわれを] 義務づけるわけではないので、法律や法という名に該当しないからである。また、許可 permissio は、その本来の意味からすれば、法律の作用ではなく、法律の作用の否定である。すなわち、それは、許可された者について、他の者がかれを妨害しないように義務づけられるというかぎり

で、法律の作用をもつにすぎない $^2$ 。ところで、われわれは [ここで]、正しいことへと ad rectum 義務づけるといい、単純に、正当なことへと ad iustum 義務づけるとはいわなかった。その理由は、この意味における法が、すでにわれわれの説明した正義にだけ関係しているのではなく $^3$ 、その他もろもろの徳の問題にも関係しているからである $^{\mathbb{R}^2}$ 。しかしながら、この [第三の意味の] 法によって正しいとされることは、より広い意味で、正当なことといわれる。

【原注】1. この意味において、ホラーティウスは、「法は不正に対する恐れから作り出されたということを認めねばならない」といったのである⁴。また、他のところで、[ホラーティウスは、]「かれは、自分にとって法は存在しないと断じ」、と述べている⁵。この個所について、註釈者は、「かれは法律を侮る者である⁶」と注記している⁻。
2. その例は、ザレウコス\*のある法律⁶の中に見出される。この法律は、医師の指示に反してぶどう酒を飲んだ者に刑罰を科している⁶。

[2] このように理解された法の最良の分類は、アリストテレース [の著作] に存在する。そこでは、法が、ひとつは自然法 ius naturale に、ひとつは意思法 ius voluntarium に分類されている  $^1$ 。そして、アリストテレースは、法律という言葉をより厳密に用いて  $^2$ 、この意思法を法律的に正しい法 ius legitimum と名づけている  $^3$ 。また時として、ト・エン・タクセイ το εν ταξει、すなわち定立されたものとも呼んでいる  $^4$ 。これと同じ区分は、ヘブライ人のもとでも見出される。かれらは、法を区別して語るとき、自然法を「戒め」ミツヴァ meetsvahと呼び  $^{[[n]}$ 、制定法を「掟ないし法律」フキム khookeem と呼ぶ。そして、ギリシア化したユダヤ人たちは  $^5$ 、通常、前者を「裁きないし正義」ディカイオーマタ  $^6$ 、通常、前者を「命令」エントラース εντολας と翻訳している  $^6$ 。

【原注】1. あるいは「裁定」ミシュパト meeshpat。マイモニデース「迷える人々のための手引」第3巻、第26章に $^7$ そう記されている $^8$ 。

# X. 自然法の定義、区分、および本来自然法とはいわれないものとの区別

[1] 自然法は正しい理性の命令である<sup>原1</sup>。それは、ある行為が [人間の] 理性的な本性そのものに <sup>1</sup>合致しているか、あるいは合致していないかということに基づいて、その行為が道徳的に恥ずべきものであるか、あるいは道徳的に必要なものであるかを示し、したがってまた、そのような行為が自然の創造主である神によって禁止されているのか、あるいは命じられているのか、ということを示している。

【原注】1. フィローンは、その著書「すべての善良な人は自由である」に おいて、次のように述べている。「正しい理性は、誤ることを知らない法で ある。この法は、だれやかれやの死すべき者 [人間] によって作られた、 死すべき法ではない。また、魂のない紙片や柱に書かれた、魂のないもの でもない。それは、不死の自然によって不死の知性に刻み込まれているが ゆえに、滅びることを知らない法である。2」また、テルトゥリアーヌス 「兵士の花冠について」には、「それで、あなたは神の法を求めようという のか。現にあなたは、世界に広く行われ、自然という板に刻まれた共通の 法をもっているというのに」と記されている<sup>3</sup>。マルクス・アントニーヌ スは第2巻で、「理性を用いる動物にとっての目的は、すべての都市ならび に国家の中のもっとも古い都市ならびに国家の原理と規範に従うことであ る | と述べている 4。これらに、ラクタンティウス第6巻8に引用されて いる、キケロー「国家について」第3巻の一節5を加えよ6。クリュソスト モスが、「「彫〕像について | 12 および 13 でこの問題について述べている ところは7、非常に立派である。トマスが第二部の二、第57問題、第2項 で8、またスコトゥス\*が第3巻、第37分節で述べていることも9、軽視し てはならない 10。

[2] ある行為についてそのような [正しい理性の] 命令が存在する場合には、その行為は、それ自体として¹義務づけられているか、またはそれ自体として許されていない行為である²。したがって、それは、必然的に、神によって命じられているか、または禁止されていると理解される。この特徴によって、この [自然] 法は、たんに人法からだけでなく、神意法からも区別される。なぜなら、神意法は、それ自体として、あるいはその性質上、義務づけられているかもしくは許されていないことを、命令または禁止するのではなくて、

[あることを] 禁止することによって [それを] 許されないものとし、命令することによって [それを] 義務づけられたものとするものだからである<sup>3</sup>。

- [3] ところで、自然法を理解するためには、次の点に注意しなければならない。それは、いくつかのことがらは、本来の意味においてではなく、スコラ学者たちが好んで使ういい方にしたがえば還元的に、つまり自然法がそれらと抵触しないという理由で、自然法に属するといわれる $^1$ 、ということである。これは、ちょうど、さきにわれわれが述べたように $^2$ 、不正でないものが正しいものといわれるのと同じである $^3$ 。また、ときには、理性がわれわれに賞賛すべきことであるとか、<反対のものよりは良い> $^4$ と教えるものが、たとえ義務づけられていなくても、言葉の誤用によって、自然法に属するといわれている $^5$ 。
- [4] さらに、次のことも知らなければならない。それは、自然法は、人間の意思を超えたところにあるものだけに関係するのではなく、人間の意思の作用から生ずる多くのことがらにも関係する、ということである。たとえば、現在行われている所有権は人間の意思によって導入されたものであるが、いったんそれが導入された後は、わたしが、あなたの意思に反して、あなたの所有権に属するものを奪い取ることは不正nefas である。そして、このことを教えているのは、ほかならぬ自然法である。それゆえ、法学者パウルスは、盗取 furtumは自然法によって禁じられている $^{\mathbb{R}^1}$ と述べ $^{\mathbb{L}}$ 、ウルピアーヌスは、盗取はその本性上恥ずべきことであるといったのである $^2$ 。また、エウリピデースは、 $^{\mathbb{L}}$ へレネー」の以下の数行において、盗取は神に不快の念を抱かせると詠っている。

「なぜなら、神自身、暴力を憎むからです。神は、 われわれが富を得るのに、強奪によらず、 公正な仕事によることを欲するのです。 正当に得られるのでなければ、富は忌避されるべきです。 大気は万人の共有であり、大地もまた同じです。 そこでは、各人がその家を富ませることは、 他人の物を力によって奪うことをさし控える限りで、 正しい fas のです³。

【原注】1. [皇帝] ユリアーヌスは、「(神を認めかつ敬うべきことに関する掟の次に、) 自然それ自体から生じた神聖かつ神的な第二の法がある。この法は、いつでも、またいかなるところでも、他人の物に手を出さないように命じ、しかも、言葉によっても、行為によっても、また心のなかに秘められた考えによっても、これに違反することを許さない」と述べている $^4$ 。キケローは「義務について」第3巻で、クリューシッポスの言葉を引用して、こういっている $^5$ 。「人生において、各人がそれぞれ自分の利益となるものを追求するのは不当ではない。しかし、他人から奪い取るのは正しいことではない」 $^6$ 

**[5]** さらに、自然法は、神でさえもけっしてこれを変える ことができないほど不変である。というのは、たしかに神の 力は測り知れないものであるが、その神の力でさえ及ばない なにかが存在するということができるからである。ただし、 神の力でさえ及ばないといわれる理由は、それが、たんに 「言葉のうえで〕そういわれるだけであって¹、実体を表すな んらの意味ももたず、それ自体が矛盾しているものだからで ある2。たとえば、神でさえも2の2倍が4にならないよう にすることができないのと同じように、神でさえも、内在的 な原因に基づいて<sup>3</sup>悪であるものを、悪ではないとすること はできない。アリストテレースが「ある種のものは、すでに そのもの自体として劣悪さを含む名称をもっている」といっ たのは4、このことを意味している。なぜなら、ものの本質 esse rerum は、そのものがひとたび存在するようになった後 には、そのものが存在する限り、他の何ものにも依存しない が、これと同じように、その本質から必然的に生ずる特性も また、他の何ものにも依存しないからである。健全な理性を

使用する本性  $^5$  と対比した場合の、ある種の行為の邪悪性もまた、それと同じである。<そういうわけで、神自身も、自らに関して、この基準にしたがって判断されることを許している。このことは、たとえば、「創世記」第 18 章、第 25 節、「イザヤ書」第 5 章、第 3 節、「エゼキエル書」第 18 章、第 25 節、「エレミア書」第 2 章、第 9 節、「ミカ書」第 6 章、第 2 節、「ローマの信徒への手紙」第 2 章、第 6 節および第 3 章、第 6 節に見られる  $^6$  とおりである >  $^7$  。

**[6]** しかし、ときには、自然法がなんらかのことを定めて いる行為について、ある種の変化のようにみえるものが」、 不注意な人々を欺くことがある。しかしそれは、実は、不変 のものである自然法が変化しているのではなく、あることに ついて自然法が定めている、その対象が変化しているのであ る。たとえば、債権者が、わたしがかれに対して負っている 債務を受領したものと記帳する〔=債務免除〕場合には<sup>2</sup>、 わたしは、もはやかれに弁済の義務を負わない。しかし、そ れは、自然法が、わたしに、わたしの債務を弁済しなければ ならないと命ずるのをやめたからではなく、わたしの債務で あったものが、債務であることをやめたからなのである。< たとえば、アッリアーヌス\*は、「エピクテートス「語録]| において、次のように正しく述べている<sup>3</sup>。「金銭の支払いが 義務づけられるためには、それが貸し与えられたということ だけでは不十分であって、その消費貸借上の債務がまだ弁済 されないまま存続していることが必要である。」>4これと同 じように、もし神がある人を殺せと命じたり、他人の物を持 ち去れと命じたとしても、それによって、殺人や窃盗そのも の、すなわちその言葉自体が罪悪を含意する行為が適法とさ れるわけではない。それが殺人や窃盗にならないのは、それ が生命および財産の最高の支配者である創造主によって行わ

れるからなのである5。

[7] また、あるものは、無条件にではなく特定の事情によって、自然法に属している。たとえば、物の共同使用communis rerum usus は、所有権が導入されなかった間は $^1$ 、自然法に属していた。また、実力によって自分のものを追求する権利も $^2$ 、法律が制定される以前には、自然法に属していた。

XI. 本能は、それがほかの動物たちと共通のものであろうと、人間に固有のものであろうと、それによって、もうひとつ別の種類の法が作られるわけではない

[1] ところで、ローマ法の書には次のような区分が存在する。すなわち、不変的な法は、ひとつは動物と人間とに共通であって、より狭い意味で自然法と呼ばれているものと、ひとつは人間に固有であって、しばしば万民法と名づけられているものとに区分される、というのである¹。しかし、この区分はほとんど役に立たない。なぜならば、その本性に従って一般的な原則を用いるもの[すなわち人間]でなければ²、本来の意味で、法を受け入れるのに適しているとはいえないからである。この点を、ヘーシオドス\*は正しく理解していた³。

「なぜならば、人類には、至高の〔神〕ユーピテルから 法が与えられたからである。実際、獣や魚や 空を飛ぶ鳥の類は、互いに餌食となっているが、 それは、かれらが法を欠いているからである。 しかし、われわれには、最高のものである正義が 与えられた<sup>原1</sup>。|

<キケローは、「義務について」第1巻で、「われわれは、 馬やライオンについて、正義を語らない」と述べている⁴。

プルータルコスは「大力トー伝」のなかで、「われわれは、も のごとの性質上、法や正義を人間に対してのみ用いる」と記 している 5。ラクタンティウスは、「「信教提要」] 第5巻で 6、 「じっさい、われわれの見るところ、英知を欠くすべての動物 にあっては、自然が自分自身の仲介者となっている。かれら は、自分自身を利するために、他のものを害する。それは、 かれらが「他のものを〕害することは悪であるということを 知らないからである。しかし、人間は、善悪の知識をもって いるので、たとえ自分に不利となる場合でも、「他人を」害す ることを自制する」といっている。>7ポリュビオスは&ど のような始まりから、最初に人間が集まっ「て社会を組織し」 たかについて語ったとき、それに加えて、もし誰かある者が 両親または恩人に害を加えたならば<sup>原2</sup>、どうして、他の人々 がそれを不快に思わないことなどありえようかと述べ、その 理由を次のように付記している。「なぜならば、人類は、精神 と理性を用いる点で、ほかの動物たちと異なっているのであ るから、これほど人間の本性からかけ離れた行為が、人間自 身によって、ほかの動物たちの場合と同じように、気づかず に見過されてしまうなどということは、まったくもって信じ がたいことだからである。そして、そこで起ったことは、不 快な感情とともに深く心に刻まれたに違いない。| <sup>原3</sup>

【原注】1. ユウェナーリス「風刺詩」第15編<sup>9</sup> 「われわれにだけ、尊敬に値する天性と神のことがらを理解し処理する能力、そして、さまざまな技や学芸を修得し実行するのにふさわしい能力が与えられた。われわれは、この天から下された感性を天の高みから受け取った。下を向き、地面を見つめているもの[=動物] たちには、この感性が欠けている。 [われわれと動物たちとの]共通の創造主は、この世の始めに、かれらに生命だけを与えた。しかし、わわわれには、魂をも与えた。それは、人間相互の愛情が、われわれに、助けを求めたり、助けたりするように命令し、分散している人々を一つの国民に寄せ集め、云々。」10

<クリュソストモス「ローマの信徒への手紙、第7章に関する説教」には□、「霊魂や感覚を欠くものの場合には、正義や不正義を問題にする必要</p>

はまったくない | とある > 12。

- 2.「創世記」第 10 章、22 節におけるハムの例をみよ <sup>13</sup>。そこでは、続いて罰が科されている <sup>14</sup>。
- 3.  $\phi$ リュソストモスは、「[彫]像について」13 で、次のようにいっている  $^{15}$ 。「われわれには、虐待されている人を見ると、自然に、その人と一緒に嫌悪ないし怒り indignatio を感ずる性向がある。たとえば、われわれは、人に損害を与えるような人間を見ると、たとえわれわれ自身はその加害行為によってまったく被害を受けていなくても、われわれはその者に嫌悪ないし怒りを覚える。」また、ホラーティウス「風刺詩集」第 1 巻、第 3 歌に対する註釈者は  $^{16}$ 、「殺人が行われたことを聞いたときに生ずる嫌悪ないし怒りの感情と、窃盗が行われたことを聞いたときに生ずる嫌悪ないし怒りの感情とは別である」と記している  $^{17}$ 。
- [2] もし、なんらかのときに、野獣にも正義が配分されている [ように見える] とすれば<sup>原1</sup>、それは、野獣のなかにもある程度まで認められる理性の影や痕跡によるのであって<sup>原2</sup>、本来の意味においてではない。もっとも、自然の法が規定の対象とする行為それ自体は、子の養育のように、われわれと他の動物とに共通のものであることもあれば、神の礼拝のように、われわれに固有のものであることもある。しかし、それは、法の性質そのものとはなんら関係がない。

【原注】1. [大] プリーニウス\*は、[「博物誌」] 第8巻、第5章で、象のなかに、ある種の正義の予兆 divinatio を認めている $^1$ 。同じ著者は、第10巻で、自分に食べ物を与えてくれる人の息子を、自分の子である蛇が殺したので、その子蛇を自らの手で殺したマムシがいた $^2$ 、と語っている $^3$ 。

2. セネカは、「怒りについて」第5巻、第3章で、野獣には怒りが欠けているが、怒りの代わりに衝動をもっている、と語っている。「ものいわぬ動物たちは」、とかれはいう、「人間の情念を欠いているが、これに類似したある種の衝動をもち合せている。 $^4$ 」それゆえ、オリゲネスは「ケルソス駁論」において、野獣には悪徳  $\kappa ακια$  はないが悪徳の影 [=あたかも悪徳のようなもの] οιονει  $\kappa ακια$  がある、と述べている $^5$ 。また、ポフュリオス「肉食しないことについて」第3巻には $^6$ 、「あたかもライオンが怒っているようにみえる」という逍遙学派の言葉が記されている $^7$ 。

#### XII. 自然法はどのような仕方で証明されるか

[1] ところで、あることが自然法に属しているということは、通常、次のような仕方で証明される¹。ひとつは先験的な仕方であり、もうひとつは経験的な仕方である。<この二つの証明方法のうち、前者はより厳密であり、後者はより通

俗的である。>² 先験的証明は、あるものが、理性的性質ならびに社会的性質と必然的に一致しているか、あるいは一致していないかを明らかにすることによって行われる。これに対して、経験的証明とは、絶対的な信頼性をもってとまではいえなくても、確かに高度な蓋然性をもって結論づけられることをいう。たとえば、すべての人々のもとで、あるいはすべての文明国民 gentes moratiores のもとで、自然法に属すると信じられているものは、自然法に属すると結論づけられる。なぜならば、普遍的な効力は普遍的な原因を必要とするが、普遍的という評価に値する原因は、いわゆる共通の意識³以外にはありえないと考えられるからである。

[2] <へーシオドスには、多くの人々から称讃されている、次のような言葉がある $^{1}$ 。

「たしかに、多くの国民がもてはやしている見解は、 まったく空虚というわけではない。」>2

へラクレイトス\*は、共通の理性 λογον τον ξυνον は真理の最良の尺度 κριτηριον であると規定して、「人々が共通にそのようなものと考えていることは、信ずるに値する $^{\mathbb{R}^1}$ 」といった $^3$ 。 < [また、] アリストテレースは、「もし、われわれのいうことにすべての人が同意するならば、それは最強の証明である $^4$ 」といっている。 $>^5$  そして、キケローは、「あることがらについて、すべての国民が同意するならば、それは自然法と考えらるべきである」といい $^6$ 、セネカは、「あることがすべての人々によって認められるならば、それは、それが真理であることの論証である」といっている $^7$ 。クィンティリアーヌス\*は、「共通の意見に基づいて、あることについてすべての人の同意があるならば、われわれは、それを確実なことだと考える」と述べている $^8$ 。わたしが文明国民といったのは、理由のないことではない。なぜならば、ポルフュリ

オスが正しく記しているように、「いくつかの国民は野蛮であ り原2、非人間的に造られている。しかし、公正な裁判官なら ば、このことから、人間の本性を非難するような評価をする ことはできない 9 からである。 <ロードスのアンドロニコ ス\*は、「正しくかつ健全な精神を備えた人間のもとでは、法 [=正しさ] は不変であり、これは自然法と呼ばれる。もし、 病んだ心あるいは歪められた心をもつ者がそれと異なる判断 をするとしても、それは、この命題とは何ら関係がない。な ぜならば、蜜は甘いという人は、病人にとって違う味がする ように感じられるからといって、嘘をついているわけではな いからである | といっている 10。 プルータルコス「ポムペイ ウス伝しの次の言葉も、これらの見解から外れていない。「い かなる人間も、その本性上、どう猛な動物や非社交的「ない し非社会的〕動物ではないし、かつてそうであったこともな い。しかし、その本性のありように反して罪を犯すことに慣れ ると、人間は野蛮になる。逆に、そうでない生活習慣を身に つけ、住む土地が変わることによって、人間は温和な性質に 復帰する 11。| アリストテレースは、人間に特有の性質の中か らその一つをとりあげ、次のように記述している 12。「人間は、 その本性上、温和な動物である<sup>原3</sup>。| また、別のところで、 「なにが自然的であるかを考察するためには、それが退廃した 状態のときではなく、よく自然に適った状態のときでなけれ ばならない13 と述べている>14

【原注】1. アリストテレース「ニコマコス倫理学」第 10 巻、第 2 章には、「すべての人々によってそうだと思われているものは、実際にそうである、とわれわれは主張する。他方、このような確信をなくしてしまおうと欲する者は、それ以上に信用しうることを語ることは決してできないだろう」と記されている  $^{15}$ 。また、セネカは、「あれほどまでに意見が異なるなかにあって、感謝に十分値する人たちには感謝を返さなければならないという点は、すべての人々が口をそろえていうところであり、断言しているところである」と語っている  $^{16}$ 。また、クィンティリアーヌスは、「わたしは、学識ある人々の意見が一致するところを言葉の慣用と呼ぶ。それは、善良な人々の意見が一致するところが生活のあり方 [=慣習] だというのと同

じである | といっている 17。ヨーセフス「ユダヤ古代史 | 第16巻には、こ う記されている。「同一の習俗をすべての人々が用いているような国民は、 一つとして存在しない。習俗は、しばしば、都市ごとに大きく異なってい る。しかし、正しさ「=法ius」こそが、すべての人間に等しく有益である。 それは、蛮族にとってもギリシア人にとっても有用である。そして、われ われのもとにある律法は、この正しさを最大限に考慮しているのだから、 われわれが律法を完全に守るならば、この律法が、われわれを、すべての 人間に対してやさしく親切にしてくれる。律法がひとしく要求しているの は、このようなことである。他の人々は、定められた制度が異なるからと いう理由で、これを退けたり、自分たちのものとは別の法だと判断しては ならないのであり、むしろ、それが美徳と廉直さ [を増進するの] に適合 しているか否かを考察すべきである。なぜならば、これこそがすべての人 間に共通に関係することであり、それだけで人間の生活を守るのに十分な ものだからである。18」さらに、テルトゥリアーヌスは、「異端者に対する 抗弁 | で、「多数の人々「=教会」のもとで同一のものが見出される場合に は、それは誤りの結果ではなく、「正しく」伝承された結果である19 と いっている 20。

2. ユースティヌスは、「トリュフォンとの対話」で、こう述べている。「汚れた精神に心を奪われたり、間違った教育や悪しき風習や不正な法律により堕落させられて、自然的な観念を失った者たちを除いて $^{21}$ 。」また、フィローンは、「善良な人はみな自由である」において、「それゆえに、あれほど明白なものごとの特質を見ないほどにまで目を曇らされているのをみて、人が驚くのも当然である」と語り $^{22}$ 、クリュソストモスは、説話「キリストは神である」[第 11 章]の中で、「それゆえ、ものごとに関する判定が、堕落させられた心をもつ者たちによって変えられてはならない $^{23}$ と述べている $^{24}$ 。

3. クリュソストモスは、「「彫] 像について」で、同じことを述べている  $^{25}$ 。フィローンは、「十戒について」で、それをさらに遠くまで進め、次のように説明している。「自然は、人間を動物の中で最も温和な動物たるべしとしたが、それと同時に、人間が群れをなし、団体を欲するようにした。そして、人間を和合と社会へと招いた。さらに、自然は、人間に言葉を与え、これによって、人間がその本性に適った行動をし、相互の調和を追求することができるようにした  $^{26}$ 。」同じくフィローンは、「世界の不滅性について」で、「人間はすべての動物の中で最も温和な動物である。なぜならば、人間に対しては、自然が言葉を贈り物として与え、これによって、人間の感情がいかに荒立てられようとも、あたかも魔法をかけられたかのように、和らげられるからである  $^{27}$  と述べている  $^{28}$ 。

# XIII. 意思法 ius voluntarium は人法と神法とに区分される

われわれは、法のもう一つの種類は意思法であるといった¹。 この法は意志を起源としている。そして、これは、あるいは 人法であり、あるいは神法である。

**[1**] われわれは人法から始めよう。というのは、人法は多 くの人々に知られているからである」。この法は、あるいは 国法であり、あるいは国法よりも広い範囲の法であり、ある いは国法よりも狭い範囲の法である。国法とは、国家的権力 potestas civilis に由来する法である<sup>2</sup>。国家的権力とは、国家 を支配ないし管理する権力である。また、国家とは、自由な 人間からなる完全な団体である<sup>3</sup>。かれらは、権利を享受す るために、さらに共通の利益のために、社会に結集した。一 方、国法よりも狭い範囲の法とは、国家的権力それ自体に由 来するわけではないが、国家的権力に服していることが明ら かな法のことである <sup>4</sup>。 そして、これには、さまざまなもの がある。たとえば、家父長の命令や主人の命令がこれに含ま れる。さらに、これらと類似している限りのすべてのものが、 これに含まれている。他方、国法よりも広い範囲の法とは、 明らかに、諸国民の法のことである。諸国民の法は、その拘 東力を、すべての国民もしくは多数の国民<sup>原1</sup>の意思から得て いる。わたしは、いま、「多数の」という言葉を付け加えた。 その理由は、自然法(これもまた、それ自体が、通例、諸国 民の法と呼ばれているのだが)の他には、すべての国民に共 通の法などほとんど見出すことができないからである。これ に対して、諸国民の法は、わたしが「戦争」捕虜について、 また復帰権について、それぞれの箇所で述べるように5、た しかに、地球上の一部の場所には存在するが、他の場所には 存在しないということが、しばしばあるのである。

【原注】1. ヴァスケス「[しばしば行われる] 論争集」後篇、第 44 章 4 を みよ  $^6$ 。

## XV. 神法は普遍的[神]法と一国民に特有の[神]法 とに区分される

[1] 神意法 ius voluntarium divinum とはなにか。われわれは、それを、その言葉の響きそのものから十分に知ることができる。それは、もちろん、神の意思に起源をもつ法のことである $^1$ 。そして、この法は、神の意思を起源とするという違いによって、自然法(ちなみに、われわれは、先に、自然法は神法と同じだということができるといったのだが $^2$ )と区別される。また、この[神意]法については、アナクサルコスがきわめて漠然と語った次の言葉 $^{\text{原1}}$ 、すなわち「神は、それが正しいがゆえに欲するのではなく、神が欲するがゆえに、それが正しいとされる。すなわち、それが法によって義務づけられるのである」という言葉があてはまる $^3$ 、ということができよう。

【原注】 1. その言葉は、プルータルコス「[対比列伝・]アレクサンドロス」にある  $^4$ 。

[2] ところで、この[神意]法は、ひとつは人類全体に対

して与えられ<sup>1</sup>、ひとつはただ一つの国民に対して与えられた。われわれが知りえたところでは、この法は、人類全体に対して三回与えられた。一回目は人間が創造された直後に<sup>2</sup>、二回目は大洪水後の人類の救済に際して<sup>3</sup>、三回目はキリストによるいっそう崇高な救済に際して<sup>4</sup>、である<sup>5</sup>。この三つの法が人々によく知られるようになったとき、その限りで<sup>6</sup>、これらの法は、すべての人々を拘束する。このことは、まったく疑いのないことである。

## XVI. 外国人がヘブライ人の [律] 法によって義務づけ られたことは、かつて一度もなかった<sup>1</sup>

- [1] すべての国民の中で、一つだけ、神が特別の仕方で法を与えるのに相応しいとされた国民がある。それは、ヘブライの国民である $^2$ 。この国民について、モーセは、「申命記」第4章、第7節で次のように語っている。「われわれが神を呼び求めるとき、いつでも、われわれの主なる神はわれわれの身近におられる。このように、神を身近にもつほど偉大な国民が、われわれ以外にあるだろうか。また、われわれ以外のどのような国民が、今日わたし[モーセ]がお前たちに授けるすべての律法と同じように正しい制定法や法をもつほど偉大であろうか。 $^3$ 」詩編作者は、「詩編」第147 で $^4$ 、「神はヤコブにみ言葉を示し、イスラエルに自らの制定法と法を示される。神は、どの国民にも、このようにはされなかった。だから、かれらはそのような法を知らないのである」と記している $^5$ 。
- [2] ところで、ユダヤ人の中には、もし救いを得たいのなら、外人といえどもヘブライの律法の軛に服さなければならないと考える者がある(ユースティヌスとの対話におけるトリュフォンもその一人である)¹。しかし、かれらが間違って

いることは疑うべくもない。なぜなら、法律は、それが与えられていない人々を拘束することはできないからである。律法が誰に与えられたかは、律法それ自身が、「聞け、イスラエルよ」 $^2$ という言葉で語っている $^{\mathbb{R}^1}$ 。そして、いたるところで、イスラエルとの盟約が結ばれ、イスラエルが神の特別の民として受け入れられたことが語られている。<マイモニデースはこれが真実であると認め $^3$ 、そのことを、「申命記」第 33 章、第 4 節の記述に基づいて証明している。>4

【原注】 1. モーゼス・マイモニデースはこのように考え、その見解を、「申命記」第 33 章、第 4 節に基づいて証明している  $^5$ 。

[3] そればかりか、ヘブライ人の間においてさえ、常に何 人かの外国人すなわち「敬虔にして神をあがめる人々」」が 生活していた。たとえば、<「マタイによる福音書」第15章、 第 22 節のシリア・フェニキアの女 $^2$ や> $^3$ 、「使徒行録」第 10章、第2節におけるあのコルネリウスや、「使徒行録」第 17章、第4節の「神をあがめる多くのギリシア人4」がそう である。<「このような人々は」ヘブライ語では、ハシディ・ オーモト khaseedee oomot、すなわち「諸国民中の敬虔な人々」 と呼ばれている。この呼び名は、タルムードの「王について」 の編<sup>原1</sup>から読み取られる。また、律法では、そのような人々 が「異邦人の息子」ベン・ノクル ben nokhree(「レヴィ記」 第 22 章、第 25 節)、あるいは「寄留者」ガル・ウトゥシャブ gar utoshav (「レヴィ記」第25章、第47節)と呼ばれている。 この箇所について、カルダエウスは5、「かれは〕割礼を受け ていない滞在者<sup>原2</sup>であるといっている><sup>6</sup>。ヘブライ人の教 師たち自身が語っているように<sup>7</sup>、これらの人々は、アダム とノアに与えられた掟を遵守する義務を負い、偶像と血<お よび、以下に、それぞれ適切な場所で言及するであろうこと

がら>8 を避ける義務を負っているが、イスラエル人に特有の律法までも守る義務は負っていない。したがって、イスラエル人には、自然死した動物の肉を食べることが許されていないが、かれらの間で生活している外人には、それが許されているのである(「申命記」第 14 章、第 21 節  $^9$ )。<ただし、なんらかの律法の規定によって、それが、滞在者に対しても、内国人に対するのと同様に守られなければならない、と特別に明記されている場合は別である  $^{10}$ 。>  $^{11}$ 

【原注】1. および、「サンヘドリンについて」の編、第 11 章 12。 2. そのような人「=外国人で割礼を受けていない滞在者」については、 「出エジプト記」第12章、第45節で取り上げられている。かれらと、ユダ ヤ教への改宗者 proselvtus すなわち割礼を受けるに至った者とは、区別さ れなければならない。それは、「民数記 | 第9章、第14節の記述との対比 から明らかである13。割礼を施されていない敬虔な人々については、マイ モニデースが、その著書「偶像崇拝について | 第10章、第6節において、 多くのことを語っている。同じくマイモニデースは、ミシュナー註解やそ の他の作品の中で、しばしば、諸民族中のそのような敬虔な人々は、将来、 来世における幸福に与る人々であると述べている14。クリュソストモスは、 「ローマの信徒への手紙」第2章についての説教において、次のように述べ ている。「かれ「パウロ」は、ここで、どのようなユダヤ人について語り、 どのようなギリシア人について論じているのであろうか。それは、キリス ト到来以前に存在していた人々についてである。なぜならば、かれの言葉 は、まだ、恩寵の時代にまで達していないのだから15。」そして、それに続 いて、「かれがここで語っているのは、偶像を崇拝するギリシア人のことで はなく、かれらの中の次のような人々、すなわち、神をあがめ、自然の理 性の命令に従い、たんにユダヤ人の礼拝のための規則を守らないというだ けで、敬神のつとめはすべて果たしているギリシア人のことである」と述 べ、そのような人の例として、メルキセデク、ヨブ、ニネヴェの人々なら びにコルネリウスをあげている 16。そして、そのすぐ後 [の説教] で、「そ して、ここでも、かれがギリシア人と呼んでいるのは、偶像を崇拝するギ リシア人ではなく、神をあがめ、徳を備えた者で、ただ礼拝の規則から解 放されているギリシア人のことである、」と述べている「。また、クリュソ ストモスは、「コリントの信徒への第一の手紙」「第9章、第21節〕の「律 法をもたない人に対しては、律法をもたない人のようにしという言葉を、 それと同じ意味に解釈している18。さらに、「「彫〕像に関する説教 | 第12 説教では、「かれ「パウロ」がここでギリシア人と呼んでいるのは、偶像に 身を捧げた者ではなく、唯一の神の礼拝に招かれた者で、ユダヤ人の礼拝 規則、たとえば安息日の遵守や、割礼や、さまざまな沐浴斎戒の規則を守 る必要には拘束されないが、すべてのことがらにおいて、知の探求と敬虔 さを体現している人のことである 19 | と述べている 20。

[4] また、どこか他の場所からやってきて、ヘブライの定めには服していない異邦人も、エルサレムの神殿で神をあがめ、 犠牲を献げることが許された¹。ただし、それは、イスラエ ル人の立つ場所から隔てられた特別の場所に立って $\mathbb{R}^1$ であった(「列王記上」、ラテン語版では「列王記三」 $^2$ 、第8章、第41節、<「第二マカバイ記」第3章、第35節、「ヨハネによる福音書」第12章、第20節、「使徒行録」第8章、第27節。) $^3$  >  $^4$  エリシャはシリアのナーマンに対して、モーセの律法を受け入れることが必要であるとはいわなかったし、ヨナもニネヴェ人に対して、ダニエルもネブカドネサルに対して、また、他の予言者たちも、かれらが書き記しているテュロス人や、モアブ人や、エジプト人に対して $^5$ 、モーセの律法を受け入れることが必要であるとはいっていない $\mathbb{R}^2$ 。

【原注】1. ヨーセフスを見よ  $^6$ 。そこには、ソロモンの神殿の話が記述されている  $^7$ 。 2. [ポワティエの] ヒラリウス\*も、「マタイによる福音書註解」第 12 章 で  $^8$ 、同じように考えている  $^9$ 。

[5] モーセの律法全体についてわたしがいったのと同じことが、いわば律法の導入部である割礼についてもいわれたと考えていただきたい。両者の相違は次の点のみである。すなわち、モーセの律法によって義務づけられたのはイスラエル人のみであるが、割礼の掟にはアブラハムのすべての子孫が拘束されたということである¹。それゆえ、エドムの人々は、ユダヤ人に強制されて割礼を受けた²。このことを、われわれは、ヘブライ人およびギリシア人の歴史の中から読み取ることができる。イスラエル人以外の国民がなぜ割礼を受けたのか(しかも、ヘロドトス\*³、ストラボン⁴、フィローン⁵、ユースティヌス⁶、オリゲネス⁻、アレクサンドリアのクレメンス ®、エピファニウス\*9、ヒエロニュモス ¹º が言及しているところによれば塚¹、そのような国民は多数存在する)¹¹、その理由は、おそらく、かれらがイシュマエル ¹² あるいはエサウ ¹³ から出た人たちであるか、またはケトラの子孫塚² から

出た者だからである。

【原注】1. さらに、テオドレートゥス\* <sup>14</sup> を加えることができる <sup>15</sup>。 2. ヘロドトスが割礼を受けた人々の中に数えている <sup>16</sup> エチオピア人は、 ケトラの子孫から生まれたと考えられている。エピファニウスは <sup>16</sup>、かれ らをホメリ人 Homerites と呼んでいる <sup>17</sup>。

[6] さらに、パウロが「ローマの信徒への手紙|第2章、 第 14 節で述べている次の言葉は、その他のすべての国民につ いてあてはまる。「律法をもたない国民が、自然に natura suapte <sup>原1</sup>(すなわち、原初の源泉から ex primaeyo fonte 流れ出 た習慣にしたがって、ということ。ただし、自然という言葉 によって「教育に」先立つものを指し、これによって、諸国 民と生まれるやいなや律法を教え込まれるユダヤ人とを対置 しようとする場合は別である1)、律法に属することを行うな らば、律法をもたないそれらの国民は自分自身が律法である<sup>2</sup>。 このような国民は、律法の業それ自体がかれらの心に書き込 まれていることを示している。このことは、かれらの良心が 証明しており、それと同時に、かれらが互いに責めたり弁明 し合うときの思慮もそれを証明している。| また、同章、第 26 節には、次のような言葉がある。「もし、包皮を有する者 praeputium(すなわち、割礼を施されていない者)が律法の 指令を守るならば3、かれらの包皮が割礼とみなされるので はなかろうか 4。 | それゆえ、ヨーセフス「ユダヤ古代史 | に おいて5、ユダヤ人アナニアスが、アディアベネの「国王] イザーテス\*にく(タキトゥスはこの人物をエザーテスと呼 んでいる 6) > 7、割礼を受けていなくても神を正しく礼拝す ることができるし、神の憐れみを得ることもできる<sup>原2</sup>と教え たのは、適切であった。ところで、多数の異邦人が割礼を受 け、(パウロが「ガラテアの信徒への手紙」第5章、第3節で 説明しているように)割礼によって、みずからを、律法を遵 守する義務を負う者としている  $^8$ 。その理由は、一つは、市民権  $^9$  を取得するためであり(なぜならば、ユダヤ教に改宗した者たち、<すなわちヘブライ人によって正義の客人ベン・ツァディク ben tsadeek と呼ばれている人々>  $^{10}$  には、イスラエル人と同等の権利があったからである  $^{\mathbb{R}^3}$  <「民数記」第  $^{15}$  章、第  $^{15}$  節  $^{11}$ )、また一つには、人類に共通の約束ではなく、ヘブライの国民に特有の約束  $^{12}$  に与る者となるためである  $^{\mathbb{R}^4}$ 。しかしながら、他方で、わたしは、その後の数世紀間に、少なからざる人々の間で、ユダヤ教の外に救いなしというような誤った見解が力を増してきたことも、否定するつもりはない  $^{13}$ 。

【原注】1. クリュソストモスは、これを「自然的推論によって」 collectionibus naturalibus といった  $^{14}$ 。同じクリュソストモスは、その少し後で、「このような理由から、かれらは賞讃されるべきである。なぜなら、かれらは律法を必要としないからである」といっている。さらに [その少し後で]、かれは、「良心と理性の使用は、十分に、律法の代わりになる」と述べている。また、テルトゥリアーヌスは、「ユダヤ教徒駁論」において、「わたしは、モーセの律法が石の板に書き記される前には、法律は不文であったと考える。この法律は、自然に認識され、父祖たちによって守られていた」と語っている  $^{15}$ 。「イソクラテース\*の次の言葉は、このことから遠く隔たってはいない  $^{16}$ 。「よい国家を享受したいと思う者は、柱廊を文字で充たすのではなく、心の中に正しいものをもっていなければならない。」  $^{17}$ 

2. トリュフォン自身が、[律法の]厳格さを緩和して、ユースティヌスにこういっている  $^{18}$ 。「もしあなたが、あのような哲学の考え方にとどまっていたなら、あなたには、よりよい運命への望みが残されていたでしょうに。」 $^{19}$ 

3. ユースティヌスは「トリュフォンとの対話」で $^{20}$ 、「ユダヤ教への改宗者、つまり割礼を受けてその[国]民の仲間入りをした者は、生まれながらの国民[=ユダヤ人]と同等である」と述べている $^{21}$ 。

4. そのために、かれらは、すぎ越しの祭りの儀式に与ること  $^{22}$  を認められたのである  $^{23}$ 。

[7] ここから、われわれは、律法がヘブライ人に特有の法である限り」、そのいかなる部分もわれわれを拘束しないと結論づけることができよう。なぜなら、自然法を別とすれば、法の拘束力 obligatio は、法を定立する者の意思から生ずるからである。また、いかなる証拠に照らしても、神が、イスラエル人以外の他の国民がそのような律法に拘束されることを

望んだとは認められない。したがって、ある律法がわれわれに関して廃止されていることを証明する必要はない $^2$ 。なぜならば、ある法が、一度も拘束したことのない人々に関して廃止されるということなどありえないからである。一方、イスラエル人については、少なくとも祭儀的なことに関する限り $^3$ 、福音の法が公布され始めた後、ただちに、その義務が廃止された。このことは、使徒たちの首長 [ペトルス]にはっきり啓示されている(「使徒行録」第10章、第15節) $^4$ 。その他のことがらに関していえば、首都 [エルサレム] の陥落と、復興の望みすらないほどのひどい荒廃とによって、イスラエルの国民が国民ではなくなった後に、イスラエル人についても「律法の義務が」廃止された $^5$ 。

[8] ところで、異邦人であるわれわれがキリストの到来によって得たものは、われわれがもはやモーセの律法に拘束されないということではなく、われわれが、以前には神の善性bonitas<sup>1</sup> に対してきわめて漠然とした希望しか抱くことができなかったのに、いまや、明確な盟約によって支えられているということである<sup>2</sup>。さらに、ヘブライ人とわれわれの間をあたかも柵によるかのように隔てていたかれらの律法が取り去られることによって、われわれが、族長たちの子孫であるヘブライ人と共に、一つの教会に融合することができるということである(「エフェソの信徒への手紙」第2章、第14節)<sup>3</sup>。

## XVII. キリスト教徒はヘブライの [律] 法からいかなる 論拠を求めることができるか、そしてそれはど のような仕方でか

[1] われわれがすでに明らかにしたように、モーセによって与えられた律法が、直接、われわれを義務づけることはできない¹。そこで、われわれは、次に、あるいはこの戦争の

法について、あるいはその他の類似の問題について、[直接的な義務とは]別のなんらかの効用をこの法から得ることができるか、という問題を考察してみよう。というのは、それを知ることは、多くの点で重要だからである。

[2] 第一に、ヘブライの律法は、その法によって命じられ ていることが自然法に反していない、ということを示してい る。なぜなら、われわれが先に述べたように「、自然法は恒 久的かつ不変の法であるから、神によって、すなわち、けっ して不正ではないものによって、自然法に反するなんらかの ことが命じられることなどありえなかったからである<sup>2</sup>。こ れに、「詩編 | 第 19 歌(ラテン語版では「詩編 | 第 18 歌)第 8節で、モーセの律法が、汚れのないもの、まっすぐなもの と呼ばれ3、使徒パウロによって「律法の掟が」、聖なるもの、 正しいもの、善いものと呼ばれている(「ローマの信徒への手 紙 | 第7章、第12節) 4ことを付け加えていただきたい。わ たしが語っているのは、「律法の」命令 praeceptum について である。なぜなら、許可 permissio については、さらに区別し て取り扱わなければならないからである。というのは、律法 に基づいて行われる許可には(もちろん、たんなる事実に属 すること 5 や障害の除去を意味するものは、これには含まれ ない)、完全なものと、それほど完全ではないものとがあるか らである。完全な許可は、あることをまったく適法に licite 行 う権利を与える。しかし、それほど完全ではない許可は、人 間の下での不可罰性と、他人が適法に妨害することはできな いという権利を与えるにすぎない。前者の種類の許可からは、 命令の場合と同様に、律法の定めることは自然法に反してい ないという結論が導き出される。ただし、後者の種類の許可 については事情が異なる<sup>原1</sup>。とはいえ、このような推論があ てはまることはまれである6。なぜなら、許可すること

permittentia という言葉が曖昧だからである。それゆえ、われ われにとって、許可の態様から自然法を論証する方向に進む よりも、むしろ、自然法に基づいて、その許可が二つの種類 のいずれであるかを解釈する方が適切であろう。

【原注】 1. クリュソストモス「ローマ人の信徒への手紙、第7章」に関する説教の末尾  $^7$  を見よ  $^8$ 。

- [3] 第二の考察は、この第一の考察と近似している。それは、キリスト教徒の間で支配権 imperium を有する人たちは、いまや、モーセによって与えられた律法と同じ意味の法律を制定することができるということである¹。ただし、かれらの制定する法律の内容全体が、キリストの到来が期待されていた時代、すなわち福音がまだ啓示されていなかった時代に属するか²、もしくはキリスト自身が、それと反対のことを、あるいは一般的に、あるいは特別に定めている場合³は別である。なぜならば、この三つの場合を除けば、すでにモーセの律法によって定められていたことが、なぜ、現在では、適法でないこととされるのか、それを説明するいかなる理由も考えつくことができないからである⁴。
- [4] 第三の考察は次のようになろう。すなわち、それは、モーセの律法によって命じられていることでキリストがその弟子たちに求める徳に属するものは、なんであれ、いまでも、キリスト教徒によって、[ヘブライ人に命じられたのと] 同じように(たとえそれ以上にではなくても)履行されなければならない<sup>原1</sup>、ということである。この考察の根拠は、謙遜や忍耐や愛のような、キリスト教徒に要求されている徳は、それらがヘブライの律法の下で要求されていたのよりもいっそう高い水準で<sup>原2</sup>、[キリスト教徒に] 要求されているということにある。そして、これにもまた正当な理由がある。なぜな

らば、福音においては、天国の約束も、「律法におけるのよりも」はるかに明瞭に提示されているからである。「ヘブライ人への手紙」第7章、第19節および第8章、第7節において、古い律法が、福音と比較して、完全でも、無欠 αμεμπτος でもなかったといわれ¹、「ローマの信徒への手紙」第10章、第5節において、キリストは律法の目標であるといわれ²、「ガラテアの信徒への手紙」第3章、第25節において、律法はキリストへと導く養育係であった³といわれているのは、このような理由からである。そういうわけで、安息日に関する古い律法と十分の一税に関するもう一つの律法は<sup>原3</sup>、キリスト教徒が次のような義務、すなわち、時間の7分の1より少なくない部分を神の礼拝のために、また、収入の10分の1より少なくない部分を神事に携わる人々の生活費のため、もしくは、それと類似の敬虔な目的のために使用するよう、留保する義務を負っている、ということを示しているのである。

【原注】1. テルトゥリアーヌスは、「貞節について」第6章で、こう述べている $^4$ 。「キリストにおける自由は純潔を侵害しない。敬虔、真実、不動、貞潔、正義、憐れみ、善意、貞節に関する[律法の]掟全体がそのまま存続している。」 $^5$ 

2. クリュソストモスは、「処女であることについて」第 94 節で $^6$ 、こう述べている。「いまや、さらに大きな徳が示されなければならない。なぜなら、いまや、霊の恵みがふんだんにまき散らされ、キリストの到来という巨大な贈り物が与えられているからである。 $^7$ 」同じクリュソストモスの説教「悪徳は怠惰の産物である」 $^8$ 、「断食について」第 3 編 $^9$ 、「ローマの信徒への手紙(第 6 章、第 14 節、および第 7 章、第 5 節)に関する説教」 10 においても、同様のことが記されている。これに、イレーナエウス\* [[異端者駁論]] 第 4 巻、第 26 章を加えられたい $^{11}$ 。「聖書梗概」(この作品はアタナシウス\*の作品の中に存在する)の著者は、「マタイによる福音書」第 5 章について論じた箇所で $^{12}$ 、「ここで、キリストは、律法の命令の範囲をいっそう広げている。」と述べている  $^{13}$ 

3. この律法 [の規定] が、キリスト教徒の間で、このように用いられていることについて、イレーナエウス「異端者駁論」第 4 巻、第 34 章  $^{14}$ 、および、クリュソストモス「コリントの信徒への第一の手紙」最終章に関する説教の末尾  $^{15}$ 、「エフェソの信徒への手紙」第 2 章、第 10 節に関する説教  $^{16}$  を見よ  $^{17}$ 。

#### 【訳注】

[I]

I-1. グロノヴィウスは、「どのような共通の国法にも服していない人々!とは、 同じ国家に属さない人々、すなわち法および国家に関する共通の誓約によって拘 東されていない人々のことであると説明し、その典拠として、「学説集」第1巻、 第2章、第2法文を指示している。同法文は次の通りである。(マルキアーヌス\* 「法学提要」第1巻)「なぜならば、弁論家デモステネースも次のように定義して いるからである。『法には、すべての人々が従わなければならない。その理由は 数多くあるが、最大の理由は、法はすべて神が発見して人間に贈ったものであり、 賢者たちがよしと判断したものであり、意図的にであろうと無意識に行われたこ とであろうと、人間の行動を矯正するものであり、国家「ポリス」が公に取り決 めたものであり、国家の中で生活するすべての者がそれに従って生活しなければ ならないものだからである。』また、ストア派の最高の知識人である哲学者ク リューシッポスは、『法について』を次のような言葉で始めている。『法はすべて の神事ならびに人事の王である。それは、すべての善いことおよび醜悪なことを 監督し、支配し、指導するものでなければならず、この点で、正および不正の基 準でなければならない。また、それは、自然本性的に国家的である動物に、なす べきことを命じ、なしてはならないことを禁止するものでなければならない。』 なお、この法文に引用されているデモステネースおよびクリューシッポスの文章 には、いずれも邦訳がある。デモステネース「アリストゲイトン弾劾 I L 木曽 明子・杉山晃太郎訳「デモステネス・弁論集 4」所収、京都大学学術出版会、 2003年、237頁、および中川純男・山口義久訳「クリュシッポス・初期ストア派 断片集 4」、京都大学学術出版会、2005年、192頁。「法を共有する者は同じ国家 に属する」という定義については、この他に、キケローのよく知られた定義があ る。キケロー「法律について | 第1巻7、「「理性は〕人間にも神にもあるものだ から、人間と神の最初の結びつきは理性によるそれということになる。理性を共 有する者の間では、正しい理性 recta ratio もまた共通である。そして、正しい理 性が法律 lex であるから、わたしたち人間は法律によってもまた神と結びつけら れているとみなすべきである。さらに、法律を共有する者は、法 ius をも共有す る。そしてこれらのものを共有する者は、同じ国家に属するとみなされるべきで ある。もしかれらが同じ命令権 imperium と権限 potestas に従うなら、なおのこと、 そのように考えなければならない | (岡道男訳 「法律について |、前掲、195、 196頁)。

1-2. グロノヴィウスは、「まだ一つの国民に結合していない人々」の例として、サルスティウス「カティリナの陰謀」6 に記されているアボリジニ Aborigines (イタリアの原住民) や、同じく「ユグルタ戦記」18 に紹介されているアフリカの原住民、ガエトゥリア人 Gaetuli およびリビア人 Libyes をあげている。サルスティウスによれば、アボリジニは「粗野な農耕 agreate 種族で、法も支配 imperium ももたない、自由で気ままな民」であった。また、ガエトゥリア人およびリビア人は「狂暴かつ野蛮な人々で、野獣の肉を食べ、家畜と同じように、地面に生えている草を食料としていた。かれらは、習俗によっても法律によっても、あるいはいかなる支配者によっても統治されていなかった。」したがって、グロノヴィウスの解釈によれば、「まだ一つの国民に結合していない人々」とは、国家を形成するまでにいたらず、およそ法や規律というものを知らない人々ということになる。

#### [II] - (1)

II-1-1. 底本の編者は、この言葉の出典として、キケロー「義務について」第1巻、第11章 [34] を指示している。しかし、この箇所のキケローの文章は「加えて、国事に関してもっとも守られるべきは戦争の正義である。戦争の決着方法は二種類、論議を用いるか武力を用いる per vim かである。このうち前者は人間に特有のものであり、後者は獣のなすところであるから、後者の手段に訴えるのは前者が通用しない場合にかぎらねばならない」(高橋宏幸訳、前掲、147、

148頁)であり、「戦争とは実力[ないし武力]による争い」bellum certationem per vim という言葉は存在しない。したがって、キケローが「戦争とは実力[ないし武力]による争い」といった、というのは、グローティウスの翻案もしくは記憶違いであろう。

II-1-2. グロノヴィウスは、「戦争は行為ではなく状態である」 [bellum] non actio sed status について、「複数の国民の間の状態を指す。キケローの定義を解釈するとこうなる。なぜなら、キケローは、『争い』 certatio という言葉によって、複数の行為や一つの行為を理解したのではなく、継続的な時間を伴う引き裂かれた状態を理解していたからである」と注記している。もっとも、キケローは「争い」 certatio という語を使用していない。この語は、「争いに決着をつける」 decertare という語からグローティウスが導き出したものであろう。そして、このグロノヴィウスの注に対して、バルベイラックは、「たしかにそのように考えられるけれども、グローティウスの文章の方がよりはっきりしていて、対象範囲が広い」と注記している。また、伊藤不二男氏は、グローティウスの文章に関して、「しかし、この議論そのもの、つまり戦争が行為 actio か状態 status かとう議論は、おそらくグロティウスに始まる、ということができるであろう」(伊藤不二男「アルベリクス・ゲンティリスの戦争概念」、前掲、25頁注(一))と記している。

II-1-3. フィローンは、「特別の掟について」第3巻(グローティウスの注では第2巻)、第15章「殺人に関する掟について」において、殺人は、神の似姿として創造された人間の命を奪う行為であるから重大な涜神でもあるとし、さらに、殺人を実行した者だけでなく、未遂に終わった者や殺人の予備行為を行ったにすぎない者も、殺人の実行者と同罪であるとして、その根拠を、殺人の意図をもっていたという点で、これらの者も殺人の実行者と変わらないからだ、と述べている。グローティウスが引用している「敵とみなされる者」以下の文は、たんに殺人を実行した者のみならず、殺人の意図をもって実行に着手した者や、公然と、もしくは密かに殺人の実行につながることを行った者も、殺人の実行者と同罪であるという主張を論証ないし補強するために、フィローンが付け加えた文章である。

II-1-4. 「アエネーイス」第1巻 ver. 545. 「[わたしどもの王であったのはアエネーアス、彼にまさって心正しく、] 敬虔な者、戦闘と武器にかけてすぐれた者は他にいませんでした」(岡道雄・高橋宏幸訳「アエネーイス」、京都大学学術出版会、2001年、36頁)。これに対するセルヴィウスの註解 ad "bello maior et armis"は次の通りである。「『戦闘と武器にかけてすぐれた者』は【同義語の】反復ではない。なぜならば、戦争『戦闘』は「敵に対する】観察・熟慮を含むのに対して、『武器』は行為そのものの中にしか存在しないからである。

II-1-5. 「アエネーイス」第8巻 ver. 547. 「[こののち、アエネーアスは船へと行き、仲間のもとへ戻ると、] その中から、自分に従い戦争へ向かう [武勇にすぐれた者を選び出した]」(前掲訳書、380頁)。これに対するセルウィウスの註解 ad "qui sese in bella sequantur"は次の通りである。「『自分に従い戦争へ向かう』とは、遠征や戦争の準備に随行することである。なぜならば、先に述べたように、『戦争』とは、戦いに必要なものが準備されたり、戦いが行われたりする期間の全体であるのに対して、『戦闘』proelium は戦争の中の衝突に他ならないからである。それゆえ、詩人は、『戦闘へ向かう』ではなく、正しい言い方で、『自分に従い戦争へ向かう』といったのである。|

II-1-6. 原注 1 は 1642 年版から付加された。 「II] - (2)

II-2-1. P. G. W. Glare, Oxford Latin Dictionary, 1982.によれば、「善い、立派な」を意味するラテン語 bonus は、「贈り物、名誉」を意味するサンスクリット語 duvas に由来する duonus という古語が変化したものであり、「二度、二倍」を意味するラテン語の bis は、「二度」を意味するサンスクリット語の dvih から作られた古語 duis から生まれた。

II-2-2. 本節で述べられている「戦争」bellumという語の語源論は、アルベリクス・ゲンティーリス「戦争の法について・三巻」に依拠していると思われる。

この点について、伊藤不二男「アルベリクス・ゲンティリスの戦争概念」、前掲、 26、27 頁および 31 頁注(三)を参照されたい。

II-2-3. 平和 pax を一体性 unitas と結びつけて論ずるのは古代以来の伝統的な考え方である。中世では、トマス・アクィナスも、「神学大全」第一部、設問103、第 3 項で、「それ故に、多数を治める者の志向するところは、一体性ないし平和である est unitas sive pax」と説き、「君主統治論」第 1 巻、第 2 章では、「しかし、社会に結合した民衆にとっての善ならびに安全は、かれらの一体性が保存されることである。これは平和と呼ばれる。そして、この平和が失われると、社会生活の効用が失われる。それどころか、民衆が互いに反目するとき、自分たち自身が、自分たちの重荷となる」と述べている(柴田平三郎訳「君主の統治について」、岩波文庫、2009 年、25 頁。ただし、引用に際して、訳文を一部変更した)。

Ⅱ-2-4. バルベイラックは、「われわれが平和を一体性と呼ぶのと同じような意 味で」という句について、次のように注記している。「『戦争』を意味する duellum が『二』を意味する duo から生まれたというとき、その『二』は、二人 の人物の間の相反を指すと理解されるが、これと同じように、われわれは、戦争 と反対の『平和』を、戦争の場合とは反対の理由で、多数者の一体性と呼ぶので ある。」また、イシドールスは、「語源録」(XVIII, 1, 9)) において、「戦争 bellum は、以前には duellum と呼ばれていた。なぜならば、闘争する二派の当事者 duae partes があるからである。または、一方が勝利者となり、他方が敗者となるから . である。その後、一語「d]が変化させられ、一語「u]が削除されて、戦争 bellum といわれるようになった | と説明している。したがって、この戦争という 言葉に関するゲンティーリスおよびグローティウスの語源論は、おそらくイシ ドールスに依拠しているのであろう。ただし、P. G. W. Glare, Oxford Latin Dictionary, 1982.によれば、「二」を意味するラテン語 duo は、「二」を意味するサ ンスクリット語の dvau を語源としているが、「闘争」を意味する古いラテン語 duellum は、dunotiというサンスクリット語を語源としている。したがって、duo から duellum が派生したわけではない。

II-2-5. グロノヴィウスもバルベイラックも戦争ポレモス πολεμος の語源として、多数という意味のポリュス πολυς をあげている。しかし、バルベイラックは、語源の探求という領域は広大であって、ポレモスの語源も確定しがたい、したがって、これ以外の見解もありうると指摘している。

II-2-6. バルベイラックは、〈〉印括弧内の文章について、次のような意見を述べている。「グロノヴィウスは、デュエー  $\delta$ υη の説明として、悲惨、不幸を意味する別のギリシア語をあげているが、これではグローティウスの語源論を説明したことにならない。おそらく、グローティウスは、デュエーという言葉を、痛・悲しみを意味するリュペー  $\lambda$ υπη の意味で理解したのであろう。そして、同時に、リュペーという言葉は分解を意味するリュオー  $\lambda$ υω に由来するというプラトンの語源論を念頭に置いていたと思われる。グローティウスは、この哲学者にならって、身体の分解を意味するデュエーという言葉が、苦痛・悲しみを受けることを意味するデュオー  $\delta$ υω に由来すると考えたのであろう。苦痛は身体の一体性・統一性が損なわれることによって生ずるというのが、当時の哲学の一般的な考え方であった。」プラトンは、「テオテュロス」において、「また "苦痛"リュペーは、この状態にある例体がこうむる分解ディアリュシス  $\delta$ ια $\lambda$ υσις から名付けられているようだね」と語っている(水地宗則訳、プラトン全集 2 所収、岩波書店、1974 年、111 頁)。

II-2-7. <>印括弧内の文章は、1631 年版から付加された。

### [II] - (3)

II-3-1. バルベイラックは、その例として、ホラーティウス「風刺詩」第1巻、第3歌 ver. 107、およびテレンティウス「宦官」第1幕、第1場 ver. 16をあげている。「風刺詩集」第1巻、第3歌 ver. 107には、「あの忌まわしい戦い[=トロヤ戦争]の、原因となった美女ヘレナの、前にも多くの女達が、同じく浮気をしたけれども、それらはすべて知られずに、葬られたということだ」(鈴木一郎訳「風刺詩集」、ローマ文学集、前掲、149頁)とあり、テレンティウス「宦官」第

1幕、第1場 ver. 16には、「恋にはあらゆる災いが詰まっています。侮辱、疑惑、喧嘩、休戦、戦争、また平和」とある(谷栄一郎訳「宦官」、ローマ喜劇集5、前掲、246頁)。これらの場合には、戦いまたは戦争という言葉が、公戦もしくは戦争状態一般を指す言葉として使用されている。

II-3-2. グロノヴィウスは、その例として、ローマ法上、養子縁組は自権者養子縁組と他権者養子縁組とに区分され、前者は adrogatio、後者は adoptio と呼ばれるが、普通名詞としての養子縁組は adoptio と呼ばれていること、およびアリストテレースが(「政治学」第3巻、第7章で)、国制(ポリテイア)を、王政(モナルキア)、貴族政(アリストクラティア)、国制(ポリテイア)の三つに分類したことをあげている。後者の「国制」ポリテイアについて、アリストテレースは、「多数の者が公共の利益を目指して国事に携わる場合は、すべての種類の国制に共通した名で『国制』と呼ばれる」(牛田徳子訳、前掲、133頁。ベッカー版では1279a39.)と説明している。グローティウス自身は、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第16章、第9節で、ローマ法上の養子縁組の事例のほかに、性別を問わない普通名詞が存在しないとき、男性名詞が普通名詞として用いられることなどを、その例としてあげている。

ることなどを、その例としてありている。 [III] - (1)

III-1-1. この文章は意味が取りにくい。「法とは不正でないもののことであるという場合の法である」という文章を、バルベイラックは、「戦争の法とは、正確にいえば、敵に関して、不正とされずに行いうることである、というように」と翻訳している。

III-1-2. キケロー「義務について」第3巻、第5章21。キケローの文章は次の通りである。「さて、人が他人からものを奪い取り、他人の不利益によって自分の利益を増やすことは自然に反する。それは死や貧窮や苦痛や、そのほか身体あるいは体以外の所有物に起こりうることのなにものにもまして自然に反する。なぜなら、それはまず第一に人間の共生と社会を破壊するからである」(高橋宏幸訳、前掲、290頁)。なお、この出典表示(De off. III)は、すでに初版で、グローティウス自身が欄外に注記している。

III-1-3. 「学説集」第1巻、第1章、第3法文。この法文については、「プロレゴーメナ」第14節および訳注14-2(本誌、前号271-272頁、313頁)を参照されたい。なお、この出典表示(L. ut vim. D. de Iust. et iure.)も、すでに初版で、グローティウス自身が欄外に注記している。

III-1-4. セネカ「怒りについて」第2巻、第31章7。セネカ「怒りについて」には複数の翻訳があるが、訳者が参照したのは、兼利琢也訳、セネカ「怒りについて」(セネカ哲学全集1所収、岩波書店、2005年、159頁、160頁)である。なお、この出典表示(De ira lib. ii. cap. 31.)も、すでに初版で、グローティウス自身によって注記されている。

III-1-5. セネカ「道徳書簡集」48・3 [ルキリウス宛]。高橋宏幸訳では、次のように翻訳されている。「(私が友人であるには、どのようなことであれ、君に関係することは私の問題でもなければならない。私たちに友情があれば、あらゆるものを共有できる。順境も逆境も、それぞれ別にあるのではない。人生を分かち合っているのだから。また、幸福に暮らすことは、自分だけを見守る人、すべてを自分の利益に振り向ける人にはできない。君が自分自身のために生きることを望むなら、もう一人の人間のために生きるべきだ。)そのような社会的連帯は、注意を怠らず、誠意を込めて守られるとき、私たち人間同士を結び合わせ、人類共通の法というものがたしかにあると信ぜしめる」(「セネカ哲学全集5」所収、岩波書店、2005 年、177 頁)。

III-1-6. 「コリントの信徒への第一の手紙、第11章1に関する説教」(「コリントの信徒への第一の手紙に関する説教」XXV, 3-5) の冒頭で、クリュソストモスは、「わたしがキリストにならう者であるように、あなたたちもこのわたしにならう者となりなさい」というパウロの言葉を、「これは、もっとも完全なキリスト教の掟であり、はっきりと定められた指標の中でもっとも高くそびえ立っている。すなわち、それは、すべての人々の利益となるものを求めよ、ということである」と説明し、自分のためではなく他人の利益のために行動することこそが

真の徳であり、神に嘉せられることであると説いている。そして、このことを、 パウロの事績や、モーセ、ダヴィデの言葉などによって説明し、さらに、次のよ うに述べている。「なぜなら、神は、われわれすべての者をお互いに結びつけよ うと欲し、一人の隣人の利益のうちに他の者の利益が必然的に結びつけられてい るようにと、ものごとを定めたからである。世界全体がこのように告られている のである。

III-1-7 原注1は1642年版から付加された。

### [III] - (2)

III-2-1. アリストテレースは、「ニコマコス倫理学」第8巻、第7章 (ベッ カー版では第8章、1158611-14)で、次のように述べている。「しかし、以上の ものとは別に、優越性に基づく形態の友愛がある。たとえば、父親の息子に対す る友愛や、一般に年長者の年下の者に対する友愛、そして、あらゆる支配者の被 支配者にたいする方愛がそうである|(朴一功訳「ニコマコス倫理学」、前掲、 374頁)。アリストテレースは、「優越性に基づく社会」とはいっていない。グ ローティウスは、「優越性に基づく」という語句のみを借用し、これをギリシア 語で記している。

III-2-2. バルベイラックは、この限定句について、大要、次のような解説を注 記している。この限定句が意味しているのは、上位者が下位の者に対して優越す るのは統治に関する場合に限られるということである。君主が臣民の誰かと結ん だ契約については、平等な私人間に適用されるルールが守られなければならない し、統治の任にあたる行政官も、統治に関してはかれの父親に優越するが、私人 としては、父親を尊敬し、その命令に従わなければならない。

III-2-3. たとえば、プリスキアーヌス\*は、「ラテン語文法提要」の構文論で、 語の結びつき方を二種類に区分し、動詞が主語の数と一致する場合や、形容詞と それが修飾する名詞の性数が一致する場合を「一致的構文」constractus convenientiae と呼び、動詞が目的語を支配する場合や、前置詞が名詞を支配する 場合を「支配的構文」 constructus regiminis と呼んでいる。

III-2-4. 原注1は、1642年版から付加された。

III-2-5. フィローンは、「創世記」第9章に関する、「酒酔いからさめたノアが 発した祈りと呪詛について」において、「酒酔いからさめる」とはどういうこと か、「年下」とはどういうことか(父ノアの裸を見たハムはセムとヤファトの年 下の兄弟である)を論じ、その第10節および第11節で、年下ということについ て、次のように説明している。「モーセは、その偉大な歌の中で、民が革新の欲 望にとりつかれたとき、全人民を、思慮を欠いた幼児期の者にふさわしい名前で、 すなわち子供という名で呼んだ。かれはこういう。『なぜならば、主は正しいも の、神聖なものである。ところが、民は主に背いた。傷なしに生まれたのに、ず るく、そして心の歪んだ子供たちよ、おまえたちは、こうして主に報いるのか。 知恵の足りない愚かな民よ』[申命記、32:4-6]。つまり、かれはここで、心の中 で罪を犯し非難に値する者、および浅慮や無思慮から、正しい生活の規範に反し て行動する者を、その肉体の年齢にかかわらず、かれらの心の幼児性によって、 子供と呼んだのである。」したがって、フィローンは、神と人間との間には、父 である神が、思慮分別を欠き父親に反抗的な人間を、父親の命令をよくわきまえ、 これに忠実であろうとする年長者[たとえば、アダムやノア]を通じてしつけよ うとする、一種の家族社会的関係があると考えていた、ということになろう。な お、創世記の記述については、後出訳注 XI-1-13 を参照されたい。

III-2-6. プルータルコスは、「対比列伝・ヌマ」4で、ヌマは「畏くも女神と 親しい仲になり、結婚を考えるところまでいった。すなわち彼は、エゲリアとい う女神と住まいを共にし、暮らしを共ににして愛し合い、人としては幸せ、そし て神のごとく賢くなった」という伝説を紹介し、これは、古い話に出てくるいろ いろな民族の伝説によく似ているが、こんなことは信じがたいと否定した上で、 「とは言うものの、神に人間に対する友情があって、そこから言うところの愛情 が芽生えて、それがその当人をして、性格や他によく心配りをさせるようになる、 そうなれば願ったり叶ったりではあろう」と述べている(柳沼重剛訳「英雄伝1」、 京都大学学術出版会、2007年、180、181頁)。

III-2-7. 原注 2 は、1642 年版から付加された。 [IV]

IV-1. グロノヴィウスは、この道徳的資格 Qualitas moralis を、「習俗や法律によって基礎づけられた力、可能性、自由」と注記している。つまり、このqualitas の意味は、なんらかの能力を示すある種の属性ということであり、moralis の意味は、法人が persona moralis と呼ばれるのと同じように、自然的なものではなく、人工的に、習俗や法律によって認められたもの(あるいは作られたもの)ということである。この moralis は、いわゆる道徳とは無縁である。したがって、Qualitas moralis を「道徳的資格」と翻訳するのは、いかにも不適切な感じがする。しかし、これを「法律上の資格」や「習俗による能力」と翻訳するのも、適切とは思われない。結局、訳者は、他に適切な訳語を見付けることができないという理由で、当面、Qualitas moralis を「道徳的資格」と翻訳しておくこととした。

IV-2. バルベイラックは、そのような権利の一例として、郊外の他人の所有地に別荘を所有する者の例をあげ、別荘の所有者はその他人の土地を通行する権利を有するが、この権利は、その別荘の所有者にのみ認められる権利であり、その別荘の所有権が別の者に移転した場合には、もはや前所有者にはこの権利は認められない、と説明している。

IV-3. 「適性」については、グローティウス自身が、本章、第 VII 節で説明している。

IV-4. 現実態 actus および可能態 potentia という言葉は、アリストテレースが事物の運動・変化を説明するために用いた概念エネルゲイア ενεργεια、デュナミス δυναμις のラテン語訳として、中世スコラ学において確立した術語である。しかし、グローティウスのいう権能と適性がこれとどのように対応しているのかは、必ずしも明確でない。バルベイラックは、「完全な道徳的資格」すなわち「権能」を、「完全な法[ないし権利]」Droit Parfait と翻訳し、これは、強制力を用いてでも行使することができ、それが侵害された場合には不法行為となる、そういう法[ないし権利]であると説明している。この解釈に従えば、適性は「不完全な法ないし権利」ということになろう。

V-1. グロノヴィウスは、その例として、「その人自身のもの Suum」という言葉が、「当然の権利として要求することができるもの」として用いられている法文 (D. 34. 2. 27. 2.)、「各人に各人のもの suum を配分する」という意味に用いられている法文 (Inst. 1. 1. 3.)、そして「自分の所有物もしくは自分に帰属するもの」という意味で用いられている法文 (D. 42. 8. 7. 6; D. 42. 1. 15. 5; D. 32. 50 pr.; D. 32. 73. pr.) をあげている。

V-2. グロノヴィウスは、「自分自身に対する権力」とは、自権者 sui juris の権 力のようなものだと指摘し、その例として、「学説集」第32巻、第50法文、前 文(ウルピアーヌス「サビヌス註解」第23巻)をあげている。念のためにその 邦訳を記しておく。「家子に対して、『かれが**自らの後見**に服するようになったと き』という文言で遺産が贈与されたとき、その文言は、成熟「成年」の時期を意 味する。たしかに、未成熟の家子に対して遺贈される場合には、サビヌスがいう ように、その遺産がかれのものとなるのは、たいてい、かれが家父になったとき ではなく、かれが成熟に達したときだと考えられるべきである。しかしながら、 離婚した夫の余命について疑いをもっている母親が自分の息子に遺産を贈与する ときは、彼女は、たとえその息子が未成熟であったとしても、その遺産がかれの ものとなるのは、かれが成熟となったときではなく、成熟かつ家父となったとき であると考えたと思われる。(なぜなら、もしかれがすでに成熟に達していた場 合には、われわれは、彼女は、息子が家父になったときを考えたと、いっそう はっきり断言することができるからである。)すなわち、彼女は[息子が]『自ら の後見および自らの権力に [服するようになったとき]』in suam tutelam et in suam potestatem といった、と解されるのである。」

V-3. バルベイラックは、「自由を権能と定義した」という文について、「この 定義は、ローマ法大全中の二箇所に見出される」と注記している。その2法文は 次の通りである。(1)「学説集」第1巻、第5章、第4法文(フローレンティヌス「法学提要」第9巻)「自由とは、力または法によって禁止されないかぎり、なにごとをも随意に行うことができる自然的権能 naturalis facultas である。」(2)「法学提要」第1巻、第3章、第1節「そして、奴隷から解放された者が解放自由人 liberti と呼ばれるもとである自由とは、力または法によって禁止されないかぎり、なにごとをも随意に行うことができる自然的権能である。」

V-4. 原注1は、1642年版から付加された。

V-5. 訳者は、「権利とは所有権のこと | Ius pro Dominium という註釈の出典を 確認することができなかった。底本には、この註釈の対象とされたホラーティウ スの作品として、「風刺詩」(第2巻、第3歌 ver. 217, "ius") および「書簡詩」 (第2巻、第2歌、ユリウス・フロールス宛、ver. 174, "in altera iura") があげら れている。「風刺詩」第2巻、第3歌 ver. 217 には「それに名づけて、ルーファ だのプスィルラだのと呼んだ上に、勇士の妻にさだめるなら、そんな行為は禁止 して、法務官はその男の権利をすべて剥奪し、まともな身内に引きわたし、その 保護方を命ずるだろう | と記されており (鈴木一郎訳、前掲、177頁)、「書簡詩 | 第2巻、第2歌 ver. 174 には、「(土地の所有権について、人々は、喧嘩にならな いように隣地との境界を画定する。) しかし、土地の所有権は、あるときは願い により、あるときは代金により、またあるときは力によって、時の経過と共に、 一瞬にして、所有者が変わり、他人のものとなる」と記されている。バルベイ ラックは、グローティウスの念頭にあったのは、「書簡詩 | 第2巻、第2歌 ver. 174の「(所有者が変わり) 他人のものとなる | (permutet dominos et) cedat in altera jura に対する註釈であろうと指摘し、その註釈を「すなわち、他人の所有 権に」id est, in alterius dominium であると紹介している。訳者の調べえた限りで は、アクロンはそのような註釈を付していないし、ホラーティウスの注釈者とし て知られるポムポーニウス・ポルフュリオス(2ないし3世紀の人)は、「他人 のものとなる」in altera iura について、「他人の権限ないし権力に [属するように なる]」in alterius potestatem と註釈している。

5-6. 原注 2 は、1642 年版から付加された。

# [VI]

VI-1. グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第5章、第7節で、公共の利益のためなら、君主は、家父権や主人権を制限することができる、と説明している。

VI-2. グローティウスのいう「通常の権能」と「卓越した権能」の区分は、ほぼ、私権と公権の区分に相当すると思われる(グロノヴィウスは、「通常の権能」を「自己の財産に対する私人の権能」、「卓越した権能」を「私人の財産に対する、執政官の公的権能、もしくは国家の最高支配権」と注記している)。グローティウスが「王の所有権」というとき、それはいわば公的支配権の一部としての所有権を意味している。したがって、本節でグローティウスが用いている dominium を、たんに「所有権」と訳出することは躊躇される。そこで、本節では、dominium を「支配権ないし所有権」と翻訳することとした。

VI-3. グロノヴィウスは、その例として、リーウィウス「建国以来のローマ史」第23巻、第14章の記述をあげている。そこには、前218年のカンナエの戦いで大敗を喫したローマ国の窮状を打開するために、前216年前半期の独裁官に選出されたマルクス・ユニウス・ペラが、ハンニバルをイタリアから撤退させるための兵力を確保する方策として、死刑囚の刑罰を免除し、債務奴隷の解放を命令したことが、次のように記されている。「最近に意気消沈させられた[ローマの]国家を救うための究極の支援策として、……なぜならば、いまは栄誉が[国家の]利益に道を譲るときなのだから……[ペラは]次のように決断し、命令した。すなわち、死罪にあたる犯罪を犯した者、および金銭のために有責判決を受け鎖に繋がれている者で、かれの下で兵士として働くつもりのある者には、その刑罰および金銭[債務]からの解放を命ずるであろう、と。」

VI-4. フィローンは、「創世記」第9章、第20節の「さて、ノアは農夫となり、 ぶどう畑を作った」という聖句について、連続した二つの作品を著している。一つは「農耕について」De agricultura であり、他の一つは「栽培について」De

plantatione である。後者の「栽培」という言葉は、神による天地万物の創造、そしてアダム以後の人間による創造の継続を意味する。フィローンは、この作品の第13章で、モーセが「あなたはかれらを導き、遺産 [嗣業] の山に植えられる」(「出エジブト記」15; 17)と歌った言葉に関連して、すべてのものの支配者であり所有者である神が、いわば一種の特有財産として、遺産を特定の名(神を主人とする賢人たち)に与えることができるのはなぜかという疑問を提起し、国王人をする賢人たち)に与えることができるのはなぜかという疑問を提起し、国王人を用いて、この疑問に次のように答えている。「国王はすべての臣民を支配するが、その支配の仕方は国王の使用人に対するのとは異なる。これと同じように、国王は、私人に属する財産も含めて、全王国内のすべての財産の主人である。しかし、かれが所有者とされるのは、その中の一部、すなわち、かれがその管理を使用人に委託することができる財産のみである。これらの財産は、とくに王領を使用人に委託することができる財産のみである。これらの財産は、とくに王領を使用人に委託することができる財産のみである。これらの財産は、とくに王領者に関する。しかし、それにもかかわらず、とくに国王の宝物と呼ばれるいくつかの財産が存在する。」

VI-5. プリーニウスは、「頌詞」第27節4で、かれが皇帝の寛大さの中でもっとも賞讃すべきことと考えるのは、「皇帝が、自分の財産の中から国民に生活の糧を与え、子供たちに食料を与え、国民の息子たちを、猛獣がその子供にするように、血や肉によっては育てないことである。受け取る側にとってもっともありがたいのは、与えられるものが他人から略奪されたものではないことを知り、できるだけ多くの者が富んで、皇帝だけが貧しくなることを知っているときである。しかし、実際には、このようなことは起こらない。なぜなら、すべての人々がもっている一切の財産が自分に帰属する者は、すべての人々の財産をあわせたのと同じだけのものを、かれ一人でもっているのだから」と述べている。

VI-6. プリーニウス「頌詞」第50節2。ただし、すでにバルベイラックが指摘しているように、プリーニウスの文章は、「皇帝は、自分のものではないものを見ることがある。つまり、元首の帝国はかれの世襲財産よりも大きいのである。」Est quod Caesar non suum videat, tandemque imperium principis quam patrimonium majus est. である。グローティウスは、Est quodを Ecquidと書き換えることによって、プリーニウスの文意を逆転させている。

VI-7. ソールズベリーのジョンは、「君主と暴君の違い」について述べた「ポリクラクティクス」第4巻、第1章(グローティウスの注記では、第5巻、第1章)の冒頭で、「君主」を説明し、次のように述べている。「君主は、法を遵守し、人民に奉仕することができると信じられる意思をもって人民を統治する。そして、国家の仕事を遂行し、負担を引き受けるとき、法の恩恵によって、第一人者の地位を自分のものとする。すなわち、私人が自分の個人的なことにとらわれているのに対して、君主は社会全体の負担と格闘しているのである。この点で、かれは他の者に優越する。それゆえ、かれにふさわしいものとして、かれには、すべての臣民に対する権力 potestas が与えられているのである。」

VI-8. 原注 1.は 1642 年版から付加された。

### [VII]

VII-1. アリストテレースは、配分的正義について説明した「ニコマコス倫理学」第5巻、第3章で、アクシアー  $\alpha$ ξ $\alpha$ という言葉を3回使用している。それらは、朴一功訳では次のように翻訳されている(太字部が原文のアクシアーに該当する)。「さらに、この点は『価値』(アクシアー)に即した配分のことを考えてみても明らかである。なぜなら、配分における正しさは何らかの価値に即したものでなければならないという点については、例外なくすべての人々が同意するけれども、しかしだれもがその価値を同じものと主張しているわけではなく、民主制支持者たちは自由を、寡頭制支持者たちは富を、あるいは生まれのようを、また貴族制理学」、前掲、208、209頁)。なお、底本もバルベイラックも、フシマコス倫理学」、前掲、208、209頁)。なお、底本もバルベイラックも、フシマーという語の出典を「ニコマコス倫理学」第5巻、第6章と注記している。しかし、加藤、朴両氏の邦語訳の第6章には、アクシアーという言葉は存在しない。バルベイラックが第5巻、第6章の文章として紹介している原文(1131a25-26)

は、加藤訳や朴訳では、第5巻、第3章に存在する。これは、グローティウス、 バルベイラックおよび底本の編者(底本の注記はベッカー版によっている)が利 用した版の区分と、加藤訳や朴訳の底本とされているバイウォーター版の区分と が異なっているからであろう。また、グロノヴィウスもバルベイラックも、グ ローティウスがアクシアーの訳語として採用した「相応の価値があること」 dignitas について、キケローの文章「正義とは、共通の利益を保ちながら、各人 に相応しい価値を各人に配分する、心のあり方である | Iustitia est habitus animi communi utilitate conservata suam cuique tribuens dignitatem. (「発想について | De inventione, II. 160) をあげて、dignitas はアクシアーよりも広い概念で、完全な法 と不完全な法の両方を含むと指摘している。キケローの文章は、岩波版「キケ ロー選集」では、次のように翻訳されている。「正義とは、公共の利益を保ちな がら、各個人をそれぞれ相応に尊重するような精神の恒常的状態である」(片山 英男訳「発想論」、キケロー選集6所収、岩波書店、2000年、143頁)。なお、こ の「ニコマコス倫理学、第5巻|(V. Nic.)という出典表示は、すでに初版で、 グローティウス自身が欄外に注記している。

VII-2. ミカエルの註釈「適合するものないし適切なもの」το προσαρμοζον και το ποεπον という言葉は「ニコマコス倫理学註解」中にあると推定されるが、 訳者はそれを確認することができなかった。

VII-3. キケロー「義務について」第1巻、第17章。原注の訳文は、高橋宏幸 訳、前掲、162頁によっている。ただし、訳語を一部変更した。

VII-4 「戦争と平和の法・三巻 | 第2巻、第7章、第9節では、相続すべき 子が存在せず、遺言も明確な法律も存在しない場合には、遺産のうち祖先伝来の 財産は、その財産の元の所有者またはその子に、すなわち父方に由来する財産は 父方の親族に、母方に由来する財産は母方の親族に与えられなければならないと いう原則が示され、この原則の論拠として、プラトン「法律」第10巻、第6章 中の「だからわたしは、立法者として、次のように定めておく。諸君も、また諸 君のこの財産も、諸君自身に属するものではなく、過ぎ去った昔から遠い将来ま での、諸君の一族全体に属するものであり、」(森進一・池田美恵・加来彰俊訳 「法律」、「プラトン全集」13 所収、岩波書店、1976 年、678 頁)などがあげられ ている。プラトンの議論は、ソローンが、相続すべき子がいない場合には、被相 続人は、その財産を遺言によって自由に処分することができる、とする法律を公 布したと伝えられていることに対して、先祖伝来の財産については、遺言による 自由な処分が認められるべきではない、と主張したものである。したがって、グ ローティウスの主張する相続の原則は、完全な法ではなく、適性を基準とした不 完全な法だということになる。また、グローティウスは、「戦争と平和の法・三 巻|第2巻、第7章、第10節で、相続すべき子が存在しない場合には、新たに 取得された(先祖伝来の財産ではない)財産は、被相続人が遺言によって自由に 処分することができるが、遺言がない場合には、被相続人の意思を推定して、最 近親者に与えられなければならないという原則を提示し、この原則の正しさを、 原注1に引用された、キケロー「義務について」第1巻、第17章の文章などを 典拠として証明している。この議論の中で、グローティウスは、キケローの「ま ず第一にわたしがいま述べた人々に差し出されなければならない」という言葉に 関連して、「差し出されなければならないとは、すなわち、[権能に属する] 補完 的な正しさ [ないし法] に基づいて ex iure expletorio 差し出されなければならな いということではなく、[適性] アクシアーにしたがって κατ' αξιαν 差し出され なければならないということである」と述べている。

VII-5. セネカは、「恩恵について」第4巻、第11章4-6で、次のように述べ ている。「われわれがまさに人生の終わりに達して遺言状をしたためるとき、自 分に何の益ももたらさない恩恵を分かち与えることはないだろうか。また、誰に どれだけ与えようかと、何と多くの時間を費やし、何と長い間心の中で考えるこ とか。実際、誰からもお返しを受けるはずがないのだから、誰に与えようと同じ であろう。しかし、利を得ることが遠のいて、眼前にはただ道徳的理想のみが 残っているときにこそ、われわれは最も注意深く与え、最も厳格に自分の判断を 吟味するのである。自分の義務が期待や恐れや最も怠惰な悪徳である快楽によっ

て歪められている間は、われわれは義務について正しく判定することができない。だが、死がそうした弊害をすべて取り去り、われわれに清廉な審判人となって判定を下すよう促すとき、われわれは自分の財産を引き渡すのに最もふさわしい者を探すことになる。そして、自分とは関係のないこの問題を、他の何よりも細心の注意を込めて解決しようとする。……もしもお返しの見込みがあるときしか恩恵を与えないのなら、われわれは遺言を残さずに死ぬべきであろう」(小川正廣訳、セネカ「恩恵について」、セネカ哲学全集2所収、岩波書店、2006年、305頁)。

VII-6 アウグスティーヌスは、「キリスト教の教義 | 第1巻、第28章および 第29章で、「隣人を愛しなさい」という掟について説明し、第28章では「とこ ろですべての人を平等に愛さなければならない。けれどもすべての人を助けるこ とはできないのだから、せめて時間とか場所といった状況に制約されて、いわば ある種の偶然によってあなたと結びつけられた人々に対してせいぜい心をくだく べきである」と述べ(加藤武訳、アウグスティヌス「キリスト教の教え」、前掲、 59頁)、第29章では、「しかしわれわれはすべての人々がわれわれと一緒に神を 愛することを望まねばならない。われわれが助けるにせよ、われわれが助けられ るにせよ、すべてのことは一つの目的に帰着しなければならない。……われわれ は神を愛するすべての人を神からいただいている。それのみか、彼らが存在する こと、彼らが神を愛すること、すべては神が賜ったものである。神に関してなら、 神を愛していることを人に知られてもその人の機嫌を損じないかなど、心配する には及ばない。そして神はご自分が愛されることを望まれる。しかし、それは神 がご自分のためになにかをしてもらうためでなく、神が愛する人々に永遠の報酬 をお与えになるためではないか。永遠の報酬こそ神を愛するすべての者が愛して いるものである。そこからわれわれの敵をさえ愛することが生じる」と述べてい る (同訳書、60、61 頁)。

VII-7. 原注1は、1642年版から付加された。

# [VIII] - (1)

VIII-1-1. 本節で説明されている補完的正義 iustitia expletrix および帰属的正義 iustitia attributrix という概念は、グローティウスが、アリストテレースの匡正的 正義と配分的正義、さらには、おそらく、中世スコラ哲学に由来する交換的正義 iustitia commutativa と配分的正義 iustitia distributiva の概念を批判的に継承して、創作した正義概念である。本節では、なぜそのような概念が必要なのか、その理由が説明されている。ちなみに、グロノヴィウスは、補完的正義とは、一般に配分的正義 と呼ばれているもののことであり、帰属的正義とは、一般に配分的正義と呼ばれているもののことである、と注記している。なお、この注記に対するバルペイラックの批判について、訳注 VIII-1-3 を参照されたい。

VIII-1-2. アリストテレースは、「ニコマコス倫理学」第5巻、第2章および第4章で、シュナラグマ συναλλαγμα という語を数回使用している。しかし、シュナラクティケー συναλλακτικη という語形は使用していない。このシュナラクティケーは、おそらく「ニコマコス倫理学」第5巻、第2章(1131a1)の「他の一種は人と人との係わりにおいて[エン・トイス・シュナラグマシ εν τοις συναλλαγμασι] その関係をただしく規制するものである」(加藤信朗訳「ニコマコス倫理学」、アリストテレス全集13、岩波書店、1973年、151頁)および第5巻、第4章(1131b27)の「残りの一種は規制的な正しさ[=匡正的正義]であって、本意からのものであるにせよ、不本意なものであるにせよ、人と人との係わり合いにおいて生まれる」(加藤訳、134頁)という文章を念頭に置いて、グローティウスが案出した語であろう。シュナラグマという語は、加藤信朗訳では、「人と人との係わり」または「商取引」と翻訳され、朴一功訳(前掲)でも「人と人との間の交渉」または「取引」と翻訳されている。

VIII-1-3. グロノヴィウスは、この点について、次のように説明している。「アリストテレースは、取引ないし人と人との係わり(シュナラグマ)に二種のもの、すなわち随意ないし本意の契約と、非随意ないし不本意の契約とがあることを認めている。グローティウスが『狭すぎる』というのは、かれがもっぱら前者を考えているからである。この立場からすれば、『わたしの物の占有者がそれをわた

しに返還する」のは、アリストテレースのいう本意の契約に基づくものではない し、ローマ法学者のいう準契約でもないから、それがシュナラグマから生ずると はいえない。この返還義務は、私的所有権が導入された後、各人のものが各人の もとにあり続け、そうでないものは回復されなければならないという、黙示の合 意が存在することに基づくのである。| これに対して、バルベイラックは、グロ ノヴィウスの説明の随意契約と不随意契約に関する部分についてはこれを是認し た上で、しかし、準契約に言及するのは誤りであると指摘し、さらに、シュナラ グマは、アリストテレースの場合には、補完的正義ないし匡正的正義が適用され る対象または場を意味しているのだから、それを補完的正義から生ずる返還義務 の根拠とすることはできないし、グロノヴィウスのいう交換的正義はアリストテ レースの匡正的正義とは異質の概念である、と批判している。

VIII-1-4. アリストテレースは、「ニコマコス倫理学 | 第5巻、第4章(1132a18) で、「匡正的正義」(ト・ディオルトーティコン・ディカイオン)を、「是正的正 義|(ト・エパノルトーティコン・ディカイオン το επανοοθοτικον δικαιον)と 言い換えている。したがって、「匡正的正義」は、「是正的正義」と同義である。

VIII-1-5. アリストテレースは、「ニコマコス倫理学 | 第5巻、第2章(1130b30-33) で、部分的正義を、共同体を前提とする配分的正義(ト・ディアノメーティコ ン・ディカイオン)と、必ずしも共同体を前提とせず、シュナラグマすなわち人 と人との関わり合いがある限り、これを正しく規律する匡正的正義(ト・ディオ ルトーティコン・ディカイオン。この語は、加藤訳では「規制的な正しさ」、朴 訳では「是正的な正しさ」と翻訳されている)とに分類している。

VIII-1-6. バルベイラックは、「統治に関する先見性 | providentia rectricis とい う言葉でグローティウスが考えているのは、主として、公務および報酬の適正な 配分ということである、と注記している。

### [VIII] - (2)

VIII-2-1. アリストテレースは、「ニコマコス倫理学」第5巻、第3章(1131b13-15) で、配分的正義を、ある人Aに配分されるものBと、別の人Cに配分されるも の D との間に、A:B=C:D という比例式が成り立ち、さらにその比例式の各項 が等比によって構成されている(たとえば、C=2A、D=2B)場合に成立すると 説明し、「このような比例関係は、数学者たちが『幾何学的比例関係』(ゲオーメ トリケー・アナロギアー)と呼んでいるところのものである。というのも、幾何 学的比例関係においては、全体の全体に対する関係「すなわち A+C(人の全体) と B + D (配分される物の全体) のこと] が部分の部分に対する関係 [すなわち A:B]と同じだからである」と述べ(朴一功訳、210頁)、アクシアーに即した 配分がこのような配分的正義の一つであるとしている。したがって、グローティ ウスのいう帰属的正義には幾何学的比例が適用されることになる。また、算術的 比例については、第5巻、第4章 (1132a1-10) で、線分の例を用いて次のよう に説明されている。たとえば、長さの等しい三本の線分 A、B、C があるとき、 A から a の長さの線分を切り取って C に加えると、A、B、C 三本の線分の間に、 (A-a)、(A)、(A+a) という関係が成立する。これが、算術的比例である。つ まり、算術的比例とは、各項の間に等差の関係がある数列、たとえば、2、4、6 あるいは3、6、9などの間に成立する関係をいうのである。したがって、これは、 いわゆる比例式としては成立しない。それ故に、グローティウスは、アリストテ レースの文章を少し変えて、「数学者の間では、これ [幾何学的比例] のみが比 例と名づけられている」といったのであろう。また、アリストテレースは、この 算術的比例が匡正的正義に用いられる理由を、次のように説明している。「それ に対して、人と人との交渉における『正しいこと』とは、たしかになんらかの 『等しいもの』であり、『不正なこと』とは、その等しさを欠いたものであるが、 しかし先の比例関係に従うのではなくて、『算術的な比例関係(アリトメーティ ケー・アナロギアー)』に従うのである。というのは、たとえば品位ある人が低 劣な人からだまし取った場合でも、低劣な人が品位ある人からだまし取った場合 でも、そこにはまったく違いがないからであり、また品位ある人が姦通したとし ても、低劣な人が姦通したとしても、そうした行為には何ら違いがないからであ る。法というのは、ただ損害の差異だけに注目し、一方が不正な行為をし、他方

がそれを身に受ける場合、また一方が害を加え、他方が害を受けた場合、その当事者たちを差別なく等しい者として扱うのである。したがって、この場合の『不正なこと』とは、等しさを欠いた事態なのだから、裁判官はこれを『公平にする』ように務めるのである」(朴一功訳、212頁)。グローティウスは、本節第1パラグラフで、アリストテレースのいう是正的正義は、かれのいう補完的正義のことだと述べているから、補完的正義には資術的比例が適用されることになる。ただし、アリストテレース自身が、補完的正義や帰属的正義という言葉を使用し、それを比例によって説明しているわけではない。

VIII-2-2. ほとんどすべての註釈者および翻訳者が、原文の「単純委託」commensio simplex を「単純比例」proportio simplex に読み替えている。たとえば、グロノヴィウスは、「単純委託」について、ホルネイウス\*の「倫理論集」をあげ、この作品の中で、ホルネイウスが、「公的任務に適した人物が一人しかいない」場合には、算術的比例によることが可能だと述べている、と注記している。また、バルベイラックは、「この事例は、アリストテレースが二つの比例関係として取り上げている問題とは根本的に異なるのだから、グローティウスは、強いてアリストテレースのいう二つの比例関係に引き付けて整理しようとせず、自分の見解を述べるべきだった」とも述べている。しかし、グローティウスは、比例proportioではなく、委託 commensio という語を使用している。グローティウスの用なぜこの語を選択したのか、その理由はよくわからないが、グローティウスの用語法にはなんらかの理由があったものと思われる。そこで、本邦訳では、委託commensio を比例 proportio と読み替えないことにした。いずれにせよ、この箇所を本節全体の文脈にそって理解することは相当困難である。

VIII-2-3. 底本の編者注によれば、この語句の出典は、1589 年版カッシオドー ルス「弁証法について」De dialectica.である。そして、バルベイラックは、「類比 の中に存在するのは類似ではなく、状態ないし外形のある種の比較である」In proportione non est similitudo, sed quaedam habitudinis comparatio.という文章を紹介 している。この文章は、「聖俗文献提要」の古い刊本(たとえば、後出 1588 年版) の第2部、第3章「弁証法について」De dialectica 中に存在する。ここで、カッ シオドールスとされる著者は、アリストテレース「トピカ」第2章の「比喩は、 類似のものであるがゆえに、その意味するものを、なんらか認識させる」(村治 能就訳「トピカ」、アリストテレス全集2所収、1970年、岩波書店、167頁)と いう言葉を踏まえて、「統治者 magistratus は、都市において籤で選ばれるべきか と問われるならば、われわれは、決してそうではないという。なぜならば、船に おいて、船長が籤で任命されることはないからである。すなわち、そこには類比 proportio がある。というのは、船長と船の関係は、統治者と都市の関係のような ものだからである。しかし、ここで問題なのは、ことがらの類似性から導き出さ れることではない。なぜならば、そこでは、都市に対する場合とその他の場合に 対する、一つのことの比較が問題とされているからである」と述べている。そし て、その後に、バルベイラックの引用する文章が記されている。しかし、この一 節を含む「トピカについて」de topicis という小項目の最初の約10頁分(Magni Aurelii Cassiodori Senatoris Viri Patricii, Consularis Opera, Parisiis 1588, pp. 286 ~ 295.) の文章は、ガレティウス Johannes Garetius 編「カッシオドールス全集」(全 2巻、1679年)の「聖俗文献提要」には収められていない。したがって、ガレ ティウス版に基づく Migne 版にも、また現代の普及版(たとえば、R. A. B. Mynors、Cassiodori senatoris Institutiones, Oxford 1937.) にも、この文章は存在し ない。ちなみに、ガレティウス版では、「プロレゴーメナ」第 43 節、原注1およ び訳注5(本誌前号290頁、338~229頁)で言及されている「友情について」 De amicitia も、すでに、カッシオドールスの著作から排除されている。

VIII-2-4. ホメーロス「イーリアス」第 14 歌(ver. 382)には、トロイア戦争終盤の一場面で、ヘラーの策略によってゼウスが眠っている間にアカイア軍に加勢しようとしたポセイドンが、「さあ、そなたらはみな、わたしのいう通りにしてくれ。陣中にある最良、最大の楯を身につけ、頭は燦然と輝く兜で被い、手には最長の槍を取って突撃しよう。わたしが先頭に立とう。こうなっては、プリアモスの子へクトルがいかに気負うとも、はや踏みとどまることはできぬと思う。

また豪勇の士であって、小型の楯を肩に担ぐ者は、それをひ弱な男に譲り、自分はもっと大型の楯を身につけよ」と檄を飛ばしたのを受けて、「一同はその言葉に耳を傾け、それに随った。テュデウスの子にオデュッセウス、それにまたアトレウスの子、アガメムノンらの諸王は、身に受けた傷をものともせず、自ら軍勢の戦列を整え、全員を見廻って、武器を交換させる。優れた者は優れた武具を身につけ、劣った者には劣った武具を渡す」(松平千秋訳、「イリアス・下」、岩波文庫、1992年、68、69頁)と記されている。

VIII-2-5. 原注1は、1642年版から付加された。

#### [VIII] - (3)

VIII-3-1. グロノヴィウスは、「補完的正義の対象となるのは個人の物についてである」という文について、ホルネイウス「倫理論集」を見よ、と注記している(ただし、訳者はこの文献を検索することができなかった)。したがって、グローティウスのいう「いく人かの人たち」の一人は、おそらくホルネイウスなのであろう。

VIII-3-2. キュロスは、おそらく 12、3歳のとき、母方の祖父メディア王アス テュゲスに呼ばれて、母マンダネと共にメディアに滞在していた。母親がペルシ アに戻るとき、母親はキュロスをペルシアに連れて行こうとしたが、かれは祖父 の元にとどまることを希望し、息子がまだ正義を修得していないのではないかと 心配する母親に対して、自分はすでに正義を修得していると母親に説明した。 キュロスの教師の話は、その説明の中に出てくる。クセノフォーン「キュロスの 教育 | 第1巻、第3章、第16、17節には、次のように記されている。「そこで、 母親は言った。『わが子よ、お前の先生がかの地にいるのに、お前はこの地でど のようにして正義を学ぶのか』。キュロスも言った。『お母様、僕はその正義を完 全に身につけています。』『お前にはどうしてそれが分かるのか』とマンダネは 言った。かれは言った。『僕がすでに正義を十分に心得ているというので、先生 は僕に他の者を裁かせられたからです。それに、裁定では僕が正しく裁定しませ んでしたから、一度懲らしめに打たれたことがありました。そして、その裁定は 次のようなものでした。小さな衣服を着た大きな少年が、小さな少年の着ている 大きな衣服を剥ぎ取り、自分の衣服を小さな少年に着せ、小さな少年の衣服を自 分が着用しました。そこで、僕はそれぞれが身丈にあった衣服を着けるほうがど ちらにとってもよいことだと判断し、この者たちにそのような裁定を下しました。 だが、このことで先生は僕を打って次のように言われました。衣服が身体にあっ ているかどうかの裁定者が僕であれば、そのようにすべきであろう。だが、衣服 がどちらのものであるかの判決を下すのが必要な時は、誰がそれを所有するのが 正しいのか、ということが考慮されるべきなのだ。力づくで剥いだ者がその衣服 を保持するのが正しいのか、それとも衣服を作った者が、あるいはそれを買った 者が所有するのが正しいのか、ということなのだ。彼は適法であることが正しい のであり、違法なことが不正なのだから、裁判官は常に法に従って判断を下すべ きだ、と要求されたのでした。こういうわけですから、お母様、僕は正義という ものをすでに完全に理解しています。だが、本当に僕が正義について何かをさら に必要とするようになりますと、ここにおられるお祖父様が僕に教えてください ましょう』|(松本仁助訳、クセノフォン「キュロスの教育」、京都大学学術出版 会、2004年、22~26頁)。

VIII-3-3. <>印括弧内の「この区別は、」以下の文章は、1631 年版から追加された。

VIII-3-4. クセノフォーン「キュロス王の教育」第2巻、第2章、第18節に次のように記されている。「(クリュサンテスがこういった。)ところで、キュロス殿下と列席のすべての者たち、自分は人並み以上に優れた者たちも、人より劣った評価をされる者たちも自分らと一緒に出陣したのを知っております。ところが、勝利を得ますと、これらの者たちはすべて同じ分け前に与る、と信じていまじていました。しかし、自分はこの世で劣った者と優れた者を同等に評価することほど不公平なことはない、と思っております。そこで、キュロスはこう答えた。では、神々にかけて、お前たち、わしらが苦労した結果、神が勝利を授けられる場合、すべての者に平等に分け前を与えるのと、各人の業績を考慮してそれに比例した

褒賞を与えるのと、どちらがよいと思うのかを討議しようと軍隊に提案するのが、 わしらのとる最善の方法ではないか」(松本仁助訳、前掲、82、83 頁)

VIII-3-5. 「訴訟において貧しい者に同情して助けてはならない」という文章は、「出エジプト記」第23章、第3節にある。「レヴィ記」第19章、第15節の文章は、「不正を行ってはならない。不正に裁判してはならない。弱い者の肩をもったり、力のある者にえこひいきしてはならない。隣人を裁くときには、正しく裁け」である。

VIII-3-6. フィローンは、「特別の掟について」第4巻の、「裁判官について」 De iudice と題された第9章ないし第13章 (=第55節ないし第78節) で、裁判官の備えるべき性質と義務について論じている。グローティウスが引用している文章は、第12章 (第70節) にある(ただし、現在の普及版の文章とまったく同じというわけではない)。ここで、フィローンは、次のように述べている。「裁判官に与えられた第3の掟は、訴訟当事者になんらかの配慮をすることにまさって、ことがらそれ自体を探求しなければならないということである。そして、[裁判官は]想定されうるあらゆる仕方で、訴訟当事者に対する一切の配慮から自らを切り離し、知り得たことや記憶していることについて、それらをすべて無視するかあるいは忘れるように、自らを規律しなければならない。」

VIII-3-7. 原注1は1646年版から付加された。

## [IX] - (1)

IX-1-1. グロノヴィウスは、このような「法律」という言葉の用例として、セネカ「怒りについて」第 2 巻、第 27 章の「宇宙にとって、われわれの存在が冬と夏を交替させる理由ではないのだ。それらにはそれら自身の法則[法律 lex]があり、神的なものはその法則[法律]に従って働いている」(兼利琢也訳、前掲、152 頁)および「恩恵について」第 4 巻、第 12 章の「実際、同じようにわれわは法律を正義と不正の物差し[規則 regula]と言うが、物差し[規則]もそれ自体として望ましいものではない」(小川正廣訳、前掲、306 頁)という言葉をあげている。前者の自然法則という意味の lex が適切な例といえるかどうか疑問であるが、後者は適切な例といえよう。

IX-1-2. バルベイラックは、「許可は、法律の作用ではなく、法律の作用の否定である」というグローティウスの見解を批判して、立法権の保有者には、すべてのことを法律によって規制する権限だけでなく、あることについては法律を制定せずに、人々の自由に委ねる権限もあるのだから、これも一つの法律であり、これによって人々に自由が与えられるのも法律の作用の一つである、と注記している。

IX-1-3. グロノヴィウスは、「すでにわれわれが説明した正義にだけ関係している」という語句について、これは「特殊的正義のことである。そして、これは、あるいは取引的(シュナラグマティケー)正義であり、あるいは配分的正義(ディアノメーティケー)正義である。すなわち交換的正義あるいは配分的正義である」と注記している。しかし、この語句は、前節でグローティウスが説明している補完的正義と帰属的正義を指すと理解する方がより適切であろう。

IX-1-4. ホラーティウス「風刺詩集」第2巻、第3歌 ver. 112. (底本では ver. 211.と注記されているが、これは誤植である)。鈴木一郎訳「風刺詩集」(前掲)では、(世界の歴史や記録などをよくよく調べてみるならば、)「正義などという観念は、不正不義への恐れから出ていることを知るだろう」と翻訳されている。なお、この語句については、「プロレゴーメナ」第6節、訳注1(本誌、前号、304、305頁)も参照されたい。

IX-1-5. ホラーティウス「詩論」ver. 122.には、「己れの従うべき掟はないと宣言し」(岡道男訳「ホラーティウス・詩論」、岩波文庫、1997 年、237 頁)と記されている。これについては、「プロレゴーメナ」第3節および訳注6(本誌、前号、263、301 頁)を参照されたい。

IX-1-6. 「かれは法を侮る者である」legum sit contemtor.という註釈の出典は確認できなかった。ちなみに、アクロンは、「かれは、法が自らの[能]力となるということを、無知からではなく、わかろうとしない」Nesciat leges propotentia sua, non propter ignorantiam.と註釈している。

IX-1-7. 原注1は、1642年版から付加された。.

IX-1-8. アエリアーヌス\*「諸事物語」第2巻、第37章に、次のような記述がある。「病人に飲酒を禁ずる法律について。ロクリスのザレウコスは、数多くの優れたそして有益な法律を作った。しかし、その中には、最悪とまではいえないが、次のような[ひどい]法律があった。もし、エビゼビュリオンのロクリス人の誰かが病気となり、医師の処方なしに、純粋の[=水で薄められていない]ぶどう酒を飲んだときは、たとえかれが健康を回復したとしても、死刑に処されなければならない。なぜならば、かれは許可なしに純粋のぶどう酒を飲んだからである。

IX-1-9. 原注 2 は、1642 年版から付加された。 [IX] - (2)

IX-2-1. アリストテレースは、「ニコマコス倫理学」第5巻、第7章(1134b18-24)で、「ポリスにおける正しさ(ポリーティコン・ディカイオン)のうち、あるものは自然の本性による[ピュシコン]正しさであるが、あるものは法律による[ノミコン]正しさである。自然の本性による正しさはあらゆる所で同じ力をもつ正しさであって、人がそれを認めるか否かに左右されない。法律による正しさは、もともとは、そのようなものであろうと、他のようなものであろうとどうでもよいことであるが、一旦、法律として定まれば、それがどうでもよくなくなるような正しさである」(加藤信朗訳、前掲、165頁)と述べて、ポリスにおける正義を、自然的正義と法的正義とに分類している。これは、ほぼ、自然法との思法の区別に相当する。しかし、厳密にいえば、アリストテレースは、法そのリストテレースの出典を「ニコマコス倫理学」第5巻、第10章と注記しているが、これはベッカー版に基づくものである。加藤訳や朴訳では、該当箇所の文章は第7章に存在する。

IX-2-2. 「法律という言葉をより厳密に用いて」という語句について、グロノヴィウスは、「それは、「たんなる」成文法や支配者の命令としてではなく、ということである」と注記し、バルベイラックは、「それは、立法者の意思に絶対的に依拠する制定法を考えて、ということである」と注記している。

IX-2-3. 「法律的に正しい法」ius legitimum は、「法律による正しさ(ノミコ ン・ディカイオン voutκov  $\deltaικαιον$ )」の訳語であろう。「法律による正しさ」に ついては、前記、訳注1(訳注 IX-2-1)を参照されたい。なお、アリストテレー スは、「ニコマコス倫理学」第5巻、第10章 (1137b11-17) で、「そこで、問題 が生まれるのは、公平が正しさでありながら、法律による κατα νομον 正しさで はなく、法律的な正しさを補正するものであるという点にある。そして、このこ との起こる原因は、法律はすべて一般的なものであるが、或る種のことに関して はこれを一般的な命題として規定することが不可能であるという点にある。そこ で、一般的な命題として規定するのが必然ではあるが、それを正しく規定するこ とが不可能である場合には、法律は、当たらないところがあるのを承知の上で、 たいていの場合に当てはまることを取上げて規定する。そして、法律がそのよう なものであるとしても、法律が正しいものである点にはなんの変わりもない」と 述べて(加藤信朗訳、前掲、177、178頁)、「法律による正しさ」の他に、「法律 的な正しさ」[ノミモン・ディカイオン νομιμον δικαιον] という言葉を使用して いる。この言葉の方が、「法律的に正しい法」という訳語にふさわしいようにも 思われるが、アリストテレースは、この「法律的な正しさ」を、法律のもつ一般 的性質との関連で認められる、法律の正しさを示す言葉として使用しており、グ ローティウスの論旨には対応していない。

IX-2-4. バルベイラックは、ト・エン・タクセイの出典として、「ニコマコス倫理学」第5巻、第7章(1135a9-10)の「(不正の行為と不正は異なり、正義の行為と正しさは異なる。すなわち、)不正は自然の本性によるか、法の規定によって定まる」(加藤訳、前掲、167頁。原文 Αδικον μεν γαρ εστι τη φυσει, η ταξει.)という文章をあげている。

IX-2-5. グロノヴィウスは、かれらを、「七十人訳聖書」の翻訳者たちのことと注記し、バルベイラックは、ギリシア化したユダヤ人 Juifs Hellénistes と翻訳し

ている。「ギリシア化したユダヤ人たち」Hellenistae の一般的な意味としては、バルベイラックの解釈の方が適切なように思われる。ただし、グローティウスは、「『七十人訳聖書』でもヨーセフスでも、ディカイオーマタがヘブライ語のミツヴァの訳語として用いられている」と述べている(これについては、後出訳注XVI-6-4を参照されたい)。この点を考慮すれば、グロノヴィウスの注記も軽視することはできない。本稿では、「ギリシア化したユダヤ人たち」を、「七十人訳聖書」の翻訳者に代表される、ギリシア化したユダヤ人たちと考えておきたい。

IX-2-6. 本節でグローティウスが提示しているヘブライ語「ミツヴァ」、「フキ ム |、「ミシュパト | の意味については、さしあたり、赤井節「ヘブライズム法思 想史の研究・序説」、創文社、1969年、101~106頁を参照されたい。赤井氏に よれば、「ミツヴァ」は、主権者としての神の命令、指図を意味し、「フキム」は、 定めることを意味する「ホーク」の派生語で、定められたこと、命じられたこと を意味し、「ミシュパト」は、裁決ないし判決を意味する。ちなみに、「申命記」 第6章、第1節では、「ミツヴァ」、「フキム」、「ミシュパト」の三語が一つの文 章中で使用されている。そして、この一節は、共同訳聖書では「これは、あなた たちの神、主があなたたちに教えよと命じられた**戒めと**掟と**法**であり、あなたた ちの渡って行って得る土地で行うべきもの。」と翻訳され、岩波版「申命記」 (「旧約聖書 III」所収、鈴木佳秀訳)では、「これが戒め、掟と定めで、あなたた ちの神ヤハウェがあなたたちに教えるように命じたものである。あなたたちが 渡って行こうとしている地で、守り行うためである。」と翻訳されている。なお、 本稿におけるヘブライ語の発音表記は、「ウエブスター・ヘブライ語辞典」 Havim Baltsan, Webster's New World Hebrew Dictionary, Hebrew/English: English/Hebrew, Macmillan, 1992,の表記に依った。

IX-2-7. マイモニデースは、「迷える人々のための手引き」第3巻、第26章で、 次のように述べている。「神の命ずる掟ミツヴァにはすべて目的ないし理由があ る。そして、神の命令は、それが積極的命令であるか、消極的命令であるかを問 わず、すべて、なんらかの有益な目的に奉仕している。しかし、その目的および 効用は、殺人や盗みの禁止のようにきわめて明白である場合もあれば、入植地に 果樹を植えた時、最初の三年間はその実を食べてはいけない(レヴィ記、19:23) とか、ぶどう畑にそれと別の種を蒔いてはならない(申命記、22:9)といった命 令のように、その目的および効用が明白でない場合もある。前者のように、その 目的が一般的に明白な命令は「裁定」ミシュパトと呼ばれ、後者のように、その 目的が一般的に明らかとはいえない命令は「法令」フキムと呼ばれる。」さらに、 第3巻、第53章で、とくに、慈愛 khaseed、正しさないし正義 tsadakah、裁き meeshpat の3つの用語を取り上げて解説し、裁き(ミシュパト)については、 「慈悲または罰を要求する正義にしたがって、ある人の行為の是非を裁定ないし 判定すること」と説明している。このように、ヘブライ語のミシュパトには、自 然法という意味はない。ミシュパトおよびディカイオーマタは、現代風にいえば、 むしろ、判例法に相当するといってよかろう。ただし、グローティウスは、ディ カイオーマタを「正義」iustitia と解している(この点についても、後出訳注 XVI-6-4を参照されたい)。そこで、本邦訳では、ディカイオーマタに「裁きな いし正義 という訳語をあてることとした。

IX-2-8. 原注1は、1642年版から付加された。

# [X] - (1)

X-1-1. バルベイラックは、「[人間の] 理性的な本性」に「社会的」sociabilis という言葉が欠けているのは印刷ミス、あるいはグローティウスの見落としではないかと主張し、「社会的」という言葉を加えて翻訳している。しかし、訳者は、このような主張には同意できない。少なくとも本節におけるグローティウスの記述についてみる限り、「社会的」という言葉を加える必要はないし、原注に引用されている文献の文章と対比しても、「社会的」という言葉を加えない方がよいと思われるからである。

X-1-2. フィローン「すべての善良な人は自由である」第7章。この章で、フィローンは次のように論じている。徳は、すべてのものを支配する基礎である。したがって、このような基礎を自らの中にもっている有徳の士は、自分自身を支

配することができる自由な人であり、真の幸福を求めることができる人である。 ただし、スパルタ人やアテナイ人が、リュクルゴスやソローンの法に忠実に従っ たとしても、それだけでは真の幸福を得ることはできない。有徳とは、「不死の 自然によって、不死の知性に刻み込まれているがゆえに滅びることを知らない法」 を忠実に守ることである。

X-1-3. 「兵士の花冠について」第6章。テルトゥリアーヌスは、この作品の第5章で、花を冠にして頭につけるのは花を頭で追い求めるものであって、自然に反していると指摘した後、第6章の冒頭で次のように述べている。「そこで、あなたは神の法を求めるのか。あなたは自然法のなかに全世界に共通する法を持っているではないか。使徒もまたよくそれを引き合いに出しており、女のヴェールに関して、『自然もあなたたちに教えているではないか』と言っている。また、彼はローマの信徒への手紙において、異邦人たちが自然に律法の命じることを行う、と述べて、自然法と法にかなった自然の存在をほのめかしている」(木寺廉太訳「兵士の冠について」、キリスト教教父著作集16(テルトゥリアヌス4)所収、教文館、2002年、294頁)。ただし、木寺訳の「あなたは自然法のなかに全世界に共通する法を持っているではないか」は意訳である。原文には「自然という板に刻まれた共通の法」と記されていて、自然法という言葉は存在しない。

X-1-4. 「自省録」第 2 巻 16。ここでマルクス・アントニーヌスは「人間の魂が自分を侮辱する」場合を列挙し、「第五に、魂が自己の何らかの行為と意思決定をいかなる目標にも向けないで、漫然と無自覚に何ごとかをなす場合に。というのは、たとえ最小事といえども、目的へ関連させることなしに行われてはならないからである。そして理性的な生きものの目的とは、最長老の πρεσβυτατης 国家と国制の原理と掟に従うことである」(水地宗明訳、前掲、32 頁)と述べている。訳者水地は、「最長老の国家」とは「宇宙」のこと、と注記している(33 頁、注 2)。神谷美恵子訳では、πρεσβυτατης が「もっとも尊ぶべき」と翻訳されているが、「もっとも尊ぶべき都市および国家」については、これは宇宙のことである、という注が付されている(神谷美恵子訳、岩波文庫、前掲、33、255 頁)。

X-1-5. キケロー「国家について」第3巻22。この節の最初の部分で、キケローは次のように述べている。「じつに、真の法律とは正しい理性であり、自然と一致し、すべての人にあまねく及び、永久不変である。それは命じることにより義務へ召集し、禁じることにより悪から遠ざける」(岡道雄訳「国家について」、前掲、123、124頁)。なお、この節は、ラクタンティウス「信教提要」第6巻8に引用されたキケローの文章に基づいて復元されている。

X-I-6. 「マルクス・アントニーヌス」以下「加えよ」までの文章は、1646 年版で追加された。

X-1-7. クリュソストモスは、「[彫] 像に関する説教」の第12説教で、神は人間を創造した際に、人間に自然法を与えたと説き、次のように述べている。「神が人間を造ったとき、神は最初から、人間の中に自然法を植え付けた。この自然法とはいったい何だったのだろうか。神は、われわれの中の良心に語らせた。そして、正しいこととその反対のことについての知識を自習させたのである。なぜなら、姦淫は悪いことであり、貞潔は良いことであるが、このことを、われわれは最初から知っており、「他人から」学ぶ必要がないからである。」そして第13説教で、この主張を、さまざまな例をあげて論証している。

X-1-8. トマス・アクィナスは、「神学大全」第二部の二、第57問題、第2項で、「法を自然法と実定法とに区分するのは適切か」という問題を設定し、次のように述べている。「法または正しさとは、ある種の等しさに従って他者に適合させられた、なんらかの業 opus である。ところで、あることはある人に対して、二重の仕方で適合させられうる。その一つは、自然ないし事物の本性それ自体に基づく場合である。たとえば、ある人が、同じ価値のものを受け取るために、それと同じ価値のものを与える場合である。そして、これは自然法と呼ばれる。もう一つは、同意もしくは共通の合意に基づいて、あることが他の者に適合または適応させられる場合、すなわち、ある者が、もしそれだけのものを受け取るなら

ば自分は満足だとみなす場合である。そして、これは次のような二通りの仕方で行われる。一つは、私人間の同意による場合である。たとえば、なんらかの契約によって、私人間であることが確立される場合がそれである。そして、他の一つは、公共の同意による場合である。たとえば、全人民が、あるものを他者に適合または適応させられたものとみなすことに同意する場合、または人民のために配慮し、かれらに代わって行為する君主がこのように定める場合がそれである。そして、これは実定法と呼ばれる」(稲垣良典訳「神学大全」第18 冊(第二部の二、設問 57 ~ 79)、創文社、1985 年、7 頁。ただし、訳文を若干変更した)。

X-1-9. ドゥンス・スコトゥスは、「「ペトルス・ロンバルドゥス」 命題集註解 | 第3巻、第37分節で、「十戒の掟はすべて自然法に属するか」という問題を設定 し、大略、次のように論じている。スコトゥスは、まず、自然法とはすべての 人々がそれを遵守する義務を負っている不変の法であるが、その自然法には、本 来の厳格な意味の自然法と、第二義的な拡大された意味の自然法とがあると指摘 し、前者は実践的「=ほぼ道徳的、倫理的と同義」原理そのものから直接認識さ れるか、あるいはその原理から必然的に導き出される法であり、後者はその原理 から直接導き出されるわけではないが、すべての人々によって、本来の意味の自 然法に合致していると認められている法であると説く。そして、「十戒の掟の中 で、唯一の神を信ずること (第1戒)、その神を冒涜してはならないこと (第2 戒)は、神でさえも自らの意思によって免除ないし変更することができない掟で あり、永遠の生命という目的のために、実践理性そのものから導き出される掟で あるから、これは本来の意味の自然法に属する。しかし、安息日を守ってこれを 聖とせよ(第3戒)以下の掟は、神が必要に応じて免除ないし変更することので きる掟であり、これらは第二の拡大された意味の自然法に属する。後者の自然法 が実定神法として定められているのは、理性を与えられた人間がその理性を正し く使用しなかったり、あるいは正しく使用することができないために、掟の意味 を正しく理解できない場合があるということに、神が配慮したからである」と述 べている。このスコトゥスの所論はトマス・アクィナス「神学大全」第二部の1、 設問100「旧約の律法の倫理的規定について」の議論を前提としている。稲垣良 典訳「神学大全」第 13 冊(第二部の一、設問 90 ~ 105)、創文社、1977 年、186、 187 頁を参照されたい。

X-1-10. 原注 1 は、「マルクス・アントニーヌス」以下「加えよ」までの文章を除いて、(この部分は、1646 年版で付加された)、1642 年版から付加された。

#### [X] - (2)

X-2-1. グロノヴィウスは、「それ自体として」という語句について、「神または人間の命令が加えられなくても、ということ」と注記している。

X-2-2. バルベイラックは、「ここで、グローティウスは、誰かにそうする責任を負っていない場合でも、人は、作為または不作為を義務づけられる場合があると考えている」とし、「このような考え方は、この時代の哲学者やスコラ神学者に一般的に見られる考え方であった」と指摘している。

10-2-3. 神意法の性質については、後出、第 XV 節のグローティウスの説明を参照されたい。

# [X] - (3)

X-3-1. グロノウィウスは「還元的」reductive を「適用または解釈によって」ということ、と注記している。トマス・アクィナスは「神学大全」第一部、設問3、第5項で、「還元」reductio を次のように定義している。「ものが『類に属する』という仕方に二通りある。一つは、端的な固有の意味においてであって、種が類に含まれるのがそれである。いま一つは還元によって per reductionem 類に属する場合であり、諸々の根源 principia とか、欠如態 privationes とかが『類に属する』のは、こうした意味においてにほかならない。例えば、点や一は、量的なものの根源として、量という類に還元されるし、盲目などの欠如態も、すべてこれらに対応する所有態 habitus の属するところの類に還元される」(高田三郎訳「神学大全」第1冊(第1部、設問1~13)創文社、1960年、65頁)。このトマスの定義に従えば、グローティウスが「還元的に」の例としてあげている「不正でないもの「quae injustitia carent.直訳すれば『不正義を欠いているもの』」が正しいもの

といわれる」のは、欠如態が類に属する場合に相当することになる。

X-3-2. 本章、第Ⅲ節[1]で、グローティウスは、「法とは不正ではないもののことである」と述べている。

X-3-3. グロノウィウスは、「不正でないもの」に該当する事例として、無主物 先占の法理をあげ、これは、「それ自体は自然法に属さないが、自然法と関係づ けられる」と注記している。

X-3-4. <>印内の語句は、1631年版から付加された。グロノヴィウスは、「理性がわれわれに賞賛すべきことであるとか、反対のものよりは良いものであると教えるもの」の例として、礼拝でのかぶり物に関するパウロの言葉、「男は長い髪が恥であるのに対し、女は長い髪が誉れとなることを、自然そのものがあなたがたに教えていないでしょうか」(「コリントの信徒への第一の手紙」11:14)をあげている。

X-3-5. バルベイラックは、「言葉の誤用によって、自然法に属するといわれている」ものとして、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第2章、第6節で論じられている、内縁、離婚、重婚に関する福音書の規定などの例をあげている。 [X] - (4)

X-4-1. 「学説集」第 47 巻、第 2 章、第 1 法文、第 3 節(パウルス「告示註解」第 39 巻)「盗取とは、物それ自体または物の使用もしくは占有を利得するために、欺瞞的方法を用いて、ものを把握することである。これは、自然法によって禁止されていると認められる。」なお、この「学説集」の出典(L. 1. D. de Furtis)は、グローティウス自身によって、すでに初版の欄外に注記されている。

X-4-2. 「学説集」第50巻、第16章、第42法文(ウルピアーヌス「告示註解」第57巻)「『破廉恥な行為』probrum は『恥辱的行為』obprobrium と同じである。破廉恥な行為のあるものはその本性上恥ずべきことであり natura turpia sunt、あるものは国法によって、また国の習俗のようなものによって、恥ずべきこととされる。たとえば、盗取や姦通はその本性上恥ずべきことである。しかしながら、後見に服すべしという判決を受けることは、その本性上破廉恥なことではなく、国の慣習によって恥ずべきことなのである。なぜならば、立派な人間にも起こりうることは、その本性上破廉恥なことではないからである。」なお、この出典表示(L. Probrum. D. de verb. sign.)も、すでに初版で、グローティウス自身が欄外に注記している。

X-4-3. エウリピデース「ヘレネー」ver. 903-908。この箇所は、岩波版「ギリシア悲劇全集」では、次のように翻訳されている。「神は暴力を憎み、富を得るにも、だれひとり奪い取って手に入れてはならぬ、と命じています。いかなる福も、不正とあらば諦めるべし。なぜなら、大空も大地も人間の共有、そこでは家を満たすにも、他人のものを押さえたり、力で奪い取ってはならないのですから。」(細井敦子訳、前掲、56頁)

X-4-4. ユリアーヌス「弁論集」第7弁論(362年)、209 C、D。この弁論は、 犬儒派の哲学者へラクレイオス(生没年、経歴等不詳)が行った公開討論会にお けるヘラクレイオスの議論に反論したもので、ユリアーヌスは、引用文の前後の 箇所で次のように述べている。「ヘラクレイオスの所論は、神に対する畏敬の念 を放棄し、人間の知恵に対する一切の尊敬の念を失わせ、あたかも神によってわ れわれの心に刻み込まれたかのように存在する掟 [法]、すなわち、誰かに教え られなくても神が存在することをわれわれに信じさせ、われわれの目を神へと向 け、神への憧れの念を抱かせる掟「法」を踏みにじるものである。というのは、 われわれの心は、われわれの目が光へと向かうように、神へと向かう性質を与え られているからである。そして、もし、自然および神の両者によって神聖なもの とされた第二の掟 [法] ……ここでわたしがいっている掟 [法] とは、われわれ に対し、両手をしっかり閉じて、他人の財産にはけっして手を出さないように命 じ、言葉によっても、行いによっても、あるいは、われわれの最も奥底にある心 の秘密の作用によっても、そのような区別を混同することを許さない法のことで ある……、それをも捨て去るべきだとすれば、そのような行為は、「罪人を投げ 込む〕穴に相応しいものではなかろうか。」

X-4-5. キケロー「義務について」第3巻、第10章42。キケローが引用して

いるクリューシッポスの言葉は、岩波版「キケロー選集」によれば、次の通りである。「クリュシッポスが他の多くの言葉と同様に弁えのある言葉を述べている。『競技場の走者は精いっぱい頑張って力の限り勝とうとせねばならない。が、他の競技者を転ばせたり手で押しのけたりすることをしてはならない。これと同じく生においても、各人が自分に有益なものを求めるのは不当ではない。が、他の者から奪い取る権利はない』と」(高橋宏幸訳「義務について」、前掲、300頁)。

X-4-6. 原注 1 の「キケローは」以下末尾までは、1646 年版で付加された。なお、「正しいことではない」ius non est という語句は、1642 年版および 1646 年版では vis non est と記されているが、底本の編者は、これは誤植である、と注記している。

### [X] - (5)

X-5-1. 「たんに [言葉の上で] そう言われるだけであって」tantum dicuntur という語句について、グロノヴィウスは「頭の中だけで思い浮かべられ、作り出されたものが、あたかも存在するなにかのように、言葉によって表現されること。たとえば、ケンタウロス、キマエラ、ゴルゴがそれである。しかし、これらは、いかなる作用ももたず、実在することはできない」と注記している。

X-5-2. 「[それ自体が]矛盾している」という言葉について、グロノヴィウスは「すなわち、スコラ学者のいう、矛盾対等の関係にあること contradictoria sunt」と注記している。矛盾対等とは、あることが同時に肯定されかつ否定されることはない、ということである。これを本文の事例にあてはめてみれば、実体として存在しないことと、実在しているかのようにいわれることとが矛盾対等の関係にある、ということになろう。

X-5-3. 「内在的な原因に基づいて」intrinseca ratione という語句を、グロノヴィウスは「それ自体として、その性質上」と注記している。

X-5-4. アリストテレースは、「ニコマコス倫理学」第2巻、第6章 (1107a9-17) で、次のように述べている。「しかしながら、あらゆる行為、あらゆる情念 に中庸が認められるわけではない。なぜなら、いくつかのものはすでに低劣さを 含意する名前を与えられているからである。たとえば悪意、恥知らず、ねたみ、 といった情念がそうであり、行為では姦通、盗み、殺人がそうである。つまり、 これらすべて、またこれらに類するものがそうした名前で呼ばれているのは、そ れら自体が低劣であることによるのであって、それらの超過や不足によるもので はないのである。したがって、これらに関して正しくある、ということはけっし てありえないのであって、つねに誤っているだけなのである | (朴一功訳「ニコ マコス倫理学」、前掲、74頁)。なお、グローティウスは、「ある種のものは、す でにそのもの自体として劣悪さを含む名称をもっている」という文章をラテン語 訳をつけずに、ギリシア語原文でだけ引用している。この部分の加藤訳は、「或 る種のものはすでにそのもの自体として劣悪を合わせた名称をもっている」であ る (加藤信朗訳「ニコマコス倫理学」、前掲、54頁)。なお、バルベイラックは、 グローティウスがこの箇所を引用していることについて、「それ自体として劣悪 さを含む名称をもっている」という文章によってアリストテレースがいおうとし ていることと、神でさえもそれを変えることができないということとは別の問題 なのだから、グローティウスが、ここで、何らの説明もなくアリストテレースの 文章を引用しているのは、まったく正しいとはいい難い、と注記している。

X-5-5. 「健全な理性を使用する本性」という語句は、1625 年版では「理性を使用する本性」ad naturam ratione utentem と記され、1631 年版では「理性を使用する神聖な本性」ad naturam sanctam ratione utentem と記されていた。本文のように「健全な理性を使用する本性」ad naturam sana ratione utentem と改められたのは、1631 年版の正誤表からである。

X-5-6. グローティウスがあげている聖書の記述を、ヴルガータ版にしたがって紹介しておく。「創世記」(18:25)「正しい者を悪い者と一緒に滅ぼすなど、あなたのなさることではありません。全世界を裁くお方が正義を守らないなどということは、ありえようはずがありません。」、「イザヤ書」(5:3)「いま、エルサレムに住む者、ユダの者たちよ、わたしと、わたしのぶどう畑の是非を裁け」、「エ

ゼキエル書」(18:25)「イスラエルの家は、『主のやり方は正しくない』といいふらしている。正しくないのはわたしのやり方なのか、それとも、お前たちの方か」、「エレミア書」(2:9)「主のお告げはこうである。そのために、わたしはふたたびお前たちと争おう。さらに、お前たちの子孫と争おう」、「ミカ書」(6:2)「山々よ、主の裁きを聞け。地の基よ、耳を傾けよ。主はその民と裁判中であり、イスラエルと争っておられる」、「ローマの信徒への手紙」(2:6)「神は各人の行いに従って報いる」、「ローマの信徒への手紙」(3:6)「[もし、わたしたちの不正が神の正義を証明するとすれば、それに対してどういうべきであろうか。人間的ないい方をすれば、神がわたしたちに怒りを向けられるのが不正であみうか。] してそうではない。もしそうであれば、神はどのようにして世を裁かれるのであろうか。」これらの文章は、いずれも、神は人間が正しい理性の判断に従って行動することを求めており、その基準に従って人およびこの世を裁くということ、そして、神もまたこの基準に従って自らが裁かれることを受忍している、ということを示している。

X-5-7. <>印括弧内の「そういうわけで、神自身も」以下の文章は、1631 年版から付加された。

#### [X] - (6)

X-6-1. 「ある種の変化のようにみえるもの」imago quaedam mutationis という語句について、グロノヴィゥスは、「実際には法は変わらずに存続し、まったく変化していないのに、賢明さを欠いている者や注意が足りない者にとって、変化しているように見えるもののこと | と注記している。

X-6-2. 「債務を受領したものと記帳する」acceptum ferat という語句について、グロノヴィウスは、「受領したと書くこと、または受領したという遺言を作成すること」と注記している。

X-6-3. 「エピクテートス語録」第1巻、第7章 (16)。この章で、アッリアー ヌスは、問答などの議論で用いられる、曖昧な言葉や仮定を含む表現の取り扱い 方について説明し、(第13節以下で)次のように述べている。「しかし、われわ れが、まっとうな議論の仕方によっていくつかの前提を承認し、そこから、しか じかの結論を得たが、その結論は間違っていたという場合がある。その場合に、 われわれはどうすべきであろうか。われわれは、その誤謬を是認すべきであろう か。また、どのような理由でそうすることができるのであろうか。たとえば、わ れわれは、そのような前提を承認したことが正しい議論の仕方ではなかった、と いうべきでなのだろうか。そうではない。そのようにいうことは許されない。そ れでは、この結論は承認された前提からは生じない、というべきなのであろうか。 しかし、これもまた許されない。それでは、この場合に、どのようなことがなさ れなければならないのだろうか。それは、次のようなことではなかろうか。たと えば、ある人がお金を借りたという事実だけでは、かれを債務者であるとするの には不十分であって、その上に、次のような事実、すなわちその債務はまだ弁済 されておらず、かれは依然として借りたお金を返済する義務を負っているという 事実が付け加えられなければならない。まさにこれと同じように、あなたがある 結論を是認するように強制されるためには、あなたがその前提をいったん承認し たという事実だけでは不十分なのであって、あなたがいったん承認したことに [あなたが] いまでも従っている、ということでなければならないのではなかろ うか。たしかに、それらの前提が、最後まで、承認されたときのままの状態であ るならば、われわれは、われわれがそれを承認したことに従う必要がある。そし て、その前提から導き出された結論を容認しなければならない。しかし、それら の前提が承認されたときのままの状態でないならば、われわれは、その承認を撤 回し、それらの前提から導き出される結論を受け入れないようにすることが、是 非とも必要である。|

X-6-4. 「たとえば、」以下、<>印括弧内の文章は、1631 年版から付加された。

X-6-5. バルベイラックは、「これと同じように、もし神がある人を殺せと命じたり、他人の物を持ち去れと命じたとしても、それによって、殺人や窃盗そのもの、すなわちその言葉自体が罪悪を含意する行為が適法とされるわけではない」

という文章について、この文章は「プロレゴーメナ」第 48 節の「神がときどき人間を介して実現する神の法と人間相互の間の法とを厳密に区別するならば、」(本誌前号、293 頁)という文章に対応していると指摘している。そして、「プロレゴーメナ」第 48 節の文章について、バルベイラックは、次のように注記している。「神が、すべての被造物の生命及び財産の最高の支配者としての資格においてなすことあるいは命ずることから、同じことが人間に関しても命じられているとか、それが自然法によって許されている、という結論を導き出すことはできない。これについては、神がその子を犠牲にするように命じたアブラハムの例(「創世記」22: 2)や、エジプト人から金や銀の器を奪い(「出エジプト記」11: 2)、カナーンの地を占領したならば、その地の7つの国民とかれらのすべての財産を滅ぼせ、という神の明示的な命令を受けたイスラエル人の例(「民数記」33: 51-53)をあげることができる。」

[X] - (7)

X-7-1. 所有権の起源については、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第2章、第2節で説明されている。

X-7-2. 「実力によって自分のものを追求する権利」については、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第3章、第1、2節などで説明されている。

## [XI] - (1)

XI-1-1. たとえば、ウルピアーヌスは、自然法を次のように定義している。「自然法とは、自然がすべての動物に教えた法である。なぜならば、自然法は人類に固有の法ではなく、地上および海中に生を受けたすべての動物、ならびに鳥たちにも共通の法だからである。ここから、われわれが婚姻と呼ぶ雌雄の結合や、子の出産や養育が出現する。したがって、われわれは、他の動物もまた、どう猛な野獣でさえも、この法の知識を付与されていると認めるのである。万民法とは、人間の諸民族によって用いられる法である。この法と自然法との相違は、容易に知ることができる。すなわち、自然法はすべての動物に共通の法であるのに対して、万民法は、人間の間でのみ共通の法なのである。」(D.1,1.1.3 et 4.)

XI-1-2. 「一般的な原則を用いる」という語句について、グロノヴィウスは、「プロレゴーメナ」第7節(本誌前号、266、267頁)でいわれているように、同じ種類のことがらに関して同じように行動すること、と注記している。なお、「その本性に従って、一般的な原則を用いるものでなければ、」nisi natura praeceptis utens generalibus という語句は、初版では「その本性に従って、理性を用いるものでなければ、」nisi natura retione utens と記されていた。本文のように改められたのは、1631年版からである。

XI-1-3. ヘーシオドス「仕事と日」、ver. 276~279.この箇所は、松平千秋訳では、次のように翻訳されている。「クロノスの御子は、人間に次の掟を定められたからだ……すなわち、魚や獣、また空飛ぶ鳥どもには、互いに相食むのが慣いであるが、それは彼らには正義がないゆえであり、人間にはゼウスが正義を賜った……これに優って善きものはない。」(松平千秋訳「仕事と日」、岩波文庫、1986 年、44 頁)。ユーピテルはサトゥルヌスの子であり、サトゥルヌスはギリシア神話のクロノスと同一視されるから、「クロノスの御子」は、「至高の神ユーピテル」ということになる。

XI-1-4. キケローは、「義務について」第1巻、第16章50で、次のように述べている。「人間の社会的結束をもっともよく保とうとすれば、各人の結びつきの強さに応じて、それに見合った大きさの慈善を施すことであろう。しかし、ここで人間の共同体と社会に関して自然の定める原理とは何か、深く立ち帰って考えてみるべきであるように思われる。第一の原理は、あまねく人類全体で構成する社会に認められるものである。その絆は理性と言語であり、これらは教育、学習、意思伝達、議論、判断などを通じて人間同士を宥和させ、自然な社会的結合を作り出す。他のどのようなであるわれわれはこれほど遠く獣たちの本性から隔たってはいない。獣に勇敢さがあることはように表は、馬やライオとがそうである。しかし、正義、公平、善性があるとは言わない。それは、理性と言語を欠いているからである」(高橋宏幸訳「義務について」、前掲、158頁)。グローティウスは、引用に際して、「公平、善性」aequitatem, bonitatem の二語を

省略している。

XI-1-5. プルータルコスは、「対比列伝・カトー」5で、次のように述べている。(カトーは、一般に余計なものに廉いものはなく、不要のものなら一アスで買ったにしても高いと見なしていた。そして彼は水を撒いたり掃き清めたりする庭園よりも種を蒔く島地や家畜を飼う牧地をもつことを心がけた。)「これを店は彼の人物の小ささに帰し、ある者は他人を匡正し反省されために自たもは彼の人物の小ささに情し、ただ召使を役畜のように酷使して、彼らが齢をとると逐い出したり売り払ったりしたのは、私の見るところでは頑固一徹の性格から来たことで、人間と人間の間の結びつきは利益以外にはないと考えたためである。しかし仁慈は正義よりも広い範囲に及ぶと考えられる。なぜなら我々はである。しかし仁慈は正義よりも広い範囲に及ぶと考えられる。なぜなら我々は正義ともっぱら人間に対して適用するが、親切や慈悲の場合には理性を欠くるとで対してまで、時にはまるで豊かな泉から湧くように、やさしい気持ちからそものであるから、永年使った廃馬を養ったり、若い犬を育てるばかりでなくその世話をするのは親切な人にふさわしいことである」(村川堅太郎訳「カトー」、 大の世話をするのは親切な人にふさわしいことである」(村川堅太郎訳「カトー」、大の世話をするのは我切な人にふさわしいことである」(村川堅太郎訳「カトー」、大の世話をするのは、日本によりである」(村川堅太郎訳「カトー」、大の世話をするのは、日本によりである」(村川堅太郎訳「カトー」、大の世話をするのはなどのよりに述べている。

XI-1-6. ラクタンティウス「信教提要」第5巻、第17章。この章で、ラクタ ンティウスは、カルネアデースが「正しい人は愚か者である」と定義したこと (カルネアデースの議論については、「プロレゴーメナー第5節および訳注5-2 「本誌前号、265、303-304 頁」を参照されたい) に反論して、次のように述べて いる。「カルネアデースは、戦争に敗北して退却中に、負傷した兵士が馬に乗っ ているとき、その兵士を馬から引きずり落として自分が助かろうとしない者や、 船が難破したとき、一枚の板につかまっている人間を引き離して自分が助かろう としない者は、正しい人であるが、他人の命を惜しんで自分の命を惜しまないと いう点で愚か者だという。しかし、それは真の正義、真の徳を理解していない議 論である。友人や祖国のために、あるいは神に対する信仰のために自分の命を危 険にさらすことは、讃えられるべき徳の行為であって、愚かなことではない。ま た、馬から引きずり下ろし、板から引き離すことによって人を殺すよりも、自分 の潔白を重視して、むしろ自分の死を選ぶことは、神の目から見れば、けっして 愚かなことではなく、永遠の救いに値する立派なことである。」グローティウス が引用している文章は、この議論を要約した結論の部分にある。念のために、該 当箇所の前後も含めて訳出しておこう。「たとえ、ある人が、他人を害するのは 悪であるから、他人を害さないために自分の命を惜しまないとしても、かれは愚 か者ではない。実際、他人を害してはならないということは、理性と真理の両者 がわれわれに命じているところである。われわれは、知恵を欠く動物たちの場合 には、自然が自分たちの仲介者となっているのを見る。かれらは、自分たちの利 益となるためならば、他の動物を害する。それは、他のものを害することは悪で あるということを、かれらが知らないからである。しかし、人間は、善悪の知識 をもっているのだから、それが自分にとって不利益となる場合でも、他人を害す ることを自制する。これは、理性をもたない動物にはできないことである。そし て、それゆえに、潔白であることは、人間の徳の中でも最高の徳に数えられてい るのである。|

XI-1-7. <>印括弧内の「キケローは、」以下、「といっている」までの文章は、1631 年版から付加された。

XI-1-8. ポリュビオス「歴史」第6巻、第6章4。「歴史」第6巻のテーマは「ローマの国制」である。そして、ポリュビオスは、第6章4で、次のように述べている。「(美と正義の観念およびこれらと反対の観念の起源について。)これらの観念がどこに起源し、どのように誕生したかといえばおよそ次のとおりである。まずあらゆる人間は自然の性質として交合への欲望をもっているから、その結果として子供ができる。ところが子供のなかに、育てられて成年に達したあと、育ててくれた親に対して感謝もしなければ援助もせず、それどころか逆に親を罵倒したり虐待したりする者が現れると、周囲の人たちは、これまでその親が子供を養い育てるためにどれほどの心配と苦労を重ねてきたかを見て知っているので、当然その子供に腹を立て憤りを感じるだろう。人間という生き物が他の種の

動物と異なる点は、ただ人間だけに知性と理性が備わっているという事実にあるのだから、この子供の異常なふるまいは、他の動物と違って人間の目にまちがいなく止まるはずだ。そして人々は未来のことを思ったとき、それと似たことが将来自分の身にも降りかかるだろうと推論して、目の前のこの事態を心に留め、この現状をとうてい容認できないと考えるに違いない。またある人が危機に陥ったとき、他人から助力や援助を受けておきながら、助けてくれた人に感謝せず、かえってその人に危害を加えようとまでするなら、それを見ていた人たちは、被害者とくやしさを共有し、似たことが自身にも起こるかもしれないと想像して、養者とうな恩知らずの人間にきっと腹を立て憤りを感じるる観念が、ひとりひらような恩知らずの人間にきっと腹を立て憤りないるの為念が、ひとりなりないうものについて、そのはたらきと本質についてのある観念が、ひとりひ発に、からいうものについて、そのはたらきと本質についてのあり、この出典表示(Lib. vi.)は、すでに初版で、グローティウス自身が欄外に注記している。

XI-1-9. ユウェナーリス「風刺詩」第 15編、ver. 143~ 151 (底本の注記は ver. 142 ~ 150)。念のために、第 15 編の 131 行目から 158 行目までを訳出して おく。「自然が人間に涙を与えたとき、自然の女神は、人間に最も優しい心を与 えるのだと公言した。これ「心の優しさ」こそ、われわれの感性の中の最良の部 分なのだ。それゆえに、自然の女神は、われわれに、裁判の場に立たされている 友人の悲惨な有様に涙を流し、「被後見人である〕子供が、「後見人である〕詐欺 師を法廷に召喚するとき、その頬に涙を流し、その髪が女の子ではないかと思わ せる髪型であるのをみて、涙を流すように命じたのである。われわれは、自然の 命令によって嘆き悲しむ。成人なのにまだ処女である人の葬列に出会ったとき、 あるいは、火葬場の火[に該当する年齢]よりも幼い子供が土に閉じ込められる とき。実際、善良で、「エレウシスの」神秘の松明に相応しく、ケレースの女神 の祭司であってもらいたいような人物が、いかなる悲しみも自分とは無縁である、 などと信ずるであろうか。われわれをものいわぬ獣の群れから区別するのは、ま さにこれなのである。そして、それゆえに、われわれにだけ、尊敬に値する天性 と神のことがらを理解し処理する能力、そして、さまざまな技や学芸を修得し実 行するのにふさわしい能力が与えられたのである。われわれは、この感性を天の 高みから与えられた。下を向き、地面を見つめているもの[=動物]たちには、 この感覚が欠けている。「われわれと獣たちとの」共通の創造主は、この世の始 めに、かれらに生命のみを与えた。しかし、われわれには、魂も与えた。それは、 人間相互の愛情が、われわれに、助けを求めたり、助けるように命令し、分散し た人々を一つの国民に引き集め、昔の森林から移住して、祖先が住んでいた森を 捨て、家を建て、軒と軒が接するようにし、隣人の敷居が、一体感から生まれる 信頼と同じように、安らかな眠りを与えてくれるように、倒れた国民を武器に よって守り、傷を負って足を引きずっている国民を保護し、共通のラッパで戦闘 の合図をし、同じ「城の」塔によって防衛し、一つの「城門の」鍵で国民が守ら れるようにするためである。」なお、訳文の作成にあたっては、藤井昇訳、ユ ウェナリス「サトゥラエ・風刺詩」、日中出版、1995年、311、312 頁を参照し た。

XI-1-10. 原注 1 の「ユウェナーリス『風刺詩』第 15 編」以下「分散している人々を一つの国民に寄せ集め、云々。」までの文章は、1642 年版から付加された。

XI-1-11. クリュソストモスは、「ローマの信徒への手紙に関する32の説教」第14説教において、「ローマの信徒への手紙」第8章(グローティウスは第7章としている)、第20節のパウロの言葉「被造物はむなしさに服従させられている。」を解説した文章の末尾で、次のように述べている。「ここで、パウロは、軛そのものについて語り、なぜそのような軛が生まれたのか、その理由を説明して、その原因はわれわれ自身にあるとしている。……それは、わたしのために行われたことであり、このような苦しみはわたしを匡正するために与えられた、というのである。そうであるならば、それによって何らかの悪が行われたといえるであろうか。たしかに、霊魂や感覚を欠くものの場合には、正義や不正義を問題にする

必要はまったくない。しかし、パウロは、これらをも生きている人として取り扱っているために、わたしが指摘したような論題にはまったく触れず、それを別の言葉で語っているのである。」ちなみに、グローティウスは、この説教をギリシア語でのみ引用しており、ラテン語訳を付記していない。

XI-1-12. 原注1の<>印括弧内「クリュソストモスは、」以下原注1の末尾までの文章は、1648年版で付加された。

XI-1-13. 「創世記」第9章(グローティウスが指示している第10章は誤りである。この点については、すでに底本の編者注で指摘されている)、第22節ないし第25節には、次のように記されている。「カナンの父ハムは、自分の父[=ノア]の裸を見て、外に出て二人の兄弟にそのことを告げた。するとセムとヤフェトは、外套をとってそれを肩にかけ、後ずさりして父のところに行き、その裸を覆った。かれらは、顔を反対側に向けていたので、父の裸は見なかった。ノアは酔いから醒めて、末の息子が自分に何をしたかを知り、こういった。『カナンに呪いあれ、カナンは兄弟たちの奴隷の奴隷となれ』。」グローティウスが指摘している「それに続いて罰が科されている」とは、ハムの子カナンとその子孫ががセムおよびヤフェトとかれらの子孫の奴隷となるように呪いをかけられたことを指している。なお、創世記のこの箇所に関して、前出、訳注 III-2-5 も参照されたい。

XI-1-14. 原注 2 は、1642 年版から付加された。

XI-1-15. 「「彫 ] 像について | 第 13 説教。グローティウスが引用している文 章は、その第3節「人間の創造という主題に関する解説」中にある。ここで、ク リュソストモスは、まず、「神が人間を創造したとき、神は、徳に対する知識を われわれの本性の中に植え付けた。しかし、それを実践し、われわれが自らの行 動を正すことは、われわれの道徳的選択に委ねた。」と指摘し、このことがどの ような意味を持つのかという点を、「節制の徳」temperantia を例にとって、次の ように説明している。「徳についての個別の知識はすべての人間の良心の中にあ る。われわれは、これらのことについて教えてくれるいかなる教師も必要としな い。しかし、われわれの行動を規制することは、われわれの選択に委ねられてい る。つまり、われわれの熱意と努力に委ねられているのである。……『節度』を 守ることがよいことであるということは、われわれすべての者が、なんの苦労も なく理解する。なぜなら、知識は自然本性的なものだから。しかし、われわれが 『節制』の掟を実践するためには、困難に打ち勝ち、快楽を抑え、大いに努力し なければならない。なぜならば、これは、知識の場合とは異なって、自然にわれ われのものとなるのではなく、それを望む意思と熱意をも必要とするからである。 神は、この点でも、われわれの負担を軽くした。すなわち、神は、われわれの中 に、いくつかのよい性向が存在するようにしたのである。たとえば、われわれは、 みな、虐待されている人をみると、自然に、その人と一緒に嫌悪ないし怒りを感 ずる性向がある。(ここから、われわれが、人を脅し傷つけるような人間を見る と、たとえわれわれ自身はその被害をまったく受けていないとしても、われわれ はその者の敵となる、ということが生ずる。)」

XI-1-16. この文章は、いわゆる「偽アクロンの註釈」Pseudo Acronis Commentarium 中に存在する。原詩(ホラーティウス「風刺詩集」第1巻、第3歌、ver,97 et 98) は、「人によっては『人間の短所 peccata はすべて同じだ』と頭の中では考える者もないではないけれど [ストア派を指す]、ひとたび事実に接すれば、彼らは困惑してしまう。感情や平素の習慣が、でてきてこれをさまたげる sensus moresque repugnant。まさに正義の母である常識などもこうなれば、ちっとも役には立たぬのだ」である(鈴木一郎訳「風刺詩」、前掲、149頁)。この詩の「感情や平素の習慣が、でてきてこれをさまたげる」(ver.97) という語句について、アクロンに擬せられる注釈者は、次のように註釈している。「慣習は、罪 peccata 「原詩の鈴木訳では『短所』」が同じではないことを明らかにしている。なぜなら、われわれは、盗人と殺人者とを別々の仕方で罰するからである。『感情』、すなわち、殺人が行われたことを聞いたときに生ずる嫌悪ないし怒りの感情とは別である。『および習慣』、人間の判断、評価。すなわち、われわれが真実に迫ろう

とするとき、つまり罪を裁こうとするとき、感情と習慣は、罪が等しいものであることを拒む。『感情や習慣が [これを] 妨げる』、なぜならば、その他の人々は、この点について、ストア派の人たちとは別の見解をもっているからである。すなわち、かれらは、殺人よりも窃盗の方を軽いと判定するのである。しかし、これは、ストア派の人たちがしたくないことである。」なお、原詩は、「プロレゴーメナー第16節でも取り上げられている(本誌前号、273、274頁)。

XI-1-17. 原注 3 は、1642 年版から付加された。

[XI] - (2)

XI-2-1. 大ブリーニウスは、「博物誌」第8巻の最初の部分で象について取り上げ、象は記憶力に優れた賢い動物であり、かつ飼い慣らしやすいことなどを説明している。その中の一つの挿話が、おそらく、グローティウスの念頭にあったものと思われる。「博物誌」第8巻、第5章9には、こう記されている。「多の動物は、自分たちがなぜ狩られるのかを知っている。また、ほとんどすべての動物が、自分たちは何に用心しなければならないかを知っている。これは、驚くできことである。こういう話がある。一頭の象が淋しい場所で、たまたま、道に迷ってうろうろしている人間に出会うと、その象は親切かつ上機嫌に、道案内までしてくれる。だが他方、人間「を確認する」よりも前に人の足跡を見つけると、待ち伏せを恐れて身をふるわし、足をとめ匂いをかぎ、あたりを見回し、腹立たしげに鼻で吹える。そして、その足跡を踏むことを避け、掘り出された足跡を次の象に渡す。この象はそれに続くものに、こうして同じ情報が最後の象にまで渡される。その後、縦列であったのが円形となって後退し、全員で戦闘隊形を作る」(中野定雄・中野里美・中野美代訳「ブリニウスの博物誌」第1巻、雄山閣、1986年、345頁。ただし、一部訳文を変更した)。

XI-2-2. 「博物誌」第 10 巻、第 96 章。大プリーニウスは、ここで、驚くべきマムシの話として、次のような話を伝えている。「エジプトでのことだが、一匹のマムシがある人の食卓に「食物をもらうために」規則的にやってきていた。そして、このマムシは数匹の子を生んだ。ところが、その子蛇の中の一匹が、その家の主の息子を殺してしまった。母マムシは、いつものように食物のところに帰ってきて、自分の子蛇の罪を知った。そして、その子蛇を殺害し、その後は二度とその家にこなかった」(中野定雄・中野里美・中野美代訳「プリニウスの博物誌」第 1 巻、前掲、474 頁。ただし、訳文を一部変更した)。

XI-2-3. 原注1は、1642年版から付加された。

XI-2-4. セネカ「怒りについて」第5巻、第3章3~6に、次のような文章がある。「アリストテレースの定義[霊魂論403a30] は、われわれのものから大して隔たっているわけではない。彼の言では、怒りとは悲しみを仕返しすることへの欲望である。これとわれわれの定義がどう違うかを考察すると長くなる。……中略……『怒る』[という言葉]が意味しているのは、興奮すること、激昂することだ。だが、彼ら[=動物たち]は怒ることを知らない。許すことを知らないのと同じである。物言わぬ動物たちは、人間の情念を欠いている。とはいえ、それに類似した、ある種の衝動はある。仮にもし彼らに愛と憎しみがあったなら、友愛と反目、不和と協調も存在したことだろう。むろん、動物たちにも、こうしたもののある種の痕跡は存在する。しかし、善と悪は人間の心にのみ固有である」(兼利琢也訳「怒りについて」、「セネカ哲学全集1」所収、前掲、85-86)。

XI-2-5. オリゲネス「ケルソス販論」第4巻、第92章。この章で、オリゲネスは次のように論じている。「わたしたちの見解では、ティターン族ないし巨人族と呼ばれるある種の悪しき精霊(ダイモーン)は、真の神と天上の御使いたちに対して不敬な態度をとり、天から墜落して、いまでは、身体および地上の最も汚れた部分を彷徨している。かれらは地上の物質的な身体をもたないので、未来の出来事を譲別する力をもっている。かれらがこの業[=未来の出来事を預言すること]に専心するのは、かれらが、人間を真実の神から引き離そうと望んでいるためである。また、それらは最も貪欲で凶暴うとおりに動かし他のさまざまな動なかに入り込み、好きなときにそれの場合の思うとおりに動かしにかり、その動物の内部の表象(ファンタシア)を飛翔させたり、あるいはその他のさまざまな動きに向かわせた。……中略……他方で、人間の思考力を地上にまで引き降ろし、

鳥や大蛇、さらには狐や狼の水準にまで引き下げた。事実、これらのことがらに 関する専門家の観察によれば、……中略……大人しい動物の場合には、精霊は、 凶暴な動物を活用した場合のように、その力を発揮することはできない。という のは、比較的大人しい動物も、これらの動物と同じように悪性をもっているが、 大人しい動物の中にあるのは悪ではなく、悪に似た何らかの類似物にすぎないか らである。| グローティウスが引用しているのは、末尾の語句である。なお、こ のオリゲネスの文章には邦訳がある。出村みや子訳「ケルソス駁論Ⅱ」(キリス ト教教父著作集9・オリゲネス4 、教文館、1997年、175、176頁)。

XI-2-6. ポリュフリオス「肉食しないことについて | 第3巻、第22章。ただ し、ここには「消遙学派」という言葉は存在しない。ポリュフリオスの文章は以 下の通りである。「しかし、愚かな人々は、動物はけっして喜ぶことも、怒るこ とも、恐れることもないし、予め必要なものを準備しておくこともなく、また、 かれらには記憶力もない。蜂は記憶しているように見えるだけであり、燕は必要 なものを予め準備しているように、ライオンは怒っているように、鹿は怖がって いるように見えるだけであるという。しかし、わたしは、動物は見ることも聞く こともなく、ただ見ているように、聞いているように見えるだけであるとか、動 物は言葉を発しない、動物たちが話しているというのは、ただそう見えるだけで あるという人々、要するに、動物は生きているように見えるけれども、本当は生 きていないのだというような人々に、どう答えたらよいかわからない。」グロー ティウスは、おそらく、この「愚かな人々」αβελτερως を逍遙学派 Peripatetici と 判断したのであろう。ド・ブュリニィ De Burigny の仏訳 (1747年) では、この 言葉に「ストア派の哲学者たち」という注が付されている。なお、「肉食しない ことについて」第3巻、第22章には、ここに訳出した箇所とは別のところで、 ソクラテース、プラトン、アリストテレースおよびゼノン\*の名がまとめてあげ られている。しかし、かれらを逍遙学派として一括するのは困難であろう。

XI-2-7. 原注 2 は、1642 年版から付加された。

[XII] - (1)

XII-1-1. 自然法の証明方法については、すでに「プロレゴーメナ | 第 40 節で も、諸国民の法の証明方法と対比して取り上げられている(本誌前号、287、288 頁)。

XII-1-2. 「この二つの証明方法」以下、<>印括弧内の文章は、1631 年版か ら付加された。

XII-1-3. sensus communis(共通の意識)は、翻訳困難な言葉である。ホラー ティウス「風刺詩」のある英訳者は、「これは、ローマ人社会において独特の意 味をもって使われていた言葉で、これに対応する英語は存在しない」と注記して いる。グロノヴィウスは、グローティウスが使用している sensus communis (共 通の意識)の類義語として、キケロー「法律について」第1巻16の「共通の観 念」communis intelligentia や、ホラーティウス「風刺詩」第1巻、第3歌 ver. 66 の「如才のなさ [というもの] をまったく欠いている」 communi sensu plane caret、 アウルス・ゲッリウス「アッティカの夜」第 10 巻、第 22 章 24 の「[しかし] 常 識があり知性に関して信頼を得ている」cum sensus [tamen] intelligentiaeque communis fide (この文はプラトン「ゴルギアス | 40 についてのものである。 ゲッリウスは、プラトンが描写している哲学者像をこのようにまとめている。ち なみに、プラトンは大人になるまで哲学しかしなかった人間には常識が欠けてい ると指摘している)、ユウェナーリス「風刺詩|第8歌 ver. 73の「概して、ああ いう高位の輩には、人間同士という感情が希薄だからだ | Rarus enim ferme sensus communis in illa Fortuna (訳文は、藤井昇訳「ユウェナーリス・サトゥラェ」、前 掲、184頁による)など数例をあげている。 [XII] - (2)

XII-2-1. ヘーシオドス「仕事と日 | ver. 763-764. この箇所は、松平訳では、 「噂というものは、いったん多くの人の口の端にかかれば、まったく消え去るこ とはない」と翻訳されている(松平千秋訳「仕事と日」、岩浪文庫、前掲、98、 99頁)。この訳文とグローティウスのラテン語訳「たしかに、多くの国民がもて はやしている見解は、まったく空虚というわけではない」との間には、意味の上 で、大きな違いがある。ヘーシオドスの原文は、グローティウスの訳文のように読めないことはない。しかし、訳者が参照しえた現代語訳は、ほとんどすべて松平訳と一致しており、グローティウスのような翻訳例は見あたらなかった。バルベイラックも、この詩句はグローティウスの論旨に適合的ではないと指摘して、その理由を次のように述べている。「ヘーシオドスがここでいいたかったのは、誤った噂・情報でも必ずなんらかの印象を人々に与えるし、噂を広められた当人は不利益を被るのであるから、この世の生活においては、[そうならないように]よい評判を保つよう努めなければならない、ということにすぎない。」そして、バルベイラックは、グローティウスが「まったく空虚というわけではない」Nonetenim penitus vana est と翻訳した箇所 οντις παμπαν απολλυται について、「まったく地に落ちるというわけではない」という別訳を提示している。

XII-2-2. 「ヘーシオドスには、」以下、<>印括弧内の文章は、1631 年版から付加された。

XII-2-3. グローティウスが引用しているヘラクレイトスの言葉は、セクストゥス・エムビリクス\*「数学者駁論」第7巻131、134に存在する。第一文「共通の理性は真理の最良の尺度である」は第7巻131にある。なお、この語句の引用に際して、グローティウスは「そして神の」 $\kappa$  の $\theta$  もいうい語を省略し、「最良の」optima という訳語を補っている。また、第二文「人々が共通にそのようなものだと考えていることは、信用に値する」は、第7巻134に記されている。この二つの文章は、金山弥平・金山万里子訳「セクストゥス・エムペイリコス『学者たちへの論駁 II』」(西洋古典叢書、京都大学学術出版会、2006年)では、次のように翻訳されている。第一文「この共通的で神的で、そしてそれを分け持つことによってわれわれが理性的なものとなる理性が、真理の基準である……そのように、ヘラクレイトスは言う……」(63 頁)。第二文「すなわち、彼[ヘラクレイトスは今や、そしてこれらの言葉においてこの上なくはっきりと、大通的な理性が基準であると表明し、そして共通に現れるものは、共通的な理性によって判断されうるものであるから信用しうるものであり、他方、各自に固有に現れるものは虚偽であると言っているのである」(64、65 頁)。

XII-2-4. アリストテレースは、「エウデモス倫理学」第1巻、第6章の冒頭 (1216b28-29) で、こう述べている。「そこで、以上の事柄のすべてについてわれ われが努めねばならないことは、明白な事実を証拠と事例に用いることにより、理論をとおして確信を見出すことである。けだし最も良いことは、今から述べられることどもに対して、すべての人々が明らかに同意を示すことであるが、そうでなくとも、すべての人々が少なくも何らかの仕方で[或る程度]同意を示すことである。」(茂手木元蔵訳「エウデモス倫理学」、「アリストテレス全集13」所収、岩波書店、1968年、199頁」。

XII-2-5. 「[また、] アリストテレースは、」以下<>印括弧内の文章は、1631 年版から付加された。

XII-2-6. 「トゥスクルム荘対談集」第1巻、第13章30。ここで、キケローは、神の存在証明を試みて、次のように語っている。「これがわれわれが神々の存在を信じる最も確かな理由として提示されているように思われるのだが、神々への信仰に関して漠然とした考えすらその精神に宿したこともないほどに粗野な種族や、それほど野蛮な者は世界中どこにもいないのである。もっとも、神々に関してはゆがんだ考えをもつ者も多い……というのも、神々に関する考えは偏見に由来することが一般的だからである……。しかしながら、すべての人々は、神の力と性質が存在すると考えていて、それは人間の話し合いとか取り決めによるものではなく、また、その信仰が慣習や法律によって確立されたものでもない。だが、すべての点においてあらゆる民族が合意していることは、人間の本性が定めた法とみなされねばなるまい。」(木村健治・岩谷智訳「トゥスクルム荘対談集」、前掲、29、30頁)。なお、この出典表示(I. Tusc.)は、すでに初版で、グローティウス自身が欄外に注記している。

XII-2-7. 「道徳書簡集」第 117 巻 6。セネカは、この書簡で、「知恵は善であるが、知恵があることは善ではない」というストア派の命題を、いくつかの視点から批判している。そして、その中のある箇所で、セネカは、次のように述べて

いる。「私たちの学友がこのような困難に陥った理由は、すでに最初の前提に束縛され、それで公式を変更することができなかったからだ。私たちはおよそすべての人間が認める考え方を尊重するのが常であり、私たちの考えでも、あることがすべての人に正しいと思われたなら、それが真実の証拠となる。例えば、私たちが神々の存在を結論づける根拠は、他にもいくつかあるが、次の点もその一ただ。つまり、すべての人間には神に関する観念が生まれつき備わっており、いかなる民族といえども、何らかの神を信じないほど(未開で)法律や習慣の埒外に放り出されている民族はない、という事実だ。」(大芝芳弘訳「倫理書簡集II」、「セネカ哲学全集6」所収、岩波書店、2006年、340頁)。なお、この出典表示

(Epist. 117.) も、すでに初版で、グローティウス自身が欄外に注記している。 XII-2-8. 「弁論家の教育」第 5 巻、第 10 章 12。クィンティリアーヌスは、ここで、立証を必要としない確かなものとして、次の 6 項目をあげている。「第一に、諸感覚によって知覚されたことであって、たとえばわれわれが見たり聞いたりすることです。しるし signa はこのようなものです。次に、みんなが共通の意見 opinio communis を持っていることであって、たとえば神の存在とか両親を敬う義務です。第三に、法律によって制定されていることです。第四に、すべての人々に信じられているわけではないが、少なくとも訴訟が行われている町や国において慣習として受け入れられていることです。たとえば、権利に関する多くのことがらは法律ではなく慣習によって認められています。第五に、[原告と被告との]双方において同意されていることです。最後に、相手側が反論していなことです」(森谷字一・戸高和弘・渡辺浩司・伊達立晶訳「弁論家の教育 2」、西洋古典叢書、京都大学学術出版会、2009 年、242、243 頁)。グローティウスは、この第 2 の理由をパラフレイズして引用している。

「肉食しないことについて」第4巻、第21章。この章で、ポルフュ リオスは、遊牧民や穴居生活を送る人たちが肉食するのは、かれらの居住地域が 不毛であり、肉食以外に食糧を確保できないため、必要上そうせざるをえないか らだということを認めた上で、さらに、「「世の中には〕野蛮で、生来どう猛な国 民がいくつかある。しかし、公正な裁判官ならば、かれらの事例から、人間の本 性それ自体を誹謗するような判断を下すことはできない」と主張している。そし て、自然死は不吉であり避けるべきことであるという理由から、年老いた父母を 殺害してその肉を食する種族などの例を紹介した後に、この章を、「しかしなが ら、われわれは、このような事例を理由として、人に対する柔和さを放棄しては ならないのであり、肉食によって生活する人々を模倣するのではなく、敬虔な人、 神に身を捧げた人を見習わなければならない。なぜならば、デモクリトス\*がい うように、『悪しき、無思慮な、敬虔でない生は、悪しき仕方で生きることでは なく、長い間死んでいるのである』から」という言葉で結んでいる。グローティ ウスのラテン語文には、「非人間的に造られている | factae inhumanae という言葉 がある。これは、おそらく、「生来どう猛な」και εστι φυσει θηριωδη の訳語と思 われる。しかし、理由は定かでないが、この語は、グローティウスが引用してい るギリシア語文では省略されている。

XII-2-10. 底本の注によれば、アンドロニコスの文章は、「アリストテレース・ニコマコス倫理学釈義」[第5巻、第10章]中にある(Andronicus Rhodius, Paraphrasis in Aristotelis Ethicorum Nicomacheorum, V. 10.)。しかし、訳者はこの文献を検索することができなかった。

XII-2-11. プルータルコス「対比列伝・ポムペイウス」28。グローティウスが引用している文章は、前68年に行われた地中海海賊掃討作戦の司令官であったポムペイウスが、最後まで抵抗した海賊勢力をキリキアのコラケシオンで降伏させたとき、寛大な処置を願い出た海賊たちにどのように対処すべきかを思案した様子を、プルータルコスが説明した文章である。プルータルコスは、次のように説明している。「彼は二万を超える捕虜を殺戮する意志はなかったが、さりとて、貧しくかつ好戦的で数も多い彼らをなすにまかせれば、彼らは、時に離散しようとも、時にはまた相結んでことをおこすかもしれず、けっして良い結果になるとは考えられなかった。人の性はもと粗野かつ野蛮なものではなく、むしろ、悪に冒されるのはその本性に反することであり、習慣や土地・生活の変化によってや

わらげ得るものである。野獣すら、平穏の生活を経れば度し難き野生を脱するのである。このように考えた彼は、捕虜たちを海から陸に移し、都市に住まわせて農耕を営ましめて、正しい生活のなんたるかを知らせることに決心した。」(吉村忠典訳「ポムペイウス」、村川堅太郎編「プルタルコス」世界古典文学全集23所収、前掲、385頁、ちくま学芸文庫版「プルタルコス・英雄伝」下、99、100頁)。

XII-2-12. アリストテレース「トピカ」第5巻、第2章(130a28)。この章で、 アリストテレースは、特性には相対的な特性と恒常的な特性があり、恒常的な特 性について、それが正しく与えられているかどうかを検討するためには、まず、 その特性に関して与えられた名辞が一義的なものか多義的なものかを見極めなけ ればならないと指摘し、次のように述べている。「たとえば、エピスタスタイ・ トゥート επιστασθαι τουτο [という言葉] は、多くのことを意味するので(とい うのは、[それは、]「そのものが知識をもつこと」、「そのものが知識を用いるこ とし、「そのものの知識をもつことし、「そのものの知識を用いること」を意味する から)、それらのいずれについて特性を措いているのか限定されていない場合、 エピスタスタイ・トゥートの特性は正しく与えられていないことになろう。他方、 「恒常的な特性に関する」命題を確立するためには、それの特性を措こうとする ところの当のものが多義的に語られずに、むしろ、一つで単純な意味のものかど うかを考察しなければならない。なぜなら、その場合には、その点で特性は正し く与えられているだろうから。たとえば、人間は一義的に語られるので、その点 で、『本来温和な動物』「という表現」は人間の特性として正しく語られているこ とになろう。| (池田康男訳「トピカ」、西洋古典叢書、京都大学学術出版会、 2007年、181、182頁)。

XII-2-13. アリストテレース「政治学」第1巻、第5章 (1254a36-38)。ここで、アリストテレースは、「およそ多くの要素……連続したものであれ、連続していないものであれ……から組成され、そこになんらかの一つの共通なものが実現するあらゆるものには、支配する要素と支配される要素が見出される」とした上で、動物を例にとり、「まず第一に、動物は魂と身体とから組成されているが、自然によって魂は支配するもの、身体は支配されるものである。ところで、自然によって、るものを考察するには、それが現に自然に適った状態にあるときでなければならない。退廃したものを取りあげてはならない。それゆえ、身体の観点からも、魂の観点からも、最良の条件にある人間を観察すべきである。彼のうちには、かの支配と被支配の関係が明瞭に現れているからである。というのは、悪しま者、もしくは悪しき状態にある者においては、その悪しきかつ自然に反した状態のために、しばしば身体が魂を支配しているかにみえるだろうから」と述べている(牛田徳子訳「政治学」、前掲、16頁)。

XII-2-14. 「ロードスのアンドロニコスは、」以下、本文末までの<>印括弧内の文章は、1631 年版から付加された。

XII-2-15. 「ニコマコス倫理学」第10巻、第2章(1172b36-1173a2) に、次のような文章がある。「これに対して、ものみなの目指すものものが善であるとはかぎらないと言って異議を唱える人々は、おそらく、なんの意味もないことを言っている。というのは、すべてのものにそう思われることは、実際にもそのとおりであるとわれわれは主張するからである。この確信を葬り去ろうとするひとの言うことはあまり信用が置けない」(加藤信朗訳「ニコマコス倫理学」、前掲、325頁)。加藤訳の「この確信を葬り去ろうとするひとの言うことはあまり信用が置けない」に相当する文は、林一功訳では、グローティウスと同じように、「しかるにこのような確信を無効にする人は、これ以上に確信しうるものを何かほかに語ることはけっしてできないであろう」と翻訳されている(林一功訳「ニコマコス倫理学」、前掲、452頁)。

XII-2-16. 「道徳書簡集」、第81書簡31。この書簡で、セネカは「恩知らずな人」について論じ、次のように語っている。「私たちにとって恩恵ほど、求められている間は高く、受け取った後には安く見積もりがちなものはない。なぜ私たちは受け取った恩恵を忘れるのか、と尋ねるのかね。さらに多くのものを受け取ろうとする欲望のせいだ。……中略……実際、熱望すべきものだから賞賛されるのではなく、賞賛されたものだから熱望されるのだ。そして、個人の誤解が世間

一般のそれを生み、世間一般のそれが個人の誤解をもたらす。しかし、私たちがその誤解を信じないように、次の点でも世間でいわれていることを信じようではないか。つまり、感謝する心ほど気高いものはない、という考えだ。このことには、あらゆる町々、あらゆる民族が、蛮族の地から来た民でさえ、賛同の声を上げるだろう。この点では、善き人も悪しき人も意見が一致するだろう。快楽を賞賛する人々もいるだろう、労苦の方を優先させる者もいるだろう。苦痛を最青をしていたと考えて、なたより最も見いだされたことで人間の生べ悪しきもをしていたと考えて、なたより最も豊かな人は、進元を見解の相違がある中で、よくがなせないような人だと言うだろう。これほど大きないとする点は、すべての人が君に、いわば異口同音に断言するだろう。これほど考えの合わない大衆も、この点では同意するだろう。| (大芝芳弘訳「倫理書簡集Ⅱ」所収、前掲、11頁)。

XII-2-17. 「弁論家の教育」第1巻、第6章45。クィンティリアーヌスは、こ の章で、「言葉の正しい使い方の原理」を説明している。そして、第43節以下で 言葉の「慣用 consuetudo | をとりあげて、こう述べている。「さて、残されてい るのは慣用です。実際、人々がいま話している言葉よりも昔に話していた言葉の ほうを好んで使うとすれば、滑稽と言ってもいいでしょう。それにまったくのと ころ、古い言葉とは、古い慣用に従った話し方に他ならないのではないでしょう か。しかしこのこと自体にも判断が必要であって、われわれが慣用と呼んでいる もの自体が何なのかをとりわけ確定せねばなりません。もし慣用が、大多数の人 がしていることからそう名付けられているとすれば、この上なく危険な規則を弁 論だけでなく、いっそう重大なことですが、人生にまで与えることでしょう。す なわち、正しいことが数多くの人に好まれているというような、それほど立派な ことがどこから生じてくるのでしょうか。したがって、脱毛や編みあげる髪や入 浴時の痛飲は、いかにわが国に入り込んでしまっているにしても、これらのうち のどれ一つとして非難を免れない以上は、慣習 consuetudo とまでなることはない でしょうが、話すことにおいても同様に、なにかが誤って多くの人々に根づいて いるとしても、それを言葉の規則として受け入れてはならないのです。というの も、無学な人々の一般的な話し方は言うまでもなく、しばしば劇場全体やサーカ ス場の群衆全体が不純語法を犯しながら ad modum vulgo 大声で叫んでいたのを、 われわれは知っているからです。それゆえ私は、善き人々の総意をこそ生の慣習 と呼ぶのと同様に、教育ある人々の総意を言葉の慣用と呼ぶのです。」(森谷宇 一・戸高和弘・渡辺浩司・伊達立晶訳「弁論家の教育 1 |、西洋古典叢書、京都 大学学術出版会、2005年、91、92頁)。

「ユダヤ古代史 | 第 16 巻、第 6 章 8。この章で、ヨーセフスは、ギ リシア人の横暴からユダヤ人を守るためにカエサルが公布した法令を紹介、記録 し、「この種の布告のしばしばにわたる記載は、実は、他民族がわたしたちと和 解してくれ、そして、わたしたちの中の、また彼らの中の思慮なき輩に根を下ろ している怨恨の原因を取り除くことを目的としているのである。なぜなら、「こ の世界には〕その慣習をまったく変えなかったという民族は存在しないし、また それは都市の間でも大きな差がある。しかしながら、わたしたちの律法が最も重 視する正義の実践こそは、ギリシア人たると非ギリシア人たるとを問わず、万人 にとってもっとも有益な徳目であり、またもしわたしたちがそれを誠実に守って いくならば、「やがて」それによってわたしたちは万人から好意をもって迎えら れ、かつ友人として遇せられると思うのである。したがってまた、わたしたちは、 彼らもまたわたしたちと同様に振舞うことを期待する権利をもっている。なぜな ら、ひとは異民族をその風俗習慣の相違から判断すべきではなく、善なるものに 対する誠実な追求の態度という点で評価すべきだからである。この善の追求、こ れこそは万人の共通のものであるし、それのみが社会を存続させることを可能と させるのである」と述べている (泰剛平訳「ユダヤ古代誌」、新約時代篇3、山 本書店、1980年、64、65頁。ちくま学芸文庫版「ユダヤ古代誌 5」、2000年、 185、186 頁)。

XII-2-19. 「異端者に対する抗弁」28。この節で、テルトゥリアーヌスは、

「信仰に関する一つの正しい伝承というもの」が存在するかという問題を取り上 げて、次のように述べている。「もし、すべての人々が間違っていたとしたら、 すなわち、使徒「パウロ」が誰かある人々に証言を与えることについて偽ってい たり、聖霊は教会を真理へと導くためにキリストから遣わされ、父から真理の教 師となるように求められているというのに、聖霊が教会を真理に導くことにまっ たく関与しないならば、また、神の僕、キリストの代理人「=テルトゥリアーヌ スは聖霊をキリストの代理人と考えている〕がその職務を怠り、使徒たちを通じ て聖霊自身が説いていることについて、諸々の教会が、そのときどきで、それぞ れに異なって理解したり、信じたりするのを放置しているとすれば、あれほど多 くの教会がしかも全体として誤り、一つの信仰に入り込むなどということが、本 当にありうるだろうか。多数の教会の間で生じたことが、一つの結果に終わるな どということはありえない。教えに関する教会の誤りはさまざまであったはずで ある。しかしながら、多くの教会で同一のものが見出される。これは、誤りの結 果ではなくて、[正しい]伝承の結果である。それゆえ、誰が、あえて、[神およ びキリストの教えを〕伝えた人々は誤っていた、などといおうとするであろうか。| XII-2-20. 原注1は、1642年版から付加された。

「トリュフォンとの対話」93章。この章の最初の部分で、ユース ティヌスは、次のように語っている。「神は、人間のすべての種族に対して、常 にかつ普遍的に正しいこと、ならびに完全な公正さを示した。それゆえ、すべて の種族が、姦通や姦淫や殺人は悪いことであり、その他これに類するものは罪で あるということを知っている。だから、かれらは、それにもかかわらずそのよう なことがらを実行し、罪を犯すが、それでもなお、かれらがそうするたびに、か れらの行為は不正であるという認識から逃れることはできないのである。ただし、 汚れた心の持ち主で、間違った教育や、悪しき慣習や、不正な法律によって堕落 させられ、自然的な観念を失ってしまった者は別である。なぜなら、そのような 者たちは、自分たちが他人に加えている害を自分たちが受けることを望まず、お 互いに敵対的な意識をもってかれらの行為を非難しあっているからである。」な お、底本の編集者は、グローティウスが引用している文章の出典箇所を「トリュ フォンとの対話、281頁」と注記している。しかし、訳者は、これがどの版の頁 数なのかを確認することができなかった。「トリュフォンとの対話」は、グロー ティウスの時代には章に区分されていなかったらしい。訳者が参照しえた1719 年のラテン語対訳版でも章区分は存在しない。たんに、「第一日目の対話」と 「第二日目の対話」が区分されているのみである。しかし、1847年の Trollope 版 では、全体が142章に区分され、第75章以下が「第二日目の対話」とされてい る。

「善良な人はみな自由である | 第27章。この章で、フィローンは、 大略、次のように論じている。自由とは、自分のものおよび自分自身に対して自 由な支配権をもつことである。その意味で、奴隷は自由ではないが、もし、ある 奴隷が神に身を捧げ、神の友達になったとしたら、かれは、もはや自由な人であ る。なぜならば、神はすべてを支配するのだから、神の友達のすべてをも支配し、 その結果、その友達は自分のものおよび自分自身に対する支配権を持つことにな るからである。これに対して、都市国家に住む自由な市民は、もし、僭主の圧政 と悪法に苦しめられているならば、もはや自由とはいえない。かれらは、一種の 奴隷である。これを、人の行動についてみれば、怒りや、欲望や、その他の激情 に支配される者は、あらゆる点から見て奴隷であり、法に従い、法と一致して生 活する者は自由であるということになる。ただし、その場合の法とは、誤ること のない法である。すなわち、それは正しい理性であって、この人やあの人といっ た死すべき人間の作った法令、毀れたり廃止されたりする法、生命のない羊皮紙 や石柱に書き記され刻まれた、生命のない法ではない。それは、不死の自然に よって、不死の心の中に刻印された法なのである。「それゆえに、これほど明白 なことがらの特性を理解しない人や、アテナイ人とかラケダイモン人といった力 のある国民にはソローンやリュクルゴスの法があれば十分だという人の盲目ぶり をみて、誰もが驚くのは当然である。」

XII-2-23. 底本の編集者は、この文章の出典を、ヨハンネス・クリユソストモ

ス「説話・キリストは神である | 第 11 節 Oratio Christum esse Deum [11] と注記 している。この作品は Migne 版「ギリシア教父著作集」PG (vol. 48) に、「ユダ ヤ人および異教徒たちに対抗して、キリストは神であることを明らかにする書」 [Liber] Adversus Judaeos et Gentiles demonstratio, quod Christus sit Deus (短縮形 「ユダヤ人および異教徒駁論。キリストは神であること | Contra Judgeos et Gentiles, Ouod Christus sit Deus.) として収録されている。クリュソストモスは、 この作品の第 11 節で、ダニエル(ダニエル書、7: 13)、マラキ(マラキ書、3: 2) の預言を引き合いに出して、かれらがこれほど明確に将来のできごとを預言して いるのに、なぜ、あなた方はそれを信じないのかと問い、次のように述べている。 「賢い人は、多くの助けなどなくても、自分にとって何が必要なことかを理解す る。しかし、賢くない人あるいは愚かな人は、無数の指導者がいたとしても、偏 見に囚われ、盲目の状態にとどまる。このことは、ここで問題としていることが らのみにあてはまるのではない。そのほかのことがらについてもあてはまる。た とえば、どれだけ多くの人々が、律法のことなど聞いたこともないのに、律法に 適った廉直な生活を送ったことであろうか。他方、幼少時からきわめて高齢にな るまで、律法について教育を受けてきた人々が、それを破ることに対して何らの 限界も設けていない。このようなことは、昔の人々のもとでも生じている。たと えば、数え切れないほど多くのしるしや奇跡があったにもかかわらず、ユダヤ人 たちは改善されなかったのに、ニネヴェの人々は、一声聞いただけで改心し、罪 から解放された「ヨナ書、3」。また、このようなことは、たんに貴人の間で見ら れるだけではなく、名もない土地に生まれた人々の間でも見出される。ユダは十 分な教えを受けなかっただろうか。それにもかかわらず、かれは裏切り者となっ た。あの強盗はどのような忠告を受けていただろうか。いかなる忠告も受けては いなかった。しかし、かれは、十字架上でイエスに対する信仰を告白し、イエス の王国 [の到来] を預言したのである [[ルカによる福音書] 23:39-43]。 それゆ え、あなたたちは、堕落した人間の精神によってことがらを判定してはならない。 そうではなくて、どちらの言い分が正しいかを判定する場合には、ことがらの真 実それ自体に適した基準を設定しなければならない。| グローティウスが引用し ている文章は、末尾の「それゆえ、あなたたちは、堕落した人間の精神によって ことがらを判定してはならない」である。原文には、「変更する」mutare という ラテン語に相当する単語は存在しない。

XII-2-24. 原注 2 は、1642 年版から付加された。

「[彫] 像について」の第11説教4。ここで、クリュソストモスは、 XII-2-25. 「理性をもたない動物たちは、その身体に武器を備えている。たとえば、牛には 角があり、猪には牙があり、ライオンには爪がある。しかし、神は、わたしの身 体の性質として、そのような武器を備えつけなかった。神は、人間が温和な動物 であることを示すために、そのようなものは人間の身体に相応しくないとしたの である」と述べている。

「十戒について」第25章。この章は、十戒の中の第5戒「人を殺 XII-2-26. してはならない」にあてられている。そして、フィローンは、その最初の部分で、 グローティウスが引用している文章の後に、こう記している。「したがって、相 手が誰であろうと人を殺す者は、自然の法と掟、すなわちすべての人間のために 立派に定立された法と掟に背いていることを知らなければならない。それのみな らず、かれは、さらに、神の所有物の中で最も神聖なものを毀損した者として、 涜神の咎を受けなければならない。なぜならば、神に対する捧げものとして、人 間以上に貴重かつ崇高なものはないからである。」

XII-2-27. 「世界の不滅性について」第11章。フィローンがこの前後の数章 で問題にしているのは、「世界と人間は、最初から、完成されたものとして造ら れた | という、ある詩人の文章である。フィローンは、本章で、この詩人の言葉 を批判して、この言葉は、人間には幼児期や青年期がなく、いきなり成人期の人 間としてこの世に生まれるといっているのと同じであり、いわば、人間は生まれ ながらに武器を手にしているといっているようなものであると指摘して、次のよ うに述べている。「生まれたばかりの被造物が武器を取り扱う経験をどのように して獲得したのであろうか。というのは、人間はきわめて温和な動物であり、自

然は人間に贈り物として理性  $\lambda$ oyog を与えたが、それは、これによって、自分の荒々しい感情を魔力にかけ、和らげることができるからである。生まれたばかりの人間に与えるのは、武器よりも魔法の杖、すなわち理性的な性質にふさわしい、合意と平和の象徴を与える方がよかろう。そうすれば、人間は、いたるところであらゆる人間と戦争する代わりに、平和を宣言することになるであろう。」なお、グローティウスは、原文の $\lambda$ oyogという語を、本パラグラフ原注3に引用された「十戒について」のそれも含めて、「言葉」sermonesと翻訳している。しかし、訳者が参照したいくつかの現代語訳では、この語は「理性」ratio, reasonと翻訳されている。

XII-2-28. 原注 3 は、1642 年版から付加された。

NB なお、本節の第2パラグラフ (XII-2) は、1631年版で大幅に書き改められた。文章で説明したのではわかりにくいと思われるので、以下に図式化して示しておこう。

[2] <へーシオドスには、多くの人々から称讃されている、次のような言葉がある。

「たしかに、多くの国民がもてはやしている見解は、まったく空虚というわけではない。」> …… 1631 年版で追加 ヘラクレイトスは、共通の理性は真理の最良の尺度であると規定して、「人々が共通にそのようなものと考えていることは、信ずるに値する」といった。

……初版から存在 < [また、] アリストテレースは、「もし、われわれのいうことにすべての人が 同意するならば、それは最強の証明である」といっている。>…… 1631 年版で追加 そして、キケローは、「あることがらについて、すべての国民が同意するなら ば、それは自然法と考えらるべきである」といい、セネカは、「あることがすべ ての人々によって認められるならば、それは、それが真理であることの論証であ る」といっている。 ……初版から存在

わたしが文明国民といったのは、理由のないことではない。なぜならば、ポル フュリオスが正しく記しているように、「いくつかの国民は野蛮であり、非人間的に 造られている。しかし、公正な裁判官ならば、このことから、人間の本性を非難 するような評価をすることはできない」からである。 …… 初版巻末の「補遺」で追加 <ロードスのアンドロニコスは、「正しくかつ健全な精神を備えた人間のもと では、法[=正しさ]は不変であり、これは自然法と呼ばれる。もし、病んだ心 あるいは歪められた心をもった者がそれと異なる判断をするとしても、それは、 この命題とは何ら関係がない。なぜならば、蜜は甘いという人は、病人にとって 違う味がするように感じられるからといって、嘘をついているわけではないから である」といっている。プルータルコス「ポムペイウス伝」の次の言葉も、これ らの見解から外れていない。「いかなる人間も、その本性上、どう猛な動物や非 社交的「ないし非社会的」動物ではないし、かつてそうであったこともない。し かし、その本性のありように反して罪を犯すことに慣れると、人間は野蛮になる。 逆に、そうでない生活習慣を身につけ、住む土地が変わることによって、人間は 温和な性質に復帰する。」アリストテレースは、人間に特有の性質の中からその 一つをとりあげ、次のように記述している。「人間は、その本性上、温和な動物 である。」また、別のところで、「なにが自然的であるかを考察するためには、そ れが退廃した状態のときではなく、よく自然に適った状態のときでなければなら …… 1631 年版で追加 ない | と述べている>

### [XIII]

XIII-1. 本章、第 IX 節 2 で、グローティウスは、法を自然法と意志法とに区分している。なお、バルベイラックは、「意思法」について、「これは、通常、実定法 Droit Positif と呼ばれている」と注記している。

## [XIV] - (1)

XIV-1-1. グロノヴィウスは、「人法は多くの人々に知られている」という語句について、「実際、神法は、ヘブライ人とキリスト教徒にしか [知られていない] からである」と注記している。

XIV-1-2. 国法の源泉について、グローティウスは、「プロレゴーメナ」第 15 節で、「約定したことを守るべし」という自然法の命題をあげ、国家という団体に結集した人々は、この団体の多数の部分または権力を移譲された一人もしくは複数の者の決定に従うことを、明示的あるいは黙示的に約定したのだから、この約定が国法の源泉となる、と説明している(本誌前号、272 頁)。したがって、potestas civilis を「国民の権力」と翻訳することも十分に可能であるが、本稿では、これを「国家に結集した人々の約定に基づいて成立した権力」と解し、「国家的権力」と翻訳することとした。

XIV-1-3. 「国家とは、[自由な人間からなる] 完全な団体である」という文章について、グロノヴィウスもバルベイラックも、「完全な団体」coetus perfectusとは、アリストテレースのいう自足的[団体]  $\alpha$ υταρκος のことであると注記している。アリストテレース「政治学」第 1 巻、第 2 章(1252b27-30)には、「いくつかの村から生じ、言うなればいまやあらゆる自足の要件を満たした、終局の共同体が国家である。それは、人々が生きる[生存する]ために生じたのであるが、彼らがよく生きるために存在するものである。」(牛田徳子訳、前掲、8 頁)とあり、第 3 巻、第 9 章(1280b40-1281a1)には、「国家は、いろいろな氏族や村が集まって、完全で自足的な生を営むための共同体である」(牛田徳子訳、前掲、140 頁)と記されている。

XIV-1-4. バルベイラックは、「国家的権力それ自体に由来するわけではない」という言葉に注記して、次のように述べている。「なぜなら、両親と子供、主人と奴隷などは、君主と臣民が存在するようになる前から存在していたからである。父の子に対する権力 Authorité や主人の奴隷に対する権力は、けっして、国家的権力 Puissances Civiles の意思に基礎を置くものではないし、国家の成員として存在するための約束に基礎を置くものでもない。その起源は別のところにある。……中略……そして、主権ないし主権者がここでできることは、公共の利益のために必要な限りで、それらの権力を制限することだけである。」

XIV-1-5. [戦争] 捕虜については、「戦争と平和の法・三巻」第3巻、第7章で、復帰権については、第3巻、第9章で、それぞれ論じられている

XIV-1-6. 原注 1 は、1646 年版で付加された。なお、訳者は、ヴァスケスの作品を参照することができなかった。

## [XIV] - (2)

XIV-2-1. ディオ・クリュソストモスは、すでに「プロレゴーメナ | 第 26 節 (本誌前号、279頁) に名前があげられているプルサのディオ (ディオ・コッケ イアーヌス)と同一人物である。グローティウスが引用している言葉は、かれの 「弁論集」第76弁論(「慣習「法」について」)にある。ディオは、この弁論の中 で、「慣習 [法] は、いかなる人間によって発明されたものでもなく、生活と時 間とによって発明されたものである。……法律は多数の人の意見によって承認さ れるものであるから、いかなる法律も、各人がそれを自由に選択することはでき ないが、慣習は、もしすべての人によって受け入れられなければ、存在すること ができない。法律は恐怖と力によってその支配力を維持する。これに対して、わ れわれは慣習をすぐれた良いものと考える。それは、「慣習が支配力をもつのは」 われわれがその慣習に説得される場合だけだからである。……したがって、われ われは、法律を僭主の権力に譬え、慣習を王の仁愛に譬えることができよう、 云々」と語っている。原文では、発明 ευρημα と生活 βιου の間に、「いかなる人 間によって発明されたものでもなく」δε ανθροπων ουδενος, αλλα という語句が 存在するが、グローティウスはこの語句を省略し、生活 βιου を慣用 usus と翻訳 している。ちなみに、発明  $\epsilon$ い $\rho$ ημ $\alpha$  は、1642 年版までは  $\epsilon$ υ $\rho$ εμ $\alpha$  と綴られていた が、1646 年版で ευοπια に訂正された。底本は訂正後の綴りを採用している。

XIV-2-2. 歴史が、諸国民の法の証明に対して有する意義については、すでに、「プロレゴーメナ」第46節(本誌前号、292頁)で指摘されている。

#### [XV] - (1)

XV-1-1 バルベイラックは、「神意法とはなにか」以下の記述に関する参考文 献として、グローティウスが弟ウィレムに宛てた書簡(1638年)をあげている (No. 3586: Briefwisseling van Hugo Grotius, Deel 9: Hugo de Groot, ed. B. L. Meulenbroek, Den Haag 1978, pp. 300-302.)。この書簡の中で、グローティウスは、 「意思的 [なもの]」voluntarium という言葉について、次のように記している。 「サルマシウスの書物 [「徴利について」 Claude Salmasius, De usuris, 1638] を通読 した。そこには、貴方がいうように、正しい言葉の使い方について多くのことが 語られている。しかし、わたしは、かれの説明がよく整理されていないのを残念 に思う。たしかに、用語に関して論ずる際に、矛盾がないようにすることは、し ばしば困難である。たとえば、わたしが、便宜上、自然的ではない神法について de iure divino non naturali 用いた、意思的「なもの」voluntarium という言葉に、サ ルマシウスはあれほど多弁を労して反対しているが、かれは、キケローが「悪し き行為を] 意思的悪業 voluntarium facinus と呼び、別のところでは、意思的 [な もの] voluntarium を必然的 [なもの] ncessarium に対置している、ということに 気づいていない。神にとって、人間を創造しない自由もあった。しかし、いった ん人間が創造されると、すなわち、その本性からして、理性を使用し、格別に優 れた社会を形成する被造物が出現すると、必然的に、そのような本性と一致する 行為は是認され、それに反する行為は是認されないことになる。しかしながら、 それ以外にも、必然的にではないけれども、神にとってそれが適切だと考えられたがゆえに、神が命じたり、罰したりすることがたくさんある。そのような法、 すなわち「神から」与えられた人間の本性に変わることなく従う法ではなく、神 の自由な意思が介入することによって作られた法に、どのような名前をつければ、 それ [意思法という名称] 以外のもっと良い名前をつけることができるのか、わ たしにはわからない。| つまり、グローティウスは、神意法という言葉自体が、 すでに自然法と区別された法、自然法を前提とした上で、神が特別の配慮をもっ て制定した法という意味をもっている、といっているのである。

XV-1-2. 「プロレゴーメナ」第 12 節で、グローティウスは、「自然法でさえも、これを正当に神に帰することができる」と述べている(本誌前号、270 頁)。この文は、前訳注 XV-1-1 に紹介したグローティウスの所論と併せて読むと、意味がはっきりする。すなわち、グローティウスがこの一文でいいたかったのは、人間を創造し、人間に理性の使用と社会性という本性を授けたのは神だから、人間の理性や社会性に基づく法すなわち自然法も、神に由来するという意味では神法であるということであって、グローティウスに含まれるという意味では神法であるけいではない、ということである。グローティウスにとって、神法とは、神意法に他ならず、自然法と同視される神法は、自然法であって、本来の意味の神法ではないのである。

XV-1-3. グローティウスは、原注1で、この言葉の出典として、プルータル コス「対比列伝・アレクサンドロス」を指示している。そして、プルータルコス はこの作品中の4箇所で、アナクサルコスに言及している。しかし、グローティ ウスが引用する文章と正確に一致する、アナクサルコスの発言は見あたらない。 グローティウスは、アナクサルコスが「きわめて漠然と語った」と述べ、しかも ギリシア語原文を併記していないので、この言葉はグローティウスの翻案である 可能性が高い。しいて該当箇所をあげるとすれば、52節の記述であろう。ここ では、重臣クレイトスの歯に衣着せぬ暴言に、かっとなって、クレイトスを自ら の手で殺害したアレクサンドロスが、翌日、悲嘆に暮れ嘆き悲しんでばかりいる とき、かれを慰めるために呼ばれたアナクサルコスが、次のように語ったと記さ れている。「『これが今世界が見つめているアレクサンドロスだ。それが今奴隷の ように身を投げ出して涙を流し、人間の法律や非難を恐れておられる。勝利の末、 支配と権力とを握られたのだから、御自分こそ人間の法律となり、正義の基準と なるべきで、あだな世評に屈して奴隷となることはないのです。』そして、さら に言った。『ゼウスがディケーとテミス[ディケーは人間の間で守られるべき正 義の女神。テミスとは神々により秩序立てられた正義の女神。前者の母と考えら れることもある……井上注]をその傍に置いておかれるのは、権力を持つものに よって行われることはすべて、人の法によっても神の法によっても認められた、正しいものであるということがおわかりにならないのですか。』」(井上一訳「アレクサンドロス」、村川堅太郎編「プルタルコス」世界古典文学全集23所収、前掲、205頁: ちくま学芸文庫版「プルタルコス・英雄伝」中、1996年、73頁)。

XV-1-4. 原注 1 は、1642 年版から付加された。 [XV] - (2)

XV-2-1. 人類全体に与えられた神意法は、一般に「普遍的実定神法」ius divinum positivum universale と呼ばれている。そして、具体的には、たとえば、血は命であるから、血のついた肉を食べてはならないこと(創世記 9:4)や、安息日を守ること(創世記、2:3)、十分の一税を納めること(創世記 14:20、28:22、申命記 14:22)、近親相姦の禁止(レビ記 18)などの掟がこれに該当すると考えられている。しかし、バルベイラックやコクツェーイは、グローティウスのいう「人類全体に与えられた神意法」すなわち普遍的実定神法は、結局のところ自然

法に他ならないとして、グローティウスの所論を批判している。

XV-2-2. この法について、バルベイラックは、大要、次のように述べている。 「グローティウスが、ここでどのような実定法を考えているのか、この点は理解 しがたい。グローティウスは、おそらく、十戒の「人の物を盗んではならない」 と関連させて、近親血族との婚姻の禁止(近親相姦の禁止)に関する規定を考え、 「人を殺してはならない」と関連させて、「血のついた肉を食べてはならない」な どの規定を念頭に置いているのであろう。しかし、これらの規定は、直接的には ノアに対して命じられたのであって、これをアダムとイブに結びつけて考える確 実な根拠は存在しない。また、一部の学者は、この法を「園のすべての木から 取って食べなさい。ただし、善悪の知識の木からは、けっして食べてはいけないし (創世記、2:16、17)という神の命令と結びつけて考えようとしている。しかし、 この命令は、アダムとイブが楽園にいる間にだけ命じられたものであって、この 命令が楽園追放後もその効力を維持し、かれらの子孫にまで拘束力を及ぼすとは 考えられない。」このバルベイラックの議論からすれば、人類が創造された直後 に人類全体に与えられた実定神法など存在しない、ということになる。一方、コ クツェーイは、この第一の法(これを、コクツェーイは「アダムの法|ius Adamiticum と呼んでいる) は「木に関する二つの掟」を指すが、これらの掟は、 自然法を象徴的に表現したものに他ならないから、普遍的実定神法とはいえない、

と註釈している。 XV-2-3. 第二の法 (コクツェーイのいう「ノアの法」ius Noachicum) につい て、バルベイラックは、大略、次のように述べている。「この法に関して通常指 摘されているのは、『血のついた肉を食べてはならない』と、『人を殺した者は生 命をもって罰せられる』(創世記、9:6)という掟である。しかし、前者は、人間 が共存し増殖するためには相互に残忍であってはならないということを示す一種 の象徴的掟であって、この掟が、つねに、どこででも、すべての人々を拘束する とはいえない。また、後者は、殺人者が恐れなければならない正当な罰を宣言し たものにすぎず、それは、本来の意味の法とはいえない。」これに対して、コク ツェーイは、第二の法に属する掟として、異邦人の神を礼拝しないこと、神の名 をみだりに唱えないこと、殺人の禁止、近親相姦の禁止、人の物を盗まないこと、 裁判に関する規定、血のついた肉を食べないことの7つ(これらは、しばしば、 「ノアの7つの掟」といわれる)をあげ、これらの掟は、いずれも、自然法に属 するものであり、自然法と変わらないと述べている。ここでも、バルベイラック が、グローティウスのいう普遍的実定神法の存在を否定的に考えているのに対し て、コクツェーイは、これを自然法に吸収しようとしている。

XV-2-4. 第三の法(コクツェーイは、これを「福音の法」lex Evangelii と呼んでいる)については、本章、第 XVII 節で説明されている。

XV-2-5. 二回目の「救済に際して」および三回目の「[キリストによる] 救済に際して」の二箇所の「救済に際して」reparatione という語は、1625、1631、1632 年の各版では、「復興に際して」restauratione と記されていた。「救済に際して」reparatione と変更されたのは、1642 年版からである。ちなみに、底本は変更後の reparatione を採用している。

XV-2-6. グローティウスがなぜこの限定句を付け加えたのか、その正確な理由はよく分からない。訳者は、さしあたり、法は公布され、人々に知られなければその効力を持つことはできないからだ、と考えておきたい。ちなみに、コクツェーイは、この文に関して、「それゆえ、著者自身が、これらの法は普遍的法ではないことを自白しているのである。なぜなら、それらは、個々の人に啓示されたことが証明されない限り、拘束力をもたないのだから」と述べている。
[XVI] - (1)

XVI-1-1. 本節および次節の記述は、「神学者」グローティウスの聖書解釈を色濃く反映している。したがって、第 XVI 節および第 XVII 節の記述をよりよく理解するためには、かれの聖書解釈を参照する必要がある。そのために、訳者は、4 巻本の「グローティウス神学論集」 H. Grotii Opera Omnia Theologica, Basel, 1732. (第 1 巻・「旧約聖書註解」 Annotationes in Vetus Testamentum, 1644。第 2 巻および第 3 巻・「新約聖書註解」 Annotationes in Novum Testamentum, 1641~50。第 4 巻・「キリスト教の真理について」 De veritate religionis Christianae を含論文集)を、参考資料として利用した。また、本文中、聖書の出典箇所が列記されている部分については、文章を読みやすくするために、その一部を()印括弧内に収めるなどの変更を行った。

XVI-1-2. グローティウスは、「キリスト教の真理 | 第1巻、第14章以下で、 ヘブライ人に対して神が特別の配慮をしたこと、および、モーセの律法こそがす べての(実定)法の淵源であることを説明し、さらに、同書、第5巻、第7章において、律法がヘブライ人に特有の法であることを、次のように説明している。 律法のある部分は、それ自身の中に徳性を含んでいるわけではないので、その必 要性がキリストによって廃棄された。なぜならば、もしその部分もすべての人々 によって守られるべきものであるならば、神は、すべての人々に、最初から、そ の遵守を命じたはずだからある。しかし、実際には、律法のある部分はヘブライ 人にしか命じられなかったし、モーセ以前のアベルやノアやメルキセデクやヨブ その他の人々は、きわめて信心深く、神に愛された人々であったにもかかわらず、 いわゆる律法の大部分またはその全部を知らなかった。モーセの律法は、かれら から 2000 年も後になって、神からヘブライ人に与えられたものだからである。 したがって、律法のある部分は、ユダヤ人に特有のものだといわなければならな い。「特有のもの peculiaria とは、次のような規定のことである。すなわち、それ が、あるいはユダヤ人の陥りがちな何らかの悪を避けるために、あるいはかれら の忠誠心 obedientia を試すために、あるいは将来のことを予表するために導入さ れた規定である。」この説明は、トマス・アクィナス「神学大全」第2部の2、 設問103、第3項の説明とほぼ同じである。

XVI-1-3. グローティウスが引用している「申命記」の文章は、1592年の「クレメンス版・ヴルガータ」のラテン語文とは異なる。グローティウスは、「旧約聖書註解」の読者宛序文において、「ラテン語版すなわちクレメンス版を基本とし、最近に入手したいわゆるマソラ本文と呼ばれるヘブライ語版、そして、かつて利用していた七十人訳聖書を参照した」と記しているから、「戦争と平和の法・三巻」の執筆当時は、クレメンス版でないラテン語版、または、マソラ本文以外のヘブライ語版もしくは七十人訳ギリシア語聖書からみずから翻訳したラテン語訳を使用していたものと思われる。

XVI-1-4. 「詩編」第 147、ver. 19 et 20。この出典表示は、1625、1631、1632、1642 年の諸版では、「詩編第 147 歌」Psalmo CXLVII の後に、「ラテン語のいくつかの版では 149 歌」という語句が付記されていた。しかし、この付記は 1646 年版で削除された。その理由は、おそらく次のようなものだったと考えられる。すなわち、聖書のラテン語訳中、「詩編」については、とくに数多くの異種本が存在していたために、グローティウスは、1642 年版までは、「詩編 149 歌」とされている版もいくつかあることを付記した。しかし、その後、次第したように、グガラテン語訳の標準版とみなされるようになり、前訳注で紹介したように、グローティウス自身も、旧約聖書のラテン語訳についてはクレメンス版を基本とることにした。その結果、1646 年版で、この「付記」が削除された、ということである。ちなみに、グローティウスが引用している詩句は、クレメンス版では

第147歌(の最後の二行)に存在する。

XVI-1-5. グローティウスが、本節の「申命記」および「詩編」の引用箇所で、「制定法」constitutiones および「法」iura と翻訳している言葉の原語は、フキムとミシュパトである。「七十人訳聖書」では、この二箇所のフキムがディカイオーマタと翻訳され、ミシュパトは「訴訟ないし裁判」クリーマタ κριματα と翻訳されている(ちなみに、共同訳は、「申命記」のフキムとミシュパトを「掟と法」と翻訳し、「詩編」のそれを「掟と裁き」と翻訳している)。しかし、グローティウスは、本章、第 IX 節 2 の本文で、フキムに対してエントーラスというギリシア語をあて、ミシュパトに対して(グローティウス流に解釈した)ディカイオーマタをあてたように、ここでも、フキムを「制定法」constitutiones と訳し、ミシュパトを「法」iura と翻訳している。

[XVI] - (2)

XVI-2-1. これは、トマス・アクィナスによれば、次のような考え方に基づいている。「異教徒たちはユダヤの儀式や律法的慣例 observantia legis への仲間入りを許された。けだし『出エジプト記』第 12 章(48 節)に『もし、あなたがたのところに異国人が在留して、主に過越のいけにえをささげようとするなら、彼の家の男子はみなはじめに割礼を受けなければならない、そうしてからささげることができる。そして彼はこの国に生まれた者と同じになるであろう』といわれているからである。しかし、律法を守らないでも救われることができたのならば、神の指令によって異国人が律法的慣例への仲間入りを許されることは無益だったであろう。それゆえ、なんびとも律法を守ることなしに救われることはありえなかった」(「神学大全」第 2 部の 2、設間 98、第 5 項 2。稲垣良典訳「神学大全」第 13 冊、創文社、1977 年、155 頁)。

XVI-2-2. 「聞け、イスラエルよ」Audi Israel という言葉は「申命記」中の数箇所で使用されているが、グローティウスの文脈に最も近いのは、十戒の序文に相当する第5章、第1節の「イスラエルよ、聞け。今日、わたしは掟[フキム]と裁き「ミシュパト〕を語り聞かせる」であろう。

XVI-2-3. マイモニデースがどの作品においてこのような考え方を提示しているのか、この点は確認できなかった。管見の限りでは、「迷える人々のための手引き」には、「申命記」第33章、第4節を引用した文章は存在しない。

XVI-2-4. <>印括弧内の文章は、1631 年版から付加された。

XVI-2-5. 原注1は、1642年版から付加された。ちなみに、この原注1の文章は、本文末尾の文章とほぼ同じである。なぜこのような注が付記されたのか、その理由はよく分からない。

### [XVI] - (3)

XVI-3-2. 「マタイによる福音書」第 15 章、第 22 節では、「カナンの女」 Xαναναια と記されており、「シリア・フェニキアの女」とは記されていない。この点について、グローティウスは、「新約聖書註解」(マタイによる福音書、15:22)の中で、「この『カナンの女』は、マルコによる福音書[第 7 章、第 26 節]の『シリア・フェニキアの女』と同じであることは、疑問の余地がない」と述べ、原語 Συροφοινικισσα に Syrophoenissa というラテン訳語をあてている。なお、「シリア・フェニキアの女」 Syrophoenissa は、1631 年版では Syrophaenissa と綴ら

れていた。「フェニキアの女」は Phaenissa と表記されることもまれではないので、1631 年版では Syrophaenissa と表記されていたが、1632 年版から、その表記を Syrophoenissa に統一したということであろう(クレメンス版も Syrophoenissa である)。あるいは、1631 年版の誤植かもしれない。

XVI-3-3. <>印括弧内の文章は、1631 年版から付加された。

XVI-3-4. この引用もギリシア語でのみ記されている。グローティウスは、「使徒行録註解」で、「『神をあがめる人々 [ギリシア人]』とは、ヘブライ人が『ハシディ・オーモト、すなわち諸国民中の敬虔な人々』と呼ぶ人たちと同じである。かれらは、たしかにモーセの律法を受け取らなかったが、偶像崇拝と悪しき風習を放棄して唯一の神をあがめ、けっして不正なことをしなかった。つまり、かれらはキリスト教に近づいていたのである」と註釈している。なお、「使徒行録」第17章、第4節(Act. XVII, 4)という典拠の指示は、1642 年版および1646年版では、「使徒行録」第18章、第4節(Act. XVIII, 4)に変更されている。底本は、1632 年版も同じように変更されていると注記しているが、訳者が確認した限りでは、1632 年版では「第18章、第4節」(Act. XVII, 4)と記されている。おそらく、1642 年版の誤植であろう。

XVI-3-5. グローティウスは、「旧約聖書註解」や「キリスト教の真理」の中で、カルダエウス Chaldaeus を、カルデア語への翻訳者 Chaldaeus interpres、またはカルデア語への抄訳者 Chaldaeus paraphrastes と呼んでいる。この場合のカルデア語はアラム語の古称に他ならないから、「カルダエウス」は、ヘブライ語文献(旧約聖書)のアラム語への無名の翻訳者、もしくはその作品、いわゆる「タルグム」 Targum のひとつと解される。本稿では、さしあたり、人名とも作品名とも解することができるように、たんに「カルダエウス」と表記することにした。なお、近時の研究によれば、グローティウスはタルグムの原典を読んでいたわけではなく、第二次的な文献を通じてこれを利用したらしい、ということが判明している。

XVI-3-6. <>印括弧内の「[このような人々は] ヘブライ語で」以下の文章は、1631年版から追加された。

XVI-3-7. 「ヘブライ人の教師たち」が、具体的にどのような人物を指すのかは不明である。

XVI-3-8. 「および、」以下の<>印括弧内の文章は、1631 年版から追加された。

XVI-3-9. 「『申命記』第 14 章、第 21 節」 (Deut. XIV, 21.) という出典表示は、1625 年の初版では、「『申命記』第 24 章、第 21 節」 (Deut. XXIV, 21.) と記されていた。「『申命記』第 14 章、第 21 節」に変更されたのは 1631 年版からである。おそらく、初版の表記が誤植だったのであろう。ちなみに、「申命記」第 14 章、第 21 節では、神が、イスラエル人に対して、「死んだ動物は一切食べてはならない。町の中にいる寄留者に与えて食べさせるか、外国人に売りなさい。あなたは、あなたの神、主の聖なる民である」と命じている。

XVI-3-10. バルベイラックは、そのような特別法の例として、安息日の遵守に関する規定をあげている。たとえば、「出エジプト記」、第20章、第10節には、「七日目は、あなたの神、主の安息日であるから、いかなる仕事もしてはならない。あなたも、息子も、男女の奴隷も、家畜も、あなたの町の門の中に寄留する人々も同様である」という神の命令が記されている。

XVI-3-11. 「ただし、」以下の<>印括弧内の文章は、1631 版で追加された。 XVI-3-12. タルムードの「国王」および「サンヘドリン」の二編については、該当箇所を確認することができなかった。なお、訳者が確認した限りでは、タルムードに「国王」という編(グローティウスは titulus と表記しているが、一般的には tractatus と呼ばれている)は存在しない。

XVI-3-13. グローティウスは、「旧約聖書註解」で、「出エジプト記」第12章、第44節の「金で買った男奴隷の場合には、割礼を施すならば、かれは食べることができる」という文章と、「民数記」第9章、第14節の文章とを根拠として、「出エジプト記」第12章、第45節に記されている滞在者とは、「明らかに、自発的に割礼を受けようとしない者のことである。それゆえ、かれらを強制する法は

存在しない。このことは、あるいは前節の語句から、あるいは『民数記』第9章、 第14節から知られる」と注記している。

XVI-3-14. マイモニデースの「偶像崇拝について」および「ミシュナー註解」 については、その原典または翻訳を検証することができなかった。

XVI-3-15. クリュソストモス「『ローマの信徒への手紙』に関する32の説教」第5説教3。この第5説教3でクリュソストモスが対象としているのは、「ローマの信徒への手紙」第2章、第10節「すべて善を行う者には、ユダヤ人はもとよりギリシア人にも、栄光と誉れと平和が与えられます」という言葉である。

XVI-3-16. 「かれがここで語っているのは、……ギリシア人のことである」 という文章は(「メルキセデク、ヨブ、ニネヴェの人々、コルネリウス」の人名 も含めて)、クリュソストモス「『ローマの信徒への手紙』に関する32の説教」 第5説教3からの引用である。ただし、グローティウスが引用しているギリシア 語原文とそのラテン語訳は、対応の仕方がずれている。すなわち、グローティウ スは、「かれがここで語っているのは、……ギリシア人のことである」をギリシ ア語で引用し、その後に「そのような人の例として、メルキセデク、ヨブ、ニネ ヴェの人々ならびにコルネリウスをあげている。そして、そのすぐ後「の説教」 で、」という文章をラテン語で挿入した後、ふたたびギリシア語で「そして、こ こでも、かれがギリシア人と呼んでいるのは、偶像を崇拝するギリシア人ではな く、神をあがめ、徳を備えた者で、ただ礼拝の規則から解放されているギリシア 人のことである、」という文章を引用している。「かれがここで語っているのは、 …… | という文章と「そして、ここでも、かれがギリシア人と呼んでいるのは、 …… | という文章のラテン語訳は、この第二のギリシア語引用文の後に連続して 記載されている。なお、メルキセデクについては、「ヘブライ人への手紙」第7 章、第1ないし3節を、ヨブについては、「ヤコブの手紙」第5章、第11節およ び「ヨブ記」第1章、第1ないし4節を、ニネヴェの人々については、「ルカに よる福音書」第11章、第30ないし32節を、それぞれ、参照されたい。

XVI-3-17. この文章は、「『ローマの信徒への手紙』に関する 32 の説教」第6 説教 4 の末尾にある。第6 説教 4 でクリュソストモスが対象としているのは、「ローマの信徒への手紙」第2章、第29節「内面がユダヤ人である者こそユダヤ人であり、文字ではなく、霊によって心ら施された割礼こそ割礼なのです。その誉れは人からではなく、神から来るのです。」という言葉である。

XVI-3-18. クリュソストモスは、「『コリントの信徒への第一の手紙』に関する44の説教」、第22説教3において、こう述べている。「これらの[律法をもたない]人々とは、ユダヤ人でも、キリスト教徒でも、ギリシア人でもない、律法の埒外に置かれた人、たとえばコルネリウス、あるいはかれと同様の人がいればその人のことである。なぜなら、かれ[パウロ]は、このような人たちの前にも姿を現し、かれらの生活の仕方を受け入れたからである。」

XVI-3-19. 「[彫] 像に関する 21 の説教」第 12 説教 5。グローティウスが引用している文章は、クリュソストモスが、「ローマの信徒への手紙」第 2 章、第 10 節の文章 [訳注 XVI-3-15 に記載] について語っている箇所の文章である。したがって、引用文中の「ここで」は、「ローマの信徒への手紙」第 2 章、第 10 節を指す。

XVI-3-20.. 原注1は、1642年版から付加された。

#### [XVI] - (4)

XVI-4-1. 1625 年の初版には、「犠牲を献げること」et victimas offere という語句は存在せず、「神をあがめること[が許されていた]。ただし、イスラエル人の立つ場所から隔てられた特別の場所で」Deum adorare, quamquam in loco peculiari ac separato a statione Israelitarum と記されていた。「犠牲を献げること」という語句が追加されたのは、1631 年版からである。また、「神をあがめること」以下の文章も、1631 年版から、本文のように、「[異邦人も、エルサレムの神殿で]神をあがめ、犠牲を献げることが許された。ただし、それは、イスラエル人の立つ場所から隔てられた特別の場所に立ってであった」Deum adorare, et victimas offere, stantibus tamen in loco peculiari ac separato a statione Israelitarum に変更された。

XVI-4-2. グローディウスは、旧約聖書の編別に関して、ヘブライ語版の編別

を採用している。したがって、ヘブライ語版の「サムエル記」上および下が、七十人訳聖書およびクレメンス版の「列王記」一および二となり、ヘブライ語版の「列王記」上および下は、七十人訳聖書およびクレメンス版の「列王記」三および四となる。

XVI-4-3. グローティウスが指示している「列王記上」および<>印括弧内の聖書の箇所は、すべて、異邦人もエルサレムの神殿にやってきて祈りと犠牲を捧げることができることを証言しているにすぎない。その際に、異邦人が特別の場所で祈らなければならないことについては、まったく触れられていない。そもそも、旧約聖書中には、異邦人のための特別な祈りの場所に関する具体的な記述は存在しない。グローティウスも、「列王記上註解」(第8章、第42節の「あなたの民イスラエルに属さない異邦人が、御名を慕い、遠い国から来て、この場所[神殿]に来て祈るならば」という語句に対する注)では、「この場所に来てとは、割礼を施されていない敬虔な人たちのために設けられた場所でということ。かれらの場所は、イスラエル人の場所とは胸壁によって区別されていた。これは、ヨーセフスやラビたちによって記憶されている」と注記している。

XVI-4-4. <>印括弧内の「『第二マカバイ記』第3章、第35節」以下の追記は、1631年版から付加された。

XVI-4-5. エリシャとナーマンについては、「列王記下」第5章および「ルカによる福音書」第4章、第27節を、ヨナスとニネヴェ人については、「ヨナ書」第3章および「マタイによる福音書」第12章、第40節を、ダニエルとネブカドネサルについては、「ダニエル書」第4章を、テュロス人については、「イザヤ書」第23章、「エレミヤ書」第25章を、モアブ人については、「イザヤ書」第15章および第16章、「エレミヤ書」第9章を、エジプト人については、「イザヤ書」第19章、「エレミヤ書」第46章を、それぞれ参照されたい。

XVI-4-6. ソロモン王の建設した神殿では、祈る場所が人によって区別されて いた。このことは、ヨーセフス「ユダヤ古代史」第8巻、第3章、第9節に、仕 切り壁をもった庭の話として記されている。ヨーセフスによれば、ソロモンの神 殿には三つの内庭があった。最奥の庭は祭司のみが入ることのできる庭で、その 外側に「身に汚れがなく、律法を遵守している民ならば誰でも入場できる | 庭が あり、さらにその外側に女性も入ることができる庭があった(泰剛平訳「ユダヤ 古代誌」旧約時代篇4、山本書店、1984年、196、197頁;ちくま学芸文庫版 「ユダヤ古代誌 3」、1999年、41頁)。しかし、外国人の入ることができる庭につ いては記述がない。他方、後世のヘロデ王の神殿については、外国人が入ること のできる庭についての記述がある。すなわち、ヨーセフス「ユダヤ古代史」第 15巻、第11章6に、次のように記されている。ヘロデ王の建設した神殿には、 祭司のみが入ることのできる最奥の庭の外側に「わたしたちのうちの聖なる者の みが、婦人同伴で入ることのできる庭があり、その一角に婦人は入ることのでき ない庭があった。」そして、その外側に「第一の庭」があった。「第一の庭からあ まり離れていないところに第二の庭があり、そこには、何段かの階段でもって第 一の庭から通じていたが、この第二の庭に入場する外国人は死刑に処すると警告 した碑文のついた石造りの仕切りによって、第一の庭と分かたれていた」(泰剛 平訳「ユダヤ古代誌 | 新約篇 2、山本書店、1980 年、344、345 頁;ちくま学芸 文庫版「ユダヤ古代誌 5」、2000 年、129 頁。引用に際して、訳文の字句を一部 変更した)。このヨーセフスの記述によれば、ヘロデ王が建設した神殿には、外 国人も立ち入ることが許される「第一の庭」のあったことが知られる。しかし、 ソロモン王の建設した神殿についてはよくわからない。グローティウスは、「身 に汚れがなく、律法を遵守している民ならば誰でも入場できる」庭を、外国人も 入ることができた場所と解釈したのかもしれない。しかし、もしそうだとすると、 ソロモン王の神殿では、ヘブライ人と外国人とが、区別なく、同じ場所で犠牲を 捧げることができたことになる。したがって、この解釈はグローティウスのいう 「ただし、特別の場所で」という限定に反する。おそらく、グローティウスは、 ヘロデ王の神殿の記述とソロモン王の神殿の記述とを混同したのであろう。なお、 底本には、「[異邦人も、エルサレムの神殿で]神をあがめ、犠牲を献げることが 許された。ただし、それは、[イスラエル人の立つ場所から離れた]特別の場所

に立ってであった という文章の典拠として、ヨーセフス「ユダヤ古代史 第8 巻、第4章3があげられている。しかし、「ユダヤ古代史」第8巻、第4章3は、 神殿の落成を神に感謝して、ソロモン王が口にした祈りの言葉を記した箇所であ る。ここで、ソロモンは、「わたしがあなたのご加護を願うのは、何も災禍に遭 うヘブライ人のためばかりではありません。世界の果てや、その他どのような場 所であれ、そこからやってきた者が、あなたにあなたの慈悲を嘆願したならば、 どうか、その願いを聞き入れてやってください」と祈っている(泰剛平訳「ユダ ヤ古代誌 | 旧約時代篇4、前掲、205頁;ちくま学芸文庫版「ユダヤ古代誌3」、 1999 年、47、48 頁)。したがって、これは、「異邦人でも、エルサレムの神殿で 神を拝めることができた」という文章の典拠にはなりうるが、「ただし、特別の 場所で」という語句の典拠にはなりえない。

XVI-4-7. 原注1は、1642年版から付加された。

XVI-4-8 ヒラリウス「マタイによる福音書註解 | 第 12 章、第 20 節 (「マタ イによる福音書」第12章、第38節ないし第42節を対象とした註解部分)に、 次のような文章がある。「諸国民の信仰によって、ユダヤ人の不信仰が咎められ る。次に、しるしを見せるように求められて、「イエスは」それは、ヨナのしる しからおのずと与えられるであろうと答える(「マタイによる福音書」第12章、 第38節)。すなわち、ヨナが三日三晩大魚の腹の中にいたように、かれら「=よ こしまで神に背いた時代の者たち〕は、同じ時間だけ地球の内部にとどめられる であろう。将来、「イエスは」諸国民の大いなる信仰を示される。というのは、 預言することによって、ヨナがニネヴェの人々を悔い改めさせ、かれらが悔い改 めを告白することによって、かれらは神から嘉せられるに値するものとされたか らである。また、南の国の女王「=「列王記上|第10章に記されているシェバ の女王のこと]が、いまや、教会の姿を先取りしている。というのは、彼女は、 ソロモンの知恵に驚嘆させられ、その驚嘆させられた知恵を聞くために、地球の 果てからやってきたからである(「マタイによる福音書」第12章、第41節およ び第42節)。こうして、ユダヤ人はあの預言者たちすなわちヨナとソロモンは信 じたが、キリストがヨナやソロモンにまさることを信じなかったということに対 して、諸国民の信仰が、ユダヤ人を弁解の余地のないものとする。それゆえ、復 活のときには、「諸国民が」ユダヤ人を裁くであろう。なぜなら、律法が命じら れたのではない人々のもとに、神に対する畏れが見出されたからである。律法を 知らない者たちのもとにいっそう多くの信仰が見出されるのであるから、律法に 基づいて不信仰な者は、それだけいっそう神に嘉せられるのにふさわしくないの

XVI-4-9. 原注 2 は、1642 年版から追加された。おそらく、新約聖書註解の執 筆にとりかかって、ヒラリウスの「註解」に気づいたということであろう。 [XVI] - (5)

XVI-5-1. イスラエルは、イサクの子ヤコブの別称。ヤコブを祖とするのがイ スラエル部族である。割礼が、ユダヤの神とアブラハムとの間の契約の印として 宗教的な意味をもち、割礼を受けることがアブラハムの子孫であるユダヤ人全体 の義務とされたことについては、「創世記|第17章、第9節以下に記されてい る。

XVI-5-2. エドム人 Idumaeus はヤコブの双子の兄エサウを祖とする部族。エド ム人が強制されて割礼を受けたことについては、ヨーセフス「ユダヤ古代史」第 13 巻、第9章に、次のように記されている。「「ユダヤの大祭司」ヒュルカノス はまた、イドゥーマイアの町アドーラとマリサを占領し、ついで全イドゥーマイ ア人を征服した後、割礼をうけ、ユダヤ人の律法にすすんでしたがう者にかぎっ て国に残ることを許した。これに対しイドゥーマイア人は、父祖伝来の土地への 愛着から、割礼をうけ、生活態度その他もすべてユダヤ流儀に改めたが、このと き以来、彼らはユダヤ人たることを変えていない」(泰剛平訳「ユダヤ古代誌、 新約篇 1」、山本書店、1981 年、316 頁;ちくま学芸文庫版「ユダヤ古代誌 4」、 2000年、194頁。なお、学芸文庫版では、山本書店版の「イドゥーマイア」が 「イドメヤ」に、「アドーラ」が「アドラ」に改められている)。

XVI-5-3. ヘロドトスは、「歴史」第2巻、104節で、「世界中でコルキス人と

エジプト人とエチオピア人だけが昔から割礼を行っている。フェニキア人およびパレスティナのシリア人は、その風習をエジプト人から学んだことを自ら認めているし、テルモドンおよびパルテニオス両河畔に住むシリア人および彼らと隣接するマクロネス人は、最近になってこれをコルキス人から学んだといっている。要するに世界で割礼を行うのは右の民族だけで、しかもその方法は明らかにエジプト人と同じなのである」と記している(松平千秋訳「歴史上」、岩浪文庫、1971年、257頁)。

XVI-5-4. ストラボン「地理誌」第16巻には、エティオピア人と紅海沿岸のトログロデュテス人が割礼を受けていたという記述がある。

XVI-5-5. フィローンは「割礼について」De circumcisione(「特別の掟について」の第1論文)の最初の部分で、割礼の風習は、エジプト人を始めとして多くの民族のもとで見られること、そして、なぜそのような「馬鹿げた」風習が広まったのか、その理由について考察している。

XVI-5-6. ユースティヌスは、「トリュフォンとの対話」第28章で、「エレミヤ書」第9章、第25節に名前があげられている、エジプト人、ユダヤ人、エドム人、アンモン人、モアブ人について、かれらは、包皮に割礼を受けているが、心に割礼を受けていない人々であると説明している。

XVI-5-7. オリゲネスは、「ケルソス駁論」第5巻、第47章および第47章で、「ユダヤ人の間で行われている割礼と、エジプト人やコルキス人の間の割礼とでは意味が異なる。……つまり、それは、割礼を受ける者の考え方によって異なるのである」と述べている。

XVI-5-8. アレクサンドリアのクレメンスは、「雑録」第1巻、第5章で、「ピュタゴラスは、エジプト人から神秘哲学を学ぶために、エジプトの預言者から割礼を受けた」と伝えている。

XVI-5-9. エピファニウスは、「薬箱」Panarion(ラテン語名「異端者駁論」Adversus Haereses)の第30項(エビオン駁論)、第33節で、次のように述べている。「割礼は、エジプトの偶像崇拝者や神官の間で常に行われていたし、サラセン人やイシュマエル人、サマリア人[ユダヤ人]や、エドム人や、ホメリ人[現在のイエメンに王国を築いていた部族]のもとでも割礼が行われていた。しかし、これらの国民の多くは、それをたんなる慣習として行ったにすぎず、それになんらかの理由が必要だとは考えなかった。まして、割礼を命じている律法に従うつもりなどまったくなかったのである。」

XVI-5-10. ヒエロニュモスは、「エレミヤ書註解」第2巻(「エレミヤ書」第9章、第.23節および24節に対する註解)で、次のように述べている。「すべての民族は包皮をもっている。しかし、すべてのイスラエルの家は心に割礼をもっていない。これは、次のことを意味する。エジプト人、エドム人、アンモン人、そして孤立して集団生活をしているモアブ人やイシュマエル人の大部分は割礼を受けている。しかし、地球上のかれら以外のすべての国民は、肉体に割礼を受けていない。これに対して、イスラエルのすべての家は、肉体には割礼を受けていない。これに対して、イスラエルのすべての家は、肉体には割礼を受けているが、心には割礼を受けていない。このような無割礼は死に導く。なぜならば、前者の[異民族、諸国民が受けていない]割礼は内の割礼であり、後者の[イスラエルのすべての家が受けていない]割礼は小の割礼であり、後者の[イスラエルのすべての家が受けていない]割礼は小の割礼だからである。

XVI-5-11. () 印括弧内のオリゲネス以下の教父名の順序は、初版では、オリゲネス、エピファニウス、アレクサンドリアのクレメンス、ヒエロニュモスであったが、1631 年版から、オリゲネス、アレクサンドリアのクレメンス、エピファニウス、ヒエロニュモスに変更された。変更の理由は定かでないが、おそらく、年代順に列記することにしたということであろう。ただし、厳密にいえば、年代順では、アレクサンドリアのクレメンスの方がオリゲネスよりも前になる。

XVI-5-12. イシュマエルは、アブラハムとサラの女奴隷ハガルとの間に生まれた子である。

XVI-5-13. エサウは、アブラハムの後継者イサクとレベッカの子で、エドムとも呼ばれた。エドム人の祖とされる。

XVI-5-14. テオドレートゥスは、「『出エジプト記』質疑録」設問3で、「ファラオの娘は、どのようにして、その赤ん坊がヘブライ人であることを知ったか」

(「出エジプト記|第2章、第1節ないし第8節)という問いを設定し、この問い に、次のように答えている。「このことは、赤ん坊の割礼から明らかであった。 こから、われわれは、その当時、エジプト人はまだ割礼を受けていなかったと いう結論を導き出すことができる。しかし、その後、かれらは、ヘブライ人にな らって、割礼の法を受け入れた。それゆえ、全宇宙の神は、エレミアを通して、 『わたしは、包皮に割礼を受けたすべての者を問いただす。エジプトおよびエド ムの子孫たちを』(「エレミア書 | 9:24-25) 云々と語ったのである。| なお、テオ ドレートゥスが引用している「エレミア書」の一節は、「七十人訳聖書」とほぼ 一致しているが、ヘブライ語版や(邦語)共同訳の文章とは異なっている。

XVI-5-15. 原注1は、1642年版から付加された。

XVI-5-16. 底本の編集者は、出典として、エピファニウス「十二の宝石につ いて | De Duodecim Gemmis 中の「エメラルドについて」De smaragdo の章(宝石 の順序に従えば第3章)を指示している。しかし、すでに前記訳注 XVI-5-9 で紹 介したように、ホメリ人の呼び名は「薬箱「異端者駁論]|でも使用されている。 「十二の宝石について」は、完全なテクストが現存せず、現在なお厳密な校訂版 も存在しない作品であるから、この作品を出典として指示するよりも、「薬箱 [異端者駁論] | を出典として指示する方がよかったのではないかと思われる。な お、ケトラはアブラハムの後妻であり、ホメリ人はエドム人の一部族である。

XVI-5-17. 原注2は、1642年版から付加された。

### [XVI] - (6)

XVI-6-1. 「律法に属することを自然に行う」という言葉について、バルベイ ラックは、「『自然』および『自然に』という言葉は、ギリシアおよびラテンの著 者たちによって、しばしば、あることに関する知識をわれわれに与えるものすな わち教育という方法に対立する概念として使用されている」と注記している。一 方、グローティウスは、「ローマの信徒への手紙註解」で、「『自然』という言葉 は、ここでは、『律法』と対置されている。そして、この『自然』は、悪しき教 育によって堕落させられた天性ではなく、正しい理性の使用(その能力は生まれ ながらに人間に備わっている)を意味する。しかし、それは、神のあらゆる助力 を排除するものではない。このように、アリストテレースは自然法 ius naturale と 実定法 ius positivum とを区別し、さらに [ローマの] 法律家たちは、自然法と国 民の法 ius civile とを区別したのである。」「『律法に属すること』とは、自然およ び律法によって命じられていること、たとえば、人を殺してはならない、姦诵し てはならない、他人の物を盗んではならない、というようなことである」と解説 している。つまり、グローティウスは、「自然」は「教育」に対置されているの ではなく「律法」と対置されているのであり、教育以前の、自然に身についた習 慣ではなく、「生まれながらに人間に備わっている能力である正しい理性の使用」 である、と考えているのである。この考え方に従えば、本文の「自然に、すなわ ち、原初の源泉[=自然]から流れ出た習慣にしたがって」という文章は、「自 然に、すなわち、生まれながらに人間に備わっている能力である正しい理性の使 用によって」と言い換えることができ、バルベイラックが解説しているような、 「自然」という言葉を「教育」に対置されるものとして使用する場合は別である、 ということになる。

「律法をもたない諸国民が、自然に、律法に属することを行うなら XVI-6-2. ば、律法をもたないそれらの国民は自分自身が律法である」という文章は、1625 年版では、「律法(当然のことながら、書かれた[法])をもたない国民が、自然 に、律法に属すること(すなわち、自然的[法])を行うならば、そのような (書かれた) 律法をもたない国民は、みずからが、自分自身にとっての律法であ る」と記されていた。本文のように改められたのは、1631年版からである。初 版の文章と変更後の文章とを対比して読むと、グローティウスは、初版の段階で は、自然法と律法の関係を不文法と成文法の関係に譬えることができると考えて いたが、その後、この譬えは不適切だと判断するようになり、() 印括弧内の説 明句を削除して、本文の「すなわち原初の源泉から」以下の()印括弧内の条件 文を付け加えた、と推測される。

XVI-6-3. グローティウスが「律法の指令」 mandatum legis と翻訳している原

語は、δικοιωματα του νομου である。グローティウスは、「ローマの信徒への手紙註解」では、この語を「律法の正義[ないし義]」iustitia legis と翻訳している(これはヴルガータ訳と一致する)。この語句は、1625 年の初版では、「律法(すなわち、自然的[法])の指令」mandatum legis (naturalis scilicet)と記されていたが、1631 年版から「(すなわち、自然的[法])」の語が削除され、「律法の指令」mandatum legis に変更された。

「もし、包皮を有する者が律法の指令を守るならば、かれらの包皮 XVI-6-4 が割礼とみなされるのではなかろうか」という文章は、一読しただけでは理解す ることが困難である。グローティウスは、「ローマの信徒への手紙註解」におい て、本文で「律法の指令」と翻訳されている「律法の正義「ないし義」| iustitia legis という言葉について、次のように解説している。「使徒 [パウロ] がこれに よって明らかにしているのは、律法という言葉自体によって理解されることに他 ならない。もちろん、それは、[七十人訳聖書の] 翻訳者 interpres のみならず ヨーセフスによっても、通例、ディカイオーマタ(正義ないし裁き)と言い換え られているミツヴァである。そして、厳密ないい方が強く求められるときは、す でにわれわれが『ルカによる福音書註解』、第1章、第6節に対する註解および 「戦争と平和の法|第1巻、第1章、第9節で述べたように、『自然に、正しいこ と ea quae suapte natura honesta sunt を意味しているのである。 この解釈と、 「ローマの信徒への手紙」第2章、第28、29節の「外見上のユダヤ人がユダヤ人 ではなく、肉に施された外見上の割礼が割礼ではありません。内面がユダヤ人で ある者こそユダヤ人であり、文字ではなく、霊によって心に施された割礼こそ割 礼なのです。その誉れは人からではなく、神から来るのです」という文章とを合 わせて読むと、本文の「もし、包皮を有する者が律法の指令を守るならば、かれ らの包皮が割礼とみなされるのではなかろうか」という文章は、「もし、割礼を 施されていない者が、自然に、正しいとされることを守り行うならば、かれらは 肉体にではなく、心に割礼を施された者、すなわち神から誉れを受ける者とみな されるのではなかろうか」と言い換えることができ、このように理解すべきであ るということになろう。

XVI-6-5. ヨーセフス「ユダヤ古代史|第 20 巻、第 2 章、第 4 節。アナニア スの忠告は次のとおりである。アディアベネ王イザーテスは、母親ヘレネがユダ ヤ教に関心を寄せているのを知って、ユダヤ教に改宗したいといい出した。これ を聞いたヘレネは、「もし、領民たちが、自分たちの王は、かれらとはまったく 無縁で珍奇な慣習に没頭していると知れば、かれらの間に大きな不満が起こる」 ことを懸念して、イザーテスの思いをさまざまに妨害した。そこで、イザーテス は、旧知のユダヤ人商人アナニアスに相談した。ところが、アナニアスは、自分 もヘレネと同意見であるといい、「もし「イザーテスが」自分の意見を聞かなけ れば、自分は、あなたを見捨てて、王国から立ち去る」と脅迫して、こういった。 「もしこのことが一般に知れわたれば、王にこの見苦しい慣習を教え込んだ張本 人として私自身が処罰されるかもしれません。」そして、かれは、こう付け加え た。「もし王がユダヤ教の真に献身的な帰依者になろうと決心しておられるなら、 べつに割礼は受けなくとも神を礼拝できるわけであり、[実際] この方が割礼な どよりも重要です。神ご自身も、王がやむをえず、また領民たちのことを心配さ れて割礼を受けないのであれば、[必ず] 王を許してくださるでしょう」(泰剛平 訳「ユダヤ古代誌」、「新約時代篇 5」、山本書店、1981 年、19、20 頁;ちくま学 芸文庫版「ユダヤ古代誌 6」、2000年、249、250頁。引用に際して、一部、用語 を変更した)。なお、この出典表示「ヨーセフス・ユダヤ古代史」(in Iosephi historia)は、すでに初版で注記されている。そして、1631年版から、新たに、 「第20巻、第2章」(lib. XX, c. 2.) という指示が、欄外注として追加された。

XVI-6-6. タキトゥス「年代記」第12巻、第14節。ただし、現代の刊本では、「エザーテス」Ezates ではなく、「イザーテス」Izates と表記されている。「まず、イザテスがアディアベニ族の軍勢を率い、ついでアクバルスがアラビア族をつれて、離反する」(国原吉之助訳「タキトゥス・年代記下」、岩浪文庫、1981年、67、68頁)。グローティウスが、タキトゥス「年代記」をどのような版によって読んだのかはよくわからない。すでに、バルベイラックは、「この歴史家の最後

の版、およびより良いとされている版では、イザーテス Izates と認められる。そして、これが、おそらく、このアディアベネの王の本当の名前であった」と注記している。

XVI-6-7. <>印括弧内の「タキトゥスは」以下の文章は、1631 年版から付加された。

XVI-6-8. パウロは、「ガラテアの信徒への手紙」第5章、第3節で、「わたしは、割礼を受けているすべての人に再び証言します。そういう人は、律法のすべてを行う義務があるのです」と語っている。

XVI-6-9. 本節における「市民権」ius civitatis は、主として、祭儀における交わりに関して、割礼を受けた外国人がヘブライ人と同等とみなされることを意味している。外国人でも、割礼を受ければ、ヘブライ人と同じように祭儀に与ることができたこと、またヘブライ人と同じ規則に拘束されたことは、「出エジブト記」第12章、第48節、「民数記」第15章、第15、16節などに記されている。ただし、外国人が国籍と同様の意味の(イスラエルの)市民権を取得するためには、たんに割礼を受けただけでは十分でなかった。エジプト人やエドム人がこの意味の市民権(その中核をなすのは通婚権である)を獲得する(「主の会衆Ecclesia Domini に加わる」)ためには、割礼を受けた後、三代にわたってイスラエル市民の中で生活しなければならなかったし、モアブ人やアンモン人、アマレク人には、そもそも、この意味のイスラエル市民権を獲得することが許されなかった(「申命記」23)。

XVI-6-10. 「すなわち」以下、<>印括弧内の文章は、1631 年版から加えられた。

XVI-6-11. 「民数記」第15章、第15節(Num. XV, 15.)という典拠表示は、1631年版から付加された。ここで、神は、モーセに次のように命じている。「あなたたちにも、あなたたちのもとに寄留している寄留者にも、同一の掟が適用される。これは、あなたたちが代々守るべき永遠の掟である。ヤハウェの前では、あなたたちであろうと寄留者であろうと同じである。

XVI-6-12. 「ヘブライ人に特有の約束」とは、神がヘブライ人に約束した、永遠の救済や、パレスティナの地に定住し繁栄すること、疫病その他の災害を免れることなどである。なお、「特有の」peculiares という語は、1625 年初版では「特殊な」particulares と記されていた。「特有の」peculiares と改められたのは1631 年版からである

XVI-6-13. 「ユダヤ教の外に救いなし」extra Judaismus salus non est.という言葉は、「教会の外に救いなし」extra ecclesiam salus non est.から連想された言葉であろう。「教会の外に救いなし」という言葉を最初に用いたのはキブリアーヌス\*だとされている。そして、この考え方は、やがて、東方正教会およびカトリック教会の教義の一部となった。ルターやカルヴァンなどの宗教改革者たちも、かれらの救済論の基本的枠組みとして、この考え方を一部採用している。グローティウスがこれをどのように評価していたのかは定かでないが、少なくとも、カトリック教会の教義としての「教会の外に救いなし」は排撃の対象だったであろう。なお、本文のこの一節について、バルベイラックは、「聖パウロは、このような見解に対して、とくに『ローマの信徒への手紙』および『ガラテアの信徒への手紙』の中で、しばしば、反論している」と注記している。

XVI-6-14. 原注 1 でグローティウスが引用しているクリュソストモスの三つの文章は、すべて、「ローマの信徒への手紙に関する 32 の説教」第 5 説教 5 に存在する。第一文「かれ [パウロ] が『自然に [または自然によって]』というとき、かれが [その言葉に] もたせている意味は、いつでも、『自然的推論によって』ということである。」第二文「このような理由から、かれ [パウロ] は、かれら [割礼を施されていない人々] が賞讃されるべきだと考えている。なぜなら、かれらは律法を必要としないが、それでもなお律法のすべての業を行った、すなわち、かれらの心には、律法の文言ではなく律法の働きが刻み込まれているのがら。」第三文「[『かれらの良心もまたそれを証明している。』なぜならば、良心と理性は十分に律法の代わりとなるからである。この言葉によって、かれ [パウロ] は、まず第一に、神は、人間が徳を選び悪徳を避けることができるようにす

るために、人間を自立的存在に創った、ということを示したのである。|

「ユダヤ教徒駁論」第2章。この章の冒頭で、テルトゥリアーヌ スは、「世界を含むすべてのものの創造主である神が、法だけは、モーセを通じ てユダヤ人にのみ与え、その他の国民には与えなかったなどということがありう るだろうか という問いを設定し、第2章全体をこの問いに対する解答にあてて いる。そして、その解答の中で、大略、次のように論じている。最初の神法は、 神がアダムとイヴに与えた掟であった。「知恵の木の実を食べてはならない」と いう掟には、すでに、十戒の内容がすべて含まれている。その後、ノアにも新た な掟が与えられた。モーセが律法を授かったのは、アブラハムからでさえ、430 年も後のことである。したがって、モーセに与えられた法が最初の法であるのは、 石に刻まれた成文の法としてなのである。それゆえ、神は、それよりもずっと前 に、諸国民にそれぞれの法を与えたと考えなければならない。「要するに、わた しは、石に書かれたモーセの律法以前に、自然に認識され、父祖たちによって遵 守されていた不文の法があった、といいたいのである。」さらに、この章の後半 では、割礼に関する掟と安息日の遵守に関する掟を取り上げ、アダムとイヴ、ア ベルとカイン、ノアなどが割礼を受けていただろうか。また、かれらは安息日を 守っていただろうかと問い。そんなことは、聖書のどこからも読み取ることがで きない。したがって、割礼が救済の必要条件であるとするユダヤ人の主張は、一 般的に妥当するものとは考えられない、と述べている。

「アレオパゴスの人々」第41節。この箇所は、西洋古典叢書版 XVI-6-16 「イソクラテス・弁論集」では、次のように翻訳されている。「正しく統治される 人々は、列柱館の石柱が文字で埋もれることを必要としない。魂のうちに正義を 蔵するだけである。法令によらず、行動習慣によって国家は立派に運営される。 劣悪な育ち方をした者は委細にわたって厳密に規定された法律だろうと、これを 犯すのを遅疑するものでないが、美しく教育された者は単純につくられた法令で あっても遵守しようとする」(小池澄夫訳「アレイオス・パゴス会演説」、西洋古 典叢書「イソクラテス・弁論集 I | 所収、京都大学学術出版会、1998 年、208 頁)。 底本には、「アレオパゴスの人々」第16節と注記されているが、これはおそらく 底本の誤りであろう。なお、グローティウスが引用している原文は、現代の刊本 と比較して、一部異なっている (δειν δε τους ορθως [グローティウスの引用文 ι ορθως σιτας, ευ σισδ] πολιτευομένους ου ρας στοας εμπιπλαναι γραμματων, αλλ' εν τοις φυχοις εχειν το δικοιων.) . そしてこれが、グローティ ウスのラテン語訳「よい国家を享受したいと思う者」と、小池訳の「正しく統治 される人々」との訳文の違いを生み出す一因となっているものと推測される。

XVI-6-17. 原注1は、1642年版から付加された。

XVI-6-18. ユースティヌス「[ユダヤ人] トリュフォンとの対話」第8章。グ ローティウスが引用している文章は、ユースティヌスが、ある老人の話によって キリスト教の真理に導かれ、それまで哲学のさまざまな学派の門をたたいても得 られなかった充足感を得ることができて、キリスト教こそが真の哲学であると 悟った、とトリュフォンに語ったとき、トリュフォンがユースティヌスに返した 言葉の一節である。トリュフォンは次のように応答した。「わたしは、あなたが いったことのうち、ある部分は認めます。そして、あなたが神的なことがらにつ いて探求した、その熱意を賞讃します。しかし、あなたが、プラトン、あるいは その他の、忍耐力や、自制心や、節度を涵養している人たちのもとにとどまって いたならば、そして、いつわりの言葉に騙されたり、評判のよくない者たちの意 見に従ったりしなかったならば、もっとよかったのにと思います。というのは、 もしあなたがそのような哲学の流儀の範囲にとどまって、非難されることのない 生活を送るなら、あなたには、なお、よりよい運命への希望が残されているから です。しかし、もしあなたが神を捨て、人間に希望を託するとすれば、どのよう な安全 [救い σωτερια] が残されているのでしょうか。あなたはわたしの話に耳 を傾けようとしているのですから、もし、あなたが最初に割礼を受け、次いで、 安息日や祝祭、神のための新月などに関して定められた規則、一言でいえば、律 法に定められたことをすべて遵守するならば、おそらく、あなたは神の恵みを獲 得するでしょう。」したがって、トリュフォンは、この一節で、律法の厳格さを

緩和しているわけではない。グローティウスが「「律法の」厳格さを緩和して」 と述べているのは、おそらく、トリュフォンの「割礼など受けていなくても〕 「忍耐力や、自制心や、節度を涵養する生き方にとどまっているならば、」まだ救 済の望みがあったであろうに、という言葉を、律法の厳格主義を緩和する言葉と 捉えたからであろう。

XVI-6-19. 原注 2 は、1642 年版から付加された。

XVI-6-20. ユースティヌス「[ユダヤ人] トリュフォンとの対話」第 123 章。 この章の最初の部分で、ユースティヌスは次のように語っている。「したがって、 これらの「後代の預言者たちの〕言葉がキリストと諸国民を指しているとすれば、 あなたは、先に述べた「イザヤの預言の〕言葉もまた、同じように、キリストと 諸国民を指していると信じなければなりません。なぜなら、割礼を受けたすべて の者に課される一つの同じ律法が存在し、かれらについて聖書が『寄留の民はか れらに加わり、ヤコブの家に結びつく』「イザヤ書 14:1〕と語っているのですか ら、ユダヤ教への改宗者はなんらの契約も必要としないことになるからです。つ まり、ユダヤ教への改宗者は、この民「=神の民」の仲間となるために割礼を受 け、その土地に生まれた者と同等になっているのです。しかし、われわれは、一 つの民「=神の民」と呼ばれる資格があると考えられるのに、割礼を受けていな いという理由で、諸国民なのです「cf. 「イザヤ書 | 42:6]。|

XVI-6-21. 原注 3 は、1642 年版から付加された。

XVI-6-22. すぎ越しの祭は、ユダヤ教の三大祭りの一つで、その意義と祝い 方については、「出エジプト記 | 第12章や、「申命記 | 第16章、第1節以下に記 されている。すぎ越しの祭には割礼を受けていない者でも参加できるが、過ぎ越 しの祭の交わり(犠牲に捧げられた動物の肉を会食することなど)に参加できる のは割礼を受けた者に限られる。この規則は、「出エジプト記」第12章、第43 節に記されている。

XCI-6-23. 原注 4 は、1642 年版から付加された。

[XVI] - (7)

XVI-7-1. ヘブライ人に特有の法としての律法については、前出、訳注 XVI-1-2を参照されたい。

XVI-7-2. 旧約の律法がキリスト教徒に対してどの範囲まで拘束力を有するか という問題は、古来、キリスト教神学の主題の一つであった。グローティウスは、 プロレゴーメナ第48節(本誌前号、293頁)で、旧約の律法はすべて自然法で あるという主張と、新約の時代になって旧約の律法はすべて廃止されたという主 張を、ともに馬鹿げた主張だとして退けている。そして、本節では、律法をヘブ ライ人に特有の部分と、すべての国民に適用される部分とに分け、われわれ異邦 人は、ヘブライ人に特有の法には拘束されないから、「ある律法がわれわれに関 して廃止されていることを証明する必要はない」と主張している。この議論は形 式的には正しい。しかし、「ある律法がわれわれに関して廃止されていることを 証明」しようとするのは、まさに、「律法のどの部分が、ヘブライ人に特有の法 なのか」を明らかにしようとすることに他ならないのだから、この点を考慮すれ ば、グローティウスの発言は、問題の本質に関する検討を先送りしているにすぎ ないということができよう。

XVI-7-3. トマス・アクィナスは、旧法 [グローティウスのいう律法とはやや 異なる〕をその目的および性質に応じて、倫理的規定 praecepta moralia、祭儀的 規定 praecepta caeremonialia、司法的規定 praecepta judicialia の三種に区分してい る(「神学大全」第2部の2、設問99)。そして、祭儀的規定についてこう述べて いる。「旧法は、たしかに倫理的規定に関しては単純かつ無条件的な仕方で永遠 であるといわれる。しかし、祭儀的規定に関しては、それによって予表された真 理に関するかぎりにおいて、そのようにいわれるのである。……祭儀の字義的理 由は神の礼拝へと関係づけられていたのであるが、その礼拝は来るべき御方にた いする信仰にもとづくものであった。それゆえ、来るべきであった御方の到来を もって、かの礼拝も、その礼拝に秩序づけられていたすべての理由も消滅したの である」(「神学大全」第2部の2、設問103、第3項。稲垣良典訳「神学大全」 第14冊、前掲、350、351頁)。 グローティウスのいう「祭儀的なこと」 ritualia は、トマスの「祭儀的規定」とほぼ同じものと考えてよかろう。

XVI-7-4. 福音の法が公布されたことによって祭儀的な規定がイスラエル人に対しても廃止されたという点について、グローティウスは、「使徒行録註解」で、次のように説明している。「『使徒行録』第10章、第15節の記述は、食物に関する律法の規定が、ユダヤ人であるペトロに対しても廃止されたことを示している。食物に関する規制の仕方が諸国民のそれぞれにおいて異なっており、ユダヤ人でさえも、外国にあるときや緊急の場合には律法の食物に関する規定を守らなくてもよいとされた。このような理由から、すべての国民を支配する新約の神によって、旧約の食物に関する律法の規定がイスラエル人に対しても廃止されたのであるお、福音の法が公布されたのはいつかという点について、グローティウスは、「キリスト教の真理」第5巻、第7章で、「キリストが律法のいくつかの規定を廃止する新たな掟を公布したのは、かれがこの世の生を終え、天に召された後、聖霊を通じてであった」と説明している。

XVI-7-5. グローティウスは、「キリスト教の真理」第5巻、第7章で、神からヘブライ人に与えられた律法には、一時的規定 praccepta temporalia と永続的法 ius perpetuum とがあったが、新約の成立と共に、すべての国民を支配する新約の神によって、イスラエル国民および諸国民に特有の一時的な法は廃止された。しかし、イスラエル国民および諸国民に特有の法の永遠に存続すべき部分は残された、と説明している。したがって、本文末尾の文章は、エルサレムの崩壊によってイスラエル国民そのものが消滅した結果、いまや、永遠に存続すべき法も含めて、イスラエル国民に特有の法全体が消滅したということを、いおうとしているのであろう。

### [XVI] - (8)

XVI-8-1. 神の善性 bonitas Dei とは、神の属性に関する神学上の概念で、神は善であるということを指す。神は完全であるというのとほぼ同義である。具体的には、神は善そのものであり、神は最高善であること、すべての善は神から生ずることなどを意味する。

XVI-8-2. 「明確な盟約 | fedus [foedus] disertum とは、「新約 | のことである。 グローティウスは、「新約聖書註解」の序文で、「新約」novum Testamentum とい う言葉よりも、「新たな盟約」novum Foedus という言葉の方がより適切であると 主張し、この主張を、言語の知識や、古代の神学者および歴史家などの証言に基 づいて論証している。また、「ヘブライ人への手紙註解」の、同書簡、第8章、 第8節に対する註解の中で、「新たな盟約」について、大略、次のように述べて いる。「新しい契約を成就する」とは、エレミヤ書に記されている言葉を厳格に 解釈すれば、古い契約を更新することである。そして、「契約を成就する日」と は、神の民が悔い改めて、神に対する崇敬が回復され、今後、けっして偶像崇拝 に陥ることがない状態になったときのことである。このときには、神の最高の善 性が本来の意味で認識され、神に対する正しい礼拝が行われる。これがエレミヤ 書に記された神の言葉の意味である。そして、この神の言葉は、まさしく、キリ ストのときに成就された。しかも、そのとき、古い盟約が更新されたのではなく、 完全に新しい盟約が結ばれた。この盟約は、たんなる長期間の盟約ではなく、完 全に永遠の盟約である。エレミヤ書のユダの家やイスラエルの家は、きわめて神 秘的な仕方で、キリストの教会を表象しているのである。

XVI-8-3. 「エフェソの信徒への手紙」第2章、第14節ないし第15節には、「実際、キリストはわたしたちの平和であり、[ユダヤ人と異邦人の] 両者を一つにし、垣根の隔壁を、すなわち敵意を倒壊させた方である。もろもろの戒律の総体であるもろもろの掟の律法を自らの肉において無効とすることによって、二人[の人] を自身において一つの新しい人に造り上げて平和を創出し、」と記されている(訳文は、保坂高殿訳「パウロの名による書簡」、新約聖書 V 所収、岩波書店、1996年、22 頁による)。この文章について、グローティウスは(「エフェソの信徒への手紙註解」において)次のように註釈している。「キリストはわたしたちの平和である」とは、キリストが、ユダヤ人ならびに諸国民からの「キリスト教への」改宗者の調和と一致の原因であることを示している。「両者を一つにする」とは、一方を他方に結びつけるということである。「自らの肉において」

とは、犠牲として捧げられた動物の肉によってではなく、自らが犠牲となり、十 字架につけられることによってということである。「もろもろの戒律の総体であ るもろもろの掟の律法を無効とする」とは、もろもろの戒律や掟(エントーラス、 lex mandatorum; praeceptum)、すなわち律法の中の、それ自体としては正しいこ とでも恥ずべきことでもないような掟、たとえば、祭日や、犠牲や、禁止された 食物や、その他これらと類似のことがらに関する規定の拘束力を失わせるという ことである。「コロサイの信徒への手紙|第2章、第14節には、これらの掟の拘 東力をキリストが取り除いたと記されている。「二人「の人」を一つの新しい人 に造り上げて平和を創出し」とは、すべての民があたかも一つの国民であるかの ように、そして一つの教会をなすように形作るということである。「一つの新し い人」とは、新しい民の総体、すなわち古い「律」法ではなく、新しい「福音の」 法を用いる人々の総体のことである。「平和を創出する」とは、一体性と調和を 確立するということである。

### [XVII] - (1)

XVI-1-1. グローティウスは、本章、第 XVI 節 7 で、モーセの律法はヘブライ 人に対して与えられたものであるから、その法が与えられたのではない国民もし くは人々を拘束するはずがない、と説明している。

### [XVII] - (2)

XVII-2-1. グローティウスは、本章、第 X 節 5 で、「自然法は、神でさえも けっしてこれを変えることができないほど不変である」と述べて、自然法の不変 性、恒久性を強調している。

XVII-2-2. グローティウスは、すでに「プロレゴーメナー第48節(本誌前号、 293 頁) でも「しかし、神の自由意思は、けっして真の自然法と対立するもので はない」と述べている。

XVII-2-3. グローティウスが指示している「詩編」の詩句は、ヘブライ語聖書 (たとえば BHS) では「詩編」第19歌の第8節に存在する。クレメンス版およ び「七十人訳聖書」では、「汚れのないもの」immaculata が「詩編|第18歌、第 8 節に、「まっすぐなもの | recta が第 18 歌、第 9 節に存在する。

XVII-2-4. グローティウスは、「ローマの信徒への手紙註解」で、次のように 注釈している。「掟 mandatum には、『隣人の家を欲してはならない』[第 10 戒] というような命令 praeceptum も含まれる。」「聖なるもの sanctum とは、すなわち、 神の意志に適うことである。|「正しいもの justum とは、不正なことはまったく 求めないことである。」「善いもの bonum とは、それ自体でもしくはそれだけで、 すべての人々にとって有用であることである。|

XVII-2-5. グロノヴィウスは、「たんなる事実に属すること」について、「どこ にも禁止されていないことは許されていることだと考えられるとき、その許可は、 法に属するのではなくて、法律の外にあり、事実に属する」と注記している。バ ルベイラックは、これを、法の沈黙という概念によって説明し、法の沈黙が生ず る理由を、国家の統治者がすべての悪をことごとく罰する法律を制定することは できないのと同じように、ユダヤ人に対してかれらの統治者としての資格で律法 を定めた神も、あることについては、掟を命じないことによって、大目に見て許 したり、あるいは許しはしないが罰することもしないとしなければならなかった からである、と説明している。

XVII-2-6. コクツェーイは、「この結論があてはまることはまれである | とい う文章について、「律法の許可がそれほど完全ではなく、「許可の内容が」自然法 に反する場合には、それと反対の「=許可されていない」方向に推定が働くから である」と注記している。

XVII-2-7. クリュソストモス「ローマの信徒への手紙に関する 32 の説教」、第 13 説教 4。ここで、クリュソストモスは、「恩寵が与えられる以前には、神は、 人々に完全「完徳」であることを求めなかった。だから、神は、人々に冨を享受 し、複数の妻を持ち、訴訟によって怒りを満足させ、ある限度内での贅沢も許し たのである」と指摘した後、次のように述べている。「この神のへりくだりはそ れほど大きいものだったので、成文法の要求することが、自然法の要求すること よりも少ないほどであった。たとえば、自然法は、いつどこでも、一人の男が一 人の女と結ばれることを命じている。そして、キリストは、このことを『人を創造した神は、初めから、人を男と女に造った』 [マタイによる福音書、19:4]という言葉で示している。しかし、モーセの律法は、最初の妻を離別して他の女を娶ることを禁止ていないし、同時に二人の妻をもつことされて完全に履行していたと認められるような律法の規定も多数存在する。そういうわけで、古い神の定めのもとで生活していた人々は、かれらに課された法が緩やかであったかめに、いかなる困難も感じなかった。したがって、もし、かれらが自らを規律することができないならば、その責任はかれらの無気力さにあった。それゆえ、パウロは、キリストが、このような緩和された法のゆえに [新しい生き方を] 水めたのではなく、われわれがいっそう完全な道を歩むことができるようにするたに [新しい生き方を] 水めた [新しい生き方を] 水めた [新しい生き方を] 水めたに [新しい生き方を] 水めたに [新しい生き方を] 水めたに [新しい生き方を] 水めたに [新しい生き方を] 水めたではなく、われわれがいっそう完全な道を歩むことができるようにお示したのは、たーセの律法には自然法に反する規定も含まれていたこと、そして、そのような規定が [それほど完全ではない許可] であることを示そうとしたためであろう。

XVII-2-8. 原注1は、1642年版から付加された。

#### [XVII] - (3)

XVII-3-1. 「モーセによって与えられた律法と同じ意味の法律を制定することができる」とは、モーセの律法が、「とくにイスラエル人のために、神がモーセを通じて与えた法」であるように、いまや、各国の君主が、律法にならって、それぞれの国民に特有の法を制定することができる、ということである。

XVII-3-2. コクツェーイは、そのような事例として、「兄弟の妻を娶る」いわゆるレヴィレート婚の規定(たとえば、申命記 25:5-7)をあげ、この掟がユダヤ人に与えられたのは、かれらの子孫から救世主を迎えるという望みが絶たれないようにするためだったのだから、救世主の到来が確定した時代のキリスト教君主は、このような内容の法律を制定することができないのである、と解説している。

XVII-3-3. バルベイラックは、キリスト自身が「一般的に」定めたことの例として、食肉の区別に関する律法の規定をすべて撤廃したこと(「使徒行録」第 10章、第 15 節。これについては、前出、訳注 XVI-7-4 を参照されたい)をあげ、「したがって、聖俗の君主は、宗教を理由として、なんらかの食物の摂取を人々に禁止することはできない。それは、われわれの救世主によって確立された、キリスト教徒の自由に反するからである」と説明している。ただし、公共の福利の観点から、食物について何らかの規制を設けることは主権者の権限に属する。とも指摘している。また、キリスト自身が「特別に」定めたことについては、その例として、理由の如何を問わず意のままに妻を離談する夫の権利を制限したこと(マタイによる福音書、5: 31、32)をあげ、したがって、キリスト教君主は、「今後は一切お構いなし」という書面(離縁状)の交付を義務づけるだけで離婚を許可するような法律を制定することはできないのである、と解説している。

XVII-3-4. 「三つの場合」とは、「法律の内容全体が、まだ福音が啓示されていなかった時代に属する」場合、「キリスト自身が、それと反対のことを一般的に定めている」場合、そして「キリスト自身が、それと反対のことを特別に定めている」場合である。この最後の二つの場合が除外される理由を、コクツェーイは、「法律の創定者である神自身によって用いられた法規範以上に優れた法規範を[君主が]定立することはできないからである」と注記している。

#### [XVII] - (4)

XVII-4-1. グローティウスは、「完全 perfectum ではなかった」を(ヘブライ人への手紙)第7章、第19節から、「無欠 αμεμπτος でもなかった」を第8章、第7節から引用している。「無欠」という言葉がラテン語ではなくギリシア語で表記されているのは、「プロレゴーメナ」第60節(本誌前号、298、299頁)で説明されているように、ラテン語の訳語が適切ではないと考えたからであろう。クレメンス版では、この言葉が「咎められるところがない」ないし「非のうちどころがない」 culpa vacasset と翻訳されている。この訳語は、原語の意味を正しく伝えてはいるが、簡潔な訳語とはいい難い。

XVII-4-2. グローティウスは、「キリストは律法の目標である」という言葉の

出典を「ローマの信徒への手紙、第10章、第5節」(Rom. X, 5.) と記している が、底本に注記されているように、「第10章、第4節」(Rom. X, 4.) が正しい。 グローティウス自身も、「新約聖書註解」では、「キリストは律法の目標である」 という言葉を第4節の文章としてあげ、「すなわち、モーセの律法は福音のため の手段にすぎなかった | と注記している。

XVII-4-3. グローティウスは、「律法はキリストへと導く養育係であった」と いう文章について、その出典を「ガラテアの信徒への手紙、第3章、第25節」 (Gal. III, 25.) と記している。しかし、この文章の出典も、底本で注記されてい るように「第3章、第24節」(Gal. III, 24.)が正しい。なお、グローティウスは、 原語 παιδαγωγος を、本文では「養育係」manudutrix と翻訳しているが、「新約聖 書註解 | では、クレメンス版にしたがって、「教育係」paedagogus と翻訳してい る。

XVII-4-4. テルトゥリアーヌスは、「貞節について」(De pucititia)、第6章3、 4で次のように述べている。「ところで、わたしたちは姦通についての考察をと くに律法から始めたが、まさにそれはキリストが廃止するのではなく、完成な さった律法の状態に関してである。つまり、ヨハネの時までなのは律法の重荷で あって、その救済策ではない。律法のわざの軛は捨てられたが、教えの軛はそう ではない。キリストにある自由が純潔を害することはなかった。敬虔、神聖さ、 人間性、真理、貞潔、正義、憐れみ、親切、貞節の律法はそっくりそのまま残っ ている。|(木寺廉太訳「貞節について」、キリスト教教父著作集 16「テルトゥリ アヌス 4 | 所収、教文館、2002 年、195 頁)。ちなみに、グローティウスが引用 している原文は、Libertas in Christo non fecit innocentiae iniuriam, manet lex tota pietatis, veritatis, constantiae, castitatis, iustitiae, misericordiae, benevolentiae, pudicitiae. である。木寺訳の原文では、イタリックで表記した「真実、不動」veritatis、 constantiae は、「神聖さ、人間性、真理」 sanctitatis humanitatis veritatis と記されて いる。

XVII-4-5. 原注1は、1642年版から付加された。

XVII-4-6. グローティウスは、クリュソストモスの文章の出典を「処女である ことについて」第94節(De virginitate XCIV.)と記しているが、底本で注記され ているように、第84節(De virginitate LXXXIV.)が正しい。「処女であることに ついて」は、1575年にアントウェルペンで出版されたラテン語対訳本でも第84 節が最終節であり(つまり、第94節は存在しない)、グローティウスが引用して いる文章は、その最終節の最初の部分に存在する。

**XVII-4-7**. この引用文は、「貞節について | 第 84 節の書き出し「それでは、同 じように正しい行いをする人に対して、われわれの場合と昔の人々「ヘブライ人」 の場合とで、同じ報酬が約束されず、われわれの場合には、さらにいっそう大き な徳を示す必要があるとされるのはなぜか」という疑問文に対する答えとして記 されている。そして、引用文の後に「[福音は、われわれを] 幼児から成人に変 えたからである」という文章が続いている。

XVII-4-8. クリュソストモスは、おそらく司教に就任する前に、アンティオキ アで「悪魔の無力について | De imbecillitate Diaboli と総称される3つの説教を 行った。その第3説教には、「不正・不実は怠惰から生じ、徳は勤勉から生ずる| Ex desidia improbitas, ex diligentia virtus oritur.という見出しが付されている(Migne 版に併記されているラテン語訳。ギリシア語原文にはこのような見出しは存在し ない)。キルジー訳に付されている「著者別引用文献索引」には、該当作品とし て、「誘惑者としての悪魔について」De diabolo Tentatore があげられている。し かし、「誘惑者としての悪魔について」は、厳密にいえば「悪魔の無力について」 の第2説教の通称である。第3説教にはこれに相当する通称は存在しない。そこ で、グローティウスは、第3説教の標題を、ラテン語訳の見出しを書き換えるこ とによって「悪徳は怠惰の産物である」とし、「悪魔の無力について」の第3説 教を参照するように指示した、と考えられる。訳者はそのように理解した。ク リュソストモスがこの第3説教で説いているのは、大略、次のようなことである。 「人間は弱い動物である。したがって、これまでの人間は、悪い結果を悪魔のせ いにし、人の行う悪事についても、悪もまた人間の本性の一部だとして、それを

反省することがなかった。しかし、いまや、聖霊の恵みと永遠の救いの約束が与えられ、進むべき道が示されると同時に、人間に強い意志の自由が備わった。したがって、今後はそのような言い訳は許されず、人間は、[キリストによって]示された道徳目標に向かって断固として邁進しなければならない。|

XVII-4-9. クリュソストモスには、「断食について | de ieiunio と題された小論 ないし説教が多数存在する。グローティウスが記している「断食について3」 (de ieiuniis tertio) は、「断食の掟について | In Praedicationem Jeiunii あるいは 「断食について | De ieiunio と題された、7編からなる「説話集 | Sermones の第3 編に該当する(ただし、この「説話集」は、現在では、クリュソストモスの作品 ではないことが、ほぼ確定している)。この第3編の説話において、クリュソス トモスに擬せられる著者は、大略、次のように論じている。旧約の教えからわか ることは、人間の一生は「土から出て塵に戻る」ということである。創造主は人 間に必要なものをすべて用意された。したがって、贅沢やこの世の富や名声に執 着することは、創造主たる神の意思に反することである。旧約の時代にも、神の 前に正しい人はこのことをよくわきまえていた。キリスト教徒には、神に加えて、 さらにキリストと聖霊が与えられている。そして、キリスト教徒の一生は、神を 船長とし、キリストを帆とし、聖霊を第二の順風として、航海するようなもので ある。われわれは、憎しみを捨て、徳を実践し、不正を避け、快楽に心を奪われ ず、純潔を守り、簡素な生活を保持しなければならない。「隠れて友を謗る者を 滅ぼし|「詩編、101:5]と記されていることを、われわれ自身が、正義の芽生え、 人間性、貞節および公正さを明らかにすることによって、この地上が実り豊かで あることを示さなければならない。そして、神に対して、「わたしたちはとるに 足りない僕です。しなければならないことをしただけですし「ルカによる福音書 17:10] といえるようでなければならない。これが、われわれの主キリストの言 葉である。

XVII-4-10. クリュソストモス「ローマの信徒への手紙に関する 32 の説教」の 第 11 および第 12 説教 (底本の注記は「第 3 説教 4 および第 12 説教 4 |。訳者が 利用したのは Migne 版である)。第 11 説教で、クリュソストモスは、「もはや、 罪がわれわれを支配しないというのなら、なぜ、パウロは、『あなたたちの死す べき身体を罪に支配させるな、』『あなたたちの肢体を不義のための道具として、 罪に捧げてはならない』[ローマの信徒への手紙]第6章、第12、13節]といっ たのだろうか。かれがここでいっていることの意味は何か。……それはこういう ことである。われわれの身体は、キリストの到来以前には、たやすく罪の攻撃の 犠牲にされていた。……そのために、徳への競走を可能にする光は存在しなかっ た。というのは、徳への競走を助成する聖霊が存在しなかったし、欲情を抑える 洗礼の力もなかったからである。……しかし、キリストが到来して以来、[徳へ の〕努力はいっそう容易になった。それゆえ、われわれには、従来よりもさらに 遠くに目標が定められた。そして、この目標に到達するために、われわれには、 以前にもまして強大な助力が与えられたのである。……」と述べている。また、 第12説教では(同書簡、第7章、第5節について)、「パウロは、われわれが律 法のうちにあったときとはいわず、われわれが肉のうちにあったときという。肉 のうちにあったときとは、悪しき行い、肉の生活を送っていたときということで ある。パウロがここでいっているのは、かれら[ローマ人たち]がかつては肉の うちにあったが、いまは肉体を必要としなくなった、ということではない。また、 パウロは、律法が罪の原因であるとはいっていない。……律法は、かれらの罪を あからさまにすることによって、厳しく咎めるものの地位を維持している。なぜ ならば、律法にまったく従おうとしない人々に律法以上のことを課すことは、そ の罪をいっそう重いものとするからである。パウロが、律法によって生み出され る『罪の働き』といわずに、たんに『律法によって』といったのは、律法によっ て明らかであることを「かれらに」認識させるためであった。さらに、パウロは、 肉を非難しているわけでもない。かれは、われわれの肢体が働くとはいわず、 『われわれの肢体の中で働く』といったのである。これによって、パウロは、わ れわれの過誤の原因が、われわれの中で働くさまざまな思念にあるのであって、 その思念に働き場所を与えている肢体にあるのではないことを示そうとしたので

ある」と述べている。

XVII-4-11. イレーナエウス「異端者駁論」第4巻(26-1)に、次のような文章がある。「預言はすべて、成就される以前には、人間にとって謎であり、両義的であいまいなものであった。時期が来て預言されたことがその結果を示したそのとき、正確な釈義を見出したのである。このゆえに、「現在のユダヤ人は」すべてのものの釈義、つまり神の子の人間としての来臨を、自分のものとしていないので、律法がユダヤ人に読まれるとき、それは今のときにあってはおとぎ話のように思われる。これに対して、キリスト教徒が読むときには、「律法は」宝であって、畑[=現世]に隠れてはいるが、[キリストの十字架によって]覆いを取り払われて明らかとなり、説明される。また、人間の知覚を豊にし、神の知恵を示し、人間に対するその「殺いの」 営みを明らかにし、キリストの国を予め型どり、聖なるエルサレムの遺産というよい知らせを予め告げる。また、人は神を愛するなら、神を見、その言葉を聞くようになるほどにまで進歩するであろう……」(小林実訳「異端者駁論 IV」、キリスト教教父著作集 3/II、教文館、2000 年、92、93 頁。ただし、訳文を一部変更した)。

XVII-4-12. 「聖書梗概」 Synopseos Sacrae Scripturae は、同名の作品が、アタナシウス、ヨハンネス・クリュソストモスのものなどを含めて、グローティウスの時代までに数種類出版されている。しかし、ここでは、アタナシウスのものとして知られている作品のみを対象とする。ただし、Migne 版「ギリシア教父著作集」に収録されているアタナシウス「聖書梗概」がアタナシウスの真作か否かについては、すでにエラスムスらによって疑念が表明されている。近時の研究によれば、これは、アタナシウスとは別人の作品で、6世紀頃成立したものと考えられている。グローティウスが引用している文章は、「平タイによる福音書」第5章、第13節ないし第20節について解説した部分(「聖書梗概」第47節)に存在する。そこでの議論は、大略、次のとおりである。「キリスト教徒は、驕り高ぶりを捨てて、善を愛する者となり、神の掟を一点一画もおろそかにすることなく守ることによって、地の塩、世の光とならなければならない。そのために、「キリストは、」律法の掟の範囲をいっそう広げたのである。」

XVII-4-13. 原注 2 は、1642 年版から付加された。

XVII-4-14. イレーナエウス「異端者駁論」第4巻、第34章では、旧約聖書の預言が前提としている神と、キリストをこの世に送った神とは異なるとするマルキオン派の異端が論駁されている。しかし、この章で、安息日や十分の一税が取り上げられているわけではない。イレーナエウスは、次のように述べている。「[キリストはこう] いった。『わたしが来たのは律法や預言者を廃止するためだ、と思い込んではならない。廃止するためではなく、完成するためにわたしは来た。まことにあなたがたにいう。すべてのことが実現し、天地が消え失せるまで、律法と預言者 [の文字] から一点一画も消え去ることはない』「マタイによる福音書5:17~18] と。実際、かれはやってきて、すべてを満たした。そしていまなお、終わりの時にいたるまで、「かれは」律法によって「予め示された」新しい契約を、教会の中で満たしているのである」(小林実訳、前掲、129頁)。

XVII-4-15. このクリュソストモス「コリントの信徒への第一の手紙に関する説教」の出典表示には、いくつかの疑問がある。まず、この作品は44の説教からなっているから、グローティウスが指示している「最終章に関する説教の末尾」sub finem capitis ultimi を文字通りに受け止めれば、(「コリントの信徒への第一の手紙」最終第16章、第10節ないし最終第24節を対象とする)第44説教の末尾(6)がそれに該当することになる。クリュソストモスは、ここで、他人に悪評を立てられたら、賞め言葉をもってそれに応えなさいと教え、さらに次のように述べている。「あなたたちを困らせている者に復讐することを強く望むなら、パウロが推奨している方法、すなわち『あなたの敵が飢えていたら食べさせ、渇いていたら飲ませよ』[「ローマの信徒への手紙」12:20。この語の出典は、「箴言」25:21である]という仕方で復讐しなさい。もし、そういう仕方でなく復讐しいいわれわれがしなければならないのは、天の王国を思い、何が神を喜ばせるかということを考えて行動することです。あなたたちは、これまで、粗野で野獣のよ

うな性質の人間でした。この説教が多少なりとも、あなたたちを矯正しえたとす れば、あなたたちは、何が神を喜ばせるかを考えただけで、自らを規律すること ができるようになるでしょう。そして、すべての情念を克服することによって、 天の祝福を獲得することができるでしょう。神は、われわれの主イエス・キリス トと、人類全体に対するキリストの慈愛とを通じて、われわれすべての者がその 恵みに与ることができるようにしているのです。」しかし、この文章は、グロー ティウスの論旨によく適合しているとはいい難い。そこで、底本の編者は、グ ローティウスが指示しているクリュソストモスの説教の箇所を、第43説教4と 注記している(キルジー訳も同じ。キルジー訳は、さらに、「「同書簡、第16章」、 第9節に対する [説教]」と指示している)。第43説教は「コリントの信徒への 第一の手紙」最終第16章、第1節ないし第9節を対象とし、第43説教4には、 「コリントの信徒への第一の手紙」第16章、第1節ないし第9節の各節に関する 説話のまとめの文章が記されている。クリュソストモスは、ここで、次のように 述べている。「あなたたちは、この種の貢納をたやすくするために、あなたたち がなすべき貯蓄について話して欲しいというのですか。たとえば、あなたが、履 き物作りや、皮なめし職人、金物職人、あるいはその他の職人だと考えてみなさ い。あなたは、その製品が売れたとき、その代金の最初の部分を神に捧げる。そ れはごく僅かであるかもしれないが、その僅かの捧げものによって、神への信頼 を示すのです。わたしは、たくさんの捧げものを求めなせん。ユダヤ人の間で 『子供だまし』といわれているほどのものさえ求めません。しかし、天の国を期 待するわれわれが、数知れない悪徳にまみれたユダヤ人に向かって顔を赤らめる ようなことがあってはならないでしょう。このことを、わたしは、新たな掟を定 めるため、あるいはもっとたくさんのものを捧げさせるためにいっているのでは ありません。ただ、あなたたちが持っているものの、少なくとも十分の一を捧げ るように奨励しているだけです。あなたたちは、これを、製品を売るときだけで なく、買うときも、償いを受けるときも行いなさい。土地を所有する者は、地代 についてこの掟を守りなさい。そして、この掟が、正当な方法で収入を得ている すべての者に対して行われるようにしなさい。わたしは、利息を徴収する者につ いては何もいいません。また、他人に暴力をふるい、隣人の不幸につけ込んで利 殖をはかる兵士についても、なにもいいません。なぜなら、神はかれらの財産か らは何も受け取ろうとしないからです。わたしが、これらのことについて話すの は、まっとうな仕方で生活の糧を得ている人たちに対してです。そして、われわ れが、このような種類の生活習慣をいったん身につければ、その後、もしわれわ れがこの掟を放棄するようなことがあっても、われわれの良心がその痛みによっ てわれわれを導くでしょう。|

XVII-4-16. 「エフェソの信徒への手紙」に関する第4の説教で、クリュソス トモスは、同書簡、第2章、第10節の文言「なぜなら、わたしたちは神に造ら れたものであり、しかも、神が前もって準備して下さった良い業のために、キリ スト・イエスにおいて造られたのです」について、これは人間の新しい創造を意 味すると解説し、新しく創造された人間が救済されるためには、神の命ずる善い 業をすべて実行しなければならないと説いている。その中に次のような文章があ る。「『禍あれ、貧しい人に施しをしない者「集会の書、7:32参照]』といわれて いる。旧約のもとでさえそうであったのだから、新約のもとではなおさらである。 冨を獲得し、享受し、守ることが許されているとすれば、それは、貧しい人を救 うためである。……旧約の人々は収入の十分の一を与えた。そしてさらに、その 十分の一の十分の一が、貧しい人や孤児や外国人に与えられた。ある人々は、驚 いた様子で、わたしにこういった。『人々は、なぜそのような十分の一税を支払 うのですか。』この言葉には、なんとたくさんの恥ずべきことが含まれているこ とであろうか。なぜならば、ユダヤ人にとって不思議でなかったことは、キリス ト教徒の場合でも不思議ではないからである。かつて、十分の一税の支払いを怠 ることが「救済にとって」危険であったとすれば、それは現在においてどれほど 大きな危険であるに違いないか、この点をよく考えなさい。」

XVII-4-17. 原注 3 は、1642 年版から付加された。

# 【第五部】 「人名表」(人名解説ならびに人名索引)

## 【凡例】

- 1. この「人名表」には、グローティウスが「戦争と平和の法・三巻」、「プロレゴーメナ」および「第1巻、第1章」の本文および原注ならびに欄外註で言及している人物とその作品、および訳注で紹介した人物とその作品の簡単な解説が収録されている。ただし、訳注で紹介した作品中の人物や、本文および原注で言及されている文学作品中の人物については、それが、グローティウスの文章を理解する上で重要であると判断される場合を除き、原則として、記載を省略した
- 2. この「人名表」は二つの目的をもっている。その一つは、グローティウスの文章をよりよく理解するために、グローティウス自身の文章および訳注で言及されている人物について、それが何者であるかを明らかにすることである。そして、他の一つは、グローティウスが、「戦争と平和の法・三巻」の「プロレゴーメナ」および「第1巻、第1章」の執筆に際して、どのような文献をどのように利用したのかを知ること、あるいは確認することである
- 3. 人名解説の末尾に、たとえば、 $\rightarrow$ 「プロレゴーメナ」1 (本、原 1、訳 1) とある場合には、その人物もしくはその作品が、それぞれ、「プロレゴーメナ」第 1 節の、本文、原注 1、訳注 1 (訳注 1-1) の三箇所で言及されていることを示している
- 4. 人名および作品名の表記は、グローティウスの流儀にならい、原則として、テン語表記を優先した。
- 5. グローティウスが利用した文献については、すでに、さまざまな形で検討 が進められている。しかし、本稿では、個別論文にまで立ち入って精査すること はできなかった。「人名表」の作成にあたって訳者が主として参照したのは、 カーネギー財団「国際法古典叢書」第2巻所収の、キルジー訳「戦争と平和の 法·三巻」(The Classics of International Law, Volume 2, Book 1; De iure belli ac pacis libri tres, translated by Francis W. Kelsey, 1925.) に付された「著者別引用文献 索引 | Index of Authors Cited (pp. 887-930.この索引は、キルジーが翻訳の完成前 に死去したために、James E. Dunlap および Herbert F. Wright によって作成されて いる) と、底本の復刻版に追加されている「補注」Additional Notes (pp. 947-1025) および「出典表」List of Sources (pp. 1027-1073.これは、キルジー訳に付さ れた「著者別引用文献索引」を補正する自的で作成されている)である。また、 「人名表」中に、著者ならびにその作品が、「戦争と平和の法・三巻」において引 用または言及されている頻度の概数を併記した。この数字は、主として、キル ジー訳に付された「著者別引用文献索引」に基づいて算出されている。しかし、 この「索引」の対象は、キルジー訳の底本(1646 年版)中でグローティウスが 指示している著者およびその作品に限定されており、グローティウスが出典を明 示せずに引用している文献については遺漏がある。また、著者とその作品の同定 に関しても、しばしば誤りがある。これらの点は、底本(復刻版)の編者によっ ても指摘されている。したがって、本「人名表」中の引用頻度の表示は、あくま でも目安にすぎないことをご了解いただきたい。

### 【ア】

アウグスティーヌス、アウレリウス Aurelius Augustinus (354 ~ 430)。 アウグスティーヌスは、北アフリカのヌミディア地方タガステに、ローマ市民の子として生まれた。地元の学校でローマの文学作品について学んだ後、17歳の時カルタゴに出てウェルギリウスやキケローの作品を中心に修辞学、弁論術を学び、376年にカルタゴで修辞学の教師となった。しかし、アウグスティーヌスは、カルタゴの生徒のいい加減さに閉口して学校を閉鎖し、383年にローマに出た。ローマでは、ローマ市長

官シンマクスの知遇を得ることができ、かれの推薦で、ミラノの宮廷学 校に修辞学の教師として就任することになった。ところが、ミラノに到 着したアウグスティーヌスは、司教アムブロシウスの説教を聞いて感銘 を受け、劇的な改心を経験してカトリックに改宗した(387年)。そし て、かれは、その翌年、アフリカに戻り、全財産を貧者に分け与えて、 みずからは仲間と共に修道生活に入った(アウグスティノ修道会の始ま り)。その後、アウグスティーヌスは司祭に叙階され(391年)、説教師 として一躍有名になった。そして、396年にはヒッポ・レギウスの司教 に選出された。司教在任中、アウグスティーヌスは、裁判(行政)事務 と執筆に追われる多忙な毎日を送った。しかし、430年にヒッポがヴァ ンダル族に包囲されたとき、ヒッポの市民を叱咤激励して防衛に努めた が及ばず、争乱の渦中で死去した。アウグスティーヌスは大量の著作を 残し、その著作を通じて、西洋キリスト教思想の発展に絶大な影響力を 及ぼした。主著と目される作品に、「キリスト教の教え | De doctrina Christiana、「神の国・22 巻 | De civitate Dei libri XXII、「告白 | Confessio、 「三位一体論」De trinitate、「信仰への手引き」Enchiridion de fide, spe et caritate、「自由意思論 | De libero arbitrio、「結婚の善について | De bono coniugali、「ファウストゥス駁論」Contra Faustum、「洗礼について・ド ナティスト駁論」De baptismo, contra Donatistas、「主の山上の説教につ いて」De sermone Domini in monte、新旧約聖書の各編に関する「説話集」 Sermones、「説教集 | Homilia、「書簡集 | Epistulae などがある。グロー ティウスは、「戦争と平和の法・三巻」全体の 170 箇所あまりで、「神の 国」(引用頻度36)を含む30以上の作品に言及している。

- →「プロレゴーメナ」3 (訳 2、3)、7 (原 2、訳 16)、16 (原 1、訳 4)、42 (原 1、訳 8、9、10)、51 (訳 4)
  - → 「第 1 巻、第 1 章 」 VII (原 1、訳 6)

アエリアーヌス、クラウディウス Claudius Aelianus (c. 175  $\sim$  c. 235)。 アエリアーヌスは、セプティミウス・セウェルス帝 Lucius Septimius Severus (在位 193  $\sim$  211 年) の時代に活躍したローマの修辞学者。ローマ市民であるがギリシア語に通じ、ギリシア・ラテンの先人たちの作品を多数引用した(ギリシア語で書かれた)作品を残した。主著として、動物に関する様々な知識や寓話を集めた「動物の性質について」De natura animalium、および歴史上の人物の伝記や逸話を集めた「諸事物語」 Varia Historia などが知られている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の 19 箇所で「諸事物語」の文章を引用し、第 3 巻、第 12 章、第 4 節では、「動物の性質について」の一節を指示している。

→ 「第1巻、第1章」IX (訳8)

アガーティアス Agathias (c. 536 ~ c. 582/594)。アガーティアスは、 小アジアのミュリナ出身の詩人、歴史家。アレクサンドリアおよびコンスタンティノポリスの法学校で法律を学び、コンスタンティノポリスで 法廷弁護士となった。しかし、かれの関心は文学にあり、みずから多数 の詩を書いたほか、ギリシアの詩人の詞華集を編纂し、さらに、ユース ティニアーヌス帝の死後、友人たちの勧めに従って、同時代史を著した。 かれの作品として知られているのは、恋愛詩集「ダフニアカ」 Daphniaca、みずからの作詩約 100 編を含む「詞華集」Corona 「新警句 の花輪」、プロコピウス「ユースティニアーヌス帝の戦争」の続編に相 当する「歴史 | Historiae「ユースティニアーヌス帝の統治について・5 巻]である。一般的に「歴史」と呼ばれている「ユースティニアーヌス 帝の統治について・5巻|は、552年から558年までのビザンツ帝国の 歴史を記述した作品で、主として、ナルセス率いるビザンツ軍と蛮族、 すなわちゴート人、フランク人、ペルシャ人との戦争が取り上げられて いる。この作品は、記述に批判的視点が欠けているなどの批判があるも のの、この時代の資料が少ないことから、貴重な歴史叙述とされている。 たとえば、再建されていたアテナイのアカデメイアが、529年に、ユー スティニアーヌス帝によって閉鎖されたという事実は、この「歴史」に よってしか知ることができない。ちなみに、このユースティニアーヌス 帝の措置によってアテナイから流出した文献は、ペルシャの首都クテシ フォンに移され、そこからさらに、エデッサに移された。そして、この エデッサの文献を基礎として、イスラム世界におけるギリシア古典文献 研究が始まったといわれている。グローティウスは、「戦争と平和の 法・三巻 | 各巻のあわせて30箇所あまりで、「歴史 | を援用している。

→ 「プロレゴーメナ | 27 (原 1、訳 13、14)、45 (原 1、訳 5)

アキレス Achilles = アキレウス Achilleus。ホメーロス「イーリアス の主人公。「イーリアス」では、心優しいが、いったん怒れば狂暴なふ るまいをする英雄として描かれている。ホメーロス以後、アキレスに関 するさまざまな物語が作られ、アキレスは、ギリシアにおいてもっとも 多くの伝説をもつ英雄となった。なお、「アキレウス」はギリシア語 「アキレス」のラテン語表記である。グローティウスは、「アキレス」と いう表記法を採用している。

→ 「プロレゴーメナ | 3 (本、訳 6、16)

### アクィナス → トマス・アクィナス

アクロン、ヘレンニウス Helenius Acron (生没年不詳)。アクロンは、 テレンティウスやホラーティウスの作品の註解を著したとされる5世紀 ローマの註釈家、文法学者。ただし、アクロンがテレンティウスやホ ラーティウスの註釈者とみなされるようになったのは15世紀のことで あり、その真偽のほどについては、現在なおいくつかの疑問が残されて いる。グローティウスが「戦争と平和の法・三巻」中でアクロンの名を あげているのは、「プロレゴーメナ | 第16節においてのみである。

- → 「プロレゴーメナ」16 (原 1、訳 3)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 V (訳 5)、IX-1 (訳 6、16)

アゲーシラオス (2世) Agesilaus II (444~360 BC; 在位 400~360 年)。アゲーシラオスは、スパルタ国王アルキダモス2世 Archidamos II (在位 476 ~ 427 BC) の子として生まれ、腹違いの兄アギスの跡を継い でスパルタ国王となった。プルータルコスによれば、もともと、王位継 承者ではなかったために、支配を受ける者に対する教育(アゴーゲー) を受けて育ち、支配を受けることを十分に教えられてから王位に就いた ので、他の王よりも臣下と気が合い、民衆的で親切な統治を行うことが できた。アゲーシラオスは、若い頃からリューサンドロス将軍と親しく 交際し、その影響を受けて成長した。そして、即位後まもなく始まった アケメネス朝ペルシャとの戦争や、前395年のコリントス戦争(テーバ イ、アルゴス、コリントス、アテナイの連合軍と、スパルタ軍との戦い。 前394年のコロネイアの戦いで、アゲーシラオス率いるスパルタ軍が勝 利を収めた)を指揮して、スパルタの勢力拡大に努めた。しかし、その 後、テーバイとの抗争が再燃し、前371年のレウクトラの戦いでスパル タ軍がエパミノンダース率いるテーバイ軍に敗れた結果、スパルタはギ リシアの覇権を失った。アゲーシラオスは、その後も、祖国スパルタの 復興に尽力したが、資金調達のためにエジプト王ネクタネボ1世 Nectanebo I (エジプト第 13 王朝国王、在位 378 ~ 361/360 BC ) の傭兵 隊長として勤務した後、スパルタに帰国する途中、キュレナイカで死亡 した。アゲーシラオスは、軍事的才能と共に、人格高潔なことでも知ら れ、かれの美徳に触れた者は、みな、それを賞讃した、と伝えられてい る。

→ 「プロレゴーメナ | 23 (原 2、訳 11)、24 (原 1、訳 2、3、7)

アーゾ・ポルキウス Azo Porcius(1220年没)。アーゾは、註釈学派の頂点に立つ中世ヨーロッパの法学者。ボローニャで学び、遅くとも1190年以降同地で教鞭を執った。かれの教え子には、アックルシウス、ロフレドゥス Rofredus(1243年没)らのローマ法学者や、封建法学者ヤコブス・デ・アルディツィオーネ Jacobus de Ardizione(生没年不詳)、カノン法学者ゴフレドゥス・デ・トラノ Gofredus de Trano(1245年没)、ヨハンネス・テウトニクス Johannes Teutonicus (c. 1170~1245) などがいる。アーゾは、私的、公的訴訟事件の助言者、鑑定人としても活動した。主著は「ローマ法大全」の全体に対する註釈であるが、印刷されたのはその一部である。その中に、ユースティニアーヌス帝「勅法集」、「学説集」、「法学提要」に対する「スンマ」 Summa Codicis; Summa Digestorum; Summa Institutionum がある。これらの作品はアックルシウスの「標準註釈」の源泉となったほか、単独でも版を重ね、普通法の標準的教科書とされた。ただし、グローティウスは、アーゾには言及していない。

### → 「プロレゴーメナ | 53 (訳 2)

アタナシウス Athanasius (c. 293 ~ 373)。アタナシウスは、キリストの神性を否定するアリウス派の主張を論駁し、正統派の教義を確立したことで知られるギリシア教父。かれは、アンティオキアに生まれ、おそらく同市の聖堂付属学校で学んだ後、アンティオキア司教アレクサンデルの秘書(助祭)となり、ニカエア公会議(325年)に同行した。これが、アリウス派の司教たちとの論争の始まりである。アタナシウスは、328年に、アレクサンデルの後継者としてアンティオキア司教に選出された。しかし、皇帝コンスタンティヌスが求めたアリウス派の司教たち

との妥協を拒否したため、336年にトリアーに追放された。アタナシウ スは、その後366年までの間に、4回にわたって、追放と赦免を経験し ている。しかし、アタナシウスは、この追放期間中も、反アリウス派の 勢力の結集に努めた。そして、かれの努力は、かれの死後に開催された 第1回コンスタンティノポリス公会議の信仰箇条 symbolum として結実 し、これによって、アリウス派の異端に対するいわゆる正統派の勝利が 確定した。アタナシウスには、追放の都度著された数編の「弁明」 Apologia の他に、「み言葉の受肉について」Oratio de incarnatione verbi、 聖霊の神性を擁護した「セラピオン宛4書簡 | Epistula IV ad Serapionem、 一連の「復活祭書簡 | Epistulae Festales (367 年に発表された第 39 書簡 は、新約聖書の現行の正典を提示した最初の文書として知られている)、 「「聖」アントニウス伝 | Vita Antonii などがある。ただし、アタナシウス の作品については、現在もなお、その成立年代や真正性について、多く の疑問が残されている。「戦争と平和の法・三巻 | 第1巻、第1章、第 17 節でグローティウスが言及している「聖書梗概」 Synopseos Sacrae Scripturae は、現在では、アタナシウスの作品ではないことがほぼ確定 している。グローティウスは、このほかに、第2巻、第20章、第48節 など3箇所で、「隠修士に宛てた書簡」Epistula ad solitarios に言及して いる。

## → 「第 1 巻、第 1 章 | XVII-4 (原 2、訳 12)

アックルシウス Accursius (c.  $1185 \sim 1263$ )。 アックルシウスは農民の 子として生まれ、ボローニャのアーゾのもとでローマ法を学び、1215 年からボローニャの法学教師として活躍した。また、かれは法実務にも かかわり、助言や鑑定などの活動を通じて莫大な冨を築いた。かれの代 表作は、先人たち、とくに師であるアーゾおよびその他の法学者の注釈 にみずからの注釈を加えて編集した注釈集である。この作品は、後世の 人々によって「標準註釈 | Glassa Ordinaria, c. 1230,と名付けられ、法律 学の研究、教育のみならず、法実務にも大きな影響力を及ぼした。アッ クルシウスの「標準註釈」には、約10万点の注釈が収められており、 その対象は、「ローマ法大全 | 全体にとどまらず、「封建法書 | Libri feudorum にまで及んでいる。13世紀中葉以降、かれの「標準註釈」は、 法学教育、法実務、法理論のすべての領域で、ローマ法大全の法文解釈 の出発点となった。また、かれの註釈の多くの部分が法的効力を認めら れ、やがて、「標準註釈」それ自体が、一つの法典、法源集成とみなさ れるようになった。アックルシウスの「標準註釈」が批判の対象とされ るようになるのは、16世紀になってからのことである。人文主義者ラ ブレーが「パンタグリュエルとガルガンチュワ物語」(「第二の書・パン タグリュエル」第5章)で、「標準註釈」を酷評したことはよく知られ ている。グローティウスは「戦争と平和の法・三巻」、第2巻、第10章、 第2節でアックルシウス自身の注釈に言及し、第2巻、第16章、第11 節では標準註釈の一節に言及している。

→ 「プロレゴーメナ」53 (本、訳 2)

アッピアーヌス、アレクサンドリアの Appianus Alexandrinus (c. 95~c. 165)。アッピアーヌスはアレクサンドリアに生まれ、エジプトで公職に就いた後、120年頃、ローマで弁護士となった。おそらく 147年頃、エジプトの総督に任命されたと推測されている。かれの名で知られる「ローマ史」 Historia Romana(24巻)は、ローマ帝国に併合されるまでのさまざまな民族や国家の歴史を、それぞれ独立に記述したもので、体系的な歴史書ではない。しかし、その記述は、後世の歴史家にとって、とくに内乱期ローマの歴史を知る上で、貴重な資料とされている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の「プロレゴーメナ」第 27節を含む 100 箇所あまりで、「ローマ史」の記述を援用している。

## → 「プロレゴーメナ | 27 (原 1、訳 5、6)

アッリアーヌス、ルキウス・フラーウィウス Lucius Flavius Arrianus (c. 86~c. 146)。アッリアーヌスは、ニコメディア出身の政治家、歴史 家。政治家としては、カッパドキアの長官(135年)、ローマ市の執政 官(146年)などをつとめた。歴史家としてのアッリアーヌスはクセノ フォーンに心酔し、その文体を模した作品を数多く著した。とくに、ア レクサンドロス大王の事績に関する記述が広く知られ、「遠征記」 Anabasis がかれの主著とされている。また、かれは、エピクテートスの 弟子であり友人でもあった。グローティウスが「戦争と平和の法・三巻」 第1巻、第1章、第10節で引用しているエピクテートスの言葉は、 アッリアーヌスがエピクテートスの講義を記録して出版した「「エピク テートス] 語録・8巻」 Epictetou Diatribai libri VIII. (ただし、現存する のは最初の4巻のみ) 第1巻、第7章 (第16節) 中にある。アッリ アーヌスには、この他に、「語録」を抜粋した「エピクテートス綱要」 Epictetou Enchitidion という作品もある。グローティウスは、第1巻、第 1章、第10節以外に、第3巻、第18章、第1節でも「[エピクテート ス] 語録 | に言及し、第1巻、第3章、第20節ほか15箇所で、「遠征 記 の文章を引用している。

### → 「第1巻、第1章 | X-6 (本、訳3)

アナクサルコス Anaxarchus (c. 360 ~ 320 BC)。ディオゲネス・ラエルティオスによれば、アナクサルコスは、トラキア地方のアブデラ出身で、スミュルナのディオゲネスの弟子となり、アレクサンドロスの知己を得て、かれの東征に随行した。ディオゲネス・ラエルティオスは、アナクサルコスを「その不動心(アパテイア)と人生への満足感とのゆえに、『幸福な人』と呼ばれていた。そして、きわめて容易なやり方で、人を分別のある者にすることのできた人だった」と評している(加来彰俊訳、ラエルティオス「ギリシャ哲学者列伝・下」第9巻、第10章、岩波文庫、1994 年、148 ~ 150 頁)。しかし、プルータルコスは、「哲学において独特の道を歩み、朋輩を無視、軽視するという評判を取った人」と紹介している。ピュロンはアナクサルコスの弟子である。なお、アナクサルコスの作品は少数の断片を除いて現存せず、その作品名も不詳である。

- → 「プロレゴーメナ | 12 (訳 1)
- → 「第1巻、第1章」 XV-1 (本、原1、訳3)

# アフリカーヌス → スキピオ・アフリカーヌス

アプレイウス [ルキウス・アプレイウス・プラトニクス] Lucius Apuleius Platonicus (c. 123/125 ~ c. 180)。アプレイウスは、ヌミディア 地方のマダウルスに生まれ、カルタゴで初等教育を受けた後、行政官 だった父親の遺産を利用してアテナイに留学し、プラトン哲学を学んだ。 さらにその後、ローマでラテン語と弁論術を学んだ。一時、ローマで法 律家として実務に従事したが、ふたたび小アジア、エジプトを旅行して 哲学と宗教を学び、故郷のアフリカに戻って、オカルト教団の教祖と なった。かれの作品「弁護論、魔法について」Apologia, De magia は、 かれが金持ちの未亡人と結婚した際に魔法を使ったと非難され、告訴さ れた事件の弁護論として書かれたものである。アプレイウスの代表作は、 通常「黄金のロバ | Asinus aureusと呼ばれる「変身物語 | *Metamorphoses* であるが、その他に、「ソクラテースの神について」*De* Deo Socratis や「プラトンとその教説について | De Platone et eius dogmate、「フロリダ | Florida などの作品が知られている。グロノヴィ ウスが指示している「道徳哲学について」De Philosophia morale は、「プ ラトンとその教説について」第2巻の別名である。グローティウスは、 「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第8章、第3節で「弁護論」に言及 し、第2巻、第11章、第1節および第2巻、第20章、第6節で、「プ ラトンとその教説について」の文章を引用している。

## → 「プロレゴーメナ」21 (訳 1)

アムブロシウス、ミラノの Ambrosius Mediolanensis  $(337/340 \sim 397)$ 。 アムブロシウスは、ガリア・ナルボネンシス知事の息子として、おそら くトリアーで生まれた。ローマで哲学、修辞学、法律を学んだ後、シル ミウムのオリエンス道長官プローブスの顧問官となり、かれのもとで、 372年にリグリア・エミリア州長官に任命された。リグリア・エミリア 州の州都がミラノである。ミラノは、当時、ローマに次ぐイタリア第二 の都市として、帝国の統治上重要な位置を占めていた。ところが、374 年にミラノ司教アウクセンティウスが死亡すると、新ミラノ司教の選出 を巡って、カトリック信徒とアリウス派信徒との間で激しい対立抗争が 勃発した。アウクセンティウスはカッパドキア出身のアリウス派司教で、 ラテン語を軽視し、カトリック信徒を迫害したといわれる。ミラノのカ トリック信徒は、皇帝ウァレンティニアーヌス1世 Flavius Valentinianus (在位 364 ~ 375 年) に書簡を送り、皇帝の裁定によって新ミラノ司教 を決定するように求めたが、ウァレンティニアーヌスは、司教選挙を従 来通りの方法で行うように回答し、事態の収拾をアムブロシウスに命じ た。そこで、アムブロシウスは、ミラノ司教座聖堂に行き、司教選挙の ために集まった聖職者と群衆の前で、和解と平和を強調する演説を行っ た。しかし、この演説は、群衆の中から起こった「アムブロシウスを司 教に! という声によって中断され、アムブロシウスは友人の家に避難し

た。一方、皇帝ウァレンティニアーヌスは、アムブロシウスがミラノ司 教に選出されたという知らせを受けて、その選挙結果を承認し、あわせ て、アムブロシウスをかくまう者を処罰するという布告を発令した。こ の布告によって、アムブロシウスもミラノ司教就任を決意した。ただし、 この時期には、アムブロシウスはまだキリスト教徒ではなかった。そこ で、近隣の司教によって、急遽、アムブロシウスに洗礼が授けられ、そ れから一週間の間に、司教となるために必要な聖職者の階梯をへて、 374年12月に、アムブロシウスが正式にミラノ司教となった。司教と なったアムブロシウスは、私財を教会と貧民のために供出し、聖書と教 父の著作の学習に専念した。ギリシア語に精通していたアムブロシウス は、バシレイオスや、ナツィアンツェーヌスのグレゴリオスなどのギリ シア教父の思想を西方に伝えて西方の神学の発達に寄与したほか、オリ ゲネスやアレクサンドリアのフィローンの著作を学んで、その聖書解釈 技法を西方の神学に定着させた。また、かれは、キケローやウェルギリ ウスなどのローマの古典にも造詣が深く、4世紀を代表する神学者、文 人に成長した。若きアウグスティーヌスも、ミラノのアムブロシウスの 下で学び、大きな影響を受けている。アムブロシウスの著作は多岐にわ たっているが、旧約聖書の諸巻に関する説教 Homilia や「ルカによる福 音書講解」Expositio evangelii saecundum Lucam などの聖書解釈に属する 作品のほか、キケロー「義務論」にならって著された「教役者の義務に ついて」De officiis ministrorum、アムブロシウスと関係のあった皇帝の 追悼文(「ウァレンティニアーヌス帝追悼文」De obitu Valentiniani、「テ オドシウス帝追悼文」De obitu Theodosii.)、さらに「皇帝グラーティア ヌスに捧げる信仰論 | De fide ad Gratianum Augustum、「聖霊について | De Spiritu Sancto、「エウセビウスに与える、処女の誕生と聖母マリアの 永遠の処女性について」De institutione virginis et sanctae Mariae virginitate perpetua ad Eusebium、「秘跡について」De sacramentis、「贖罪について」 De paenitentia、「寡婦について | De viduis などの作品が知られている。 グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の70箇所あまりで、アム ブロシウスとかれの「教役者の義務について」、「説教集」など15あま りの作品に言及し、その文章を引用している。

- →「プロレゴーメナ」10 (原1、訳3)、50 (訳2)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 XVII-4 (訳 9)

アヤラ、バルタザール Balthazar Ayala (c. 1548 ~ 1584)。オランダ、アントウェルペン出身の法律家(父親の代にスペインのブルゴスからオランダに移住した)。ルーヴァン大学で法律学を学び、1580 年、オランダ駐留スペイン軍の中核をなすパルマ公の軍隊の法務総監となった。著書に、「戦争の法および義務ならびに軍隊の規律について・3巻」De iure et officiis bellicis et disciplina militari libri tres.(1582年)がある。かれの学問の特徴は、スコラ学的正戦論を法律学の立場から再構成し、戦争を国家間の武力行使に限定して私戦を排除しようとしたこと、敵同士の問でも信義が守られなければならないことを強調した点などにあり、

国際法史上の功績は小さくないとされている。グローティウスは、すでにその初期の作品「捕獲法論」De iure praedae (1604/07). や「海洋自由論」Mare liberum sive de iure quod Batavis competit ad Indicana commercia dissertatio (1610) でアヤラの著書を引用しているが、「戦争と平和の法・三巻」でも、「プロレゴーメナ」第 38 節のほかに、第 1 巻、第 3 章、第 5 節、第 2 巻、第 22 章、第 12、14 節、第 3 巻、第 3 章、第 12 節などで、「戦争の法および義務ならびに軍隊の規律について・ 3 巻」を援用している。

# **→**「プロレゴーメナ | 38 (本)

アリアス、フランチェスコ Francesco Arias = フランキスクス・アリアス・デ・ヴァルデラス Franciscus Arias de Valderas (生没年不詳)。アリアスは、スペイン、レオン近郊バルデラス出身の法学者。ボローニャで学び、ナポリの教会裁判所判事などを務めた。著書に、「戦争およびその正義について」*De bello et eius iustitia* (1533 年、ローマ)などがある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第15章、第10節および第3巻、第6章、第24節で、アリアスの「戦争およびその正義について」に言及している。

## **→**「プロレゴーメナ」37(本)

アリストテレース (Aristoteles, 384-322 BC)。アリストテレースは、 マケドニアに隣接するカルキディケ半島の小都市スタゲイラ(イオニア 植民地)で、マケドニア王アミュンタス 3 世 Amvntas III(在位 392 ~ 370 BC)の侍医ニコマコスの子として生まれた。18 歳の頃、高等教育 をうけるためにアテナイに出てプラトンのアカデメイアに入門し、20 年間、学生としてまた学員として、勉学・研究に没頭した。プラトンの 死(前347年)後、アテナイを去り、小アジアのアッソスに移った。そ の後マケドニア国王フィリッポス2世に招かれて(前342年)、アレク サンドロスの家庭教師(おそらく修辞学、哲学、地理、歴史などの)と なった。しかし、フィリッポス2世が死亡してアレクサンドロスが即位 すると、アリストテレースは再びアテナイに戻り、アポロ・リュケイオ スを祭った聖域に学校(リュケイオン Lykeion と呼ばれた)を開設した。 学校の付近には木蔭の多い静かな歩道 (ペリパトス peripatos) があり、 アリストテレースは、ここを歩きながら弟子たちと哲学を論じたといわ れる。そのため、ここで学んだ人たちは、逍遙学派(Perinateci)と呼ば れるようになった。アリストテレースは、後妻ヘルピュリスとの結婚か ら生まれた男子に、自分の父親と同じニコマコス Nikomachos という名 前をつけた。「ニコマコス倫理学」は、この子供の名前に由来するとも いわれている。前323年末にアレクサンドロス大王の死が伝えられると、 アリストテレースは、大王との古くからの縁故の故に、市民の反感と疑 惑の的となった。そこで、「アテナイ人が、すでにソクラテースに対し て行ったのと同じこと、すなわち哲学に対して罪を犯すことのないよう に」と、アテナイから脱出し、その後間もなく、エウボイア島のカルキ スで病死した(62歳)。アリストテレースの学校とその著作および原稿

は、高弟テオフラストス(Theophrastos, c. 278 BC 没)によって継承さ れ、師の著作に関する多くの註釈書が作られた。アリストテレースの著 作の中で、若い頃に著わされた対話篇と研究資料的な記録は早く散逸し た。現存するのは、かれの講義の草稿をもとに、前1世紀半頃、リュケ イオンの第11代学頭アンドロニコスにより編集された形で現在に伝え られている作品である。その主なものは次の通りである。(1)「オルガ ノン」Organon と総称される、「トピカ」Topica、「分析論、前・後編」 Analytica priora et Analytica posteriora を含む六編の論理学関係の著作。 (2) 自然学関係の論考(「自然学 | Physica、「天体論 | De caelo、「気象学 | Meteorologica、「霊魂論」De anima、「動物誌」De historia animalium、 「動物部分論」De partibus animalium、「動物発生論」De generatione animalium)。(3) 第一哲学または神学に関する「形而上学」Metaphysica. (4) 実践哲学に属する論考 (「ニコマコス倫理学 | Ethica Nicomachea、 「政治学 | Politica)。(5) 創作の術に関する「詩学 | De arte poetica。この 他に、19世紀末(1880/1891年)に発見された「アテナイ人の国制」 Athenaion politeia がある。グローティウスは、アリストテレースを最高 の哲学者と評価し、「戦争と平和の法・三巻」の約160箇所で、アリス トテレースの21作品に言及している。そのうち、「ニコマコス倫理学」 と「政治学」を出典とするものが、それぞれ54箇所にのぼっている。

- →「プロレゴーメナ」6 (訳 2)、10 (訳 1、2、3)、11 (訳 3)、12 (訳 2)、14 (原 1、訳 8)、19 (訳 5)、23 (本、訳 1、3)、36 (本、訳 2)、40 (訳 2)、42 (本、訳 1)、43 (本、訳 1、3、5)、44 (本、訳 1、2、3、4、5、6)、45 (本)、57 (訳 2)
- → 「第1巻、第1章」II-3 (訳 2)、III-2 (本、訳 1)、IV (訳 4)、VII (本、訳 1)、VIII-1 (本、訳 1、2、3、4、5)、VIII-2 (本、訳 1、2)、IX-2 (本、訳 1、3)、X-5 (本、訳 4)、XI-2 (訳 4、6)、XII-2 (本、原 1、訳 4、10、12、13、15)、XIV-1 (訳 3)、XVI-6 (訳 1)

アリストーン、キオスの Ariston(生没年不詳)。アリストーンは、前3世紀中葉のギリシアの哲学者。ゼノンの弟子で、ストア哲学創始者の一人。その雄弁の故に「セイレーン」と呼ばれた。かれは、「徳と悪徳との中間にあるものに対しては無関心な態度で生きることが人生の目的である」と説き、自然学や言論に関する論題には関心を示さなかった。その理由を、かれは、「自然はわれわれの理解力を越えたものであり、言論は、倫理学とは関係がないから」と語ったと伝えられている。

→「プロレゴーメナ」42 (訳 2)

アルキアートゥス、アンドレアス Andreas Alciatus = アンドレア・アルチャート Andrea Alciato (1492~1550)。アルキアートゥスは、人文主義法学の祖。コモ湖畔の商人の家に生まれ、ラテン語とギリシャ語を修得した後、パヴィアで法律学を学び、1514年にボローニャで教授資格を取得した。フェラーラ、ミラノで弁護士として活動し、一時アヴィニョンで教えたが、1529年からは、ブールジュの法科大学でローマ法を教えた(1533年まで滞在)。しかし、その後パヴィアに戻り、死去す

るまでパヴィアで教鞭を執った。アルキアートゥスの若い頃の作品 「ユースティニアヌース帝『勅法集の最後の3巻』に対する注釈 | Annotationes in tres posteriores libros Codicis Iustiniani, 1515.は、いわゆる 「勅法集・後篇| すなわち「勅法集 | の最後の3巻中のギリシャ語の法 文に注釈を加えたもので、この作品において、すでに、人文主義の特徴 である古典語および古代文化に対する深い造詣と法律学との結びつきが 現れていると評価されている。また、かれは、ミラノ時代に、古事学的、 言語学的作品を著したほか、アヴィニョンに招聘された後も、小規模な、 言語学的、原典批判的作品を発表し続けた。そして、これらを集めたもの が「ローマ法の諸矛盾 | Paradoxa iuris civilis, 1518.として刊行され、ア ルキアートゥスの名前を一躍全西欧に広めた。このほか、アルキアー トゥスの主著と目される作品に、「用語の意味について | De verborum significatione, 1530、「皇帝の解答に対する註解 | Commentarii ad rescripta principum, 1530.などがある。ちなみに、アルキアートゥスがブールジュ に招聘されたのは、当時、エラスムスやメランヒトンらにより、主とし てプロテスタント系の大学で高度な言語学的研究の必要性が主張されて いたのに呼応して、フランス国王フランソワ1世 François I. (在位 1515 ~ 1547年)が、ブールジュの法科大学をこの主張に沿って改組するこ とを決意し、新しい方法を確立するための法学講座の担当者としてアル キアートゥスを招聘したという経緯に基づいている。アルキアートゥス の開拓した学問とその方法は、ギョーム・ビュデによってフランスに、 ウールリッヒ・ツァジウスによってドイツに導入され、その後設立され た西欧のほとんどすべての法学部で手本とされた。若き日のカルヴァン もアルキアートゥスの講義を聴いている。グローティウスは、「戦争と 平和の法・三巻」第2巻、第23章、第13節で「ローマ法の諸矛盾」を、 第2巻、第26章、第10節ほか3箇所で「助言集」を、第2巻、第10 章、第9節で「推定について」De praesumptionibus を、第2巻、第16 章、第27節で「教皇令集の若干の章に対する註解 | Tituli aliquot Decretalium illustrati を援用している。

### → 「プロレゴーメナ | 53 (訳 3)

アルフォンソ5世 Alfonso V(1396~1458)。アルフォンソ5世はアラゴン国王としての名称。ナポリ王としては、アルフォンソ1世雅量王 Alfonso I el Magnanimo とも、アルフォンソ1世賢王 Alfonso I el Sabio とも呼ばれる。アルフォンソは、アラゴン王フェルナンド1世 Fernando I (在位 1380~1416年)の子としてナポリに生まれ、1416年以降、アラゴン(アルフォンソ5世)、ヴァレンシア(アルフォンソ3世)、シチリア(アルフォンソ4世)、マジョルカ、サルデーニャ、コルシカ(アルフォンソ2世)を国王として統治し、バルセローナを伯(アルフォンソ1世)として統治した。さらに、1442年にはナポリ王(アルフォンソ1世)となった。アルフォンソは、ルネッサンス期の代表的な国王の一人で、学問を尊重し、学問芸術の保護者、学問好きの国王として、また、1453年にコンスタンティノポリスが陥落した後、多数の亡命学者たち

を保護したことでも知られている(ただし、ナポリ市民に人気があったわけではない)。

→ 「プロレゴーメナ」 26 (原 1、訳 10)

アルベリクス・デ・ロサーテ Albericus de Rosate = アルベリクス・デ・ロシアーテ Albericus de Rosciate (1294~1360)。アルベリクスは、ペルガモ近郊のロシアーテに生まれ、パドヴァ大学でローマ法およびカノン法を学んだ。かれは教職には就かず、1300年にペルガモに戻って、法実務家として活動した。ベルガモの都市条例の改定や同市の外交使節をつとめ、同地で没した。アルベリクスは、註釈学派の末期に法律学辞典を著した最初の人物として知られている。かれの主著とされる作品に、「学説集註解」In primam [secundam] Digestorum partem Commentarii、「ローマ法ならびにカノン法辞典」Dictionarium iuris tam civilis quam canonici、「条例に関する質疑註解・4巻」Commentariorum [Quaestiones] de statutis libri IV.などがある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第6章、第10節で「学説集註解」に、第2巻、第16章、第19節で「条例に関する質疑註解」に言及している。

## → 「プロレゴーメナ」53 (訳 2)

[皇帝] アレクサンデル・セウェルス、マルクス・アウレリウス Marcus Aurelius Alexander Severus (208~235;在位222~235年)。アレクサンデル・セヴェルスは、セウェルス朝最後のローマ皇帝で、「カラカッラの道楽息子」とあだ名されたエラガバルス帝 Elagabalus; Marcus Aurelius Antoninus (在位218~222年) が暗殺された後、17歳で即位した。かれは、元老院と協調して文治主義をとった。しかし、対外政治では、ササーン朝ペルシア軍の西進を阻止したものの、ゲルマン人の侵入に対して宥和策をとったために、軍隊の不満を買い、マインツの陣中で暗殺された。アレクサンデル・セヴェルスが、幼い頃から優秀な教師について文法、修辞学、哲学を熱心に学び、皇帝就任後は、法学者ウルピアーヌス、歴史家ディオ・カッシウスらを顧問として公正な統治を目指したことについては、複数の著者による「[ローマ] 皇帝伝」Historia Augusta 中の「アレクサンデル・セヴェルス伝」に記されている。

→ 「プロレゴーメナ」40 (原 1、訳 6)

アレクサンデル・デ・タルターニス → タルターニス、アレクサン デル・デ・

アレクサンドロス [3世] Alexandros III (323~323 BC;在位336~323 BC)。アレクサンドロス大王のこと。アレクサンドロスは、マケドニア王フィリッポス2世の子として生まれ、アリストテレースを家庭教師としてギリシアの文化、文物に関する基礎知識を習得した。前336年に父王フィリッポス2世が暗殺されると、20歳の若さでマケドニア王となり、まず国内の反対勢力を鎮圧してギリシア全土の覇権を掌握した後、さらに父王の遺志を継いで、東方遠征を敢行した。そして、小アジア、エジプト、ペルシアを征服し、ギリシアからインドにまで及ぶ一大

帝国を築いた。しかし、インド遠征を中断してスーサに帰還した直後に、おそらく、マラリアに罹患して急逝した。アレクサンドロスの築いた帝国のその後の運命については、「アンティゴノス」の項を参照されたい。アレクサンドロスにまつわる伝説や逸話は数多く、それらを記した著作も少なくない。グローティウスは、それらに関する知識を、主として、プルータルコスおよびクールティウスの作品から得ている。

- $\rightarrow$  「プロレゴーメナ | 3 (訳 4、8、20)、24 (訳 5)
- →「第1巻、第1章」XV-1 (原1、訳3)

アンゲルス・カルレートゥス Angelus Carletus = アンジェロ・カレッ ティ・ディ・キヴァッソ Angelo Caretti di Chivasso (1411-1496)。アンゲ ルスは、倫理神学者として知られるフランシスコ会士。ピエモントのキ ヴァッソに生まれ、ボローニァ大学で両法博士の学位を取得した後、フ ランシスコ会士となった。アンゲルスは、豊かな学識と清廉な生活態度 によって、たちまち、仲間の修道士の信頼を集め、北イタリア地区のフ ランシスコ会総長代理に選出されたほか、オスマン帝国のメフメット2 世 Mehmed II (スルタン在位 1451 ~ 1481 年) がイタリアに侵入した際 には、教皇シクストゥス 4世 Sixtus IV (在位 1471 ~ 1484 年) によって、 メフメットに対する十字軍を勧説するための教皇特使に任命されてい る。アンゲルスは、「聴罪司祭および賞讃に値する生活を欲する人々の ために |、「良心の事案集 | Summa de Casibus Conscientiae, 1476.を著した。 この作品は、神学者や法学者の作品から引用した多数の事例を項目別に まとめ、アルファベット順に配列したもので、659 の項目からなってい る(一種の倫理神学事典のようなものであるが、作品自体はローマ法お よびカノン法の学識者たちに献げられている)。そして、この作品はた んに「アンゲルスのスンマ | Summa Angelica とも呼ばれ、1520 年まで に32版を重ねた。ルターがこの作品を激しく攻撃したことはよく知ら れている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第2巻、第4 章、第8節、第2巻、第12章、第24節および第2巻、第22章、第17 節で、「遺失物の取得 | inventa、「社会 | societas、「戦争 | bellum の語に 関して、「アンゲルスのスンマ」を援用している。

## → 「プロレゴーメナ」36 (訳 6)

アンティゴノス Antigonos (c. 380 ~ 301 BC)。アンティゴノスはアレクサンドロス大王の将軍で、前 333 年に、遠征軍への補給路を確保するための重要地点フリギアの総督に就任した。そして、前 323 年に大王が死去すると、アンティゴノスは、後継者(ディアドコイ)の地位を巡る有力武将間の抗争において頭角を現し、摂政ベルディッカスが暗殺された後、全アジアの統治権を獲得して、帝国の再統一を目指した。しかし、同じく後継者争いに名乗りを上げたセレウコス、プトレマイオス、カッサンドロス、リュシマコスらとの間で激しい抗争を繰り広げた末、その抗争が最終的に決着する前の前 306 年に、息子デメトリオスと共に[マケドニア]王位を宣言した。これがきっかけとなって、その他の将軍も相次いで王位を宣言し(前 305 年には、プトレマイオスとセレウコスが、

それぞれエジプトとシリアで王位を宣言し、前306年にはリュシマコスがトラキアで王位を宣言した)、これによって、アレクサンドロス帝国の分割が決定的となった。アンティゴノス自身は、前301年に行われたセレウコス・リュシマコス連合軍を相手とするイブソスの戦いで戦死した。

## →「プロレゴーメナ | 3 (本)

アンドロニコス、ロードスの Andronicus Rhodius (生没年不詳)。アン ドロニコスはロードス出身の哲学者。アテナイの「リュケイオン」の第 11 代学頭だったと伝えられている。プルータルコスは、かれがローマ に滞在していたことを示唆している。しかし、それ以外の経歴や活動は 知られていない。プルータルコスの伝えるところによれば、前84年に、 スッラがテオスの人アペリコンの蔵書を手に入れてローマに帰還し、こ れによって、「その頃まだ多くの人に明らかにはされていなかったアリ ストテレスおよびテオフラストスの著書の大多数が「ローマにもたらさ れた。そして、「文法学者のテュランニオンが下ごしらえをした後、ロ ドス人のアンドロニコスが十分な写本を用いてそれを公表し、今行われ ている目録を作成したと伝えられている。|(高橋秀訳「スッラ」、村川 堅太郎編「プルタルコス」世界古典文学全集 23 所収、前掲、339 頁、 ちくま学芸文庫版「プルタルコス·英雄伝 中、1996 年、408 頁)。た だし、アンドロニコスが作成したといわれるアリストテレースの著作目 録は現存せず、文法学者ポルフュリオスが作成した著作目録などを通じ てその内容が知られるのみである。グローティウスが「戦争と平和の 法・三巻」第1巻、第1章、第12節で言及しているのは、「ニコマコス 倫理学註解 | Paraphrasis in Aristotelis Ethicorum Nicomacheorum の一節で あるが、この作品も、現在では、アンドロニコスのものではないことが 判明している。ただし、この作品の真の著者が誰かということはまだ確 定していない。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第1巻、 第1章、第12節以外でも、10箇所あまりで、「ニコマコス倫理学註解」 を引用している。

## → 「第 1 巻、第 1 章」 XII-2 (本、訳 10)

アンモニウス、文法家 Ammonius Grammaticus (生没年不詳)。アンモニウスは、「関連するさまざまな言葉の意味の違いについて」De adfinium vocabulariorum differentia. の著者とされる文法家。それ以外のことは知られていない。また、近年では、この作品の著者は、ビブロスのヘレンニウス・フィローン Herennius Philon ではないかといわれている。ヘレンニウスは、ハドリアーヌス帝 Publius Aelius Hadrianus (在位 117~138年)時代の文法家で、かれが著した作品を、後世の、おそらくアンモニウスという名のビザンティンの文法家が校訂したところから、著者がアンモニウスとされるようになった、と推測されている。グローティウスが「プロレゴーメナ」第36節で示唆しているのは、「船」Νηεςの項の文章である。ここに、アリストテレースの作品として「戦争の法」δικαιωματα πολεμον があげられている。しかし、アリストテレースには

そのような作品はなく、現在では、「国の裁判所の判決」 $\delta$ ικαι $\omega$ ματα  $\pi$ ολε $\omega$ ν をアンモニウスとされる著者が誤記したものであろうと考えられている。

→ 「プロレゴーメナ | 36 (訳 2)

## [1]

[皇帝] イサーゴ・アンゲルス、イサキオス2世アンゲロス Isaac Angelus(1156~1204。在位 1185~1195 年および 1203~1204 年)。イサーゴはコムネノス王朝の末裔として生まれ、1185 年に暗殺されたアンドロニコス 1 世 Andronikos I Komnenos(在位 1183~1185 年)の跡を継いで東ローマ皇帝となった。しかし、弟のアレクシオス 3 世 Alexios III Angelos(在位 1195~1203 年)によって退位に追い込まれた(このとき、弟によって盲目にされたといわれる)。その後、アレクシオス 3 世がイサーゴの息子アレクシオス 4 世 Alexios IV Angelos(在位 1203-1204 年)によって皇帝の座を追われると、アレクシオス 4 世とともに帝位に復帰した。しかし、かれは、しばしば、無能な皇帝の代表として言及されるほど統治能力に欠けた人物で、帝国の直面する困難をなにひとつ解決できないまま、最後は、一族のアレクシオス 5 世 Alexios V Doukas(在位 1204 年)によって、アレクシオス 4 世ともども殺害された。

## → 「プロレゴーメナ | 7 (訳 15)

イザーテス、イザーテス 2世 Izates bar Monobaz (c.  $1 \sim 55$ )。 イザー テスは、パルティアを宗主国とするアディアベネ(アッシリア北部、 ティグリス河左岸にあった国)の国王モノバス一世 Monobaz I (1世紀 20年代から30年代にかけて在位)の息子として生まれた。イザーテス は、まだ若いとき、父親によってカラケーネの首都カラク・スパシヌの 宮廷に送られ、そこで教育を受けた。そして、ユダヤ商人アナニアスと 知り合い、かれを通じてユダヤ教に興味をもつようになった。イザーテ スは、カラケーネ国王アビネルガオス Abinergaos I (在位 11-23 年頃) の娘シンマコと結婚したが、彼女はアナニアスを通じてすでにユダヤ教 徒になっていた。帰国して王位についた後、イザーテスは母親ヘレネも ユダヤ教に改宗したことを知り、自分もユダヤ教に改宗することを望ん だが、母親とアナニアスの双方から、「それは国民の反感を買うことに なるからやめた方がよい」と説得された。しかし、イザーテスは、もう 一人のユダヤ人エレアザルに相談し、エレアザルの意見を容れて、ユダ ヤ教に改宗した。母親の心配したとおり、イザーテスの30年に及ぶ統 治の間に、アディアベネの貴族たちがいく度か反乱を起した。しかし、 イザーテスはそれをすべて平定し、国民から敬愛される君主としてその 生涯を終えた。かれと母親ヘレネの遺体は、イザーテスの後を継いで国 王ととなった弟のモノバス 2 世 Monobaz II(在位期間不詳)によってエ ルサレムに送られ、同地に埋葬されたと伝えられている。

→「第1巻、第1章」XVI-6 (本、訳6)

イシドールス、ヒスパニアの Isidorus Hispalensis  $(c. 560 \sim 636)$ 。 イシ

ドールスは、ギリシア・ローマの古典文化を中世ヨーロッパに伝えた初 期中世最高の学識者、神学者。30年以上にわたってセヴィリア司教の 座にあり、最後のラテン教父といわれる。イシドールスは、カルタヘナ に生まれ、セヴィリアの司教座聖堂付属学校で三学四科の初等教育を受 け、さらに、ギリシア語、ラテン語、ヘブライ語も学んだ。当時のスペ インは西ゴート王国の支配下にあり、兄レアンデルは、セヴィリア司教 としてアリウス派の西ゴート人をカトリックに改宗させるために尽力し ていた。レアンデルは、589年の第三トレド公会議("filioque"を信仰筒 条に加えたことで有名な公会議)で、国王レカレトの改宗を勝ち取り、 西ゴート人のカトリック化を決定づけた。イシドールスは、600年頃、 兄レアンデルの後を継いでセヴィリア司教となった。イシドールスの課 題は、西ゴート人のカトリック化を徹底し、ローマ系住民、西ゴート人、 ユダヤ人を一つの西ゴート国民に統合すること、そして、そのために、 忘れ去られようとしていたギリシア・ローマの古典文化を復興すること であった。かれは、まず618年の第二セヴィリア教会会議で第三トレド 公会議の決議を確認し、キリストが神の子であり、同時に神であること を明確にすることによって、アリウス派の信仰を一掃した。さらに、 633年には、第四トレド公会議を主催して、王国内の教会の典礼を統一 すること、各司教座に付属学校を設置すること、キリスト教に改宗した ユダヤ人に関する規定などを含む、75 箇条の詳細な教会および聖職者 に関する規則を定めた。これらの措置によって、スペインの教会組織お よび西ゴート王国の統治は抜本的に改善された。しかし、イシドールス の名を歴史にとどめることになったのは、かれが、一種の百科事典を編 纂して、古典古代と中世ヨーロッパを結ぶ役割を果たしたことによる。 主著「「語源録または諸事の起源・20巻 | Etymologiae sive originum libri XX. は、キリスト教徒に役立ちそうな古代の知識を、150 人あまりの著 者の作品から抜粋して、20巻、448章にまとめたもので、古代の知識に 関するほとんど唯一の源泉として、中世を通じて広く読み継がれた。 「語源録」第5巻の法に関する記述は、そのほとんどが「西ゴートの ローマ人法典」Lex Romana Visigothorum または当時の通俗的な文献に基 づいている。イシドールスには、このほかに、「ゴート人、ヴァンダル 人およびスェウィー人の王たちの歴史 | Historia de regibus Gothorum. Vandaliorum et Suevorum、「言葉の意味の相違または言葉の本来の意味に ついて」Libri differentiarum sive de proprietate sermonum、「国王シセブト に献げる、事物の本性について」De natura rerum ad Sisebutum regem な どの著書がある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第3巻、 第3章、第5節など4箇所で「語源録」の文章を引用し、第2巻、第 20章、第48節では、「国王シセブトに献げる、事物の本性について」 の一節を、第3巻、第12章、第6節では「ゴート人、ヴァンダル人お よびスェウィー人の王たちの歴史」の一節を援用している。

- → 「プロレゴーメナ」12 (訳 9)
- →「第1巻、第1章」II-2(訳4)

イソクラテース Isocrateus: Isocrates (c. 436 ~ 338 BC)。イソクラテー スは、古代ギリシアの代表的修辞学者、弁論家。アテナイの裕福な市民 の家に生まれ、哲学者のゴルギアス、ソクラテース、修辞学者のティシ アスなどのもとで学んだと伝えられる。とくに、修辞学を法廷弁論の技 術として発展させたティシアスの教えを継承して、前392年頃以降、自 ら開設した修辞学校で教え、アテナイの社会で大きな影響力を発揮した。 イソクラテースの修辞学は、法則や理論よりも実践を重んじ、そのとき どきの状況に応じた弁論の能力を身につけることを強調するものであっ た。イソクラテースには「弁論術 | Ars Rhetorica という作品のあったこ とが知られているが、この作品は現存しない。かれの作品として現在に まで伝えられているのは、24の弁論 Orationes と数通の書簡のみである。 グローティウスが「戦争と平和の法・三巻|第1巻、第1章、第16節 で言及している「アレオパゴスの人々 | Areopagiticus は、アテナイの衰 退を決定づけた同盟市戦争の終結(前355年)を目前にして、イソクラ テースが、アテナイの国家最高評議会にあたるアレオパゴス評議会(た だし、この時代には形骸化していた) に参集した評議員に対して、アテ ナイの国防、安全保障について語り、アテナイの現体制を変革して、穏 健な民主政に戻るべきことを訴えた弁論である。グローティウスは、こ のほかにも、「戦争と平和の法・三巻」の30箇所あまりで、イソクラ テースの弁論および書簡に言及している。

## → 「第1巻、第1章 | XVI-6 (原1、訳16)

イルネリウス Irnerius [Guarnerius; Wernerius] (1125年頃没)。イルネリウスは、ボローニャ法学校の創始者、註釈学派の祖として知られる法学者。修辞学教師から法学教師となり、スコラ学の解釈方法をローマ法大全の法文に適用して、ローマ法大全の全体に及ぶ講義と注釈を行った最初の人とされる。しかし、その生涯や経歴についてはよくわかっていない。また、ユースティニアーヌス帝「学説集」などに対する註釈glossaを著したことは知られているが、イルネリウスのものと特定される独立の作品は不完全な形でしか伝えられていない。したがって、グローティウスも、「戦争と平和の法・三巻」プロレゴーメナでイルネリウスの名前をあげているが、その作品名には言及していない。

## → 「プロレゴーメナ」53 (本、訳 2)

イレーナエウス、リヨンの Irenaeus Lugdunensis (c. 140 ~ c. 202)。イレーナエウスは、キリスト教初期(2世紀)の代表的神学者、教父。かれは、小アジアのスミルナ近郊に生まれ、スミルナ司教ポリュカルポスの下で神学を学んだ後、リヨンに移住し、リヨン司教フォティヌスの勧めで、リヨン教会の司祭に就任した。ところが、イレーナエウスがリヨン教会から派遣されてローマに滞在していたとき、リヨンで、キリスト教徒に対する大規模な迫害事件が発生し(マルクス・アウレリウス帝の迫害、177年)、リヨン司教フォティヌスが殉教した。このために、イレーナエウスは急遽リヨンに呼び戻され、フォティヌスの後継者としてリヨン司教に選出された。その後の経歴は知られていない。トゥールの

グレゴリウスは、「フランク人の歴史」の中(第 1 巻、第 29 章)で、イレーナエウスがリヨンで殉教したと伝えている。そして、そこから、イレーナエウスは殉教者とされるようになった。しかし、かれが本当に殉教したのかという点については確認されていない。主著「異端者駁論」 Adversus Haereses [正式名称「グノーシスと偽称されているものたちの正体を暴露し、かれらに反論する書・5 巻」 Detectionis et eversionis falso cognominatae agnitionis libri quinque] は、2 世紀のグノーシス派、とくにプトレマイオスとウァレンティノスの異端的教説に反論した作品で、正統派教義の確立に貢献した作品として知られている。また、この作品は、グノーシス派に関する知識の源泉として、現在でも、その資料的価値が高く評価されている。原文はギリシア語で書かれているが、ギリシア語原文は断片的にしか伝わらず、2 世紀に成立したラテン語訳によってその全体が伝えられている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の、第 1 巻、第 1 章、第 14 節ほか 7 箇所で、「異端者駁論」に言及している。

→「第 1 巻、第 1 章」XVII-4(原 2、原 3、訳 11、14)

## 【ウ】

ヴァスケス、フェルナンド、デ・メンチャカ Fernando Vasquez de Menchaca  $(1512 \sim 1566)$ 。ヴァスケスはスペインのバリャドリドに生ま れ、同市の財務官を務めた後、サラマンカ大学でローマ法を学び、1551 年にサラマンカ大学「法学提要」担当教授となった。さらに、1552年 にはセヴィリャにあった王国最高裁判所の裁判官となり、1561年には、 スペイン国王フェリペ 2 世 Felippe II (在位 1556 ~ 1598 年) の使節と して、コヴァルビアスと共にトレント公会議に出席した。ヴァスケスは 後期スコラ学の自然法論を代表する学者の一人で、主著と目される作品 に、「相続の発生、その進捗、その効力および解消について」De successionum creatione, progressu, effectusque et resolutione, 1559、「しばし ば行われる論争集・3巻」Controversiarum usu frequentium libri tres, 1563、 「しばしば行われるその他の著名論争集・3巻」Controversiarum Illustrium aliarumque usu frequentium libri tres, 1564、「聖トマス 「『神学大 全』] 第二部の一に対する註解と討論、第1巻」Commentariorum et disputationum in Primam Secundae Sancti Thomae tomus primus, 1621.などが ある。「論争集」と題された二作品では、自然法に関するさまざまな問 題が論じられている。ヴァスケスは、自然法論の基礎をオッカムの唯名 論に求めながら、実際の法律問題の解決に役立つ世俗的自然法の体系を 神学の領域から分離することにより、後代の理性法(自然法)論の発展 に寄与した。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第 2章、第9節ほか20箇所あまりで、「しばしば行われるその他の著名論 争集・3巻 に、第2巻、第14章、第6節ほか2箇所で、「しばしば行 われる [その他の] 論争集・3巻」に、第2巻、第7章、第4節ほか2 箇所で、「相続の発生、その進捗、その効力および解消について」に言 及している。なお、底本復刻版の「文献表」によれば、グローティウス

が Controvers, I.と表記している場合には、「その他の著名論争集・3巻| Illustrium Controversiarum aliarumaue usu freauentium pars prima, tres libros continens, Genevae 1599. を指し、Controvers. II.と表記している場合には、 「しばしば行われる論争集・3巻 | Controversiarum usu frequentium secunda pars, tres libros continens, Genevae 1599. を指す。

- →「プロレゴーメナ | 55 (本、訳 1)
- →「第1巻、第1章」XIV-1 (原1、訳6)

ウァッロー、マルクス・テレンティウス Marcus Terentius Varro (c. 116 ~27 BC)。ウァッローは、共和政末期ローマの最高の学者と讃えられ た詩人、考古学者、地理学者、風刺家、文法学者。かれは、レアーティ の富裕な家に生まれ、ローマで言語学を学んだ後、アテナイのアカデメ イアで哲学を学んだ。また、ポムペイウス派の政治家として、財務官、 按察官、護民官、法務官を歴任している。かれの学識を惜しんだユリウ ス・カエサルは、内乱終結後、ウァッローを許したばかりでなく、ロー マ公共図書館の館長に任命した(前47年)。アウグストゥスが権力を握 るとウァッローは追放されたが、その後両者の関係は修復され、ウァッ ローは著作に専念しながらその生涯を閉じた。ウァッローには多数の著 作のあったことが知られている。しかし、その大半は散佚して、現在に は伝わらない。比較的にまとまった断片が残されているものに、「ラテ ン語論・25巻」Lingua Latina libri XXV、「田園の諸事・3巻」Rerum rusticarum libri III(この作品は、一般に「農業論」De agri cultura として 知られている)などがある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三 巻」第2巻、第2章、第2節ほか6箇所で「農業論」に、第2巻、第5 章、第27節ほか5箇所で「ラテン語論」に言及している。

→ 「プロレゴーメナ | 7 (訳 6)、26 (本、訳 4)

[皇帝] ウァレンス、フラーウィウス・ユーリウス Flavius Iulius Valens  $(328 \sim 378$  ; 在位  $364 \sim 378$  年)。 ウァレンスは、兄ウァレンティニ アーヌス 1 世 Flavius Valentinianus (在位 364 ~ 375 年) と共に、父親が 所有していたアフリカおよびブリタニアの所領で育てられた。兄は軍隊 で頭角を現し皇帝となったが、ウァレンスはほとんど軍隊経験のないま ま、兄によって東方統治のための共同皇帝に指名された。当時のローマ 帝国は、ササーン朝ペルシャの台頭や、ゴート人を主体とする蛮族の侵 入など、東部に深刻な問題を抱えていた。ウァレンスは、即位直後に、 先々帝ユリアーヌスの甥プロコピウスが帝位を僭称して起こした叛乱を 鎮圧し(365年)、ペルシャと和平条約を締結したほか、ゴート人の一 部が帝国内に居住することを認めた。しかし、ペルシャ人の進出はやま ず、フン族に追われて行き場のなくなった多数のゴート人もローマ帝国 領内に大挙して侵入した。ウァレンスは、これに対応するために、まず ペルシャ攻撃のための軍隊を編成しようとしたが、それが完成する前に ゴート人が叛乱を起こした。その結果、ウァレンスは、ゴート人との戦 いを余儀なくされ、ローマ軍が壊滅的な敗北を喫したアドリアノープル の戦いで戦死した。

## → 「プロレゴーメナ」24 (本、訳 5)

ヴィトーリア、フランチスコ・デ・ Francisco de Vitoria (c. 1482 ~ 1546)。ヴィトーリアは、サラマンカ学派の創始者で後期スコラ学を代 表する神学者の一人。バスク地方のヴィトーリアに生まれ(?)、ドミ ニコ会士となった後パリで神学を学び、1526年から死去するまで、サ ラマンカ大学で教えた。ヴィトーリアはスペインにおける神学の再興者 と呼ばれ、その神学はトレント公会議に強い影響力を及ぼした。かれの 死後、サラマンカでのかれの講義を収めた「倫理神学再考 | Relectiones Theologicas 全 13 巻(1557 年)が刊行された。その中に、「最近発見さ れたインディオについて | (再考前編) Relectio prior de Indis recenter inventis (1539年)、「インディオについて、または野蛮人に対するスペ イン人の戦争の法について」(再考後編) Relectio posterior de Indis, sive de jure belli Hispanorum in barbaros (1539年) と題する相互に関連し 合った二作品がある。後者の作品では、戦争の法が論述されている。20 世紀初頭以来、国際法の分野でかれの業績が見直されるようになると、 グローティウスよりも、むしろヴィトーリアの方が「国際法の父 | と呼 ばれるべきだという主張が強まった。しかし、最近はこれに対する反論 も多く、現在、その評価は分かれている。グローティウスは、「プロレ ゴーメナ」第36節以外にも、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第3章、 第4節ほか40箇所あまりで、「戦争の法について」に、第2巻、第2章、 第15節ほか13箇所で、「インディオについて」、第1巻、第4章、第 15 節および第2巻、第5章、第17節で、「国家権力について」Relectio de potestate civili, 1528.に、第2巻、第14章、第12節で、「教皇ならび に公会議の権力について | De potestate papae et concilii relectio. 1532 et 1533. に言及している。

→ 「プロレゴーメナ」36 (訳 6)、37 (本)

#### **ヴィルト、ヨーハン** → ヨハンネス・フェルス

ヴィルヘルムス・マテイ Wilhelmus Matthaei = ヴィレルムス・マティエ Wilhelmus Mathie (生没年不詳)。ヴィルヘルムス・マテイについては、「グローティウスが、戦争の法について神学の立場から書物を著した人物として、名前をあげていること以外にはなにも知られていない」(カルターボルン)とされていたが、E. ニュスは、かれがジーランドのボルセレン島(1532 年水没)出身のヴィレルム・マティエであろうと推定し、近年、この説が受け入れられている。マティエは「正当かつ適法な戦争について」 Libellus de bello iusto et licito, 1514. を著した。この書物がアントウェルペンで出版された当時、かれは、ボワ・ル・デュクの聖ヨハネ教会の主任司祭であったという。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第1章、第2節および第3巻、第15章、第2節で、この作品に言及している。

#### **→**「プロレゴーメナ | 37 (本)

ウェルギリウス Publius Vergilius Maro  $(70 \sim 19 \text{ BC})$ 。ウェルギリウスは、古代ローマのラテン文学を代表する詩人。伝承によれば、北イタ

リアのアンデスに生まれ、ローマで修辞学、医学、天文学を学び、さら にエピクロス派の哲学も学んだ。最初の作品「牧歌・10巻」Bucolica (または Ecloga) lib. X. がオクタヴィアヌスの寵臣で数多くの文人たち の保護者として知られるマエケナスに認められ、その後かれの庇護を受 けながら、詩作に専念した。代表作品に、ホメーロスの「イーリアス」、 「オデュッセイア」に範をとった「アエネーイス・12巻 | Aeneidos lib. XII、マエケナスの勧めによって著され、かれに献げられた「農耕詩・4 巻」Georgicon lib. IV.などがある。グローティウスは、「戦争と平和の 法・三巻 | の第1巻、第1章、第2節など40箇所で「アエネーイス | を引用し、さらに8箇所で「農耕詩」や「牧歌」を引用している。

→ 「第 1 巻、第 1 章 | II (原 1、訳 4、5)

ウルピアーヌス、ドミティウス Domitius Ulpianus (c.170 ~ 223)。後 期古典時代を代表する古代ローマの法学者。いわゆる「引用法」の五法 学者の一人。ウルピアーヌスは、フェニキアのテュロスに生まれ、203 年ないし205年から、法学者パウルスとともに、近衛都督パピニアーヌ スの副官となった。その後の経歴は定かでないが、アレクサンデル・セ ウェルス帝の統治下で、222年に近衛都督となり、同時に皇帝顧問会の 長として活躍したことが知られている。しかし、その後まもなく近衛兵 の造反が起こり、部下の兵士によって殺害された。ウルピアーヌスは大 量の著作を残し、ユースティニアーヌス帝「学説集」にも、かれの著作 から採用された法文が多数収録されている(「学説集」の法文の約3分 の1に相当する2464法文がかれの著作に由来する)。かれの作品の多く は、カラカッラ帝 Marcus Aurelius Severus Antoninus(在位 198 ~ 217 年) の時代に著わされたと考えられている。代表的作品に、「告示註解・85 巻 | ad edictum、「サビヌス註解・51 巻 | ad Sabinum、「解答録・22 巻 | Responsa libri XXII、「アウグストゥスの婚姻法その他に対する註解・ 29 巻」ad legem Iuliam de adulteriis; ad legem Iuliam et Papiam、「法学提要・ 2巻」Institutiones、「法範・7巻」Regulae libri VII、「執政官相当官の義 務について・10巻」de officiis proconsulis などがある。グローティウス は、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第1章、第10節ほか50箇所あ まりで、「告示註解」、「サビヌス註解」、「法学提要」、「法範」などに由 来する法文に言及している。

- $\rightarrow$  「プロレゴーメナ | 12 (訳 9)、31 (訳 1)、53 (訳 1)
- → 「第1巻、第1章」 V (訳2)、X-4 (本、訳2)、XI-1 (訳1)

#### 【エ】

エウフェムス Euphemus (生没年不詳)。ペロポネソス戦争末期のシュ ラクサイを巡る攻防(415~413 BC)に際して、シュラクサイとアテナ イは、ともに、カマリナ人を味方につけようとして、カマリナ人の集会 に使節を送った。シュラクサイの使節はヘルモクラテース、アテナイ側 の使節がエウフェムス(エウフェモス)である。しかし、エウフェムス の経歴や事績については、トゥキュディデース「戦史」第6巻(82~ 88) に記されている演説以外のことは、何も知られていない。

## → 「プロレゴーメナ」3 (本、訳 12)

エウリピデース Euripides (c.  $480 \sim 406$  BC)。エウリピデースは、ア イスキュロース、ソフォクレースとならぶ、古典期アテナイの三大悲劇 作者の一人。アッティカに生まれ、アナクサゴラスの哲学を学んだ後、 劇作の道に進み、伝統的な叙事詩の世界を批判的に継承して、神話時代 の英雄や美女の心を、その立場に立つ人間の心理として掘り下げた、新 しい戯曲の世界を生み出した。かれは90余編の作品を残したと伝えら れるが、完全な形で現存するのは18ないし19編である。代表的作品に、 「ヒッポリュトス | Hippolytus、「アンドロマケ | Andromache、「トロイの 女 | Troades、「タウリケのイピゲネイア | Iphigeneia in Tauris、「ヘレ ネー」Helena、「フェニキアの女たち」Phoenissae などがある。また、 断片のみが伝えられている作品として、「エレクテウス | Erechtheus な どがある。グローティウスは、三大悲劇作者の中では、エウリピデース をもっとも愛読していたらしく、「戦争と平和の法・三巻」の80箇所あ まりで、エウリピデースの断片を含む20以上の作品を引用している。 ちなみに、キルジー訳の「索引」によれば、アイスキュロースとソフォ クレースの被引用回数は、それぞれ、14、24である。

- → 「プロレゴーメナ」2 (本、訳 2)、23 (原 1、訳 6)、27 (訳 2)、39 (本、原 1、訳 3、5)
  - → 「第1巻、第1章」 X-4 (本、訳3)

エピクテートス Epictetus  $(c.55 \sim c.135)$ 。エピクテートスは、帝政 期ローマのギリシア人ストア哲学者。かれは、フリギアのヒエラポリス に、おそらく奴隷の子として生まれた。幼少時に皇帝ネロ Nero Claudius Germanicus (在位  $54 \sim 68$  年) の解放奴隷エパフロディトスの奴隷とし てローマに連れて行かれ、少年期に、ストア哲学者ムソニウス・ルーフ ス Musonius Rufus のもとで哲学を学んだ。そして、解放自由人となった 後、ローマで哲学を教えた。しかし、94年頃に公布されたドミティ アーヌス帝 Titus Flavius Domitianus (在位 81 ~ 96 年) の哲学者追放令 によってローマから追放されたため、ギリシアのニコポリスに学校を開 き、終生そこで哲学を教えた。この学校には、後の皇帝ハドリアーヌス Publius Aelius Hadrianus (在位 117 ~ 138 年) も訪れたと伝えられてい る。エピクテートスは著作をまったく残さなかった。かれの教えの内容 は、108年頃エピクテートスの講義を聴いたアッリアーヌスによってま とめられた「語録・8巻 | Diatribai libri VIII. (そのうちの4巻のみが現 存している)と、この語録をアッリアーヌスが要約した「エピクテート ス綱要・2巻 | Epictetou Enchitidion, lib. II. によって伝えられるのみであ る。なお、岩崎允胤「ヘレニズムの思想家」(講談社学芸文庫、2007年) には、アウルス・ゲッリウスの次のような文章が紹介されている(同書、 135 頁)。「エピクテトスは、このように言うのがつねであった。すべて の過ちのうちでとくに最も重く最も憎むべき二つの過ちがある。それは 忍耐しないのと節制である。つまり堪えられる不正を忍耐しなかったり、 辛抱しない場合、もしくは、われわれが抑制すべき事物や情欲を抑制し

ない場合である。彼は言う。『もし次の二つの言葉を心にとどめ、それ を統御したり監視したりして気遣ってゆくならば、その人はほとんど罪 を犯すことなく静かな生活を送れるだろう』と。彼の言った二つの言葉 とは『耐えよ』anechouと『控えよ』anechouとである。」グローティウ スは、「戦争と平和の法・三巻 | 第1巻、第1章、第10節、第3巻、第 18章、第10節で「語録」の文章に言及し、第1巻、第4章、第4節お よび第2巻、第20章、第46節では、「エピクテートス綱要」の一節を 引用している。

### → 「第1巻、第1章 | X-6 (本、訳3)

エピクロス Epicurus  $(341 \sim 270 \text{ BC})$ 。エピクロスは、エピクロス派 として知られる学派の祖。サモスに生まれ、青年期をアテナイで過ごし た後、前310年にミュティレーネに学校を開いたが、前306年にアテナ イに移り、友人の遺産として受け取った邸宅を学園として、さらに教育 活動を続けた。かれは多数の作品(300巻)を著したと伝えられる。し かし、現存しているのは、数編の断篇および書簡のみである。エピクロ スによれば、魂は原子によって形成されている精妙な物体であり、身体 の全部に散在している。そして、身体により保持されている間だけ存続 するのであって、身体が滅びると同時に魂もまた滅びる。霊魂不滅の信 仰などは飽くことのない欲求から生ずるのであって、賢者はこの地上の 生存をもって足れりとする。エピクロスは、「幸福は快楽にある」と考 えた。そして、次のように説いている。「しかし、その幸福は、肉体的 な快楽ではない。なぜならば、真の快楽の生活は、つづけさまの飲酒や 宴会騒ぎによってでもなければ、美少年や婦女子と遊び戯れたり、魚や 肉やその他の贅沢な食事が差し出すかぎりの美味美食を楽しむといった 類いの享楽によって得られるのでもなく、かえって、いっさいの選択と 忌避の原因を探し出し、魂を捉える極度の動揺の元となるさまざまな臆 見を追い払う思考によってこそ生み出されるからである。すべてのもの の始原であり、最大の徳であるのは、思慮プロネシスである。そして、 最大の快楽である内的平静さ、すなわちアタラクシア αταραξια (動揺せ ず、混乱に陥らない状態)を得るためには、自分一人で、または同好の 友と一緒に、夜も昼も、思いをいたすべきである。そうすれば、目覚め ているときも眠っているときも、決して魂が動揺することなく、人間の 間で神のごとくに生きることとなろう(→「隠れて生きよ」)。ちなみに、 エピクロスの「庭園学園」は閉鎖的であり、まさに「隠れて生きる」生 活が実践された。また、この学園には、奴隷や女子も入園を許され、か れらは学園において対等の人間として処遇された。なお、エピクロスは、 法および正義について、次のように述べている。「自然の正は、互いに 加害したり加害されたりしないようにとの相互利益のための約定であ る。正義は、それ自体で存在するものではない。一般的にいえば、正は すべての人にとって同一である。なぜなら、それは、人間の相互的な交 渉に際しての一種の相互利益だからである。しかし、地域的な特殊性、 その他さまざまな原因によって、同一のことがらがすべての人にとって

正であるとは限らない場合がある。法的に正しいと認められている行為のうち、人間の相互的な交渉の必要のうえから利益になるということが確証されるものは、正の保証をもっている。だが、法を制定しても、相互的な交渉のうえから利益にならないならば、このような法は、もはや、正の本性を持たないのである。」つまり、エピクロスは人間の意思に根拠をもたない自然法を否定し、法は社会秩序の維持にとって有益か否かによって変化すべきものだ、と考えたのである。神に関するエピクロスの言葉については、「プロレゴーメナ」第11節、訳注1に紹介した、キケローの文章を参照されたい。「戦争と平和の法・三巻」には、直接エピクロスに言及した簡処は存在しない。

### → 「プロレゴーメナ」11 (訳 1)

エピファニウス、サラミスの Epiphanius Salaminis (c, 315 ~ 403)。エ ピファニウスは、ニカエア信経に忠実な初期の正統派(カトリック)を 代表する神学者。かれは、ユダヤのエレウテポリスにキリスト教徒の子 として生まれ、同地で基礎的な教育を受けた後、本格的に神学を学ぶた めにエジプトで修道士となった。その後333年頃故郷に戻り、修道院を 建設してさらに勉学を続けた。この修道院生活は30年に及んだが、こ の間に、かれは、ヘブライ語、シリア語、エジプト語、ギリシア語、ラ テン語に精通する神学者として知られるようになり、司祭にも叙階され た。そして、その学識の故に、367年にキプロスの首都サラミスの司教 に任じられ、司教としての務めの傍ら、各地を旅行して、非正統派の神 学者と論争を繰り広げた。382年にはヒエロニュモスと知り合い、共に オリゲネスの神学を攻撃したことはよく知られている。また、晩年には、 ヨハンネス・クリュソストモスと対立していたテオフィルスを支援する ために、コンスタンティノポリスに旅行している。そして、コンスタン ティノポリスからの帰途、老齢のため死去した。エピファニウスの主著 は、「薬箱「パラリオン] | (誤った教えという野獣にかまれた人々のた めの薬箱の意) Pararion. c. 377 と名づけられた作品である。この作品は、 当時の(エピファニウスから見た)異端的見解を80個取り上げ、これ らを逐一批判し反論したもので、「異端者駁論 | Adversus Haereses とい うラテン語名で、西方でも広く読まれた。また、この作品には、現在で は失われてしまったキリスト教初期のグノーシス派の主張や文献が多く 含まれているところから、現在でも、その資料的な価値が高く評価され ている。エピファニウスには、この他に、同じように異端的教説を批判 した「アンコラートゥス」(正統派の信仰をしっかり碇で係留するとい う意味) Ancoratus、c. 374、ユダヤの大祭司アーロンの胸当て(エフォ ド) につけられた 12 の宝石について解説した「12 の宝石について」De Duodecim Gemmis, c. 394. などがある。ただし、「12 の宝石について」は、 ギリシア語原本が失われ、それを抜粋したギリシア語本やいくつかの言 語による翻訳・要約本が残されているのみである。したがって、「戦争 と平和の法・三巻」第1巻、第1章、第16節で、底本の編集者が注記 している「エメラルド」(第3番目の石)の項にどのようなことが書か れていたのかは、正確にはわからない。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第15章、第5節で、「異端者駁論」の一節を引用している。

→ 「第 1 巻、第 1 章 | XVI-5 (本、原 2、訳 9、11、16)

エムピリクス、セクストゥス Sextus Empiricus (c. 160 ~ c. 210)。エム ピリクスは、2世紀ないし3世紀の哲学者、医者。しかし、その経歴は よくわかっていない。懐疑派の哲学者として知られ、ギリシア語で書か れた「ピュロン主義哲学の概要・6巻」Pyrrhoniarum Hypotyposeon, lib. VI、「数学者駁論・16 巻 | Adversus Mathematicos, lib, XVI, などの著書が ある (ただし、現存するのは 11 巻のみ)。この二作品は、ギリシア・ ローマの懐疑派の作品中最も完全な形で後世に伝えられた作品で、後の ヨーロッパの哲学者たちにとって、ギリシア哲学に関する情報の主要な 源泉となった。「数学者駁論」が対象としているのは数学者だけではな い。その対象は、文法学者(第1巻)、修辞学者(第2巻)、幾何学者 (第3巻)、算術家(第4巻)、天文学者(第5巻)、音楽学者(第6巻)、 論理学者(第7、8巻)、医学者(第9、10巻)、倫理学者(第11巻)な ど、広く学問全体に及んでいる。そして、最初の6巻は、通常、「教師駁 論」Contra Professores と総称され、第7巻ないし第11巻は「学説提唱者 駁論」Contra Dogmaticosと総称されている。グローティウスが「戦争と 平和の法・三巻」第1巻、第1章、第12節で援用しているのは、後者 「学説提唱者駁論」の最初の2巻、「論理学者駁論 | Contra Logicos の前 編である。グローティウスは、このほかに、第2巻、第5章、第7節お よび第28節でも、セクストゥス・エムピリクスの「ピュロン主義哲学 の概要 | の文章を (ラテン語のみで) 引用している。なお、「数学者駁 論 | には邦訳がある。金山弥平・金山万里子訳、セクストゥス・エムペ イリコス「学者たちへの論駁 I」、「学者たちへの論駁 II」(西洋古典叢書 第 II 期、第 III 期)、京都大学学術出版会、2004 年、200 年。金山訳で は、「論理学者駁論」が「論理学者たちへの駁論」と翻訳され、「学者た ちへの論駁 II | に収録されている。

#### → 「第1巻、第1章 | 12-2 (訳3)

エラスムス、ロッテルダムの [デシデリウス・エラスムス] Desiderius Erasmus Roterodamus (1466/69~1536)。エラスムスは、宗教改革期の代表的人文主義者、古典学者。ロッテルダムに生まれ、ペストにより両親を失ったため (1483年)、共同生活兄弟団の経営する学校の寄宿舎に入り、さらにアウグスティノ修道会に入会した。1492年には司祭に叙階され、ローマ教皇庁から修道院外で生活するための特別許可を得て、カンブレーの司教秘書となった。エラスムスは、このころからローマの古典に親しむようになり、人文主義者としての道を歩み始めた。その後、神学を学ぶためにパリ大学に入学したが(1495年)、1499年にイギリスを訪問して、ジョン・コトレットやトマス・モア、ヘンリー王子(後のヘンリー8世)らと知り合い、このイギリス訪問をきっかけとして、その研究対象を、聖書や教父文献から、ギリシア・ローマの古典へと広げ

ていった。その最初の成果が「格言集」Adagia、1500(この作品の初版 には818のギリシア語およびラテン語の格言が収められていたが、その 後大幅に増補され、著者の手になる最後の増補版 1536 年版には、4658 の格言が収められている) および「キリスト教兵士綱要 | Enchiridion militis Christiani、1504.である。この二著によって学者としての評価を高 めたエラスムスは、さらに 1506 年にトリノに行き、トリノ大学で神学 博士の学位を取得した。エラスムスは、一時、ケムブリッジ大学で教鞭 を執った以外は、終生、自由な知識人として活動した。エラスムスには 大量の著作があるが、主著と目されているのは、前記二作品と、「痴愚 神礼讃 | Moriae encomium, 1515、「アルキビアーデスの酒神たち | Sileni Alchibiadis, 1515、「キリスト教君主提要」Institutio principis Christiani, 1516、「ギリシア語原文付き・新約聖書」Novum Testamentum omne, 1516、 「平和の訴え」 Quaerela pacis, 1517、「対話集」 Familiarium Colloquiorum Formulae, 1518 (この作品は 1522 年版で約 2 倍に増補され、その後も新 たな対話・論文が追加された)、「自由意思論 | De libero arbiturio diatribe sive collatio, 1524. などである。戦争について論じた作品として、「痴愚 神礼讃|の中の戦争に関する文章の他に、「格言集」に収められ、単独 の作品としても刊行された「戦争を経験したことのない者にとって、戦 争は甘美である」Dulce bellum inexperitis. (「格言集」4.1.1.この小論が 「格言集」に登載されたのは1515年版からである)や「平和の訴え」 Ouaerela pacis, 1517. などがある。とくに「戦争を経験したことのない 者にとって、戦争は甘美である」は、人文主義および福音に忠実なキリ スト教徒の立場から戦争について論じ、徹底的な非戦論を説いた作品と して知られている。なお、聖書解釈に基づくエラスムスの非戦論とそれ に対する批判については、【補遺】を参照されたい。グローティウスは、 「プロレゴーメナ」第29節でエラスムスの名をあげているほか、「戦争 と平和の法・三巻 | 第3巻、第1章、第16節では、「痴愚神礼讃 | に言 及している。

- →「プロレゴーメナ」28 (訳1)、29 (本、訳2)、42 (訳1)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 XVII-4 (訳 12)

エンニウス、クィントゥス Quintus Ennius (239~169 BC)。エンニウスは共和政期ローマの詩人。文学史上、古代ローマの詩とくに風刺詩の形式を確立した詩人として知られる。かれの作品は、完全な形で伝えられるものはなく、すべて断片が残されているだけである。代表作「年代記」 Annales のほかに、「エピカルムス」 Epicharmus、「エウエメルス」 Euhemerus、「風刺詩」 Saturae などの小品が知られている。グローティウスが「プロレゴーメナ」第3節で引用しているのは、「年代記」 第8巻「ハンニバル戦争について」 De bello Hannibalico の一節である。グローティウスは、このほかに、「戦争と平和の法・三巻」第3巻、第3章、第5節および第3巻、第20章、第45節でも、キケローの作品などに引用された「年代記」の文章に言及している。

→ 「プロレゴーメナ」3 (本、訳 5)、28 (訳 1)、40 (訳 1)

## 【オ】

オウィーディウス「プーブリウス・オウィーディウス・ナソ] Publius Ovidius Naso (c. 43 BC  $\sim 17/18$  AD)。 オウィーディウスは、ウェルギリ ウス、ホラーティウスと並び称される黄金期ローマの詩人。アペニン渓 谷のスルモナで騎士階層の家に生まれ、ローマで教育を受けた。最初、 父の希望に従って法律家を目指し修辞学を学んだが、父親の死後詩作の 道に進み、アテナイ、小アジア、シチリアを訪れて見聞を広めた。そして、 ローマに戻ったオウィーディウスは、コルウィヌスをパトロンとする文 学者集団に所属し、恋愛詩の作者として知られるようになった。かれの 作品として、「恋の歌」Amores、「恋愛技法」Ars amatoria、「祭暦」Fasti、 「変身物語 | Metamorphoses、「悲しみの歌 | Tristia などが知られている。 なお、オウィーディウスは、前16年に発表された「恋の歌」が、前18 年に制定された「婚姻に関するユリウス法 | Lex Julia de maritandis ordinibus の禁止規定に抵触する姦通をテーマとした詩を含んでいること や、アウグストゥスに対する叛逆事件に関与したという嫌疑を受けたこ となどから、紀元後8年に黒海沿岸のトミスに追放された。その前後に 執筆されたのが「変身物語」であり、黒海のほとりで詠まれたのが「悲 しみの歌 | である。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | の27 箇所で、「変身物語」、「恋の歌」、「恋愛技法」、「祭暦」、「悲しみの歌」、 「書簡集」などの一節を引用している。

## → 「プロレゴーメナ」19 (原 1、訳 7)

オトマン、フランソワ François Hotman (1524-1590)。オトマンは、貴 族で法律家としても有名であったピェールを父としてパリに生まれ、オ ルレアン大学で法律を学んだ後、パリのデュムーランの下で弁護士と なった。しかし、カトリック教会の婚姻法を批判したためにパリを追わ れ、リヨンを経由してジュネーブに亡命した。1548年には、同地でカ ルヴァン派に改宗している。オトマンは、カルヴァンの斡旋により、 1553 年からジュネーヴでラテン語とギリシャ語を教え、さらに 1556 年 には、シュトラスブール大学「法学提要」担当教授となった。1565年 にはいったんフランスに戻り、翌年ヴァランスの法律学教授、1566年 にブールジュの法律学教授に招聘された。しかし、1572年のサン・バ ルテルミーの事件をきっかけとして、最終的にフランスを離れ、ジュ ネーヴ、バーゼルを転々としながら、貧困と孤独のうちにバーゼルで死 亡した。オトマンには、正確な言語知識と厳密な解釈技術を活かしたい くつかの作品のほかに、政治的な論文が多数残されている。主著と目さ れる作品に、「血族および姻族の親等について」 De gradibus cognationis et affinitatis, 1547、「法律用語註解 | Commentarius verborum iuris, 1558、 宗教的な観点からフランス国王に対して異議を申し立てた「フランコ・ ガリア」Francogallia, 1573 や、口を極めてトリボニアーヌスとローマ法 を非難し、フランスおよびプロテスタントのドイツ領邦国家では、ロー マ法を排して国家的法典編纂を行うべきであると主張した「反トリボニ アーヌス」Antitribonianus, 1603. などがある。グローティウスは、「戦争 と平和の法・三巻」プロレゴーメナ、第55節でオトマンの名をあげているほかに、第1巻、第3章、第12節、第2巻、第7章、第28節および第2巻、第7章、第30節で、ローマ法に関するオトマンの37の講義・討論を集めた「著名設問集・単巻」Quaestionum illustrium liber, 1573. を援用している。ちなみに、キルジー訳に付された「著者別引用索引」には、「プロレゴーメナ」第55節の文献として「反トリボニアーヌス」があげられている。しかし、グローティウスは、ここではオトマンの名前しかあげておらず、しかも、文脈からして、グローティウスの念頭にある作品は「著名設問集」であろうと推測される。したがって、キルジー訳「著者別引用文献索引」の記載は、おそらく誤りであろう。

→ 「プロレゴーメナ | 55 (本、訳 2)

オリゲネス Origenes Adamantius (c.185 ~ 253)。オリゲネスは、初期 のギリシア教父の一人で、いわゆるアレクサンドリア学派の代表的神学 者。アレクサンドリアの裕福な家庭に生まれたが、セプティミウス・セ ウェルス帝 Lucius Septimius Severus (在位 193~211年) のとき、父レ オニデースが殉教して一家の財産も没収されたため、篤志家の援助を受 けながら勉学を継続し、ギリシア哲学およびキリスト教神学を学んだ。 その後、オリゲネスは、かつてクレメンスが教えていたアレクサンドリ アのディダスカレイオンという司教座聖堂付属学校を再興して、そこで 教えたと伝えられる。しかし、オリゲネスはアレクサンドリア大司教デ メトリオスによって追放され(231年)、カエサリアで同じような学校 を開いて教えていたが、デキウス帝 Caius Messius Quintus Decius Valerianus Traianus (在位 249 ~ 251) によるキリスト教徒迫害の際に逮 捕、投獄された(249年)。そして、その後解放されたが、体調を回復 しないまま、まもなく死去した。オリゲネスは、新プラトン主義哲学を 聖書解釈に応用し、聖書の比喩的解釈の方法を確立したことで知られて いる。代表的作品に、「諸原理について」De principiis、旧約聖書の6つ のテクストを比較対照した「ヘクサプラ」Hexapla、「ケルソス駁論」 Contra Celsum などがある。オリゲネスには、このほかに、膨大な量の 説教集や聖書註解などの作品のあったことが知られているが、545年お よび553年のコンスタンティノポリス公会議でかれの教説が異端とされ たために、その大部分は失われてしまった。グローティウスは、「戦争 と平和の法・三巻」の8箇所で「ケルソス駁論」を援用しているほか、 ヒエロニュモスの作品に引用されたオリゲネスの「レビ記註解」および 「マタイによる福音書註解」、そして「フィロカリア | Philocalia 「と呼ば れる作品]にも言及している(各1箇所)。

- → 「プロレゴーメナ | 29 (訳 1)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 XI-2 (原 2、訳 5)、XVI-5 (本、訳 7、11)

## 【カ】

**ガイウス** Gaius (生没年不詳)。ガイウスは、古典期ローマの法学者。 「法学提要・4巻」 *Institutiones, libri quattuor.* の著者(この作品は、おそらく、130 年から 180 年の間に著され、古典ローマ法時代に属する多数 の作品のうち、ほぼ完全な形で、直接、現代に伝えられている唯一の作 品である)。しかし、ガイウス個人の正式な名前やその生涯については なにも知られていない。テオドール・モムゼンは、ガイウスは、おそら く東部属州の出身で、終生属州で法律を教えた、と推測している。ガイ ウスの著作とされる作品には、「法学提要」のほかに、「十二表法註解」 ad Legem Duodecim Tabularum, や「属州告示註解」ad edictum provinciale、 「パピウス・ポッパエウス法註解」 ad legem Papiam Poppaeam, があるが、 古典期の法学者は、「法学提要」を含むこれらの作品をまったく引用し ていない。しかし、かれの「法学提要」は、3世紀末までには、ローマ 法の最良の入門書としての地位を確立し、ローマ帝国各地の法学校で教 科書として採用されたと推測されている。テオドシウス2世の引用法 (426年)で、パピニアーヌス、パウルス、ウルピアーヌス、モデス ティーヌスと並んで、ガイウスの名があげられているのは、そのような 事情に基づくものであろう。さらに、ガイウスの「法学提要」は、ユー スティニアーヌス帝の法典編纂に際しても、重要な役割を果たした。 ユースティニアーヌス帝 「法学提要」は、その全体の構成がガイウス 「法学提要」に依拠しているばかりでなく、そこに記されている多数の 法文もまた、ガイウス「法学提要」の文章を引き写しにして作られてい る。つまり、ユースティニアーヌス帝「法学提要」は、いわば、ガイウ ス「法学提要」の改訂版なのである。なお、ガイウス「法学提要」のほ ぼ完全な写本が発見されたのは19世紀のことであるが、その一部は、 それ以前にも知られており、印刷本も出版されていた。グローティウス は、そのような印刷本の一つに基づいて(復刻版底本の編者は、Gaii Institutionum fragmentum et Epitome cum Hieronymi Aleandri commentatio. Venetiis 1600. をあげている)、「戦争と平和の法・三巻 | 第2巻、第11 章、第4節で、ガイウス「法学提要」に言及している。

## → 「プロレゴーメナ」 40 (訳 4)

カエサル [ガイウス・ユーリウス・カエサル] Caius Iulius Caesar (c. 100~44 BC)。カエサルは、ローマの古い貴族の家に生まれ、20歳以前に神官となり、その後コルネリウス家のキンナの娘コルネリアと結婚した。そのために、また、カエサルの叔父がマリウスであったために、終身独裁官となったスッラの処刑者名簿にカエサルの名前も登載された。しかし、まだ18歳の若者であるという理由で、一命を取りとめた。その後、カエサルは、小アジア、ギリシアに亡命し、属州で軍隊に勤務している。そして、前78年にスッラが死去すると、カエサルはローマに戻り、軍団長、財務官(前69年)、高等按察官(前65年)、最高神官(前63年)、法務官(前62年)、執政官(前60年)に就任するなど、順調にローマの官職階梯を昇っていった。カエサルは、これに先立って、前75年にロードス島に渡り、キケローの師でもあったアポロニオス・モロンの下で修辞学を学んでいる。そして、おそらく、このような努力が実を結び、かれは、弁舌に優れた民衆派の政治家として、次第に政治的な力を獲得するようになった。前60年には、ポムペイウス、クラッ

ススとともに、第一回三頭政治を組織し、みずからは、ガリア属州長官 としてガリアに赴任して(前58年)、ガリア戦争を遂行した。前53年 にクラッススが戦死して三頭政治体制が崩壊すると、カエサルは、前 49年に元老院から属州長官職の解任と帰還命令を受けたのを機に、元 老院勢力に公然と反旗を翻し、軍隊を率いてルビコン川を渡った。これ に対抗して、ポムペイウスおよび元老院勢力は、軍隊を動員して、首都 ローマを防衛しようとした。これが、内戦(内乱)の始まりである。し かし、ポムペイウス・元老院軍は、準備不足のために首都決戦を断行す ることができず、イタリアから退去して、東方に拠点を移し、カエサル 軍に対する反撃体制を整えた。両軍の対決は、前46年のファルサロス の戦い(ファルサロスはギリシア、テッサリア地方の村で、この戦いが、 ルカーヌスの作品「ファルサリア」の標題となっている)で、ほぼ決着 がついた。この戦いは、兵員数や海軍力の点でポムペイウス・元老院側 が圧倒的に優勢であったにもかかわらず、ポムペイウス・元老院軍側の 度重なる失策もあって、カエサル軍の勝利に終わった。そして、ポムペ イウスは、かねてから支援を約束していたエジプト王を頼ってエジプト に逃れたが、裏切りに会い、前48年にアレクサンドリアで殺害された。 カエサル軍は、その後もポムペイウス・元老院軍の残党を追跡して、エ ジプト、北アフリカ、ヒスパニアを制圧した。そして、前46年にロー マに凱旋したカエサルは、共和政ローマの国制改革に着手し、元老院議 員の定数を600人から900人に増員したほか、属州民にも元老院の議席 を与えて、伝統的な元老院の政治的権力の削減を図った。また、前44 年には、終身独裁官に就任して、集権的統治体制の確立を目指した。し かし、カエサルの独裁政治は共和政擁護派の反感を買い、カエサルは、 同年、カッシウス、ブルートゥスらによって、元老院の議場に指定され ていたポムペイウス劇場で暗殺された。グローティウスは、「戦争と平 和の法・三巻」の随所でカエサルの事績に言及しているほか、第2巻、 第13章、第18節ほか5箇所で、カエサルの「内乱記・3巻| Commentariorum libri tres de bello civili. の記述を引用し、第1巻、第3章、 第 10 節など 13 箇所で、「ガリア戦記・7 巻 | Commentariorum libri VII de bello Gallico. の文章を引用している。

→「プロレゴーメナ」3 (原 2、訳 1、7、16)、5 (本、訳 1)、22 (訳 2)、27 (訳 5)

#### → 「第 1 巻、第 1 章 | XII-2 (訳 18)

カッシウス [ガイウス・カッシウス・ロンギーヌス] Caius Cassius Longinus (c. 85 ~ 42 BC)。カッシウスは、共和政末期のローマの軍人、政治家。キケローの友人であり、ブルートゥスらによるカエサル暗殺事件の首謀者でもあった。カッシウスの幼少時の生活についてはよくわかっていない。カッシウスは、前53年に財務官となり、クラッススの下僚として、パルティア戦争に従軍した。このとき、カッシウスの再三にわたる献策をクラッススが無視した結果、ローマ軍はカッラエの戦い(前53年)で大敗を喫した。そして、クラッススが部下の兵士によって

暗殺された後、カッシウスは財務官相当のシリア臨時総督に任じられ、パルティア軍を押し戻してローマの東部国境を安定させた。ローマに戻ったカッシウスは、前49年に護民官に当選して政治の世界に足を踏み入れたが、内戦の時期には元老院派に所属していた。そのため、カエサルがルビコン川を渡ったという情報がローマに到達すると、カッシウスはブルートゥスと共に東方に移動し、ギリシアにいたポムペイウスと結んで、カエサル軍を迎え撃とうとした。海軍力ではポムペイウスとおんで、カエサル軍よりも優勢であったが、ポムペイウスとカッシウス軍の方がカエサル軍よりも優勢であったが、ポムペイウスは、カッシウス軍の方がカエサルロスの戦い(前48年)で敗れ、その後エジプトで暗殺された。残されたカッシウスとブルートゥスは、カエサルの暗殺を計画し、これに成功した。しかし、カッシウスは、カエサルの暗殺を計画し、これに成功した。しかし、カッシウスは、カエサルの暗殺を計画し、これに成功した。しかし、カッシウスは、カエサルの暗殺を計画し、これに成功した。しかし、カッシウスは、カエサルの暗殺を計画し、これに成功した。とかし、カッシウスは、フィリッピの戦い(前42年)でアントニウス軍に敗れ、ブルートゥスがオクタヴィアヌス軍を破ったことを知らないまま自決した。

## → 「プロレゴーメナ」 27 (原 1、訳 6)

カッシオドールス、フラーウィウス・マグヌス・アウレリウス Flavius Magnus Aurelius Cassiodorus (c. 485 ~ c. 585)。カッシオドールスは、テ オドリック王 Flavius Theodoricus (在位 471 ~ 526 年) 時代の東ゴート 王国の高官、政治家。南イタリアのスキュレティウムに生まれ、父親の もとで初等教育を受けた後、シチリア属州長官となった父親の顧問役と して公務の研鑽を積んだ。そして、テオドリック王の下で財務官となり、 514年に執政官、次いで行政長官となった。さらに、テオドリック王の 死後、王妃アマラスヴィンタが息子のアタラリック王 Athalaric(在位 526~534年)の摂政を務めたとき、実質的な摂政として国王を補佐し た。しかし、東ゴート国内で内紛が起り、540年に国王ヴィティゲス Vitiges (在位 536 ~ 540 年) がベリサリウスの捕虜となるに及んで、公 的生活から身を退くことを決意し、イオニア海岸の所領にヴィヴァリウ ム修道院を建設して、若い修道士の教育とギリシア・ローマの古典文献 の収集、そして執筆活動に余生を送った。主著「雑考・12巻」Variae: Variae Epistulae, lib. XII. (後に「霊魂について | De anima が加えられて 13 巻となった) は、主としてカッシオドールスが公職にあったときの 書簡や方式書を中心に、博物誌的なことがらについても記述した作品で ある。公務に関することがらについては、具体的な事実がすぐにはわか らないように編集されている。カッシオドールスには、このほかに、 「年代記 | Chronica、「ゴート人の歴史 | Getica (この作品は散佚し、6 世紀の官吏で歴史家でもあったヨルダーネスの抄録「ゴート人の起源と 事績」De origine et actibus Getarum によって伝えられる)、「聖俗文献提 要」Institutiones divinarum et saecularium litterarum、「[七] 自由学芸につ いて」De artibus ac disciplinibus liberalium litterarum(「聖俗文献提要」第 2 部のみを単独で刊行したもの)などの著作がある。グローティウスは、 「プロレゴーメナ」第7節以外にも、「戦争と平和の法・三巻」の50箇

所あまりで、「雑考」を援用もしくは引用している。「聖俗文献提要」が 用いられているのは、「プロレゴーメナ」第49節と、第1巻、第1章、 第8節のみである。

- →「プロレゴーメナ」7 (原 1、訳 10)、43 (原 1、訳 5)、49 (原 1、訳 2)
  - → 「第 1 巻、第 1 章 | VIII-2 (原 1、訳 3)

(大) カトー、マルクス・ポルキウス Marcus Porcius Cato (c. 234 ~ 149 BC)。(大) カトーはトゥスクルムに生まれ、幼少時を自家の農園で 過ごした後、第二次ポエニ戦争に兵士として参加した。その後、ふたた び農園に戻ったが、その近隣に荘園を保有するローマ貴族フラックス Lucius Valerius Flaccus (前 180 年没。前 195 年の執政官、前 183 年の戸 口総監)にその軍事能力と雄弁を高く評価されて、ローマに行くことを 勧められ、公職の道を歩み始めた。その歩みはきわめて順調で、前204 年に財務官、前199年に按察官、前198年に決務官、前195年に執政官、 前 184 年に戸口総監を歴任している。カトーは、ギリシア、スペインの 戦争で軍人としての評価を確立し、伝統的なローマ貴族の質実剛健な生 活を理想として、政治的には、ギリシア文化にあこがれて派手な生活を 送ったスキピオ・アフリカーヌスと対立した。第二次ポエニ戦争後、 ローマがカルタゴとの同盟を模索し、使節団の一員としてカトーをカル タゴに派遣したとき(前157年)、カトーは、カルタゴの繁栄ぶりを見 て、カルタゴが将来再びローマの強敵となると判断し、その後、元老院 で発言する機会があるごとに、「それはともかく、カルタゴは滅ぼされ なければならない」Ceterum censeo Carthaginem esse delendam.という言 葉を付け加えた、と伝えられている。カトーは、イタリアの歴史をラテ ン語で記した最初の人といわれ、著書に、「「諸都市」起源論 | Origines、 「農業論」De agri cultura、後世に編纂された「金言集」Apophtegmata な どがある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第3巻、第14 章、第6節で「農業論」の一節を、第3巻、第19章、第13節で「起源 論 | の一節を引用している。

- →「プロレゴーメナ | 5 (訳 1)
- →「第1巻、第1章 | XI-1 (本、訳 5)

カミッルス、マルクス・フリウス Marcus Furius Camillus (c. 446~365 BC)。カミッルスは、(ロムルスに次ぐ) ローマの第二の建国者と呼ばれる政治家、将軍。護民官であったメドゥリヌスを父として、トゥスクルムに生まれた。ローマとアエクイ=ウォルスキ連合軍との戦いで頭角を現し、護民官をへて、前403年に戸口総監となった。前401年から前381年までの間に、執政官相当軍司令官に6回、前396年から前367年の間に、独裁官に5回就任し、ローマ周辺の部族を平定すると共に、ローマに侵入したガリア人を撃退して(前387年)、その後のローマの復興に貢献した。グローティウスが「プロレゴーメナ」第26節で紹介している対ファリスキ戦(ファレリイの戦い。前395年)は、カミッルスにとって最後の近隣部族制圧戦であった。この戦いでローマ軍が勝利

したことにより、ローマとアエクイ、ウォルスキ、カペナの諸部族との和平も成立した。そして、カミッルスの時代に、ローマは、その支配領域を約70%拡大し、イタリア半島における最大勢力となった。

→ 「プロレゴーメナ | 26 (本、訳 5、11)

カリマコス Callimachus (c.  $310 \sim c$ . 240 BC)。カリマコスは、アフリカのギリシア植民地キュレネー出身の詩人。キュレネーの王家の末裔といわれる。エジプト国王プトレマイオス 2世 Ptolemaios III Philadelphus (在位  $283 \sim 246$  BC) およびプトレマイオス 3世 Ptolemaios III Euergetes (在位  $246 \sim 222$  BC) の庇護を受け、アレクサンドリア図書館付きの学者として、「ピナケース」 Pinakes と呼ばれる 120 巻におよぶ著作目録(項目別に著者とその作品を記述したもの)を作成した。詩の領域では、カリマコスは、長い叙事詩を嫌い、短い、しかし洗練された詩を良しとした。かれの詩(かれが詠んだとされる 800 編あまりの詩のうち、現存するのは 50 編余である)とくに哀歌 elegi は、ローマの詩人たちに高く評価され、かれらに大きな影響を与えた。

→ 「プロレゴーメナ | 24 (訳 12)

カルネアデース、キュレネーの Carneades Cyrenaeus (c. 213/4 ~ 128/9 BC)。キュレーネー出身の哲学者。ストア派の教条主義的理論に反対し て急進的な懐疑論を説いた。かれは、討議において負かされることのな い人であったので、各方面から弁論を求められ、あらゆる問題に関して、 いずれの側のためにも適切に弁論を行ったといわれる。また、カルネア デースは、その巧みな弁論を武器として、ストア派の攻撃に曝されてい たアカデメイアを再興し、プラトン、アルケシラオス Arcesilaus (c. 316 ~ 241 BC) に次ぐ第三代目の学頭となった。グローティウスが「プロ レゴーメナ | 第5節で言及しているカルネアデースの正義論は、前155 年に、カルネアデースが、ギリシアを代表する3人の哲学者の一人とし てローマに派遣され(その目的は、アテナイ人に課された500タラント の罰金の免除を求めることにあった)、カトーやガルバ、その他大勢の 弁論家の面前で行った弁論において展開されたものである。そのとき、 カルネアデースは、第一日目に、ローマ人のいう正義の徳を賞讃してこ れをみごとに論証し、第二日目には、その議論を覆して、正義が徳とさ れる場合でも、それは、所詮、よく整えられた社会の秩序を保つために 必要と考えられた工夫の一つにすぎないのだと説き、正義は決して疑問 の余地なく認められる徳ではないことを論証した。これを聞いたカトー は、かれの議論がローマの若者たちに悪い影響を及ぼすことを懸念して、 カルネアデースらをローマから退去させるように主張したと伝えられて いる。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第12節、 第9章でも、カルネアデースに言及したラクタンティウス「信教提要」 の一節を引用している。

- →「プロレゴーメナ」5 (本、訳 1、2)、16 (本)、17 (本、訳 1)、18 (本)
  - → 「第1巻、第1章」 XI-1 (訳 6)

ガルバ、セルウィウス・スルピキウス Servius Sulpicius Galba (生没年 不詳)。ガルバは、雄弁家として知られる古代ローマの政治家。皇帝と なったかれの孫で同名のガルバ Servius Sulpicius Galba (在位、紀元 69 年中の7ヶ月)と区別するために、執政官ガルバと呼ばれる。ガルバは、 平民会選出の軍団付き将校としてマケドニアに駐在した後、前153年に 法務官、前144年に執政官となった。したがって、かれがカルネアデー スの弁論を聴いたのは、マケドニアから帰還し、法務官に就任する前の ことになる。スエトニウスは、ガルバ帝に関する記事の中で、「執政官 ガルバは、当代きっての雄弁家であった | と記している。しかし、政治 家としてのガルバについては、よい評判は残されていない。残されてい るのは、法務官相当の属州長官として派遣されたヒスパニアで、和平を 信用してガルバの指示に従ったルシタニア人を、その和平条項に反して ほぼ全員虐殺したことや、自分の懐を増やすためならばどんな嘘でも平 気で口にした、というような悪い話のみである。そのためか、前144年 にルシタニア人の残党が反乱を起こしたとき、ガルバは自らを討伐軍の 指揮官に任命するよう元老院に要請したが、(大) カトーらがその提案 に反対して、その任務は、前年度の執政官で、ポリュビオスのパトロン としても知られるファビウス Quintus Fabius Maximus Aemilianus (前 145 年の執政官) に与えられた、と伝えられている。

→ 「プロレゴーメナ | 5 (訳 1)

## 【キ】

キケロー、マルクス・トゥリウス Marcus Tullius Cicero (106 ~ 43 BC)。 キケローは、共和政末期ローマの弁論家、政治家。ローマ近郊のアルピ ヌムに生まれ、幼少時から、当時のローマ人の教養とされていたギリシ ア語および修辞学を学んだ。その天才ぶりは、「ギリシア・ボーイ」と あだ名されるほどであった。そして、その天分が認められてローマで勉 強する機会を与えられ、当時の最も著名な法律家クィントゥス・ムキウ ス・スカエウォラの下で法律を学んだ。しかし、前90年代の終わり頃、 哲学に関心をもつようになり、前87年にローマ滞在中のアカデメイア 派の学頭フィローンを紹介されて、プラトン哲学に心酔した。また、 ディオドトゥスを通じて、ストア哲学にも関心をもつようになった。前 79年には、おそらくスッラの独裁政から避難するために、ギリシャ・ 小アジア地方を周遊して、哲学の現場を確認している。ローマに帰国し たキケローは、前75年に財務官に当選してシチリアに赴任し、前70年 には前シチリア属州長官ウェッレースの苛斂誅求を弾劾して、一挙に雄 弁家としての名声を高めた。そして前69年の高等按察官、前66年の法 務官、前63年の執政官に選出された。執政官のとき、カティリナの陰 謀を元老院に摘発して国難を救い、「祖国の父」Pater patriae の敬称を受 けている。キケローは、前60年にカエサルらの三頭政治が始まると、 一時、ローマから逐われたが、やがて官職に復帰し、キリキア州知事そ の他の公務に従事した。しかし、その後、キケローは、共和政の伝統を 擁護しようとするいわゆる共和派の領袖としてカエサルと対立し、ポン ペイウスとともにギリシアに逃れた。ポムペイウスの死後、カエサルに 赦免されて帰国し文筆に専念していたが。カエサルが暗殺された後、ア ントニウスの野心を弾劾したために、第二回三頭政治の犠牲となり、ア ントニウスの追及を受けてフォルミアエの自宅で自殺した。キケローに よってギリシア哲学が本格的にローマに紹介され、哲学に関するラテン 術語の多くが、かれの翻訳を通じて生まれたとされている。また、キケ ローは、古代ローマの散文体の確立者ともみなされ、かれの文体は、近 代ヨーロッパ諸国の文学的表現の手本とされた。キケローには、多数の 弁論、書簡の他に、国家や法に関する哲学的著作がある。かれの作品は、 西欧において、古代・中世を通じて読み継がれたが、とくにルネッサン ス期に爆発的に読まれ、さまざまな思想家に強い影響力を及ぼした。キ ケローの代表的作品に、弁論 oratio に属する作品として、「ウェッレス 弾劾論 | In C. Verrem、「カティリナ排撃論 | In Catilina、「バルブス弁護 論 | Pro Balbo、「ミロ弁護論 | Pro Milo などがあり、哲学的作品として、 「国家について」De republica、「法律について」De legibus、「義務につい て」De officiis、「善と悪の究極について」De finibus Bonorum et Malorum、 「トゥスクラーノ荘談話集 | Tusculanae Disputationes、「神々の本性につ いて」De natura Deorum などがある。また、書簡集「アッティクスへの 手紙」Epistulae ad Atticum、「友人への手紙」Epistulae ad familiares、「ブ ルートゥスへの手紙」Epistulae ad Brutum などもよく知られている。グ ローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」において、アリストテレー スならんでキケローを重用しており、キルジー訳に付された「著者別引 用文献索引」によれば、「戦争と平和の法・三巻」全体の285箇所で、 キケローの44作品を援用している。その中で、もっとも引用回数が多 いのは、「義務について」の104回、次いで「ウェッレス弾劾論」の18 回である。また、このほかにも、キケローの作品を下敷きにしたと推定 される本文の記述が随所に見られる。

→「プロレゴーメナ」 2 (本、訳 1)、3 (訳 2、3)、5 (訳 1、2)、7 (訳 3、4)、8 (訳 1)、11 (訳 1)、12 (原 3、訳 8)、17 (訳 1)、21 (訳 1)、22 (訳 2)、23 (原 1、訳 1、2)、24 (訳 4)、26 (訳 1、9)、30 (訳 3)、31 (訳 2)、36 (訳 5)、40 (原 1、訳 2、6)、42 (原 1、訳 2、7)

→ 「第 1 巻、第 1 章」I(訳 1)、II-1(本、訳 1、2)、II-2(訳 4)、III-1(本、訳 2)、VII(原 1、訳 1、3、4)、X-1(原 1、訳 5)、X-4(原 1、訳 5)、XI-1(本、訳 4)、XII-1(訳 3)、XII-2(本、訳 6)、XV-1(訳 1)

キプリアーヌス、タスキウス・カエキリアーヌス Thascius Caecilianus Cyprianus (c. 208 ~ 258)。キプリアースは、おそらくカルタゴの富裕な騎士階層の家に生まれ、カルタゴで基礎的な学問を身につけた後、修辞学の教師となった。かれはまたカルタゴの名士でもあった。しかし、246 年頃、友人の司祭カエキリアーヌス(キプリアーヌスの「カエキリアーヌス」 Caecilianus という添え名は、キリスト教徒となったキプリアーヌスがこの司祭の名にちなんで自らつけた名前である)の勧めでキリスト教に改宗し、約2年後にカルタゴ司教に選出された。ところが、

司教就任後まもなく、デキウス帝 Caius Messius Ouintus Decius Valerianus (在位 249~251年) のキリスト教徒迫害(249年末)が起こり、キプ リアーヌスは逃亡を余儀なくされた。一年あまりに及ぶ逃亡期間中、キ プリアーヌスは手紙を通して(かれの書簡集の約半数を占める第5ない し43書簡はこの時期に書かれている)カルタゴの信徒たちを指導し続 けた。また、ローマにもしばしば足を運んでいる。デキウス帝の迫害は、 カルタゴの教会に深刻な影響を及ぼした。この迫害により、カルタゴの 信徒の半数以上が離教したといわれる。251年にカルタゴに戻ったキプ リアーヌスは、離教者 lapsi をふたたび教会に受け入れるという困難な 仕事に直面した。離教者の受け入れについては、離教者は真摯に悔い改 めればそれだけで教会に復帰できるとする、いわゆるノヴァートゥス Novatus 派の主張と、離教者が教会に復帰するためには、離教しなかっ た聖職者から改めて洗礼を受ける必要があるとする、アフリカの司教た ちの多数派の見解とが対立していた。両者の対立は、カルタゴ教会の分 離にまで発展したが、キプリアーヌスは、アフリカ司教の多数派の見解 を支持し、アフリカ公会議を開催してノヴァートゥス派を断罪すること により、この抗争を解決した。この時期に著されたのが、「カトリック 教会の一致について」De ecclesiae catholicae unitate (改訂版)、「再洗礼 について」De rebaptismate、「忍耐の善について」De bono patientiae、 「離教者について」De lapsis、「書簡集」の後半(書簡番号 69 ないし 75 番) epistulae などである。さらに、キプリアーヌスは、離教した聖職者 でも有効に洗礼を授けることができると主張するローマ司教ステファヌ ス一世 Stephanus I (在位 254 ~ 257 年) との間で論争を続けたが、この 論争は、ウァレリアヌス帝 Publius Licinius Valerianus(在位 253 ~ 260 年)の迫害事件によって中断された。そして、キプリアーヌスは、この 迫害のときは逃亡せず、皇帝の指令を拒否したために、カルタゴ近郊の 別荘で処刑された。キプリアーヌスのキリスト教に関する知識は、主と して聖書とテルトゥリアーヌスの著作に基づいているといわれ、キプリ アーヌスは、テルトゥリアーヌスにならった数多くの作品を残している。 グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻|第2巻、第2章、第9節 など26箇所で、キプリアーヌスの書簡集(主として前半の書簡を中心 に14箇所)、「カトリック教会の一致について」、「忍耐の善について」、 「離教者について」などの作品に言及している。なお、「教会の外に救い なし extra ecclesiam salus non est という言葉は、第73書簡(ユバイア ヌス Jubaianus 宛て)、第 21 節の「教会の外に救いはないのだから」 quia salus extra ecclesiam non est.という文章に由来するとされる。キプリ アーヌスは、このほかにも、たとえば第4書簡(ポムポニウス Pomponius 宛て) 4で、「神の家は一つであり、教会において以外にはい かなる救いもありえないのだから」cum Domus Dei una sit et nemini salus esse nisi in ecclesia possit.と述べ、「カトリック教会の一致について」第6 章では、「教会を母としない者は神を父とすることはできない」habere non potest Deum patrem qui ecclesiam non habet matrem.と述べている。

→ 「第 1 巻、第 1 章 | XVI-6 (訳 13)

キュジャス → クヤーキウス、ヤコブス

キュリロス、アレクサンドリアの Cyrillus Alexandrinus (c. 375/80 ~ c. 444)。キュリロスはアレクサンドリアの総大司教。エジプトの小村テオ ドシオスに生まれた。生後まもなく、伯父テオフィロスがアレクサンド リア総大司教に就任したために、おそらくアレクサンドリアで初等教育 を受け、さらに神学および聖書に関する学問を学んだ。そして、412年 にテオフィロスが死去すると、その跡を継いで、アレクサンドリア総大 司教に就任した。当時の東方キリスト教世界は、アレクサンドリア学派 とアンティオキア学派がしのぎを削り、コンスタンティノポリス総大司 教は、このいずれかの学派から選ばれるのが通例であった。また、この 二つの学派は、聖書の解釈や、キリスト論、聖体論を巡っても激しく対 立していた。キュリロスがアレクサンドリア総大司教に就任したときの コンスタンティノポリス総大司教は、アンティオキア学派のネストリウ スであった。ネストリウスは、キリスト論に関連して、聖母マリアは 「キリストの母 | Christokos ではあるが、「神の母 | Theotokos ではないと 主張した。これは、キリストの人としての性質と神としての性質を分離 する考え方につながる。そこで、キュリロスはこれに真っ向から反対し、 聖母マリアは「神の母」Theotokos だと主張した。この論争は皇帝テオ ドシウス2世の介入によって、431年のエフェソス公会議にもち込まれ た。キュリロスは、ネストリウスに対する12箇条の断罪文Explicatio duodecim capitum Ephesi pronunciata をネストリウスその他に送り、自説 を公会議決議とすることに成功した。その結果、ネストリウスはコンス タンティノポリス総大司教の座を解任されてアンティオキアの修道院に 戻り、キュリロスの主張する、聖母マリアは「神の母 | Theotokos であ るとする説が、正統派の教義として定着した。キュリロスには、「モー セ五書精解」Glaphyra in Pentateuchum、「詩編講解」Expositio in Psalmos、 「ルカによる福音書註解 | Commentarii in Lucam などの多数の聖書註解 のほかに、「ネストリウスの冒涜に対する反論・5巻 | Adversus Nestorii blasphemias contradictionum libri quinque その他の論争書、および 書簡集 Epistulae がある。グローティウスが「プロレゴーメナ」第 24 節 で言及している「皇帝ユリアーヌス駁論 | Contra Iulianum imperatorem は、ローマ皇帝ユリアーヌスの「ガリラヤ人駁論 | Contra Galilaeos (ユ リアーヌスは、キリスト教徒をガリラヤ人と呼んだ)に対する反論とし て書かれ、皇帝テオドシウス2世に献呈された作品である。ただし、こ の作品は、現在、その断片しか伝わらない。キュリロスの「皇帝ユリ アーヌス駁論」は、ラテン語に翻訳され、「無神論者ユリアーヌスの書 に対する、キリスト教徒たちの聖なる宗教の弁護論」Pro sancta christianorum religione adversus libros athei Iuliani. と題されて、広く流布 した。グローティウスは、「プロレゴーメナ」以外でも、「戦争と平和の 法・三巻」第1巻、第2章、第2節など7箇所で「皇帝ユリアーヌス駁 論」に言及し、第1巻、第4章、第7節では、キュリロスの「ヨハネに

よる福音書註解しの一節に言及している。

→ 「プロレゴーメナ」24 (原 3、訳 12)、49 (訳 2)

キュロス 2世 Cyrus II(c.  $600 \sim 529$  BC)。キュロス 2世は、アケメネス王朝初代のペルシア国王(在位  $559 \sim 529$  BC)。アンシャン王カムビュセス 1世 Cambyses I(在位  $580 \sim 559$  BC)を父とし、メディア王アステュアゲス Astyages(在位  $585 \sim 550$  BC)の娘マンダネを母として生まれた。キュロスは、前 559 年に父親の地位を継承してアンシャン王となった後、宗主国であったメディアを滅ぼし、さらにリディア、新バビロニアを滅ぼして、メソポタミアを統一した。かれは、「ペルシア、アシァン、メディア、バビロニア、シュメール、アッカドの国王、世界の四隅にいたるまでの王」と呼ばれ(キュロスの円筒印章に記された称号)、広大な地域を支配したが、被征服民に対して寛大であったために、後世の人々からは君主の模範と讃えられた。ただし、クセノフォーンの「キュロスの教育」に描かれているキュロス像は、クセノフォーンが、キュロスの人物像に、(クセノフォーンの師)ソクラテースやアゲーシラオスなどの人物像を加えて創作したものだと考えられている。

- → 「プロレゴーメナ」24 (訳 5)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 VIII-3 (本、訳 2、4)

## [2]

**グィレルムス・デュランドゥス** → デュランドゥス、グィレルムス クィンティリアーヌス、マルクス・ファビウス Marcus Fabius Ouintilianus (c. 35~c. 100)。 クィンティリアーヌスは、帝政期ローマの修辞学者。 スペインで生まれ、ローマでドミティウス・アーフェルについて修辞学 を学んだ。公職にはつかず、修辞学校の経営と法律実務家としての活動 によって生計を立てていたと推測されている。かれの修辞学校の生徒の 一人が小プリーニウスである。クィンティリアーヌスは、88年に学校 経営と法律家としての活動から退き、著作に専念した。クィンティリ アーヌスにはいくつかの著作のあったことが知られているが、現存する のは、「弁論家の教育・12 巻 | *Institutio Oratoria, lib, XII.* のみである。 この作品は、ギリシア・ローマの修辞学の集大成とみられる作品で、中 世ヨーロッパではほとんど顧みられなかったが、人文主義の台頭と共に 脚光を浴び、近世初頭のヨーロッパの文芸に大きな影響力を及ぼした。 宗教改革者ルターもクィンティリアーヌスの愛読者だったと伝えられて いる。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻|第1巻、第1章、 第 12 節のほか 25 箇所で「弁論家の教育」に言及している。また、第 1 巻、第4章、第7節ほか30箇所で、「練習用弁論 | Declamationes maiores の文章を援用している。しかし、この作品は、現在では、クィ ンティリアーヌスの著作ではないことが判明している。

→「第1巻、第1章」XII-2(本、原1、訳8、17)

**クセノフォーン** Xenophon (c. 431 ~ 355 BC)。クセノフォーンは、アテナイ出身の軍人、著述家。ソクラテースの弟子だったといわれる。前401 年にペルシア王キュロス 2 世の遠征軍に参加した後、スパルタ王ア

ゲーシラオス2世に仕えた。その後、クセノフォーンはアテナイに戻っ たが、その親スパルタ的言動のゆえにアテナイから追放され、スパルタ から与えられたエリス近郊の住居で著作に専念した。かれの追放は前 369年ごろ解除された。しかし、クセノフォーンは、その後まもなく、 コリント、またはアテナイで死去した。クセノフォーンの主著は、自ら も参加したキュロス王の遠征の記録「遠征記(アナバシス) Anabasis、 キュロス王が青少年期に受けた教育と、その後のペルシア帝国の変遷を 記述した「キュロスの教育」Cyropaedia、トゥキュディデース「戦史」 の続編といわれる「ギリシア史」Hellenica. である。このほかに、ソク ラテースに関する「追憶 | Memorabilia、「饗宴 | Symposim、「弁明 | Apologia や、「アゲーシラオス伝」Agesilaus. などの作品も知られている。 とくに、ソクラテースに関する作品は、プラトンの対話編以外でソクラ テースの思想について伝える、きわめて貴重な文献とされている。グ ローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第1巻、第1章、第8節ほ か20箇所で「キュロスの教育」に言及し、第1巻、第3章、第8節ほ か 40 箇所あまりで、「遠征記 (アナバシス) |、「ギリシア史 |、「アゲー シラオス伝 | など8作品を、援用もしくは引用している。ただし、第3 巻、第14章、第5節で言及されている「アテナイ人の国家について」 De republica Atheniensium は、現在では、クセノフォーンの作品ではな

## → 「第1巻、第1章 | VIII-3 (原1、訳2、4)

いことが確認されている。

クセルクセス1世 Xerxes I = 旧約聖書のアハシュエロス1世 Ahasuerus I (519~465 BC;在位 486~465 BC)。クセルクセスはアケメネス朝ペルシャ国王ダリウス1世の子として生まれ、父の死後 36 歳でペルシャ国王となった。国王に就任した後、エジプト、バビロニアの叛乱を鎮圧し、さらに、前 480 年には、父ダリウス1世が成し遂げられなかったギリシア遠征を再開した。クセルクセスの軍隊は、テルモピュライの戦い(前 480 年 8 月または 9 月)ではスパルタを中心とするギリシヤ軍に対して勝利を収めたが、サラミスの海戦(前 480 年 9 月)ではアテナイ海軍を主力とするギリシア軍に敗れた。さらに翌年には、プラタイアの戦いで陸軍が、ミュカレの戦いで海軍も壊滅し、クセルクセスは帰国を余儀なくされた。帰国したクセルクセスは、ダリウスが未完成のまま残した大規模な建設事業に力を注いだ。ペルセポリスの「万国の門」(「クセルクセスの門」)はその遺産の一つである。しかし、軍事遠征と大規模な建設事業のために国の財政情況が急速に悪化し、クセルクセスは側近の権力闘争に巻き込まれて、暗殺された。

### → 「プロレゴーメナ」 27 (原 1、訳 14)

クヤーキウス、ヤコブス Jacobus Cujacius = ジャック・キュジャス Jacques Cujas( $1522 \sim 1590$ )。クヤーキウスは、トゥールーズの毛織物 業者を父として生まれ、トゥールーズ大学で法律を学び、1547 年から7年間同地で教鞭を執った後、1555 年にブールジュの教授となった。一時、ヴァランスおよびトリノでも教えたが、1567 年にふたたびブール

ジュに戻り、終生ブールジュにとどまった。クヤーキウスは、フランス の法律家中の傑出した人物と評され、かれの影響力によって、ブール ジュの人文主義法学が、ヨーロッパの法科大学を席巻することとなった。 また、それと同時に、かれの解釈学上の著作は、当時の法実務をも支配 した。主著と目される作品に、「アフリカーヌス論 | Tractataus ad Africanum, 1570/73、「省察および校訂・28 巻 | Observationum et emendationum libri XXVIII. 1556/95、「ユースティニアヌース帝『法学提 要』」Institutiones Justiniani、1585、「学説集の主題別関連法文解説」 (Paratitla in libros digestorum, 1570.クヤーキウスは、この作品で、学説 集の体系が訴権 actio と抗弁権 exceptio の体系であることを指摘してい る) などがある。また、クヤーキウスは、人文主義法学者中の最も重要 な「ギリシャ語学者」でもあった。かれは、学説集および勅法集のギリ シャ語法文、新勅法やその他さまざまなビザンツの法律書を復元した。 その成果は、今日に至るまで、ビザンツ法に関する知識の主要な源泉と なっている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第3巻、第 9章、第3節ほか5箇所で、「省察および校訂・28巻」の一節を引用し、 第2巻、第15章、第13節および第2巻、第12章、第21節で、それぞ れ、クヤーキウスの「封について・5巻」De feudis libri V.および「学説 集の主題別関連法文解説しの一節を援用している。

#### → 「プロレゴーメナ | 53 (訳 3)

クリスピーヌス、プーデンス・ルティリウス Rutilius Pudens Crispinus (生没年不詳)。クリスピーヌスは3世紀のローマの将軍。騎士階層の家に生まれ、いくつかの軍団の司令官を経て元老院議員となった。アカイア、トラキア、ヒスパニア、ガリシアの総督をつとめたほか、皇帝アレクサンデル・セヴェルスの重臣としても活躍した。238年に皇帝マクシミヌス Caius Iulius Verus Maximinus (在位235~238年。蛮族でローマ皇帝となった最初の人物。また、ローマに足を踏み入れたことのない最初のローマ皇帝でもあった)がアクィレイア市を攻撃したとき、元老院派の代表としてメノフィリウスと共に同市の防衛にあたり(アクィレイア戦争、238年)、マクシミヌスの侵入を許さなかった。そして、この事件が引き金となって、マクシミヌスは部下の信頼を失い、近衛兵によって暗殺された。クリスピーヌスは、マクシミヌスの没後まもなく死亡したらしい。

# **→**「プロレゴーメナ」27 (原 1、訳 15)

クリューシッポス Chrysippus (c. 280 ~ c. 207 BC)。クリューシッポスは、ギリシアのストア哲学者。タルソス付近で育ち、ゼノンの教えにあこがれてアテナイのクレアンテースの下で学び、その跡を継いでストア派の第3代学頭となった。クリューシッポスの努力により、ストア哲学が、ギリシア・ローマ世界の有力な哲学の一つになったといわれる。ディオゲネス・ラエルティオスは、クリューシッポスが毎日500行以上執筆し、その作品は700巻を越えたと伝えている。しかし、現存するのは、キケロー、セネカ、ガレノス、プルータルコスらによって引用され

た断片のみである。たとえば、グローティウスは、「プロレゴーメナ」 第12節で、「神について De Diis の一節を、プルータルコス「ストア 派の自己矛盾について」9(「モラーリア」72)から引用している。これ は、その一節がプルータルコス「ストア派の自己矛盾について」以外に は残されていないからである。グローティウスは、「プロレゴーメナ」 第12節のほかにも、「戦争と平和の法・三巻|第2巻、第2章、第10 節など7箇所で、キケロー、プルータルコス、ストーバエウス、セネカ などに引用されたクリューシッポスの文章に言及している。そのうち、 クリューシッポスの作品名が記されているのは、第2巻、第20章、第 44 節で引用されている「学説集」マルキアーヌス文(D. 1. 3. 2)中の 「法律について」περι νομον のみである(なお、この法文については、 【第4部】、訳注 I-1 を参照されたい)。

- → 「プロレゴーメナ | 12 (本、原 2、訳 6)、24 (訳 4)
- → 「第1巻、第1章 | 1 (訳1)、X-4 (原1、訳5)

クリュソストモス、ヨハンネス Johannes Chrysostomus (c. 349 ~ 407)。 ヨハンネス・クリユソストモスは、4世紀の代表的な聖書解釈学者で、 コンスタンティノポリス大司教もつとめたギリシア教父。かれは、アン ティオキアに生まれ、同地でタルソスのディオドーロス(390年頃没) から神学を、リバニオス (c. 314~ c. 393) から修辞学を学び、ギリシ ア哲学の素養を身につけた後、修道生活に入った。そして、386年に司 祭となった。司祭クリュソストモスは、その説教の巧みさから人々の人 気を集めた(ただし、「金の口」Chrysostomos という添え名は、後世の ものである)。クリュソストモスがアンティオキアで活動していたとき、 皇帝テオドシウス 1 世 Flavius Theodosius I(在位 378 ~ 395 年)の圧政 に不満を抱いたアンティオキア市民が、皇帝とその妃フラキッラの像を 引き倒して、街中を引き回すという事件が起った。立腹したテオドシウ ス帝がアンティオキア全市を破壊して報復すると威嚇したのに対して、 クリュソストモスは、388年の四旬節に、「「彫」像について | De statuis と題する21の説教を行い、このような市民の行動は決して良い結果を 生まないこと、このような皇帝への不満の表現は正しくないこと、それ は神の意に適うものでもないことを訴え、悔い改めるように説得した。 この説得により、多くの市民が考えを改めただけでなく、多数の市民が キリスト教に改宗したと伝えられている。その後、クリュソストモスは、 皇帝アルカディウス Flavius Arcadius (在位 395 ~ 408 年) の要請に従っ てコンスタンティノポリス大司教に就任した(398~404年)。しかし、 この職は、コンスタンティノポリスの有力市民との交際や、アレクサン ドリア教会とアンティオキア教会との抗争の仲介など、政治的な手腕を 要する職であり、クリュソストモスには適さなかった。クリュソストモ スは、自分の考えに従って教会を改革しようとしたが、かえって数多く の敵を作ることになり、二度にわたって追放された末に、二度目の追放 先のポントスで死亡した。クリュソストモスの聖書註解は、その大部分 が「説教集」Homilia に収録されている。そのほかに、「「彫」像につい

て」、「聖職について」De sacerdotio、「洗礼志願者のための指針」Instructio ad cathecumenos、「ユダヤ教徒駁論 [=ユダヤ教の慣習に従う人々に対する反論]」Adversus Iudaeos、「断食について」De ieiunio など、個別の主題に関する多数の作品が残されている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の「プロレゴーメナ」および第1巻、第1章を含む140箇所あまりで、クリュソストモスの「説教集」およびその他の作品(キルジー訳に付された「著者別引用文献索引」によれば17作品)に言及、もしくはその文章を引用している。

- $\rightarrow$ 「プロレゴーメナ」6 (原 1、訳 4、5)、12 (原 2、訳 5)、23 (原 1、訳 5)、49 (訳 2)
- → 「第 1 巻、第 1 章」III-1 (原 1、訳 6)、X-1 (原 1、訳 7)、XI-1 (原 1、3、訳 11、15)、XII-2 (原 2、3、訳 23、25)、XVI-3 (原 2、訳 15、16、17、18、19)、XVI-6 (原 1、訳 14)、XVII-2 (原 1、訳 7)、XVII-4 (原 1、2、3、訳 6、8、9、10、12、15、16)

クールティウス [クィントゥス・クールティウス・ルーフス] Quintus Curtius Rufus (生没年不詳)。クールティウスはローマの歴史家で、おそらくクラウディウス帝 Tiberius Claudius Caesar Augustus (在位  $41 \sim 54$ 年) またはウェスパシアーヌス帝 Titus Flavius Vespasianus (在位  $69 \sim 79$ 年) の時代に著作活動を行ったと推定されている。不完全ながら残されている唯一の作品が「アレクサンドロス大王伝・10 巻」 Historiae Alexandri Magni lib. X.である。クールティウスの記述は、歴史的事実や年代の信憑性に欠けるが、人物の性格描写に優れていると評されている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」において、「プロレゴーメナ」第 3、4節ほか 30 箇所あまりで、「アレクサンドロス大王伝」の文章に言及、もしくはそれを引用している。

→「プロレゴーメナ」3 (原 3、訳 4、20)、4 (本、訳 1)

クレメンス、アレクサンドリアの Clemens Alexandrinus 「Titus Flavius Clemens  $(c. 150 \sim c. 215)$ 。クレメンスは、おそらくアテナイの人で、 いくつかの場所で聖書、神学および哲学を学んだ後、アレクサンドリア のパンタエヌスの弟子となり、師の跡を継いで、アレクサンドリアの ディダスカレイオンの校長として学生を教えた(190年)。エウセビオ スは、オリゲネスもクレメンスの生徒の一人だったと伝えている。しか し、その後、セプティミウス・セウェルス帝 Lucius Sentimius Severus (在位 193 ~ 211 年) のときに帝国の各地で発生したキリスト教徒の迫 害から逃れるため、カッパドキアに移住し(202年)、そこで生涯を終 えた。クレメンスの代表作は、「プロトレプティクス | Protrepticus、「教 育者」Paedagogus、「雑録 [ストロマータ]」Stromata の 3 作品である。 「プロトレプティクス」は、ギリシア人の偶像崇拝を批判し、新しい創 造主・ロゴスの声を聞くように訴えた作品であり、「教育者」は、神の 真理に関する知識に基づいて、キリスト教徒の道徳を確立しようとした 作品である。また、「雑録」は、真理に関する知識に基づいて、キリス ト教徒の生活をより完全なものとするためのさまざまなことがらを論じ た作品である。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の 12 箇所で、この 3 作品の文章を引用している。

- → 「プロレゴーメナ」49 (訳 2)
- → 「第1巻、第1章 | XVI-5 (本、訳8、11)

グロノヴィウス、ヨーハン・フリードリッヒ Johann Friedrich Gronovius (1611-1671)。グロノヴィウスは、グローティウス「戦争と平和の法・三巻」(1660 年版)の校訂・注釈者として知られる古典学者。かれは、ハンブルグに生まれ、いくつかの大学で学んだ後、1658 年にレイデン大学のギリシャ語教授となった。レイデン大学では図書館員も兼職している。グロノヴィウスには、グローティウス「戦争と平和の法・三巻」の校訂・註釈の他に、プラウトゥスや、リヴィウス、タキトゥス、セネカなど、古代ローマの古典作品の校訂・注釈書がある。

- →「プロレゴーメナ」3 (訳 1、2、3、4、11)、5 (訳 1)、6 (訳 2)、7 (訳 1、3、4)、8 (訳 1)、10 (訳 1、2)、12 (訳 2、3、9)、13 (訳 1)、21 (訳 1)、29 (訳 3)、33 (訳 1)、34 (訳 1)、35 (訳 1、2)、36 (訳 4、5)、41 (訳 2)、42 (訳 2)、48 (訳 1、2)、49 (訳 1)、50 (訳 1、2)、51 (訳 2、4、5)、52 (訳 1、2)、54 (訳 1)、55 (訳 1)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 I(訳 1、2)、II-1(訳 2)、II-2(訳 5、6)、II-3 (訳 2)、IV(訳 1)、V(訳 1、2)、VI(訳 2、3)、VII(訳 1)、VIII-1 (訳 1、3)、VIII-2(訳 2)、VIII-3(訳 1)、IX-1(訳 1、3)、IX-2(訳 2、5)、X-2(訳 1)、X-3(訳 1、3、4)、X-5(訳 1、2、3)、X-6(訳 1、2)、XII-1(訳 2)、XII-1(訳 3)、XIV-1(訳 1、3)、XVII-2(訳 5)

#### 【ケ】

ゲッリウス、アウルス Aulus Gellius (c. 125~c. 180.)。ゲッリウスは、帝政期ローマの文法家。ローマで文法および修辞学を学び、アテナイで哲学を学んだ。現在知られているかれの作品は、「アッティカの夜・20巻」Noctes Atticae libri XX. のみである。この作品は、ゲッリウスが読んだり聞いたりしたことがらの中から、とくにかれの興味を引いたことを書き記したもので、おそらく、アテナイ滞在中に書き始められ、ローマで完成されたと推測されている。その記述対象は、文法、地理、哲学、歴史など、幅広い分野に及んでおり、「アッティカの夜」は、当時の社会の様子を知るための一級資料として、また、現在では失われてしまった古代ギリシア、ローマの作品を知るための補助文献として、重要な地位を占めている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の約50箇所で、「アッティカの夜」の文章を引用している。

- → 「プロレゴーメナ | 3 (訳 5)、26 (訳 9)、45 (本、訳 2)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 XII-1 (訳 3)

ケルスス、パウルス・ユーウェンティウス Paulus Iuventius Celsus [息子ケルスス Celsus filius] (生没年不詳)。ケルススは、古典期を代表するローマの法学者。父親ユーウェンティウス・ケルススも、プロクルス派の著名な法律家で、ケルススは、この父親のもとで法律を学び、さらにストア哲学にも親しんだ。そして、実務法律家として地位を確立した後、

106/107 年に法務官、129 年には二回目の執政官に就任し(一回目がい つだったのかは記録がない)、ハドリアヌス帝 Publius Aelius Hadrianus (在位 117~138年)の顧問会員にも登用された。かれが死去したのは、 おそらく、同皇帝の治世の終わり頃と推定されている。ケルススは、ユ リアーヌスと並ぶ盛期古典時代ローマの最高の法律家と評され、主著 「学説集・39 巻 | Digestorum libri 39. のほかに、「書簡集 | Epistulae、 「質疑録」 Ouaestiones、「法学提要・7巻」 Institutiones libri VII. などの著 作が知られている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第2 巻、第3章、第9節ほか6箇所で、ケルススの著作に由来する法文に言 及またはそれを引用している。ちなみに、ケルススの簡潔流麗な文章は、 多数の法格言の源泉となった。よく知られている格言に、「法とは、善 と衡平の術である」 Ius est ars aequi et boni (D. I. 1. 1 pr.)、「法律を知る とは、その文言を把握することではなく、その意味および目的を把握する ことである | Scire leges non hoc est verba earum tenere, sed vim ac potestatem (D. I. 3. 17)、「不可能なことからは、いかなる債務も生じない」 Impossibilium nulla obligatio est (D. L. 17, 185) などがある。

→ 「プロレゴーメナ」31 (訳 1)、53 (訳 1)

ゲンティーリス、アルベリクス Albericus Gentilis = アルベリコ・ジェ ンティーリ Alberico Gentili  $(1522 \sim 1608)$ 。アルベリクス・ ゲンティー リスは、中部イタリアのサン・ジネージオに生まれ、1572年にペルー ジア大学で法律学の博士号を取得した。その後いったん故郷に戻って、 サン・ジネージオの条例改定の仕事に従事したが、プロテスタントの信 仰を維持していたために、同地に居住することが困難となり、1579年 に、父マテオ、弟スキピオと共にイタリアを離れて、スロヴェニアの首 都ルブリャナに移住し、さらにドイツのテュービンゲン、ハイデルベル グを経由して、1580年にイギリスに渡った。アルベリクスは、ロンド ンでレスター伯ロバート・ダドリーの推薦状を得ることができ、翌年か らオックスフォード大学で教え始めた。1587年には、同大学の欽定 ローマ法講座担当教授に任命されている。かれは、弟のスキピオと違っ て、伝統的なイタリア風法律学の継承者であり、ローマ法源に関する豊 富な知識を実際の国際問題に適用して、法実務家としても活動した。海 事高等法院弁護士やスペイン大使館付弁護人なども歴任している。アル ベリクスの主著は、「戦争の法註解・3巻」De jure belli commentationes tres、1589.である。この他に、「法解釈者に関する対話・6編」De juris interpretibus Dialogi sex, 1582 や、「外交使節について・3巻」De legationibus libri tres. 1582、ロンドンの海事高等法院での弁護士活動か ら生まれた「スペイン側の弁護論・2巻」Hispanicae advocationis libri duo、1613.などの作品が知られている。かれの作品の特徴は、アヤラの それと同様に、スコラ学的正戦論を、純粋に法律学的見地から再構成し ようとしたところにある。そして、私戦を戦争の概念から排除したこと や、使節の特権を体系的に取り扱ったこと、事情変更の原則を認めたこ となどに、その作品の価値があるとされている。グローティウスは、

「戦争と平和の法・三巻」の第2巻、第1章、第18節など15箇所(注釈者が指摘している引用箇所を含めると20箇所あまり)で、「戦争の法註解」、「スペイン側の弁護」、「外交使節について」(バルベイラックの注記による)を援用している。

- → 「プロレゴーメナ | 38 (本、訳 2、4)、40 (訳 4)
- → 「第1巻、第1章 | II-2 (訳2、4)

ゲンティーリス、スキピオ Scipio Gentilis =シピオーネ・ジェンティーリ Scipione Gentili  $(1563 \sim 1616 \, \pm)$ 。スキピオ・ゲンティーリスは中部イ タリアのサン・ジネージオに生まれ、一家がプロテスタント信者だった ために、16歳のとき、父マテオおよび兄アルベリクスともにイタリア を離れた。父親とアルベリクスはイギリスに渡ったが、スキピオはドイ ツにとどまり、テュービンゲン、レイデン、ハイデルベルグ、バーゼル の各大学で法律学を学んだ。1589年にハイデルベルグ大学で博士号を 取得し、一時ハイデルベルグで教鞭を執った後、ニュールンベルグのア ルトドルフで法律学を教えた。アルトドルフでは、レイデン大学時代の 恩師で、人文主義法学者として著名なフーゴー・ドネルスが同僚であっ た。スキピオは、アルベリクスと異なり、バルトールス流の法律学を拒 否してフランス流の人文主義的方法を法源解釈に適用し、高い評価を得 た。主著は、「夫婦間贈与について」De donationibus inter virum et uxorem、 「裁判権について」De iurisdictione などである。その他の作品も含めた かれの全著作は、8巻の全集として刊行された(Scipionis Gentilis jurisconsulti et antecessoris norici Opera omnia 8 tomi, Neapoli, 1763-1769) グロノヴィウスが注記している「学説集のための起源論・単巻」De Originum ad pandectas liber singularis. はその第2巻(1763年)に収めら れている。グローティウス自身は、スキピオ・ゲンティーリスには言及 していない。

→ 「プロレゴーメナ」12 (訳 9)

## 

コヴァルビアス、ディエゴ・デ Diego de Covarubias (1512~1577)。コヴァルビアスは、「スペインのバルトールス」とも称される、16世紀スペインの代表的法律家。トレドの建築家の家に生まれ、サラマンカ大学でアスピリクエタからカノン法を、ヴィトーリアから神学を学び、21歳の若さでサラマンカ大学カノン法教授に就任した。かれは、教職とあわせて数々の公務を歴任し、1549年にはサン・ドミンゴ大司教(ただし着任はしなかった)、1560年にはシゥダ・ロドリゴ司教に、そして1565年にはセゴビア司教に就任している。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の各巻(底本復刻版の「文献表」によれば53箇所)で、コヴァルビアスのさまざまな作品に言及ないしその文章を引用している。その作品は次の通りである。「教皇令集[『リベル・エクストラ』]第4巻[第1章]略解」In librum quartum Decretalium [De sponsalibus ac matrimoniiis] epitome, 1545、「『第六書』の『合意について』という見出しの[章の]Quamvis....で始まる第2法文 [Liber Sextus. I. 18. 2] の解釈」

Constitutionis secundae ex rubrica de pctis, lib VI, cuius initium Quamvis pactum inscribitur interpretatio, 1553、「クレメンス五世教皇令集の『殺人について』という見出しの[章の]Si furiosus で始まる法文[Clem. V. 4. 1. unic.]再論』In Clementis Quinti constitutionum Si furiosus, rubrica de homicidio, relectio, 1560、「『第六書』の『法の諸原則について』中の『罪は』[原状回復がなされない限り赦免されない]という『原則』再論』Regulae Peccatum, de regulis iuris, libro VI, relectio, 1553/54、「『第六書』の『法の諸原則について』中の『悪意の占有者に関する原則』[Regula II]再論』Relectio regulae Possessor malae fidei, de regulis iuris, libri VI, 1553、「実践的設問集・単巻』Practicarum quaestionum liber unus, 1594、「教皇、国王、皇帝の法に基づく解決・4巻』Variae ex iure pontificio regio et caesareo resolutiones libri IV, 1552/70。これらの作品は、すべて「全集」Opera omnia に収められている。コヴァルビアスの「全集」は 1574 年以来多くの版を重ね、スペイン内外で大きな影響力をもった。

→ 「プロレゴーメナ」53 (訳 2)、55 (本、訳 1)

コクツェーイ、ハインリッヒ・フォン Heinrich von Cocceji (1644 ~ 1719)。ハインリッヒ・コクツェーイは、ブレーメンに生まれ、レイデ ン大学およびオックスフォード大学で法律学を学び、オックスフォード 大学で両法博士の学位を取得した後、1671年に、ザムエル・プーフェ ンドルフの後任者として、ハイデルベルグ大学の自然法・国際法担当教 授に就任した。1682年には選帝侯枢密院顧問にも任命されたが、1686 年にハイデルベルグがフランス軍に占領されたため、ハイデルベルグを 去った。その後、一時ユトレヒト大学で教え、1690年からは、フラン クフルト・アン・デア・オーデル大学の教授となり、この地で生涯を終 えた。また、コクツェーイは、この間に、ヨーロッパの数多くの王室に 対する助言者としても活躍している。コクツェーイの自然法論の特徴は、 グローティウスやプーフェンドルフの自然法論が、自然法の究極的な基 礎ないし原因として、なお神を想定していたのに対し、人間の社交性、 社会的結合へと向かう性質を強調することによって、自然法の基礎を神 から切り離し、グローティウスおよびプーフェンドルフの自然法論を徹 底させた点にある。主要な著作に、「公法学」Juris publici prudentia, 1886、「助言集」 Consilia, responsa et res judicatae in causis privatorum, dgl. in causis criminalibus, 1728、息子のザムエル・フォン・コクツェーイに よって出版された「グローティウス註解・4巻」Grotius Illustratus, 4 tom., Breslau 1744-1752. などがある。

- → 「プロレゴーメナ」8 (訳 1)、38 (訳 4)、52 (訳 1)
- →「第 1 巻、第 1 章」 XV-2(訳 1、2、3、4、6)、 XVII-2(訳 6)、 XVII-3(訳 2、4)

[皇帝] **コンスタンティヌス、フラーウィウス・ウァレリウス** Flavius Valerius Constantinus (c. 272-337; 在位 306-337年)。コンスタンティヌスは、後に西方の正帝となった軍人コンスタンティウス 1 世 Caius Flavius Valerius Constantius I (在位 305~306年) を父とし、ブリタニ

ア出身のキリスト教徒ヘレナを母として、ナイッスス (セルビアのニス) に生まれた。306年に父の後を継いで西方副帝となり、312年に西方の 正帝となった後、324年には、東方の正帝リキニウス Caius Valerius Licinius (在位 308 ~ 324 年) を倒して、ふたたび帝国を統一した。コ ンスタンティヌスは、官僚制の整備や、通貨の安定、税収の確保をはか り、そのための施策を次々に実行して、ディオクレティアーヌス帝に よって開始された専主政(ドミナートゥス)体制を強化した。また、こ の目的のために、かれは、法の整備や、宗教的対立の緩和にも努力した。 法整備の一環として行われた法源の整理については、「テオドシウス法 典 | に収められた多数の法令から、その内容を知ることができる。また、 宗教問題については、313年のミラノ勅令によってキリスト教を他の宗 教と同等に扱うことを宣言した。さらに、コンスタンティヌスは、330 年に、新たな首都をバルカン半島の交易都市ビザンティオンに建設し (この首都は「新ローマ | Nova Roma と呼ばれたが、やがてコンスタン ティノポリス、すなわち「コンスタンティヌスの町」と呼ばれるように なった)、後の東ローマ帝国の基礎を築いた。なお、コンスタンティヌ スは、おそらく帝国の統一を維持するために、キリスト教およびキリス ト教徒に対して好意的であった。たとえば、ローマの司教座聖堂サン・ ジョヴァンニ・イン・ラテラーノの建物は、もともと、コンスタンティ ヌスが別宅として使用していた宮殿を、キリスト教会に寄贈したもので ある。また、325年のニカエアの公会議は、コンスタンティヌスの意向 に基づいて、ニカエアにあったかれの別荘で開催され、この会議に出席 する司教たちには帝国駅停制度の利用が認められた。このようなところ から、かれは、後世のキリスト教世界においてきわめて高く評価され、 正教会をはじめとする東方の諸教会では、コンスタンティヌスが聖人に 認定されている。グローティウスは、「戦争と平和の法」第3巻、第11章、 第7節で、エウメニウス Eumenius 「コンスタンティヌスへの頌詞 | Panegyrico Constantino Augusto 中の、コンスタンティウスとコンスタン ティヌスに関する逸話を引用している。

→ 「プロレゴーメナ | 53 (訳 1)

## 【サ】

サビヌス、マスーリウス Massurius Sabinus (生没年不詳)。サビヌスは初期古典ローマ法学を代表する法律家。ポムポーニウスによれば、サビヌスは平民出身の法律家で、50 歳代になってようやく騎士身分に叙され、ティベリウス帝 Tiberius Claudius Nero; Tiberius Caesar Augustus (在位  $14 \sim 37$  年) のとき解答権を付与された。ガイウスの記述によれば、サビヌスは、皇帝ネロ Nero Claudius Germanicus (在位  $54 \sim 68$  年) の時代になお活動していた。主著は「市民法・3 巻」 *Ius civile libri tres*. である。本書は、いわゆるサビヌスの体系(相続法、人の法、取引行為、不法行為、不当利得)によって市民法を総合的に解説した作品で、基本的に、クィントゥス・ムキウス・スカエウォラの枠組みに基づいている。しかし、ムキウスが財物の窃盗と財産権に対する損害とを相互にまった

く別のものとして取り扱ったのに対して、サビヌスはそれを一括して論じ、これによって不法行為 delictum という範疇を確立した。サビヌスの「市民法・3巻」は、この他にも数多くの特徴を備えており、その後のローマ法学の発展に大きな影響を与えた。後のローマの法学者たちは、市民法を解説するとき、「サビヌス註解」という形式を採用している。グローティウスは、サビヌス「市民法」に直接言及してはいない。しかし、「戦争と平和の法・三巻」第3巻、第9章、第11節などで、サビヌスの見解を紹介した法文(たとえば、D. 49, 15. 12. 9)を、サビヌスの名と共に援用している。

- →「プロレゴーメナ | 53 (訳 1)
- →「第1巻、第1章 V (訳2)

ザレウコス Zaleucus (生没年不詳)。ザレウコスは前7世紀のギリシアの立法家。最初期のギリシア植民市の一つ、南イタリアのロクリス(現ロクリ)の人で、ギリシアで最初に成文法を制定した立法者といわれる。その法律は厳しいことで有名であり、同害報復の原則にもとづく刑法や債務減免を含む社会立法は、南イタリアやシチリアの多くの都市に受容された。アリストテレース「政治学」に、「ザレウコスは、エピゼピュリオンのロクリス人のために立法者となった」(第2巻、第12章)という記述がある。

→ 「第1巻、第1章 | IX-1 (原2、訳8)

サルスティウス「ガイウス・サルスティウス・クリスプス] Caius Sallustius Crispus (c. 86 ~ 34 BC)。サルスティウスは、共和政末期ロー マの政治家、歴史家。かれは有力平民の家に生まれ、55年に財務官、 52年に護民官となった。かれの政治的立場は民衆派支持で一貫してお り、内戦期には、カエサルを支持して元老院派のポムペイウスに対抗し た(スエトニウスに引用されているサルスティウスのポムペイウス評が あまり芳しくないのは、このような政治姿勢の相違にもよるのであろ う)。しかし、政治家としては評判が良くなかったらしく、前50年には 一時元老院議員を除名されている。また、カエサルの後援によって新ア フリカ州総督に就任すると、そこでも私腹を肥やすことに努め、莫大な 財産を携えてローマに戻った。かれが訴追されなかったのは、カエサル が訴追に反対したからだといわれている。その後、かれは、クィリナー レの丘に「サルスティウスの庭園」と呼ばれる壮大な庭園を建設し、公 職を退いて、歴史の執筆に専念した。サルスティウスの主著は、1886 年にいくつかの断片が発見された(78 BC 以降のローマの)「歴史」 Historiae、および、ほぼ完全な形で残されている「カティリナの陰謀 | De coniuratione Catilinae、「ユグルタ戦記」Bellum Iugurthinum. などであ る。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻|第2巻、第18章4な ど37箇所で、「歴史」、「ユグルタ戦記」、「カティリナの陰謀」の文章を 援用している。

- **→**「プロレゴーメナ」3 (訳 11)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 I (訳 2)

サンモニクス、クィントゥス・セレヌス Quintus Serenus Sammonicus (211 年没)。サンモニクスは、アウルス・ゲッリウスにならった作品を数多く執筆し、当代きっての知識人と賞讃された文人、医者。かれは、ゲータおよびカラカッラの家庭教師をつとめ、そのために政治的陰謀に巻き込まれて、カラカッラ帝 Marcus Aurelius Severus Antoninus (在位198~217年)により殺害された。その後、サンモニクスの著作はほとんどすべて失われ、完全な形で現存するものは一篇もない。したがって、アレクサンデル・セウェルス帝が、サンモニクスのどのような作品を読んだのかはわからない。サンモニクスの著作のうち、不完全な形で現代に伝えられているものに、医療に関する詩「医療の掟」 Medicina praecepta や、他の著者の引用によって断片が伝えられている「秘められたことがら」 Res reconditae などがある。

→ 「プロレゴーメナ | 40 (訳 6)

## 【シ】

シクストゥス、シエナの Sixtus Senonensis = シスト・ダ・シエナ Sisto da Siena (c. 1517 ~ 1566)。シエナのシクストゥスは、おそらくシエナ のユダヤ教徒の家に生まれ、カトリックに改宗した後ドミニコ会士と なった。かれの修道会入りについては、シクストゥスが異端の嫌疑をか けられたとき、異端審問官ミケーレ・ギスジエーリ (後の教皇ピウス5 世 Pius V、在位 1566 ~ 1572 年) が、ドミニコ修道会への入会を条件に かれを赦免したからだと伝えられている。その後、シクストゥスはラン チェロット・ポリーティのもとで神学を学び、主として、聖書の正典と 偽典の区別についての研究により、神学者としての地位を確立した。か れの主著は、1566年に出版された、「主としてカトリック教会の著作者 たちから集められた聖なる文献集」Bibliotheca sancta ex praecipuis Catholicae Ecclesiae auctoribus collecta.である。この作品は通常「聖なる 図書館 | Bibliotheca Sancta と呼ばれ、聖書について研究しようとする者 に、聖書の古い版や聖書註解を紹介し、あわせて聖書の解釈方法や、正 典と偽典の区別の仕方などについて、古今の教父や神学者の解釈例を示 して解説したものである。この作品は、当時、類書がほとんど存在しな かったために、カトリックの側からもプロテスタントの側からも歓迎さ れた。しかし、著者のラテン語およびギリシア語の能力が劣っているこ とや、自由な記述が目立ち、記述の仕方が攻撃的で、しかも正確さを欠 いているなどの理由から、出版直後から強い批判にも曝された。「聖な る図書館 | の内容については、【補遺】を参照されたい。

→「プロレゴーメナ」29 (訳 2)、48 (訳 2)

シニバルドゥス・フィエスキ Sinibaldus Fieschi = 教皇インノケンティウス 4世 Innocentius IV  $(c.1195 \sim 1254$ ; 在位  $1243 \sim 1254$ 年)。シニバルドゥスは、ジェノアの伯爵家の五男として生まれ、はじめパルマで、後にボローニャで法律学を学び(ローマ法をアーゾ、アックルシウスから、カノン法をヨハンネス・テウトニクスから学んだとされる)、一時、ボローニャのカノン法教授として教鞭を執った。しかし、その後、枢機

卿ウゴリーノ(後の教皇グレゴリウス 9 世 Gregorius IX、在位 1227 ~ 1241年)の庇護を得て、1226年に教皇文書局審議官 auditor litterarum contradictarum、1227 年に枢機卿司祭となり、1243 年に教皇に選出され た。かれは、中世を代表するカノン法学者であるばかりでなく、すぐれ た立法者でもあった。かれの立法は、かれ自身の手で Novellae として、 三回にわたって公布されたほか、「第六書」にも改めて収録されている。 かれの立法は、司教区裁判所の改革、ロータ裁判所への常設裁判官の設 置など、教会裁判所制度の確立を一つの主要目的としている。また、 Novellae は、リベル・エクストラとは独立に註釈の対象とされ、その一部 はかれの主著「教皇令集講義録 | Apparatus in quinque libros decretalium. c. 1250. に註釈付きで収められている。法学者としてのシニバルドゥス は、カノン法学を方法的に新しい学問に発展させたこと、団体法論なら びに正戦論の構築、擬制的人格 persona ficticia として法人を認めたこと など、数多くの点で高い評価を受けている。グローティウスは「戦争と 平和の法・三巻 | の第1巻、第3章、第9節など9箇所で、シニバル ドゥスの「教皇令集講義録」を援用している。

## → 「プロレゴーメナ」53 (訳 2)

ジョン、ソールズベリーの John of Salisbury = ヨハンネス・サリスベ リエンシス Johannes Sarisberiensis (c. 1120 ~ 1180)。ソールズベリーの ジョンは、12世紀の代表的神学者。ジョンの幼少期については、かれ がソールズベリー生まれのサクソン人だったということ以外に、なにも 知られていない。かれは、1136年頃フランスに渡り、アベラルドゥス のもとで神学を学んだ。アベラルドゥスの引退後は、おそらくシャルト ルのギョーム・ド・コンシェについて学び、1140年頃ふたたびパリに 戻って神学の学習に取り組んだ。1147年頃、神学の学習を終えて司祭 に叙階され、1150年頃、おそらくクレルヴォーのベルナルドゥスの推 薦で、カンタベリー大司教シーオボルトの秘書となった。ジョンは、 シーオボルトの死後、さらに、その後を継いでカンタベリー大司教と なったトマス・ベケットの秘書として、カンタベリー大司教が処理しな ければならなかったさまざまな難問、たとえば、国王と教会の間の諸問 題や、イングランドの教会とローマ教皇との関係などの問題の処理にあ たり、トマス・ベケットの教会統治を支えた。ジョンは、1170年にト マス・ベケットが暗殺された後もしばらくカンタベリーにとどまってい たが、1176年にシャルトル司教に任命されてフランスに移住し、同地 で没した。ジョンは、1179年の第三ラテラノ公会議でも重要な役割を 果たしている。ジョンの主著は、シーオボルトの秘書時代に著された 「ポリクラクティクス」 Policracticus, sive de nugis curialium et de vestigiis philosophorum, 1156/1159.および「メタロギコン」Metalogicon, 1159.であ る。「ポリクラクティクス」は、国家および社会を人体にたとえて論じ た作品で、統治者や宮廷の道徳などについても批判の目が向けられてお り、17世紀にいたるまで、「君主鑑」の代表的作品として読み継がれた。 グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」、第1巻、第1章、第6節

のほか、第2巻、第1章、第14節、第2巻、第8章、第4節でもこの作品に言及し、第3巻、第4章、第14節では、この作品の一節を引用している。ジョンには、この他に、「[カンタベリーの] アンセルムス伝」 De vita Anselmi、「聖トマス・ベケット伝」 De vita Sancti Thomae、「書簡集」 Epistulae などの作品がある。

- → 「プロレゴーメナ | 52 (訳 1)
- → 「第1巻、第1章 | VI (原1、訳7)

シルヴェステル・プリエリアス Sylvester Prierias = シルヴェステル・ マッツォリーニ Sylvester Mazzolini (c. 1456 ~ 1523)。 シルヴェステル は、ルター批判の先鋒をつとめたことで知られる16世紀の神学者。北 イタリアのプリエロに生まれ、15歳でジェノヴァのドミニコ会修道院 に入り、修道士となった。かれは、ボローニャで神学を学び、一時、ボ ローニャおよびパドヴァで神学を教えたが、同時にいくつかの修道院長 を歴任し、1508年にはロムバルディア管区長、1511年にはミラノ大司 教区の「異端」審問官に就任している。その後、シルヴェステルは、 1515年に、トマス神学講座の担当者としてローマに招聘され、同時に 宮内長官 magister sacri palatii (この職の実質は、教皇宮廷付き神学者で ある。初代長官は聖ドミニコで、以来、この職にはドミニコ会士が就任 する慣例となっている)にも就任した。こうして、かれは、教皇レオ 10世 Leo X (在位 1513 ~ 1521 年) の顧問役として、また、ローマおよ び全カトリック教会の審問官として活動することになった。ルター批判 は、いわばこのようなかれの職責から生まれたものである。ただし、現 代の歴史家の評価によれば、シルヴェステルの批判は、むしろ、ルター の思想を学問的に強化するのに役立っただけであった。シルヴェステル は、ローマに招聘された10年後に、ローマを襲ったペストに罹患して 死亡した。シルヴェステルがローマに招聘される前に著された作品が、 「スンマのスンマ | Summa Summorum, 1514/1515 である。この作品は、 通常、「シルヴェステルのスンマ | Summa Sylvestring と呼ばれている。 そこでは、神学者や法学者の文献から抽出された、倫理神学に関するさ まざまな論述が事項別、アルファベット順に整理され、解説されている。 この作品は、際だった特徴をもっているわけではないが、きわめて浩瀚 かつ実際的な「良心の事案集」として、出版後まもなく、他の同種の作 品を排除して広く流布した(この作品は、1514/1515年にボローニャで 出版された後、1518年にシュトラスブールで再版され、その後、1600 年までに、ハーゲナウ、リヨン、アントヴェルペン、ヴェネツィアで 27 の版を重ねた。最後の版は 1601 年にヴェネツィアで出版されてい る)。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の第1巻、第3章、 第1節ほか33箇所で、「シルヴェステルのスンマ」の「戦争」bellumの 項に言及し、さらにこの作品の「[原状] 回復」restitutio (3 箇所)、「殺 人 | homicidium (2 箇所)、「使用貸借 | commodatum、「誓約 | iuramentum、「教皇」papa、「脅威」metus、「復仇」repressalia、「埋葬」 sepultura、「役権」servitus、「社会」societas、「応報罰」vindicta(以上各 1箇所)の項にも言及、あるいはその文章を引用している。ちなみに、シルヴェステルのルター批判は、ルターの「97箇条」に関連して行われたもので、1518年に出版された「教皇の権限に関するマルティン・ルターの傲慢な結論を排撃する対話」In presumptuosas Martini Luther conclusiones de potestate pape dialogus. および 1520年に出版された「詳細に反復、暴露、排撃、撲滅された、マルティン・ルターの誤った論証」 Errata et argumenta Martini Lutheris recitata, detecta, repulsa et copiosissime trita. の二篇が、その主要な論文である。これに対して、ルターも、「教皇の権限に関するマルティン・ルターの傲慢な結論を排撃する対話」を反論・注釈付きで出版したり、シルヴェステルを非難する書簡を送ったりしている。しかし、シルヴェステルはルターの反論をほとんど無視したから、両者の間に本格的な論争は行われなかった。

→ 「プロレゴーメナ | 36 (訳 6)

## 【ス】

スエトニウス「ガイウス・スエトニウス・トランクィルス] Caius Suetonius Tranquillus (c.  $69/75 \sim c. 130$ )。スエトニウスは、ヒッポ・レギウス出 身の帝政期ローマの歴史家。かれの家は、数世代前からローマの皇帝た ちとも交流のある名家であった。スエトニウスは、ローマで自由学芸と くに修辞学を学び、一時、法廷弁論家として法律実務に従事した。しか し、その後まもなく、かれの友人でもありパトロンでもあった小プリー ニウスの支援を受けて、トライアーヌス帝 Marcus Ulpius Nerva Traianus (在位98~117年)のもとで、地方の神官ならびに裁判官に任じられ、 さらに、110年から112年にかけて小プリーニウスがビテュニアの属州 長官として赴任した際に、小プリーニウスに随行してビテュニアに滞在 した。スエトニウスは、小プリーニウスがビテュニアで死亡した後再び ローマに戻り、トライアーヌス帝の書記官長として、皇帝の帝国統治を 支えた。ところが、122年頃、皇帝ハドリアーヌス Publius Aelius Hadrianus (在位 117 ~ 138 年) によって行政官の入れ替えが行われ、ス エトニウスも解任された。それ以後、スエトニウスは、小プリーニウス が提供した屋敷に引きこもって著作に専念した。スエトニウスには約 20編の作品のあったことが知られているが、現存しているのは、ユリ ウス・カエサルからドミティアーヌス帝 Titus Flavius Domitianus(在位 81~96年) までの12人のローマの支配者の伝記を記した「ローマ皇 帝伝」De vita Caesarum. および(部分的に残されている)「著名人列伝」 De viri illustribus のみである。グローティウスが「プロレゴーメナ」第3 節で引用している「著名文法家列伝 | De illustribus Grammaticis は、「著 名修辞学者伝」De claris Rhetoribus、「詩人伝」De Poetis、「歴史家伝」 De historicis とともに、「著名人列伝」の一部を構成する作品である。グ ローティウスは、このほかに、「戦争と平和の法・三巻」第3巻、第4 章、第14節など18箇所で、「ローマ皇帝伝」のユリウス・カエサル、 ティベリウス、カリグラ、クラウディウス、ネロ、ティトゥス、ドミ ティアーヌスに関する記述を引用している。

### → 「プロレゴーメナ | 3 (訳 1、11)

スキピオ・アフリカーヌス、プーブリウス・コルネリウス Publius Cornelius Scipio Africanus (236 ~ 183 BC)。スキピオ・アフリカーヌス は、ザマの戦い(前202年)でハンニバル率いるカルタゴ軍を破って第 二次ポエニ戦争を終結させ、ローマに地中海の覇権をもたらした政治家、 将軍。かれはローマの名門貴族の家に生まれ、前212年、24歳のとき、 按察官に就任した。翌年、父プーブリウス・スキピオが戦死した後をう けてヒスパニア派遣軍団の指揮官に任命されると、カルタゴ・ノーウァ を攻撃・占領して、ヒスパニアをカルタゴから解放し、ヒスパニアに対 するローマの支配を確実なものとした。さらに、スキピオは、前205年 の執政官に選出されたとき、直接カルタゴを攻撃することを主張したが、 この提案はファビウスの反対によって実現しなかった。そこで、スキピ オは、ローマ市民の中から義勇兵を募り、かれらをシチリアで訓練して 出撃の機会を待った。前204年に元老院の許可がおりると、スキピオは 兵と共にアフリカに渡り、まずカルタゴの同盟者ヌミディア王の軍隊を 制圧し、次いでザマの戦いで、ハンニバル率いるカルタゴ軍を破った。 ローマに戻ったスキピオに、元老院は凱旋式を許し、「アフリカーヌス」 の尊称を与えた。しかし、政治の世界では、スキピオの活動はファビウ スとカトーによって阻まれた。そのため、スキピオは、前199年に戸口 総監に就任したのを最後に公職から退き、リテルヌムに隠棲して同地で 没した。スキピオは、たぐいまれな用兵家であり、かれの戦術は近代陸 軍士官学校の教材とされた。また、スキピオはギリシア文化に対する心 酔者としても知られ、古代ローマで、ギリシア語とギリシアの古典文化 に関する知識が指導層に欠かせない教養とされるようになったのは、ス キピオの力によるところが大きいとされている。

## →「プロレゴーメナ」26 (本、訳 6)

ストーバエウス、ヨハンネス Johannes Stobaeus (生没年不詳)。ストー バエウスは、おそらく5世紀後半のギリシアの文献学者。ストーバエウ スという名前は、出身地、北マケドニアのストービ Stobi からつけられ たものである。その生涯についてはよくわかっていない。かれは、500 人以上に及ぶギリシアの歴史家、雄弁家、哲学者などの作品を抜粋した 「文集」を編纂したことで知られている。とくに、エウリピデースや、 いく人かのストア哲学者に関する現代の情報は、その大部分をストーバ エウスの作品に負っている。ただし、現在知られている作品には、ス トーバエウスの「文集」をさらに後世の無名の作者が抜粋した文章も含 まれていると考えられている。ストーバエウスは「文集 | 全体を 4 巻に 区分したが、中世の学者たちは、第1、2巻を「自然学および倫理学の 選集」 Eclogae, physicae et ethicae、第3、4巻を「詞華集」 Florilegium: Sermones と名づけた。「詞華集」は、ホメーロスからテミスティウスに いたる、500人あまりのギリシアの哲学者、詩人、弁論家、歴史家など の文章を集めたもので、1535年にヴネツィアで最初の刊本が出版され た(「選集」は 1575 年にアントウェルペンで初めて刊行された)。「選集」

と「詞華集」をあわせた全体は、1609年にジュネーヴで最初に刊行されている。グローティウスは、ストーバエウスを重要な資料として利用していたらしく、「戦争と平和の法・三巻」に先だって、「選集」および「詞華集」から抜萃した文章をラテン語に翻訳した「詩人たちの言葉」 Dicta Poetarum, Paris 1623. という作品を出版している。また、「戦争と平和の法・三巻」では、「プロレゴーメナ」第14、23節のほかに、40箇所あまりで「詞華集」に言及し、この作品に収められた、ホメーロス、ディオゲネス、ヒエロクレース、デモクリトゥス、メナンデル、アンティステネースらの文章を引用している。

→ 「プロレゴーメナ | 14 (訳 4、7)、23 (訳 1)

ストラボン Strabo (c. 63 BC ~ c. 23 AD)。ストラボンは「地理誌・ 17 巻 | Geographica, libri XVII, の著者として知られるギリシアの哲学者、 歴史家。小アジアのポントゥス近郊のアマセイアの名家に生まれ、ニュ サで文法、修辞学を学んだ後、ローマに行き、アリストテレース派のク セナルクスやストア哲学者アテノドーロスのもとで哲学を学んだ。そし て、さらに見聞を深めるために、数年にわたって、イタリアのトスカー ナからギリシア、小アジア、エジプトにいたる、ほぼ東地中海沿岸全域 を旅行し、それぞれの場所で得た知識を一つの書物にまとめた。それが かれの主著「地理誌」である。ストラボンは、「地理誌」に先だって、 ローマ人によるギリシア征服以後の地中海世界の歴史を記述した「歴 史・47 巻 | Historia, libri XLVII, を著したが、この作品は、ごくわずか の断片を残すだけで、現在では失われてしまっている。なお、「地理誌」 は、当時のローマ世界の様子を知る上で重要な歴史資料として、現代で も、高く評価されている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第1巻、第1章、第16節のほかに、第2巻、第2章、第2節など約70 箇所で、「地理誌」の記述を援用している。

- → 「プロレゴーメナ」11 (訳 3)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 XVI-5 (本、訳 4)

スパエルス Spaerus [Sphaerus] (c. 285 ~ 210 BC)。スパエルスは、ゼノンおよびクレアンテースの下で学んだストア哲学者。ボスポラスに生まれ、アテナイで学んだ後、スパルタに移住して哲学を教える傍ら、スパルタ王クレオメネス 3世 Cleomenes III (在位 235 ~ 222 BC) の顧問としても活躍した。しかし、前 220 年頃、アレクサンドリアに移り、プトレマイオス 4世 Ptolemaios IV (在位 221 ~ 205 BC) の宮廷で一生を終えた。スパエルスは厳密な定義をする人として知られ、キケローも、スパエルスは「ストア派の中で、定義の第一人者と呼ばれている」と述べている。ディオゲネス・ラエルティオスは 30 点余のスパエルスの著作目録を伝えているが、ほぼ完全な形で現在に伝えられている作品は皆無である。

→ 「プロレゴーメナ」 24 (訳 4)

## 【セ】

セネカ、ルキウス・アンナエウス Lucius Annaeus Seneca  $(4~{
m BC}\sim65$ 

AD)。セネカは、古代ローマの代表的ストア哲学者。スペインのコルド バに生まれ、ローマに出て修辞学および哲学とくにストア哲学を学んだ。 一時伯母とともにエジプトに滞在したが、31年にローマに戻って財務 官に就任し、さらに元老院議員となった。しかし、その頃からカリグラ 帝 Caius Iulius Germanicus, Caligula (在位 31 ~ 41 年) との関係が悪化し、 クラウディウス帝 Tiberius Claudius Germanicus (在位 41 ~ 54 年) に よって、コルシカ島に追放された。カリグラは、「あの病弱な男はまも なく死ぬだろうから、死を命ずる必要もない」といって、かれを処刑し なかったと伝えられている。しかし、その後まもなく、皇妃メッサリー ナの助言によってローマに呼び戻され、その後はクラウディウス帝に重 用されて、皇子ネロの師となった。皇帝ネロ Nero Claudius Germanicus (在位  $54 \sim 68$  年) の初期の統治は国民から歓迎されたが、この統治に はセネカの影響力も与っていたといわれる。ネロの専断と狂気が増長す ると、セネカは病気と称して引退し、皇帝と一線を画そうとした。しか し、ネロの目から逃れることはできず、ついに自殺を命ぜられた。セネ カの作品は多岐にわたっている。現代にまで伝えられている作品に、 「狂気のヘラクレス | Hercules furens ほか8編の悲劇、対話形式の「怒り について」De irae、「人生の短さについて」De brevitate vitae、「閑暇論」 De otio、「摂理について」Providentia、対話形式をとらない「恩恵につ いて」De beneficiis、「慈悲について」De clementia、「ルキリウスに宛て た道徳書簡集 | Epistulae morales ad Lucilium. などがある。ストア哲学に 惹かれていたグローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の随所でセ ネカの作品を引用している。キルジー訳に付された「著者別引用文献索 引|によれば、グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻|の 242 箇 所で、「恩恵について」(85 箇所))、「怒りについて」(43 箇所)、「慈悲 について」(32 箇所)、「道徳書簡集」(45 箇所)などの作品に言及し、 あるいはその文章を引用している。

- →「プロレゴーメナ」3 (原 2、訳 11、17)、8 (原 1、訳 1)、26 (訳 9)、29 (訳 3)、42 (原 1、訳 5)
- →「第1巻、第1章」III-1 (本、原1、訳4、5)、VII (原1、訳5)、IX-1 (訳1)、XI-2 (原2、訳4)、XII-2 (本、原1、訳7、16)

ゼノン Zenon(c. 336~264 BC)。ゼノンは、ストア哲学の創始者とされる古代ギリシアの哲学者。キュプロス島の商人の子に生まれ、アテナイに出て、キュニコス派のクラテス、メガラ派、アカデメイア派のポレモンなどのもとで学んだ。ゼノンは 42 歳まで商業に従事し、前 300 年頃からアテナイの絵画柱廊(ストア・ポイキレ)で門弟たちに教え始めた。ただし、ゼノンはソクラテースと同じように著作をまったく残さなかたので、かれの学問を直接知ることはできない。「心の平安は快楽と苦痛に対する無関心によって得られる」などのゼノンの思想は、その弟子クレアンテースやクリューシッポスらによって受け継がれ、紹介されている。それによれば、ゼノンは、人は自分自身を克服することによって世界を征服することができる。瞑想することにより、快楽と苦痛

に対する無関心を養うことができ、さらに、感情を制御することができるようになって(感情がない状態アパテイア apatheia)、知恵を獲得し、それを用いることができるようになる、と説いた。

#### →「第1巻、第1章」XI-2(訳6)

セルウィウス・ホノラートゥス、マウルス Maurus Servius Honoratus (生没年不詳)。セルウィウス・ホノラートゥスは、420年頃活躍したローマの文法学者。ウェルギリウス「アエネーイス」に対する「註解・12巻」 Commentarius in Virgilii Aeneidos libri XII を著し、当代最高の知識人とうたわれた。なお、この作品は、西ローマ帝国滅亡前に著された古典作家の作品中、ほぼ完全な版が残されている唯一の作品としても知られている。セルウィウスには、このほかに、ウェルギリウスの他の作品(「牧歌」 Bucolica、「農耕詩」 Georgicon)に対する註解や、「韻律論」 Decentum metris ad Albinum などの著作がある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の72箇所で「アエネーイス註解」を援用し、そのほか12箇所で「『牧歌』註解」や「『農耕詩』註解」の文章を引用している。

→ 「第1巻、第1章 | II-1 (原1、訳4、5)

#### 【ソ】

**ソクラテース Socrates** (c. 469 ~ 399 BC)。ソクラテースは、西洋哲学 の祖と呼ばれる古代ギリシアの哲学者。その生涯についてはよくわかっ ていない。確かなのは、ソクラテースが、若い頃、兵士としていくつか の戦争に従軍したこと、クサンチッペという第二夫人との間に三人の息 子がいたこと、ソクラテースはクサンチッペにいつも悩まされていたら しい、ということくらいである。かれは、アテナイの町中を歩き回って、 若い人たちをつかまえては話しかけ、倫理や道徳の問題をかれらに教え た(プラトンによれば、ソクラテースは、その際に若者たちから報酬を 受け取らなかったので、かれの生活ぶりは貧乏だった)。しかし、かれ のこのような教育活動は一部の市民の反感を買い、かれは、若者をたぶ らかし偽りの神をかれらに信じ込ませようとしたという罪に問われて、 民衆法廷において死刑を宣告された。ソクラテースは、脱獄を勧めるク リトンの言葉を振り切って、みずからの教えである「良い市民とは法を 守る市民である」ことを身をもって示すためにすすんで毒杯を仰ぎ、み ずから命を絶った。ソクラテースは書物を残さなかったが、かれの思想 は、弟子である哲学者プラトンの対話編などを通じて伝えられている。 ソクラテースが西洋哲学の祖といわれる最大の理由は、「ソクラテス・ メソッド | Socractic Method: ελεγγος 「論駁、論証 ] という学問の方法す なわち弁証法を用いて、たとえば、どういう状態が幸福な状態か、どう いう行動が正しい行動か、良い市民とはいかなる市民か、などの問題に ついて、アテナイの人々に教えたからである。その際に、ソクラテース は、みずからを「無知なる者」と規定し、「真の知」エピステメーを探 求しようとした。ソクラテースにとって、幸福な状態とは、富や名誉に よってもたらされるものではなく、道徳的な生き方、充実した精神(思 索、哲学)によってもたらされるものであった。また、かれは、正しい 行動とは、思索によって得られた真理を勇気をもって主張し、実践する ことであり、良い市民とは、法を守り、ポリスのためにつくすことに よって市民としての義務を果たす人である、と説いた。

- → 「プロレゴーメナ | 8 (訳 4)
- →「第1巻、第1章 | XI-2 (訳 6)

**ソローン** Solon (c. 638 ~ 558 BC)。ソローンは、立法者として知られ るアテナイの政治家、詩人。かれは、前594年にアルコンに就任し、政 治的、経済的、道徳的に衰退していたアテナイの国家および市民生活を 立て直すためのさまざまな立法を行った。ソローンの立法の主要な内容 ないし分野は次の5つである。一つは、「重荷おろし」と呼ばれる、貧 窮市民の債務奴隷化を抑制する法律を制定して、市民の地位の向上をは かったこと。第二は、国民をその所有する財産額に応じて4つのクラス に分け、それぞれのクラスの国民が参加できる評議会、民会をクラスご とに指定して、旧来の部族間、貴族と平民の間の対立の緩和をはかった こと。第三は、貨幣制度・度量衡法を統一して、アテナイの経済活動を 活発化したこと。第四は、さまざまな農業保護政策立法によって、農業 の安定化と食糧自給率の向上をはかったこと。第五は、居留外国人の市 民権取得を容易にし、かつかれらに技術的な職業への従事を義務づけて、 アテナイの産業の発展に寄与したこと、である。また、ソローンは、法 の成文化を推進した立法者としても知られている。かれは、みずから作 成した法律案をアクソネースと呼ばれる「四角い箱に入った、回転する 木の板」に記して掲示し、市民がそれを読めるようにした。そして、法 律案が評議会によって批准されると、それが法律となった。プルータル コスによれば、ソローンは、自分の立法が100年間アテナイ市民によっ て守られるようにするために、木の板に書き記したという。ソローンの 著作は伝わらないが、他の著者の作品に引用された、主として詩文の形 をとったかれの演説の断片が、「ソローン・断片」として集成されてい る。グローティウスは、「プロレゴーメナー第19節や、「戦争と平和の 法・三巻 第2巻、第2章、第3節など6箇所で、ソローンに言及、あ るいは「断片」の文章を引用している。

- →「プロレゴーメナ」19 (本、訳5)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 VII (訳 4)、IX (訳 2)、X-1 (訳 2)、XII-2 (訳 22) 【タ】

タキトゥス、プーブリウス・コルネリウス Publius Cornelius Tacitus (c.  $56 \sim c. 117$ )。タキトゥスは帝政期ローマの歴史家、政治家。おそらく騎士階層の出身で、小プリーニウスと同じく、クィンティリアーヌスのもとで修辞学を学び、弁論家として活動した。小プリーニウスとは終生友人の関係を保った。77 年に著名な将軍アグリコラの娘ユーリアと結婚し、ティトゥス帝 Titus Flavius Vespasianus(在位  $79 \sim 81$  年)のとき財務官に(81/82 年)、88 年には法務官に就任している。タキトゥスは、ネルウァ帝 Marcus Cocceius Nerva(在位  $96 \sim 98$  年)のもとで補充執政

官となったが(97年)、その後は、重要な官職につくことなく著作に専念した。主著は、「歴史・12巻」 Historiae, libri XII. および「年代記・18巻」 Annales, libri XVIII. である。この二つの作品は、ともに皇帝アウグストゥス Caius Iulius Caesar Augustus(在位前 27~後 14年)の死からドミティアーヌス帝 Titus Flavius Domitianus(在位 81~96年)の死までのローマの歴史を記述している。このほかに、「ゲルマーニア、ゲルマン人の起源および習俗について」 Germania; De origine et situ Germanorum. や、「アグリコラ」 Agricola(「[岳父グナエウス・] ユーリウス・アグリコラの生涯について」 De vita et moribus Iulii Agricolae)、著名な弁論家としての活動から生まれた「弁論家についての対話」 Dialogus de oratoribus. などの作品が知られている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第1章、第16節のほか 65 箇所で「年代記」を援用し、50 箇所で「歴史」の文章を引用している。また、「ゲルマーニア」(22 箇所)や「アグリコラ」(4 箇所)も利用している。

- $\rightarrow$  「プロレゴーメナ | 3 (訳 2)、27 (訳 4)、40 (訳 1)
- →「第1巻、第1章」XVI-6 (本、訳6)、

ダリウス [1世] Darius I = ダレイオス1世 Dareios I (c. 549 BC ~ 486 BC)。ダリウス1世は、キュロス王と並んで大王と称される、アケメネス朝ペルシャ第3代の国王。かれは、エーゲ海からインダス川に及ぶ広大な領土を20の行政区(サトラピー)に分け、それぞれの区に総督を置いて中央集権的な統治を行った。また、各地を結ぶ道路網を整備し、新しい首都ペルセポリスの建設にも力を尽くした。その結果、かれの治世のときに、ペルシャ帝国はその最盛期を迎えた。さらに、ダリウスは、イオニア植民地の叛乱を鎮圧するためにギリシアに出兵し、いわゆるペルシャ戦争の火蓋を切った。しかし、マラトンの戦い(前490年)での敗戦により、その目的を達成できないままこの世を去った。

→ 「プロレゴーメナ」3 (訳 4)、27 (原 1、訳 14)

タルターニス、アレクサンデル・デ・ Alexander de Tartagnis (c. 1424~1477)。タルターニスは、後期註釈学派に属するイタリアの法律家。 1438 年から 1445 年までボローニャで法律を学び、1446 年に同市の陪席 判事となった。かれは 1451 年以降ボローニャで教鞭を執り、その間にフェラーラ、パドヴァでも教えている。ヤーソン、バルトロメウス・ソチヌス Bartholomaeus Socinus(1436-1507)、ルドヴィコ・ボロニーニ Ludovico Bolognini(1446-1508)らはタルターニスの教え子である。タルターニスの主著は、その講義録「学説集註解」 Commentaria super Digestum および「勅法集註解」 Commentaria super Codicem である(ただし、これらは、この時代の慣習として、それぞれの法典の抜粋に対する注釈である)。また、この他に、弟子と共同執筆した作品「学説集、章別註解」 Tartagni ad ff. [Digestorum] titulos, 1595.や、バルトールス、バルドゥスその他の学者の註解に自分の註解を付け加えた作品「アポスティラエ」 Apostillae、「助言集」 Consilia.なども知られている。タル

ターニスは人間性を重視し、刑事被告人に不利な助言はしないと語ったといわれ、かれの「助言集」には 1280 あまりの刑事事件の助言が含まれている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第 2 巻、第 11章、第 18 節および第 3 巻、第 20章、第 40 節で「助言集」の一節を、第 3 巻、第 6 章、第 8 節で「学説集註解」の一節を指示している。

→ 「プロレゴーメナ | 52 (訳 2)

## 【チ】

チーヌス、ピストイアの Cinus [Cynus] da Pistoia = キーヌス・デ・シ ギブルドゥス Cinus de Sighibuldus (1270 ~ 1336/37)。チーヌスは、ピス トイア市の公証人、参事会員を父として、ピストイアに生まれた。ボ ローニャで、ディーヌス・ムゲッラーヌス Dinus Mugellanus および「標 準注釈 | を著したアックルシウスの息子フランチェスコ・アックルシウ ス Franciscus Accursius からローマ法を学んだが、博士号を取得しないま まピストイアに帰郷し、(1300/01年)、1310~13年の間、皇帝ハイン リッヒ 7 世 Heinrich VII(在位 1312 ~ 1313 年)の従者でローマ元老院 議員だったサヴォワのルートヴィッヒの顧問官として働いた。そして、 ハインリッヒ7世の死後、1314年に、「勅法集註解 | Commentaria super Codicem を刊行し、同年、ボローニャ大学から博士号を与えられた。 チーヌスは、その後、ピストイア、シエナ、フィレンツェの都市法律顧 問などの役職を歴任したほか、シエナ(1321-23年および1324-26年)、 ペルージャ(1326-1330年および1333-1334年。この二度目の教授時代 の学生の一人がバルトールスである)、ナポリ(1330-1331年)、ボロー ニャ (1333-1334年) の各大学でローマ法を教えた。1334年にはピスト イアに戻り、ゴンファロニエーレ(Gonfaloniere,都市国家の最高行政官) に選出されたが、就任を辞退している。チーヌスは、ジャック・ド・レ ヴィニー Jacques de Revigny (1230/40 ~ 1290) やピェール・ド・ベルペ ルシュ Pierre de Bellenerche (1308年没)といった、フランスの註解学者 たちの著作をイタリアに紹介したほか、新詩体の詩人 (Poeti del Dolce stil nuovo) としても著名であり、ペトラルカ、ボッカチオ、ダンテ、ヨ ハンネス・アンドレアエらの友人でもあった。グローティウスは、「戦 争と平和の法・三巻」第2巻、第9章、第11節でチーヌスの名をあげ ているが、作品には言及していない。

→ 「プロレゴーメナ」53 (訳 2)

# 【ツ】

ツァジウス、ウールリッヒ Ulrich Zasius (1461 ~ 1535)。ツァジウスは、ドイツにおける人文主義法学の提唱者。コンスタンツに生まれ、テュービンゲン大学で学んだ後、コンスタンツの宗教裁判所の公証人を経て、1494 年にフライブルグ市の書記官となった。そして、同時にフライブルグ大学法学部にも在籍し、1501 年に同大学で法学博士号を取得した。その後、フライブルグ市裁判所の書記官、フライブルグ大学教授、皇帝参事官などを歴任した。1520 年には、フライブルグ改革都市法典の編纂に携わっている。法律学の領域では、ツァジウスは、註釈学派

および後期註釈学派によってローマ法が歪められたことを批判し、その 誤りを正すことに精力を傾けた。かれの代表作「夜業 | Lucubrationes. 1518.は、註釈学派が法の起源に関する「学説集」の法文を十分理解し ていないことを指摘し、法の起源に関する自らの考え方を述べた論文集 である。ツァジウスには、この他に、「ユダヤ人の幼児に洗礼を授ける ことに関するいくつかの設問 | Quaestiones parvulis Iudaeorum baptizandis, 1506. や、「ローマ法大全中のいくつかの箇所の用語に関する 個別の新しい理解」Intellectus singulares et novi in nonulla loca iuris civilis, 1526. などの作品がある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第3巻、第23章、第1節で「ヨーハン・エックに反論する弁護論」 Apologetica defensio contra Ioannem Eckium、第1巻、第3章、第17節で 「解答録」Singularia responsa、第2巻、第5章、第20節で「学説集「第 一部] 章別註解 In primam Digestorum partem paratitula、第2卷、第16 章、第27節で「学説集の債務 obligationes という言葉についての章 [D. 45. 1.] 講義」Lectura in titulum Digestum novi de verborum obligationibus (この箇所について、キルジー訳に付された「著者別引用文献索引」は、 「教皇令集註解 | On Decretales と記しているが、これは誤りである)の 一節を、それぞれ、指示している。

→ 「プロレゴーメナ」53 (訳 3)

ツィーグラー、カスパール Caspar Ziegler  $(1621 \sim 1690)$ 。 ツィーグ ラーは、ライプツィッヒ市長を父として生まれ、1638年にライプ ツィッヒ大学で哲学得業士の学位を取得した。その後、ヴィッテンベル グ大学で哲学の勉強を続けたが、経済的な事情からライプツィッヒに戻 り、自学自習で様々な知識を身につけた。1952年から、ふたたびライ プツィッヒ大学で法律学を学び、1655年には、イェーナ大学の法学博 士候補生となった。そして、同じ年にヴィッテンベルク大学のローマ法 の教員に採用され、1662年には正教授に昇格した。また、同年に ヴィッテンベルクの上訴裁判所評議員、1664年には枢密顧問官にも就 任している。かれは、詩人、作曲家としても知られており、そのマドリ ガルはとくに有名である。法律学に関する作品として、「自然法および 諸国民の法について、あるいはグローティウスの『戦争と平和の法』註 解 | De Jure Naturae & Gentium, seu Commentarius ad Grotium de Jure Belli sc Pacis, Wittemberg 1661. や「パウロ・ランチェロッティの『カノン法 学提要』に基づくカノン法解説」Jus canonicum ad J. P. Lancelotti Institutiones enucleatum, 1669、「刑罰について | De poenis, 1674. などがあ る。バルベイラックは、ツィーグラーの「グローティウスの『戦争と平 和の法』註解」を高く評価していたようで、みずからの註釈中で、しば しばこの作品に言及している。

→ 「プロレゴーメナ | 29 (訳 2)、48 (訳 2)

## 【テ】

ディアゴラース、メロスの Diagoras Melios (生没年不詳)。ディアゴラースは、無神論者としてその名が知られるギリシアの詩人、ソフィス

ト。かれはメロスに生まれ、アテナイの将軍アルキビアーデスによってメロスが征服された後(前416年)、アテナイに移住した。かれの哲学作品は知られていない。しかし、かれは、アテナイの神々や祭祀・秘儀について批判的な言動を繰り返していたらしく、後2世紀のアテナゴラースは次のように証言している。「アテナイの人々は、ディアゴラースに対して、無神論的言動の罪で有罪の判定を下した。これには、それなりの理由があった。かれは、オルフェウス教の教義を暴き、エレウシスの秘儀やカベイリの秘儀を公にし、カブを煮るためにヘラクレスの木像を切り倒した。そればかりか、かれは、この世に神などというものは存在しないと公言していたからである。」おそらくそのために、ディアゴラースはアテナイから追放されてコリントに移住し、その地で没した。

#### → 「プロレゴーメナ | 11 (訳 1)

ディオ、プルサの Dio Prusaeensis = ディオ・コッケイアーヌス Dio Cocceianus =  $\vec{r}$   $\vec$ 120)。プルサのディオは、帝政初期ローマの哲学者、弁論家。かれは、 ビテュニアのプルサに生まれ、同地で修辞学、哲学を学んだ後、69年 頃ローマに行き、弁論家として活躍し始めた。しかし、皇帝ドミティ アーヌス Titus Flavius Domitianus (在位 81 ~ 96 年) に対する陰謀事件 にかかわって、一時ローマから追放された。その後、ネルウァ帝 Marcus Cocceius Nerva (在位 96 ~ 98 年) によって許されてプルサに戻 り、トライアーヌス帝 Marcus Ulpius Nerva Traianus(在位 98 ~ 117 年) の時代には、ローマで、皇帝の信任を受けた弁論家として活躍した。 「コッケイアーヌス」という名は、ディオが追放を許された後、恩人ネ ルウァ帝にちなんで自ら名乗った名前である。また、「クリュソストモ ス」Chrysostomos(金の口)という名は、かれの雄弁に対して後世の 人々がつけた添え名である。かれは、80編におよぶ「弁論集」 Orationes を残したほか、政治、道徳、哲学に関する作品も著した。 し かし、「弁論集」以外の作品は、すべて失われた。ちなみに、「ローマ史」 Historia Romana の著者ディオ・コッケイアーヌス Lucius Cassius Dio Cocceianus (c. 163/164 ~ 229)はかれの孫だという説がある。ただし、こ の説は確認されていない。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | の「プロレゴーメナ | 第 26 節、第 1 巻、第 1 章、第 14 節以外でも、第 1巻、第3章、第8節など43箇所で、「弁論集」の文章を引用している。

- →「プロレゴーメナ | 26 (本、訳 2)
- →「第1巻、第1章」XIV-2 (本、訳1)

[皇帝] ディオクレティアーヌス、ガイウス・アウレリウス・ウァレリウス Caius Aurelius Valerius Diocletianus (c. 245 ~ c. 311、在位 284 ~ 305 年)。ディオクレティアーヌスは、軍人皇帝乱立時代のローマ社会の混乱を収拾して、専主政を開始したローマ皇帝。ディオクレティアーヌスの幼年期、青年期については、かれがおそらくダルマティアのサローナで生まれ、父親がつけた名前はディオクレス Diocles だったとい

うこと以外に、ほとんどなにも知られていない。ディオクレティアーヌ スは、兵士として軍隊に入り、やがて頭角を現して、近衛師団の長官に なった。そして、ヌメリアヌス帝 Marcus Aurelius Numerius Numerianus (在位 283~284年) の死後、軍隊の推挙により、小アジアのニコメ ディアでローマ皇帝として即位した。皇帝となったディオクレティアー ヌスは、まず、ライン川とドナウ川を防衛線とする帝国の統治を安定化 させるために、統治の対象を東西に区分し、それぞれに正帝と副帝をお いて担当地域を指定した(292年)。これには、帝国の防衛体制を固め ると共に、帝位継承の争いからくる政治的な混乱を防止する意図もあっ たといわれる。さらに、約50ほどの属州 provincia を約100の属州に再 分割し、それらを12の管区 dioecesis にわける統治制度を採用したほか、 中央の官庁機構も整理再編成して、皇帝による中央集権的な統治の実現 を目指した。また、ディオクレティアーヌスは、税制を改革し、最高価 格統制令や手工業者に対する統制令を発布して、帝国経済の立て直しも はかった。法の分野では、官僚制による帝国統治を実現するために、数 多くの立法を行った。そして、混乱をきわめていた法源を整理するために、 かれの統治下で、おそらくはかれの高官の手によって、「グレゴリアーヌ ス法典」Codex Gregorianus および「ヘルモゲニアーヌス法典」Codex Hermogenianus が作られた。「グレゴリアーヌス法典」には、ハドリ アーヌス帝 Publius Aelius Hadrianus(在位 117~ 138 年)以後ディオク レティアーヌスの治世291年までの(主として私法に関する) 勅法が収 録されている。また、「ヘルモゲニアーヌス法典」は、「グレゴリアーヌ ス法典」の続編として編纂された法典で、これには、主として293~ 294年に公布された勅法が収められている。これらは、法典として正式 に公布されることはなかったが、法実務の改善には大いに役立った。後 世の「テオドシウス法典」は、この二つの法典をモデルとして編纂され ている。ディオクレティアーヌスは、健康を害したこともあって、皇帝 在位20年を祝ったのちに引退し(305年)、アドリア海岸のサロナで余 生を送っていたが、311年に同地で死去した。

#### → 「プロレゴーメナ」53 (訳 1)

ディオゲネス・ラエルティオス Diogenes Laertios (生没年不詳)。ディオゲネス・ラエルティオスは、3世紀前半のギリシャの哲学者。かれは、おそらく 220 年頃、「著名な哲学者たちの生涯と学説」De vitis et dogmatibus clarorum philosophorum、あるいは「哲学者伝」Vitae philosophorum と呼ばれる、ギリシアの哲学者たちの伝記を著した。原著はギリシア語で書かれているが、すでに最初の印刷本のときからラテン語対訳となっている(1533 年、フローベニウス版)。この作品の中で、ディオゲネスは、250 人のギリシアの哲学者をとりあげ、365 の文献を引用している。ただし、かれの叙述は、いわゆるギリシアの伝記スタイルによっており、厳密な資料批判に基づいてはいない。それでも、この作品は、ギリシアの哲学者の生涯を知る上で、また、現在では失われてしまった作品の内容を部分的に知ることができる点でも、貴重な作品と

されている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第2章、第8節など13箇所で、アテーナエウス、ストア派、ゼノン、ピュタゴラス、エピカルムス、ターレス、ソローン、テオドーロス、ペリアンドロス、エピクロス等に関する、「哲学者伝」の記事を引用している。

#### → 「プロレゴーメナ | 11 (訳 3)、36 (訳 2)、42 (訳 2)

「皇帝」テオドシウス「2世」Flavius Theodosius II(401~ 450 ;在 位 408 ~ 450 年)。テオドシウス 2 世はアルカディウス帝 Flavius Arcadius (在位 395 ~ 408 年) の長男として生まれ、父親の跡を継いで 7歳で皇帝となった。そのため、416年まで姉のプルケリアが摂政とし て政務を司った。したがって、テオドシウスが本格的に皇帝として統治 したのは 420 年代以降である。かれの主要な業績として知られているの は、コンスタンティヌス帝以降の勅法を集成して「テオドシウス法典」 Codex Theodosianus を編纂したこと、およびコンスタンティノポリスの 城壁を構築したことである。テオドシウスは、当初、学説法についても 整理する計画をもっていたが、これは実現不可能であることが判明した ために、いわゆる「引用法 lex citationis の制定にとどめ (426 年)、 429 年から勅法の整理に取りかかった(438 年に完成)。「テオドシウス 法典 には、コンスタンティヌス帝以降の勅法から採録された約3400 の法文が、全16巻、421章に分類、収録されている。そして、東方で は、ユースティニアーヌス帝「旧勅法集」が公布される 529 年まで、こ の法典が維持された。また、西方では、西ゴート王国のもとで、507年 頃、この法典に基づいて、ローマ系住民のための法典「西ゴートのロー マ人法典 | Lex Romana Visigothorum (別名「アラリック王抄典 | Breviarium Alaricianum)が作られ、これを通じて、「テオドシウス法典 | が、(西ゴート人の支配した)フランス南部およびスペインの法発展に 大きな影響力を及ぼした。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第1巻、第2章、第8節、第1巻、第2章、第8節、および第2巻、第 2章、第20節で、「テオドシウス法典」の法文に言及している。

#### → 「プロレゴーメナ | 53 (本、訳 1)

テオドレートゥス、キュロスの Theodoretus Currhus (c. 393~457)。テオドレートゥスは、アンティオキアに生まれ、キュロスで没したギリシア教父。アンティオキアの修道院で教育を受けた後、420年および423年にキュロスの司教に選出された。かれは、エフェソス公会議(431)およびカルケドン公会議(451年)にも出席している。テオドレートゥスの学問的関心は、聖書解釈のみならず、歴史や、人々の経済生活にまで及んでおり、それがかれの著作の特徴となっている。主著に、325年から429年までの教会の歴史(エウセビウスの「教会史」の続編に相当する)を記述した「教会史」Historia Ecclesiastica、30人の禁欲修道僧の伝記からなる「修道士の歴史」Historia Religiosa、ギリシア哲学との対比に基づいてキリスト教の真理を証明しようとした「ギリシア病の治療」Curatio affectionum Graecarum などがある。グローティウスが

「戦争と平和の法・三巻」第 1 巻、第 1 章、第 16 節で念頭に置いているとされる「『出エジプト記』質疑録」 Quaestiones in Exodus は、「旧約八書質疑録」 Quaestiones in Octateuchum の一部をなす作品である。 グローティウスは、このほかに、「戦争と平和の法・三巻」第 1 巻、第 3 章、第 8 節など 5 箇所で、テオドレートゥスの「教会史」、「ギリシア病の治療」、「神の啓示について」 De divina providentia に言及している。

→ 「第1巻、第1章」 XVI-5 (原1、訳14)

テオドールス、キュレネーの Theodorus Cyrenaeus (c. 340 ~ c. 250 BC)。 テオドールスは、通常、無神論者テオドールス Theodorus Atheus と呼ば れる、キュレネーの哲学者。キュレネー学派の創始者アリスティッポス (ソクラテースの弟子) の孫のアリスティッポスのもとで哲学を学び、 さらにゼノンやピュロンの講義も聴いた。その後、テオドールスは、そ の無神論のゆえにキュレネーを追放されて、アテナイに移り住んだ。し かし、ここでも民衆法廷に召喚されそうになり、プトレマイオス1世 Ptolemaios I (在位 305 ~ 283 BC) を頼ってエジプトに渡った。しかし、 最後はキュレネーに戻り、キュレネーで死去した。テオドールスは、 ウィットに富んだ話し方をする聡明な人で、弟子も多かった。かれの弟 子たちは、テオドールス派の人々と呼ばれた。テオドールスの著作は現 存しないが、「神々について」Περι Θεων.という作品があったことは知ら れており、これについて、ディオゲネス・ラエルティオスは次のように 記している。「ところでこのテオドロスは、神々についての一般の通念 をまったく否定した人であった。わたしは、『神々について』と題され たかれの書物をたまたま見る機会があったが、これはたやすく軽蔑でき るような書物ではないのである。さらにエピクロスが神について語って いることの大部分は、この書物から借りられたものだといわれているの である」(加来彰俊訳「ギリシア哲学者列伝・上」、岩波文庫、1984年、 197 および 198 頁)。

#### →「プロレゴーメナ | 11 (訳 1)

テミスティウス Themistius (c. 317  $\sim$  c. 387)。テミスティウスは、東ローマの政治家、弁論家。かれは、著名な哲学者エウゲニウスの子としてパフラゴニアで生まれ、父親のもとで、さらにコンスタンティノポリスで教育を授けられた。テミスティウスの関心はアリストテレース哲学にあり、すでに青年期に、アリストテレースの作品に対する註解によって、その名を知られるようになっていた。また、小アジアに滞在していた 347 年に、皇帝コンスタンティウス 2世 Flavius Julius Constantius II (在位 337  $\sim$  361 年)の知己を得、それ以来、歴代の皇帝、コンスタンティウス 2世、ユリアーヌス、ヨヴィアーヌス、ゲラティアーヌス、テオドシウス 1世とつながりをもつようになった。テミスティウスは、これらの皇帝たちに捧げられた多数の弁論 orationes を残している。また、かれはキリスト教徒ではなかったが、355 年に元老院議員となり、384 年にはコンスタンティノポリス市長に選任されている。テミスティウスの作品として知られているのは、アリストテレースの

「分析論・後編」、「自然学」、「霊魂論」をわかりやすく書き直した「アリストテレース註解」 Commentaria in Aristotelem Graeca; Themistii paraphrases Aristotelis libroum、および、主として歴代皇帝に対する讃辞 その他の弁論を集めた「弁論集」 Orationes (19 または 36 編) である。グローティウスが「プロレゴーメナ」で引用している「弁論集」第 10 編は、「弁論集」の中でもとくに有名な弁論の一つで、16 世紀以降の刊本では、「平和に向けて」 Eπι της ειρηνης という標題が付されている(この弁論ついては、【補遺】を参照されたい)。グローティウスは、このほかに、「戦争と平和の法・三巻」第 2 巻、第 3 章、第 13 節など 7 箇所で、テミスティウスの「第 19、7、9 弁論」を援用し、第 2 巻、第 19 章、第 5 節では、「霊魂論計解」の文章を引用している。

#### → 「プロレゴーメナ | 24 (本、訳 5)

デモクリトス Democritus (c.  $460 \sim c$  370 BC)。デモクリトスは、レ ウキッポスが提唱した原子(アトム)論の完成者として知られる、ソク ラテースと同時代のギリシアの哲学者。小アジアのアブデラに生まれ、 エジプトやインドにまで旅行して見聞を広め、およそ知識の対象とされ るすべてのことがらに通じていたといわれる。ディオゲネス・ラエル ティオスは、「全知のデモクリトスが成し遂げたほどのそれほどの仕事 を誰が成し遂げたか」と記し、かれの学説を次のように紹介している。 「万有全体の始元はアトムと空虚(ケノン)であり、それ以外のものは すべて始元であると信じられているだけのものにすぎない。そして世界 は数限りなくあり、生成し消滅するものである。また、何ものもあらぬ ものから生ずることはないし、あらぬものへと消滅することもない。さ らに、アトムは、大きさと数において限りのないものであり、それらは 万有の中を渦巻いて運ばれているのである。| しかし、ディオゲネス・ ラエルティオスが伝えるデモクリトスの著作目録によれば、デモクリト スの作品には、倫理や社会に関する問題を論じたものの方が圧倒的に多 い。そして、かれの倫理学について、廣川洋一氏は、次のように要約し ている。「デモクリトスは、個人の幸福はその魂の平静・平安な状態に あると考えた。そして、社会的動物としての人間にとって、人間が共に 住み、ともに幸福を追求する枠組みとしての国家社会、そして国家の幸 福は、かれにとっても重大な問題であったといえるだろう」(廣川洋一 「ソクラテス以前の哲学者」、講談社学術文庫、1997年、174頁)。グ ローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第1巻、第5章、第3、4節 など6箇所で、ストーバエウスの作品に収録されたデモクリトスの文章 を引用している。

## → 「第 1 巻、第 1 章」 XII-2 (訳 10)

デモステネース Demosthenes (c. 384 ~ 322 BC)。デモステネースはアテナイの政治家、弁論家。裕福な武器商人の子として生まれたが、7歳のとき父親を亡くし、父親の遺産の大半を後見人に横領されたために、貧困生活を強いられた。たまたま、当時アテナイで名声を博していたカリストラートスの法廷弁論を聞いて弁論家を志し、修辞学を学んだ。弁

論家としてのデモステネースの初仕事は、かつての後見人から父親の財 産を取り戻すことであった。弁論家として力をつけたデモステネースは、 25歳ころから政治の世界でも活動するようになり、前351年以降は、 ギリシア全土を支配下に置こうとしたマケドニア王フィリッポス2世に 対抗してアテナイの自由を守り、ギリシア諸都市を反フィリッポスで結 東させることを自らの政治課題とした。デモステネースは、前351年に、 最初の「フィリッポス弾劾弁論」(フィリッピカ) Orationes Philippicae を行い、フィリッポスの脅威とそれに対する備えの必要性をアテナイ市 民に訴えた。そして、前344年には、ペロポネソスの諸都市を巡回して、 マケドニア支配に抵抗するように説いた。この説得は成功せず、逆に、 いくつかの都市から苦情が出されたため、デモステネースは、第2 「フィリッポス弾劾弁論」を著してこれに対応しなければならなかった。 前 342 年に、フィリッポス軍がトラキアに侵入し、ケルソネーソスに 迫ったとき、アテナイの将軍ディオペイテースは、アテナイ海軍を率い てトラキアの沿岸地域を攻撃した。そして、これに反発したフィリッポ スは、ケルソネーソスを徹底的に破壊した。この事態に直面して、アテ ナイでは、ディオペイテースを解任して、アテナイの海軍を撤退させる べきだという声があがった。これに対して、デモステネースは、民会で、 ディオペイテースの行動はフィリッポスがフィロクラテースの和約(前 347年)に違反して、軍隊をトラキアに進めたことに対する報復であっ て、非はフィリッポスの側にあるのだから、ディオペイテースを解任す べきではないと主張し、アテナイ市民に対して、さらにフィリッポスへ の警戒を強めるように訴えて、第3「フィリッポス弾劾弁論」を行った。 その直後に著されたのが「ケルソネーソス情勢について」De Chersoneso (前 341 年) である。しかし、デモステネースの訴えはアテ ナイ市民の心を動かさず、アテナイ軍は、前338年のカイロネイアの戦 いでフィリッポス軍に完敗し、マケドニアのギリシア支配が決定的と なった。デモステネースは、その後、フィリッポスが暗殺されたときと、 アレクサンドロスが病死したときの二度、さらに反マケドニア運動を起 こしたが、それにも失敗し、マケドニア軍の追求を受けて自殺した。デ モステネースの弁論は、ローマで弁論術の教材として使用され、キケ ローは、自らのマルクス・アントニウス弾劾弁論に「フィリッピカ」と いう名前をつけている。デモステネースの作品として、現在までに、反 フィリッポスを主題とする12編を含む61編の弁論が伝えられている。 グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の40箇所あまりで、 「フィリッポス弾劾弁論」、「ケルソネーソス情勢について」を含む、20 あまりの弁論を援用、もしくは引用している。

- → 「プロレゴーメナ | 25 (本、訳 3)
- →「第1巻、第1章」I(訳1)

デュアレヌス、フランキスクス Franciscus Duarenus = フランソワ・ デュアレン François Duaren(1509 ~ 1559)。デュアレヌスは、「ガリア 風」法律学の確立者として知られるフランスの法学者。かれは、ブル

ターニュ地方のモンコントゥールに裁判官の子として生まれ、ブール ジュで法律学を、パリで文学および哲学を学んだ。父の死後、パリで法 律の教師を開業し、同時にパルルマンの弁護士として活動していたが、 1538年にアルキアートゥスの後を承けてブールジュのローマ法教授に 就任した。その後一時パリに戻ったが、1550年に再びブールジュの教 授となり、同地で没した。かれは、ローマ法大全の各章に対する膨大な 註釈を残している。かれの学問の特徴は、とくに言語学的な説明に秀で ている点にある。よく知られている作品に、「契約についての「章」註 解 | Commentaria de pactis, 1544. 「法を教育および学習する理由につい て:アンドレア・グィラルトゥス Andrea Guillartus 宛て書簡 | De ratione docendi discendique iuris epistola, 1544. などがある。後者は、ユースティ ニアーヌス帝「法学提要」に基づいて、ローマ法大全の個々の法文を言 語学の知識を生かして解説した作品で、いわゆる「ガリア風 | mos Gallicus を確立した綱領論文として有名である。グローティウスは、「戦 争と平和の法・三巻 | 第2巻、第13章、第12節で、作品を特定せずに デュアレヌスに言及している(バルベイラックは、その出典として、 1579年版「著作集 | 第1巻、第11章および第2巻、第4章に収められ た、「宣誓についての章に対する論考」Tractatus ad Titulum De jurejurando [D. 12.2] という表題の二論文 [前・後篇] をあげている)。

#### → 「プロレゴーメナ | 55 (訳 2)

デュムーラン、シャルル Charles DuMoulin =カロルス・モリナエウス Carolus Molinaeus (1500 ~ 1566)。デュムーランは、パリで、アン・ ブーリン Anne Boleyn につながるともいわれるプロテスタントの貴族の 家に生まれた。かれの父親も法律家であった。デュムーランは、パリ大 学で言語学を、ポワティエ、オルレアンの両大学で法律を学んだ後、 1522年にパリで弁護士を開業した。しかし、ユグノーであったため、 1552年にフランスを脱出して、バーゼル、ジュネーヴ、シュトラス ブールを転々とし、1553年にテュービンゲン大学教授となった。その 後、1555年にフランスに帰国してドール大学で教えたが、1564年にパ リに戻り、同地で没した。主著は、「パリ慣習法註解、第一部」Prima pars commentariorum in Consuetudines Parisienses, 1539 (「第二部」 Secunda pars は 1554 年に出版された)、「フランスおよびガリア王国の 一般的慣習法ならびに特別慣習法を含む大慣習法書」Le grand coutumier contenant les coutumes générales et particulières du royaume de France et de Gaules, 1567 (この作品は諸地域の慣習法をテーマ別に編集したもので、 これにより、デュムーランはフランス慣習法の統一化を目指した)、「法 律の 16 の迷路からの脱出」Extricatio labyrinthi sexdecim legum, 1562、 「助言ならびに解答録」 Consilia et responsa juris analytica, 1560.などであ る。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の第1巻、第3章、第10 節ほか3箇所で「パリ慣習法註解、第一部」に言及し、第2巻、第1章、 第10節および第2巻、第11章、第18節で、アレクサンデル・タル ターニスの「助言集」に付されたデュムーランの「註解」Annotationes in Alexandri Tartagni Consilia を指示している。

→ 「プロレゴーメナ」55 (訳 2)

デュランドゥス、グィレルムス Guilelmus Durandus (c. 1235 ~ 1296)。 デュランドゥスは、「スペクラトール」Speculator という名で知られるカ ノン法学者。かれは、ベジエ近郊に生まれ、リヨン、ボローニャで学ん だ後、1255年頃モデナのカノン法教授となった。その後、1262年頃教 皇庁に招聘され、訴訟審議官 auditor generalis causarum palatii などの裁判 官職を歴任した。また、デュランドゥスは、1275年の第二リヨン公会 議決議の起草者の一人でもあった。さらに、デュランドゥスは、1278 年に、トスカーナの教皇領統治責任者 rector et capitaneus generalis とな り、1285年、メンデ司教に叙階された。そして、1295年には、教皇ボ ニファティウス 8 世 Bonifatius VIII (在位 1295 ~ 1303 年) によって再 び教皇庁に呼び戻され、アンコナ、ロマーニャの統治を担当している。 「スペクラトール」というそえ名の起源となった、主著「訴訟法鑑」 Speculum iudiciale, c. 1290. は、教会裁判所の仕組みおよび手続きを詳細 に解説した作品で、ヨハンネス・アンドレアエおよびバルドゥスの註釈 により実用化された。本書は、西欧の法律文献の中でも屈指の作品と評 され、1678年までに50を越える版を重ねた。デュランドゥスには、こ の他に、「聖務考」 Rationale divinorum officiorum, c.1291. などの著作があ る。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第4章、第 10節の欄外註で、「訴訟法鑑」の一節を指示している。

→「プロレゴーメナ」53(訳2)

テルトゥリアーヌス、クィントゥス・セプティミウス・フロレンス Ouintus Septimius Florens Tertullianus (c. 160 ~ c. 220)。テルトゥリアーヌスは、 最初期のキリスト教護教家、ラテン教父。アフリカ出身で、197/198年 にキリスト教徒となり、おそらくその後司祭に叙階された。キリスト教 の基本的な教義に関するラテン術語、たとえば「三位一体」trinitas、 「三位格 | tres Personae、「一つの本質 | una Substantia、「旧約「聖書] | vetus Testamentum、「新約「聖書] | novum Testamentum などの創作者と しても知られている。かれの議論の中にしばしば法律用語が採用されて いるところから、法学者テルトゥリアーヌスと同一視されることもあっ たが、現在では否定されている。テルトゥリアーヌスの主要な著作とし て、「キリスト教徒のための弁護論」[=「護教論」] Apologeticus pro Christianis、「偶像崇拝について」 De idololatoria、「兵士の花冠について」 De corona militis、「プラクセアス駁論」Adversus Praxeam、「ユダヤ教徒 駁論 | Adversus Iudaeos、「霊魂について | De anima、「肉体の復活につい て」De resurrectione carnis、「異端者への抗弁」Liber de praescriptione haereticorum、「断食について」De ieiuniis、「貞節について」De pudicitia などが知られている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の 約80箇所で、テルトゥリアーヌスの20あまりの作品に言及、もしくは その文章を引用している。

→ 「プロレゴーメナ」4 (本、訳 1、2)、29 (原 1、訳 1、4)、42 (原

→「第1巻、第1章」X-1 (原1、訳3)、XII-2 (原1、訳19)、XVI-6 (原1、訳15)、XVII-4 (原1、訳4)

テレンティウス「プーブリウス・テレンティウス・アーフェル] Publius Terentius Afer (c. 195/184~159 BC)。テレンティウスは、共和政期ローマの戯曲作者。かれは、ローマの元老院議員ルキウス・テレンティウスがギリシヤから連れてきた奴隷で、その本名は不詳である。かれの才能を惜しんだテレンティウスが奴隷の身分から解放したために、テレンティウスを名乗るようになった。テレンティウスは、紀元前160/170年頃から戯曲の執筆を始め、ギリシアの戯曲に範をとった数編の戯曲を著した。現代にまで伝えられているのは、「アンドリア」Andria、「宦官」Eunuchus、「義母」Hecyra など 6編の戯曲である。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の約20箇所で、それらの作品を引用している。最も引用回数が多いのは「宦官」の8回である。

- →「プロレゴーメナ | 4 (訳 3)
- →「第1巻、第1章 II-3 (訳1)

#### [ | ]

トゥキュディデース Thucydides (c.  $480 \sim 406$  BC)。トゥキュディデースは、「歴史学の父」ヘロドトスと双璧をなす、アテナイ出身のギリシアの歴史家。主著「戦史・8巻」 Historiae, libri VIII. は、アテナイとスパルタとの間で 27 年間( $431 \sim 404$  BC)にわたって繰り広げられ、トゥキュディデース自身も参加した、ペロポネソス戦争を実証的に記述した作品で、たんに「歴史」とも「戦史」とも訳されている(しかし、原題は不明)。グローティウスが「プロレゴーメナ」第3節で言及しているエウフェモスの演説は、「戦史」第6巻、第81~87節に記録されている大演説の一部である。グローティウスは、このほかにも、「戦争と平和の法・三巻」の113 箇所で、「戦史」の記述を引用している。

→「プロレゴーメナ」3 (本、原 1、訳 12、13)、23 (原 2、訳 12)、 27 (原 1、訳 16)、40 (訳 1)

ドゥンス・スコトゥス、ヨハンネス Johannes Duns Scotus (c. 1266~1308)。ドゥンス・スコトゥスは、アリストテレースの学問を精査することによって、トマス・アクィナスの学説を批判的に継承し、オッカム神学への道を拓いた神学者、哲学者。イングランドとの国境に近いスコットランドのドゥンス村(ドゥンス・スコトゥスのドゥンスはかれの姓であり、スコトゥスはあざなである)に生まれた。1280年頃フランシスコ修道会士となり、1291年に司祭に叙階された。スコトゥスは、1288年から1293年まで、オックスフォードで神学を学び、その後、オックスフォード、ケムブリッジの両大学で、1302年からはパリ大学で、ペトルス・ロムバルドゥス「命題集」に対する註解を講義した。かれは、聖職者に対する課税問題を巡るフランス国王フィリィップ4世美王 Philippe IV, le Bel(在位1268~1314)とローマ教皇ボニファティウス8世 Bonifatius VIII(在位1295~1303年)との抗争において教皇側

を支持したことから、1303 年に、仲間の修道士と共にパリを追放されたが、1304 年にはパリに復帰し、パリ大学で神学を教えた。その後、1307 年にケルンのフランシスコ会修道院付属学校に転属を命じられ(その理由はよく分かっていない)、1308 年に、おそらくペストに罹患して死亡した。ドゥンス・スコトゥスには、主著「命題集註解・6巻」 Quaestiones in quattuor libros Sententiarum et Quodlibetales, 6 vol. (この作品は、ドゥンス・スコトゥスの講義録である。この作品については、現在、数種類の様々な段階の写本が知られており、その中では、Ordinatioまたは Opus Oxoniensis と呼ばれるものが最良とされている)の他に、「アリストテレース『形而上学』に関する高度に精密な質疑録」 Quaestiones subtilissimae de metaphysicam Aristotelis、神の存在証明に関する「第一原理論」 Tractatus de Primo Principio などの作品がある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第1章、第10節のほか、第2巻、第1章、第14節でも、「命題集計解」の一節に言及している。

#### →「第1巻、第1章 | X-1 (原1、訳9)

トティラ Totila; Baduila(552 年没)。トティラは、東ゴート族を率いてイタリアにおける東ゴート王国の復活を目指した、東ゴートの国王。いわゆる第二ゴート戦争(540/541 ~ 553 年)における、ゴート族側の指導者。かれの統治の初期には、東ローマ帝国の関心がササーン朝ペルシャに向けられていたために、トティラは、541 年にヴェローナを、542 年にはファエンツァを制圧して、トスカーナにまで進出した。その後、防御の堅い中央部を迂回して防御の手薄な南部に向かい、ベネヴェント、アプレイア、カラブリアを制圧し、543 年には、ナポリの守備隊もトティラの軍門に下った。ローマも、546 年、547 年、549 年の3度にわたって、トティラに包囲されている。しかし、トティラは征服地を長く維持することができず、東ゴート王国再興の夢を果たせないまま、戦闘で受けた傷が原因で、552 年に死亡した。トティラの人となりについて、プロコピウスもギボンも、かれは寛大で、信義を重んずる性格の人物だったと記している。

#### → 「プロレゴーメナ | 27 (原 1、訳 11、12)

ドネルス、フーゴー Hugo Donellus = ユーグ・ドノー Hugues Doneau (1527~1591)。ドネルスは、クヤーキウスと並ぶ人文主義法学の代表者。シャロン・シュール・ソーヌの官職貴族の家に生まれ、トゥールーズで法律を学んだ後、1546 年頃ブールジュ移り、1551 年にローマ法の学位 Doctor iuris civilis を取得して、ブールジュのローマ法教授となった。しかし、サン・バルテルミーの事件(1572 年)の際にジュネーヴに亡命し、同年、ハイデルベルグのユースティニアーヌス帝「勅法集」講座担当教授に就任した。ところが、領邦君主がカルヴァン派からルター派に宗旨替えしたためにふたたび亡命を余儀なくされ、1579 年にレイデン大学のローマ法教授となった。ドネルスの功績は、とくに解釈学の体系性を強調して、法解釈学における体系性の観念を定着させた点にある。他方、クヤーキウスと異なり、かれは原典批判や古事学的な著作を残し

ていない。主著と目されているのは、「市民法註解・28巻」 Commentarii de iure civili, I-V, 1589 / VI-XI, 1590; XII-XXVIII, 1596、「ユースティニアーヌス帝『勅法集』第4巻註解」 Commentariorum sive recitationum ad librum quartum Codicis Justinianei paralipomena, 1602 などである。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第3巻、第6章、第24節の欄外註で、「市民法註解」の一節を指示している。

→ 「プロレゴーメナ | 53 (訳 3)、55 (訳 2)

トマス・アクィナス Thomas Aquinas  $(1225 \sim 1274)$ 。 トマス・アクィ ナスは、中世ヨーロッパを代表する神学者。かれは、ナポリ近郊のロッ カ・セッカで、ランゴバルド系領主アクィノ伯の家に生まれた。幼少時 にモンテ・カッシノのベネディクト修道院に入れられ、1239年に、正 式にドミニコ会士となった。トマスは、1245年から1252年までパリお よびケルンで、アルベルトゥス・マグヌス Albertus Magnus (1200~ 1280) から神学を学び、1252年から1259年までパリ大学で、次いで 1259 年から 1268 年までローマで神学を教えた。1268 年以後、再びパリ 大学の教授となったが、同大学内の論争と騒擾から逃れるために、1272 年にナポリに移り、そこで神学を講ずる傍ら、「神学大全」(Summa Theologiae) の完成を目指して執筆を進めた。しかし、1247年に、第二 リヨン公会議に赴く途中で罹病し、フォッサノーヴァのシトー会修道院 で死去した。トマスの代表的著作は、教皇インノケンティウス4世の求 めに応じて執筆に着手し、1265年頃に執筆を完了したと推定される 「対異教徒大全」Liber de veritate catholicae Fidei contra errores infidelium seu Summa contra Gentiles (全3巻) と、1265年頃から書き始め未完成 に終った「神学大全 | Summa Theologiae (全3部、4編。 Pars prima, Pars secunda, Secunda secundae, Pars tertia)である。「対異教徒大全」は、異教 徒たちの主張を反撃するために書かれた著作で、神学的というよりも、 むしろ哲学的方法および内容の作品である。これに対して「神学大全」 は、哲学的な問題も取り扱っているが、哲学者のためのものではなく、 神学者のための作品である。有名なトマスの「神の存在の証明」は、 「神学大全」第1部、設問2、第3項で論じられている。トマスには、 この他に、アリストテレースの諸作品に対する一連の註解や、新約およ び旧約聖書の諸書に対する註解、「ペトルス・ロムバルドゥスの『命題 集』註解」Scriptum super librum Sententiarum magistri Petri lombardi episcopi Parisiensis (全4巻)、説教集、「君主統治論」De regno ad regem Cypriなど、多数の著作がある。グローティウスは、「戦争と平和の法・ 三巻 | 全体の30箇所あまりで「神学大全」の文章を引用しているほか、 第2巻、第13章、第3節では、「ヘブライ人への手紙註解」にも言及し ている。

- →「プロレゴーメナ」11 (訳 3、4)、14 (訳 1)、40 (訳 2)、52 (訳 1)
- → 「第 1 巻、第 1 章」II-2 (訳 3)、X-1 (原 1、訳 8、9)、X-3 (訳 1)、XV-1 (訳 1)、XVI-1 (訳 2)、XVI-2 (訳 1)、XVI-7 (訳 3)

トラシュマコス Thrasymachus (生没年不詳)。トラシュマコスは、ソ

クラテース以前のソフィストの一人。おそらく、前 450 年頃カルケドンに生まれ、アテナイで教えた。プラトンは、「パイドロス」の中で、「トラシュマコスやそのほかの人たちが、それ [言論の技術] を用いることによって自分も弁論の達人となっている」と述べて、トラシュマコスが弁論の達人として知られていたことを証言している。トラシュマコスの思想は、主として、プラトンの対話編に取り上げられた「断片」を通じて知られるが、その中で最も有名なものが、プラトン「国家」第1巻、16 (343A~344C) に引用されている、「正義とは強者の利益にほかならない」という主張である。また、山本光雄編「初期ギリシア哲学者断片集」(岩波書店、1958年)には、ヘルミアスの「『パイドロス』註解」の一節として、トラシュマコスの「神々は人間の営みを見てはいられない。もしそうだったら、人間の間での善きものどものうちの最大のもの、すなわち、正義に注意をおこたられることは、なかったろう、というのはわれわれは人間どもがそれを使用していないのを、見るからである」という言葉が紹介されている (119 頁)。

 $\rightarrow$  「プロレゴーメナ | 3 (訳 2)、19 (訳 2、4)

#### [ナ]

ナルセス Narses  $(478 \sim 573)$ 。ナルセスは、ユースティニアーヌス帝 の将軍。ペルシャ領アルメニアの出身で、コンスタンティノポリスの宮 廷に仕える宦官であった。青年期に達するまでのかれの経歴はよくわ かっていない。かれは、ユースティニアーヌス帝のもとで官吏として重 用され、財務長官 primicerius sacri cubiculi に任じられた。そして、ニカ の反乱(532年)の際に、ユースティニアーヌス帝および后妃テオドラ の命を受けて反乱軍を鎮圧したことから、皇帝の信任をいっそう厚くし、 538年には、ユースティニアーヌス帝の命令により、軍団を率いてイタ リアに向かった。しかし、イタリアでは、すでにベリサリウスの軍団が 東ゴート人の手からイタリアを解放する作戦に従事して成果を上げてい たために、ナルセスの軍団は、ベリサリウスの軍団と牽制し合う形とな り、むしろイタリア再征服を妨げた。このような戦線の膠着状態を見て、 また、ベリサリウスの名声に嫉妬して、ユースティニアーヌス帝はベリ サリウスを召還した。その結果、ベリサリウスが回復した地域は、新た に東ゴート国王となったトティラ率いる東ゴート軍の手にふたたび奪わ れることとなった。ユースティニアーヌス帝は、急遽ベリサリウスを戦 線に戻したが情勢は回復せず、552年にベリサリウスを正式に解任して、 ナルセスを東ゴート人討伐軍の総司令官に任命した。ナルセスは軍務経 験のない宦官にすぎなかったが、ベリサリウスの戦略を忠実に継承して 東ゴート軍と戦い、タギナエの戦い(552年)でゴート軍を破るととも に、トティラを戦死させた。さらに、トティラの応援に駆けつけたフラ ンク・アレマン連合軍をカシリヌムの戦い(554年)で破り、かれらを ふたたびアルプスの向こう側に追いやった。そして、この戦いの結果、 イタリアにおける東ゴート王国はその後まもなく滅亡し、ユースティニ アーヌス帝の目指したイタリア再征服が、ナルセスの手によって達成さ

れた。その後、ナルセスはイタリア総督に任命されたが、ユースティニアーヌス帝の死後その職を解任され、その直後にナポリで死去した。

→ 「プロレゴーメナ」27 (訳 13)

## 

**ニケタス、コニアの** Nicetas Coniates (グローティウスの表記 Chomates は誤り、c. 1150~1213)。ニケタスは、東ローマの政治家、歴史家。か れは、フリュギア地方のコーナイに生まれ、父を早くなくしたために、 神学者だった兄ミカエルによってコンスタンティノポリスで育てられ た。しかし、やがて政治の世界に足を踏み入れ、アンゲルス王朝の創始 者イサーキオス2世・アンゲロス(イサーゴ・アンゲロス)の下で、宮 廷官房長官、大法官などの要職を歴任した。また、かれは、第3回十字 軍がビザンツ帝国を通過した際に、皇帝イサーキオス2世と神聖ローマ 皇帝フリードリッヒ 1 世バルバロッサ Friedrich L. Barbarossa (在位 1155 ~ 1190年) との間で意見が対立して、フリードリッヒがフィリッポポ リスを攻撃したとき、フィリッポポリス知事として防戦にあたっている。 しかし、その後、1204年に第4回十字軍がコンスタンティノポリスを 攻撃すると、ニケタスは生命の危険を察知してニカエアに亡命し、文筆 の生活に入った。ニケタスの主著は、コムネノス、アンゲルス朝の歴史 を記した「年代記・21 巻」 Chronike diegesis (通常「歴史・21 巻」 Historiae, lib. XXI と呼ばれている)と、12世紀後半のギリシア正教会教 会会議の文書資料を集めた「正統信仰宝典 | Thesauros orthodoxae fidei (27巻)である。グローティウスが指示している「イサーゴ・アンゲル スについて」De Isaago Angelo は「歴史」の一部で、「歴史」全 21 巻中 の3巻がこれにあてられている。また、グローティウスは、「戦争と平 和の法・三巻 | の30箇所あまりで、「歴史 | 中の、アレクシス・コムネ ノス De Alexio Comneno Isaacii Angeli Fratre (3巻)、アンドロニコス・ コムネノス De Andronico Comneno (2 巻)、マヌエル・コムネノス De Manuele Comneno (4 巻)、コンスタンティノポリスの占領 De rebus post captam urbem gestem (1巻) などの部の文章も引用している。

→ 「プロレゴーメナ」7 (原 2、訳 15)

## [/]

ノーニウス、マルケッルス Nonius Marcellus (生没年不詳)。ノーニウスは、3世紀末ないし4世紀初頭に活動したローマの文法学者、辞典編纂者。しばしば「トゥブルシクム Thubursicum の逍遙学派」と呼ばれているところから、ヌミディアの出身ではないかと推測されている。しかし、それ以外のことはなにもわかっていない。現存するかれの作品は、既存の辞書や、文法書、註解書などから文章を抜粋して作られた「学識要覧」 Compendiosa doctrina (全20章) のみである。この作品の第1章から第12章までは、主としてウェリウス・フラックスおよびアウルス・ゲッリウスから借用した言葉と文法に関する記述からなり、第13章以下では、航海、衣装、食物などの特別テーマが取り上げられている。この作品には、その他の作品には記されていないプラウトゥスやウァッ

ロー、カトーなどの著作の断片が収録されており、この点に、ノーニウス「学識要覧」の資料的な価値があるとされている。グローティウスは、「プロレゴーメナ」第26節および「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第18章、第1節でウァッローの言葉を、第1巻、第2章、第8節では、パクーウィウス Pacuvius およびカエキリウス Caecilius の言葉を、「学識要覧」から引用している。

→ 「プロレゴーメナ | 26 (訳 4)

## [八]

ハインリヒ、ゴルクムの Heinrich von Gorkum = ヘンリクス・ゴルク メンシス Henricus Gorcumensis (c. 1386 ~ 1431)。 ゴルクムのハイン リッヒは、オランダ(現在のホリンケム)出身の神学者。パリで神学を 学んだ後、1420年に神学博士となり、ケルン大学で教えた。トマス流 の神学をケルンに定着させることに貢献し、ケルン大学副学長、聖マル ティン教会司祭などもつとめた。著書に、「聖トマス「『神学大全』」の 全部に関する質疑録」 Ouaestiones in omnes partes S. Thomae, 1502、「神の 予定および劫罰に関する論考 | Tractatus de Praedestinatione et Reprobatione divina, 1474、「「ペトルス・ロムバルドゥス」 『命題集』の 諸巻に対するまとめ」Conclusiones in libros Sententiarum, 1489 などがあ る。グローティウスが「プロレゴーメナ」第37節で念頭に置いている のは「正戦論 | Tractatus de justo bello. である。この小論は 1460 年頃著 わされたもので、ハインリッヒの著作集「相談者のための論文集」 Tractatus consultatori, 1503. に収められている。「戦争と平和の法・三巻」 でグローティウスがハインリッヒの作品に言及しているのは、この「プ ロレゴーメナ | 第37節においてのみである。

#### **→**「プロレゴーメナ | 37 (本)

パウルス、ユーリウス Iulius Paulus (生没年不詳)。パウルスは後期古 典ローマ法学を代表する法学者の一人。パピニアーヌスが近衛都督のと き、ウルピアーヌスと共に近衛都督代理となり、その後、公文書庫長官 a memoria、セプティミウス・セウェルス帝 Lucius Septimius Severus(皇 帝在位 193 ~ 211 年) およびカラカッラ帝 Marcus Aurelius Severus Antoninus (皇帝在位 198~217年) の顧問会員もつとめた。パウルス は、古典ローマ法学者の中で、ラベオーに次ぐ大量の著作を残した。ま た、その対象範囲は法の全分野に及んでいる。パウルスの作品は、古典 前および古典期を通じて蓄積されたローマ法およびローマ法学の遺産を 整理し、ある程度まで体系的に集大成しようとしている点に特徴がある といわれる。全部で305巻の作品が知られているが、主要な著作と目さ れるのは、「告示註解・80巻」ad edictum libri LXXX、「サビヌス註解・ 16 巻」ad Sabinum libri XVI、「解答録·23 巻」Responsa libri XXIII、「質 疑録・26巻」Quaestiones libri XXVI. などである。グローティウスは、 「戦争と平和の法・三巻」の主として第2巻および第3巻の40箇所あま りで、パウルスの作品(キルジーの索引によれば9作品)に由来する法 文を指示もしくは引用している。

- → 「プロレゴーメナ | 53 (訳 1)
- →「第1巻、第1章 | X-4 (本、訳1)

パノルミターヌス Panormitanus = ニコラウス・トゥデスキス Nicolaus Tudeschis = アッバス・シクルス Abbas siculus (1386 ~ 1445)。パノルミ ターヌスは、15世紀の代表的カノン法学者。シチリアのカターニャに 生まれ、少年期にベネディクト会士となり、修道会から派遣されてボ ローニャで法律を学んだ。かれは、1411年頃から1432年頃まで、ボ ローニャ、パルマ、シエナ、フィレンツェの各大学ででカノン法を教え、 その間の1425年に、エトナ山麓にあったベネディクト会のサンタ・マ リア・ディ・マニアチェ修道院長に任命されている(ここから、「アッ バス・シクルス | Abbas siculus, Abbas modernus という呼称が生まれた)。 そして、1434年には、シチリア国王アルフォンソ4世(=アラゴン国 王アルフォンソ5世)によってパレルモ大司教に任じられ、この任命は 1435 年に教皇エウゲニウス 4世 Eugenius IV (在位 1431 ~ 1447 年) に よって承認された(ここから、「パノルミターヌス」Panormitanus の通 称が生まれた)。パノルミターヌスは、1436年に、シチリア国王の使節 としてバーゼル公会議に出席したほか、国王の使節として、大陸でのさ まざまな会議に出席した。しかし、この任務も1443年には終了し、か れはパレルモに戻ったが、その後まもなく、ペストに罹患して死去した。 主著に、「教皇令集註解」Commentarium super Decretalium、「クレメンス [5世教皇令] 集講義 | Lectura super Clementines、「助言集 | Consilia、 「質疑録」 Ouaestiones などがある。グローティウスは、「戦争と平和の 法・三巻」の15箇所で「教皇令集註解」を援用しているほか、第2巻、 第4章、第10節の注で「助言集」の一節を指示している。

#### → 「プロレゴーメナ | 53 (訳 2)

パピニアーヌス、アエミリウス Aemilius Papinianus  $(c.150 \sim 212)_{\circ}$  パ ピニアーヌスは、後期古典時代を代表するローマの法律家。出自は不明。 後の皇帝セプティミウス・セウェルス Lucius Septimius Severus(在位 193~211年)と共に法学者ケルヴィディウス・スカエウォラの弟子 だったという記述があるが、信憑性に乏しい。セプティミウス・セウェ ルス帝の下で近衛都督副官となり、帝室官房長官 magister libellorum を 経て、203/205 年には近衛都督 praefectus praetorio に昇進した。また、パ ピニアーヌスは、セプティミウス・セウェルスの子カラカッラとゲータ 兄弟の養育を託された。しかし、セウェルス帝の死後、カラカッラ帝 Marcus Aurelius Severus Antoninus (在位 198 ~ 217 年) が弟帝ゲータ Publius Septimius Geta (在位 209 ~ 211 年) を殺害し、その事件を元老 院と国民に説明するように求めたとき、パピニアーヌスは、その要請を 拒否して死を賜ったと伝えられている。このため、パピニアーヌスは、 古代末期以降、「法の殉教者」と讃えられるようになった。主著に、「質 疑録· 37 巻」Quaestionum libri XXXVII、「解答録· 19 巻」Responsorum libri XIX な、「定義集・2巻」 Definitiones libri II などがある。パピニ アーヌスの法律学は、独創性と才覚に富んでおり、かれの議論は深い考

察と鋭敏な感覚に支えられて、簡潔な表現の中にも厳密さと鋭利さが躍動していると評されている。また、パピニアーヌスの作品は、他の法学者の作品と比較して、衡平 aequitas、畏敬・羞恥心 verecundia、責任感・敬虔 pietas、尊重・信用 existimatio などの倫理に言及する度合いが大きいことも、その特徴の一つである。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第3章、第11節で、パピニアーヌスの名をあげて「解答録」から抜萃された法文を指示しているほか、「戦争と平和の法・三巻」全体の4箇所で、パピニアーヌスの「定義集」Definitiones、「質疑録」、「解答録」に由来する法文を指示している。

### → 「プロレゴーメナ」53 (訳 1)

バプティスタ・[トロヴァマーラ]・デ・サーリス Baptista [Trovamala] de Salis (1494 年頃没)。バプティスタは北イタリアのピエモンテ生まれ のフランシスコ会十。その経歴はよくわからないが、ジェノヴァのフラ ンシスコ会修道院に所属し、数年間、管区長代理をつとめた。バプティ スタの名を後世に伝えているのは、1483年頃著された「良心の事案集」 Summa Casuum Conscientiae である (この作品は、「バプティスタのスン マ | Summa Baptistiana と呼ばれている)。この作品において、バプティ スタは、当時の神学者、法学者の作品から借用した多数の事例を項目ご とに、アルファベット順に配置し、解説している。さらに、バプティス タは1489年にその改訂版を出版し、これに「事例集・小さなバラ」 Rosella Casuum という名前を付けた(この改訂版は「スンマ・ロセッラ [小さなバラ]」Summa Rosella と呼ばれる)。この作品の序文で、バプ ティスタは、その名称の由来を、「この作品は、巻や項目「の多さ」に よってではなく、素材そのものの質によって類書と区別されるしからだ と述べている。「バプティスタのスンマーおよび「スンマ・ロセッラ」 はその後も版を重ね、16世紀になっても利用された。グローティウス は、「戦争と平和の法・三巻 | 第2巻、第22章、第17節で「スンマ・ ロセッラーを援用し、第3巻、第6章、第24節では、「シルヴェステル のスンマーに引用された「スンマ・ロセッラ」の一節に言及している。

#### → 「プロレゴーメナ」36 (訳 6)

バルトールス・デ・サクソフェラート Bartolus de Saxoferrato (1313/4~1357)。バルトールスは、後期註釈学派を代表する法律家。「バルトトールスの徒にあらざれば、法律家にあらず」Nemo jurista, nisi Bartolista とうたわれた。かれは、アペニン山地の小都市サッソフェラートに一般市民の子として生まれ、14歳でペルージャの大学に入学し、チーヌスの下でローマ法を学んだ。1333年にはボローニャに移り、1334年に博士号を取得した後、トーディ、カーリ、ピサで実務に従事し、さらに、1339年からピサで、1342年から死去するまでペルージャでローマ法を教授した。バルトールスは、終生フランシスコ会と密接な関係を保ち、暴君、戦争、復讐を否定した。かれの講義から生まれた作品に、「学説集」およびユースティニアーヌス帝「勅法集」に対する包括的な註解がある。「学説集註解」Commentaria in primam [secundam]

Digesti veteris; in primam [secundam] Infortiati; in primam [secundam] Digesti novi partem, [Commentariorum] tomus primus [secundus, tertius, quartus, quintus, sextus]、「勅法集註解」Commentaria in primam [in secundam atque tertiam] Codicis partem, [Commentariorum] tomus decimus.また、バルトールスは、国家法の領域でも「独裁政について」De tyrannia、「復仇について」De repressaliis、「ゲルフ党およびギベリン党について」De Guelphis et Ghibellinis、「都市国家の統治について」De regimine civitatis などの論文を著した。この他に、バルトールスの法律家としての活動を示す作品として、約400ほどの助言を集めた「助言集」Consilia も知られている。バルトールスの作品は、1590年以降、著作集にまとめられて版を重ねた。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」全体の20箇所あまりで、「学説集註解」、「勅法集註解」、「復仇について」の文章を援用している。

#### →「プロレゴーメナ | 53 (本、訳 2)

バルドゥス・デ・ウバルディス Baldus de Ubaldis  $(1327 \sim 1400)$ 。バ ルドゥスはバルトールスと並び称される、後期注釈学派の代表的法律家。 かれは、ペルージャの貴族の家に生まれた。父親は同地の医学部教授で あり、他の二人の兄弟もすべて法律家であった。バルドゥスは、地元の ペルージャ大学に進学して、バルトールスからローマ法を、フェデリク ス・デ・ペトルッチイス Federicus de Petrucciis からカノン法を学んだ。 そして、1347年にペルージャ大学の法律学教授となった後、死去する までその地位にとどまった。この間に、1390年にはパヴィアで、 1357/58 年にはピサで、1358/64 年にはフィレンツェで、1376/79 年には パドヴァでも教鞭を執っている。ペルージャにおけるかれの弟子の一人 が、後に教皇グレゴリウス 11 世 Gregorius XI (在位 1370 ~ 1378 年) と なる、ピェール・ロジェ・ド・ボーフォール Pierre-Roger de Beaufort で ある。バルドゥスの作品は、バルトールスのそれと同様に、かれの講義 から生まれたもので、主著として、「学説集註解 | Commentaria super Digestum、「勅法集註解」Commentaria super Codicem、「教皇令集註解」 Commentaria super decretalium (リベル・エクストラの最初の三巻に対す る註解)、「封建法書註解」Commentaria super Librum feudorum などが知 られている。また、かれは、ペルージャ市の法律顧問、外交使節として 市政にも参加した。法実務家としての成果は、2500以上の事例からな る「助言集 | Consilia にまとめられている。また、バルドゥスには、 「条例について De statutis などの論文もある。グローティウスは、「戦 争と平和の法・三巻 | の20箇所あまりで、バルドゥスの「助言集」、 「条例について」、「勅法集註解」、「教皇令集註解」、「学説集註解」を利 用している。

#### → 「プロレゴーメナ | 53 (訳 2)

**バルベイラック、ジャン** Jean Barbeyrac( $1674 \sim 1744$ )。バルベイラックは、プーフェンドルフやグローティウスの作品の翻訳および註釈で知られるフランス人法学者。南仏ベジエに生まれ、家族全員がカル

ヴァン派の信奉者だったために、ナントの勅令が撤回された後(1685 年)、両親ともどもスイスに移住した。バルベイラックは、ジュネーヴ およびフランクフルト・アム・マインで一時期を過ごした後、ベルリン のフランス学院文学担当教授を経て、1710年に、ローザンヌ大学の歴 史およびローマ法担当教授となった。1711年に行われた就任講演「法 および歴史の尊厳と効用について | De dignitate et utilitate iuris ac historiarum は大きな反響を呼び起したといわれる。その後、バルベイ ラックは、1717年に、フローニンヘン大学公法担当教授に就任し、終 生この地にとどまった。バルベイラックの主要な訳書に、プーフェンド ルフ「自然法および諸国民の法について、あるいは道徳、法律学および 政治学の最も重要な諸原則の一般的体系」Samuel von Pufendorf, Le Droit de la nature et des gens, ou Système générale des principes les plus importans de la morale, de la jurisprudence et de la politique, 2 voll. 1706、プーフェン ドルフ「自然法によって命じられた人および公民の義務について」 Samuel Pufendorf, Les Devoirs de l'homme et du citoien, tels qu'ils lui sont prescrits par loi naturelle, 1717、グローティウス「戦争と平和の法」Hugo Grotius, Le Droit de la guerre et de la paix, 2 voll. 1729、カムバーランド 「自然法の哲学的考察」Richard Cumberland, Traité philosophique des lois naturelles, 1744.などがある。

- →「プロレゴーメナ」6 (訳 2)、7 (訳 1)、10 (訳 2、3)、12 (訳 1)、15 (訳 2)、21 (訳 1)、23 (訳 1)、24 (訳 2)、25 (訳 3)、27 (訳 1、2、3、4)、24 (訳 2)、29 (訳 2、3)、36 (訳 2)、40 (訳 1)、41 (訳 3)、43 (訳 3)、44 (訳 3)、48 (訳 2)、49 (訳 2)、50 (訳 2)、51 (訳 2、3)、55 (訳 2)、57 (訳 1)
- →「第 1 巻、第 1 章」II-1(訳 2)、II-2(訳 4、5、6)、II-3(訳 1)、III-1(訳 1)、III-2(訳 2)、IV(訳 2、4)、V(訳 3、5)、VI(訳 6)、VII(訳 1)、VIII-1(訳 1、3、6)、VIII-2(訳 2、3)、IX-1(訳 2)、IX-2(訳 2、4、5)、X-1(訳 1)、X-2(訳 2)、X-3(訳 5)、X-5(訳 4)、X-6(訳 5)、XII-2(訳 1)、XIII(訳 1)、XIV-1(訳 3、4)、XV-1(訳 1)、XV-2(訳 2、3)、XVII-3(訳 10)、XVII-6(訳 1、6、13)、XVII-2(訳 5)、XVII-3(訳 3)

#### (E)

ピェール・ド・ブロワ Pierre de Blois =ペトルス・ブレセンシス Petrus Blesensis (c. 1135 ~ c. 1215)。ピェール・ド・ブロワは、古代の作品に通じた博学の士、早期人文主義の代表者の一人として知られる哲学者、神学者。ピェールは、ブルターニュの名家に生まれ、シャルトル、トゥールで基礎的学科を学んだ後、パリで神学と哲学を、ボローニャで法律学を学んだ。一時シチリアで国王グィレルムス 2世 Guilelmus II (在位 1166 ~ 1189 年)の家庭教師をつとめたが、1169 年にはパリに戻り、このとき知り合ったソールズベリー司教座聖堂首席助祭フィッツ・ジョスランの誘いを受けてイギリスに渡り、バース司教となったジョスランによって、司教座聖堂首席助祭に任命された(1174 年)。翌年には、

国王へンリー 2 世 Henry II(在位 1154~1189 年)の秘書となり、さらに、ヘンリー 2 世の死後、1191 年からは、后妃エレノアの秘書をつとめた。ピェールは、ロンドンの司教座聖堂首席助祭として晩年を過ごし、ロンドンで没した。ピェールには、聖書に関する説教、註解、人々の生活と道徳の問題などについての多数の著作がある。広く知られている作品に、「書簡集」 Epistulae、「カノン法鑑」 Speculum iuris canonici、「エルサレム巡礼を促進すべきことについて」 De ierosolymitanae peregrinatione accelerenda、「国王ヘンリー 2 世と大修道院長ボネヴァリスとの対話」 Dialogus inter regem Henricum secundum et abbatem Bonevallis、「キリスト教的友愛について、および神の愛と隣人の愛について・二論」 De amicitia Christiana et de dilectione Dei et proximi, Tractatus duplex. などがある。また、ピェールには詩の作品もあり、その一部は「カルミナ・ブラーナ」に収められている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の5箇所で「キリスト教的友愛について」を援用し、第2巻、第1章、第14節では「書簡集」にも言及している。

## → 「プロレゴーメナ」43 (訳 5)

ピェール・デュ・フォール、サン・ジョリの → ファーベル、ペトルスヒエロクレース、アレクサンドリアの Hierocles Alexandrinus (450 年頃没?)。ヒエロクレースは、5世紀中葉の新プラトン主義哲学者。その生涯については、アテナイの新プラトン主義哲学者プルータルコスのもとで学び、故郷アレクサンドリアで教えていたが、アレクサンドリアを追放されてコンスタンティノポリスに移住し、ここでも役人と諍いを起こして投獄されたということ以外には、ほとんどなにも知られていない。また、その作品も、ほぼ完全な形で伝えられている「ピュタゴラスの金言集註解」In Aurea Pythagorae Carmina Commentarius.と、ストーバエウスの作品などを通じてその断片が伝えられている「摂理と運命について」De providentia et fato.などが知られているのみである。グローティウスは、「プロレゴーメナ」第 14節のほか、「戦争と平和の法・三巻」第 2巻、第 7章、第 10 節など 4 箇所で、「ピュタゴラスの金言集註解」のヒエロクレースの文章に言及している。

#### → 「プロレゴーメナ」14 (原 1、訳 4)

ヒエロニュモス、エウセビウス・セムプロニウス Eusebius Sempronius Hieronymus (c. 347 ~ 420)。ヒエロニュモスは、聖書のラテン語訳で知られるラテン教父。かれは、おそらく、キリスト教徒を両親としてイリュリアに生まれた。ただし、かれ自身がキリスト教に改宗したのは20歳近くになってからのことである。その頃、ヒエロニュモスは、友人と共に、文法、修辞学、哲学を学ぶためにローマに滞在していた。そして、古典の学習を通じてみずからの非行を恥じ、キリスト教への改宗を決意したといわれる。その後、修道生活にあこがれて、373年頃、友人とトラキア、小アジア地方に旅行したが、アンティオキア滞在中に、アポリナリスの強い勧めによって聖書の学習を開始し、アンティオキア近郊の砂漠に庵を構えて、数年間、聖書研究に没頭した。このとき、へ

ブライ語も学んだといわれる。さらに、378年頃、アンティオキアに 戻って司祭に叙階された後、コンスタンティノポリスで、ナツィアンツ のグレゴリオスについて聖書の研究を深めた。ヒエロニュモスは、382 年から385年にかけてふたたびローマに滞在し、ローマ教皇ダマスス1 世 Damasus I (在位 366 ~ 384 年) の側近として活躍した。しかし、か れの言動はローマの有力信徒の反発を買い、ダマススが死去すると、資 産家の未亡人パウラとの関係を噂されて、ローマから追放された。ヒエ ロニュモスは、385年に数名の友人と共にアンティオキアに戻り(やが て、パウラとその友人たちもかれに合流した)、さらに、聖地巡礼を目 指して旅立った。聖地巡礼を終えた後、ヒエロニュモスとその仲間たち は、修道制発祥の地であるエジプトを訪問し、388年にふたたびパレス ティナに戻って、ベトレヘム近郊に小屋を建てて、共同生活を始めた。 ヒエロニュモスの著作活動はこのときから本格化した。古代教父の中で アウグスティーヌスに次ぐ多作家といわれるヒエロニュモスの作品は、 ほとんどすべてこの地で生まれている。かれは、終生この地を離れな かった。共同体成員の生活やヒエロニュモスの著作に必要な文献の購入 費などは、パウラの資産から支出されたといわれている。ヒエロニュモ スの主著は、「新・旧約聖書のラテン語訳(ヴルガータ)」Biblia Sacra: Novum et Vetus Testamentum (Vulgata) である。これは、従来のラテン語 訳聖書(Vetus)がギリシャ語訳聖書(七十人訳 Septuaginta)に基づい ていたのに対して、ヘブライ語から直接ラテン語に翻訳された、画期的 翻訳であった。ヒエロニュモスのラテン語訳聖書(ヴルガータ)は、そ の後長い間、西方キリスト教世界の標準的聖書として使用され、現在も なお一定の価値を有している。ただし、近年の研究によれば、ヒエロ ニュモスのヘブライ語に関する知識はかなり貧弱であり、ヴルガータの 大部分は依然として七十人訳聖書を基礎としていることが判明してい る。ヒエロニュモスは、この他に、聖書に関する多数の註解、オリゲネ スならびにその他のギリシアの神学者・聖書学者の著作の翻訳、そして 「ヨヴィアヌス駁論」Adversus Iovianum などの論争書および多数の書簡 を残している。かれの「書簡集」 Epistulae には、神学上の問題のみなら ず、当時の社会を触んでいた悪徳や腐敗、当時の人々の生活や考え方な どに関する書簡も多数含まれており、その中のいくつかは、後世におい ても繰り返し書き写され、印刷された。グローティウスは、ヒエロニュ モスの仕事にきわめて高い価値を認めており、「戦争と平和の法・三巻」 の、45 箇所あまりで、ヒエロニュモスのさまざまな作品(キルジー訳 の「著者別引用文献索引」によれば18作品)に言及している。

- → 「プロレゴーメナ」14 (原 1、訳 6)
- →「第1巻、第1章」XVI-5(本、訳10、11)

ピュタゴラス Pythagoras (c. 570 BC ~ c. 510 BC)。ピュタゴラスは、ソクラテース以前のギリシア哲学を代表する哲学者の一人。おそらくサモス島に生まれ、商人であった父親のもとで基礎的な教育を受けた後、ペレキュデース、ターレス、アナクシマンドロスのもとで哲学を学んだ。

40歳の頃、エジプトを経由して南イタリアのクロトンに移住し、そこ で学校を開いた(この学校を通じて、ギリシア哲学がイタリアに移植さ れた)。ピュタゴラスは、ピュタゴラスの定理やピュタゴラス音階など により、数学者として知られているが、自然をよく観察した哲学者でも あった。かれは、世界が数によって構成されていると考え、さらに輪廻 説を唱えて、動物の霊魂は人間の霊魂がその動物に宿ったものだからと いう理由で、肉食を禁止した。このほか、「刃物で火をかき立てないこ と、秤竿を飛び越えないこと、国外に出かける際には国境で後ろを振り 向かないこと | など、17 箇条の戒律を定めて、これを自ら守ると同時 に生徒たちにも守らせたと伝えられる。こうして、かれの開いた学校は、 やがてピュタゴラス教団と呼ばれる、独自の秘密結社に成長した。ピュ タゴラスの死因については諸説があり、一定しない。なお、「戦争と平 和の法・三巻 | の数箇所でグローティウスが言及している「金言集 | Carmina Aurea は、ピュタゴラスのものとされる道徳的警句を 71 行の 6 韻詩に集成した作品で(おそらく前3世紀頃成立したが、現在知られて いる版が確定したのは5世紀になってからである)、古代末期からル ネッサンス期を通じて広く読み継がれ、新プラトン主義哲学の道徳に関 する入門書として活用された。

→ 「プロレゴーメナ」8 (訳 4)、14 (訳 14 [正誤表中の修正版を参照 されたい])

ビュデ、ギョーム Guillaume Budé = グィレルムス・ブダエウス Guilelmus Budaeus(1467/68 ~ 1540)。ビュデは、フランス人文主義法 学を代表する法学者。パリに生まれ、オルレアン大学で法律学を学んだ。 ビュデは、生涯の大半を学者として過ごしたが、国王シャルル8世 Charles VIII (在位 1483 ~ 1498 年)、ルイ 12 世 Louis XII (在位 1498 ~ 1515 年)、フランソワ 1 世 François I (在位 1515 ~ 1547 年) の下で、パ リ商人組合の監督などの役職も経験し、国立図書館 Bibliothéque Nationale やコレージュ・ド・フランス Collège de France の創設にも参画 している。ビュデの時代に、ギリシャ語の知識がようやく人文主義の要 求に応えられるレベルに達したことを受けて、ビュデはとくにギリシャ 語の知識を重視し、1503年には、プルータルコス「哲学者たちの自然 学説誌 | De placitis decretisque philosophorum naturalibus (「モラーリア | 61)を翻訳、刊行している。この作品は、フランス人によるギリシャ語 からの最初の翻訳として知られている。法律学の分野では、「学説集計 解 | Annotationes in Pandectas, 1508. が、ビュデのギリシャ語に対する情 熱をラテン語に対しても注いだものとして高く評価されている。この作 品によって、中世の法律学、すなわち註釈学派や後期註釈学派の法律学 に対するフランス人の攻撃が開始され、いわゆるガリア風 mos Gallicus の 最初の範例が提供された。ビュデは、ユースティニアーヌス帝の「学説 集」を、法律家としてではなく、むしろ人文主義者の観点から考察し、 「学説集」の法文の原テクストを復元して、これを当時の歴史と関連づ けて考察することが重要だと考えた。かれは、註釈学派や後期註釈学派 の誤った解釈や誤解を厳しく糾弾し、「ローマ法大全」はもはや今日の 社会に適用することができない、と説いたことでも知られている。ビュデ の作品には、このほかに、「学説集註解・後篇」Annotationes posteriores, 1527.などがある。ただし、グローティウスは、ビュデには言及してい ない。

#### → 「プロレゴーメナ | 53 (訳 3)

ピュロス Pyrrhus  $(319 \sim c. 272 BC)$ 。 ピュロスは、エペイロスおよび マケドニアの国王。有能な将軍として知られ、プルータルコスは、ハン ニバルがピュロスを評して「世界史上、最高の将軍」といったと伝えて いる。かれは、ギリシア北東部エペイロスの国王アイアキデースの子と して生まれ、12歳でエペイロス王となった。しかし、17歳のとき反乱 によって国を追われ、姉の夫マケドニア王デメトリオス 1世 Demetrius I (在位 294 ~ 288 BC) を頼ってマケドニアに亡命した。ディアドコイの 抗争に際しては、デメトリオス陣営の一員として戦争に参加している。 マケドニアとエジプトとの間に和平が締結されると、ピュロスはプトレ マイオス 1 世 Ptolemaios I (エジプト国王。在位 305 ~ 283 BC) のもと に人質として送られた。しかし、その後、ピュロスは、プトレマイオス 1世の支援を受けてエペイロスの王位を奪回し(前297年)、さらに、 かつての庇護者デメトリオスと戦ってマケドニアの王位も獲得した(マ ケドニア国王在位  $288 \sim 285 \text{ BC}$ )。最初の妻アンティゴネーは、プトレ マイオス1世の娘である。将軍としてのピュロスは、アレクサンドロス の戦術を踏襲した戦略家として活躍した。ローマがイタリア半島南部の 都市タレントゥムを攻略したとき、強力な軍隊をもたない経済都市タレ ントゥムは、ピュロスを傭兵として雇い入れた。ピュロス軍は連戦連勝 であったが、ローマ軍は決して降伏しなかった。そのために、ピュロス 軍は次第にその数を減少し、ピュロスは、「われわれがもう一度ローマ 軍に勝ったとしても、われわれはいつか壊滅するであろう」と語ったと 伝えられる。そこから、犠牲と損失の方が多くて割に合わない勝利が 「ピュロスの勝利」といわれるようになった。また、ローマとタレン トゥムの間で和平の交渉が行われた際に(前280年)、ピュロスは、捕 虜の身代金をもってきたローマの使節ファブリキウスに対して、「われ われは金銭で取引するためにここに来たのではない」といって、ローマ 軍の捕虜を無償で返還した。これに対して、ファブリキウスは「和平が 成立しなかったら捕虜を戻す」と約束し、元老院が和平を拒否したため に、捕虜全員がピュロスのもとに帰った、とも伝えられている。アレク サンドロスの帝国の再現を夢見ていたピュロスは、その後も周辺諸国と の戦争を繰り返したが、アルゴスを攻略した際に戦死した。

## →「プロレゴーメナ」23 (原 1、訳 7)、26 (訳 9)

ピュロン Phyrron (c. 360 ~ c. 270 BC)。ピュロンは、エリスの出身で、懐疑派の祖として知られるギリシアの哲学者。ソクラテースの弟子パイドンがエリスに開いた学園で学び、一時期画家として生活していたが、デモクリトスの著作を読んで哲学の道に転じ、デモクリトスの弟子アナ

クサルコスの弟子となった。ピュロンは、師アナクサルコスとともにアレクサンドロスの東方遠征に随行し、インドの賢者や苦行僧と交わったといわれる。おそらく、その影響で(?)、ピュロンは、エリスに戻ってからは公職にもつかず、隠遁生活を送った。かれの思想は、不可知論とアタラクシア(心が乱されない状態)という言葉によって象徴される懐疑主義を基調としている。ピュロンは著作を残さなかった。その弟子ティモンには多数の著作のあったことが知られているが、現存するのはその中のごく一部で、しかも断片のみである。したがって、ピュロンの思想については、ディオゲネス・ラエルティオスその他の後世の哲学者による解説以外に、それを知る方法がない。

#### → 「プロレゴーメナ | 42 (訳 2)

ヒラリウス、ポワティエの Hilarius Pictaviensis (c. 315 ~ 367)。ポワ ティエのヒラリウスは、アリウス派に対抗して正統派の立場を主張した ことで知られる西方の教父。しばしば、西方のアタナシウスと呼ばれる。 かれは、おそらく、ポワティエの裕福な異教徒の家に生まれ、修辞学お よび哲学とくに新プラトン主義の哲学を学んだ。そして、カトリック教 徒となった後、350年頃、妻帯したままポワティエ司教に選出された。 しかし、司教となったヒラリウスは、ガリアにおけるアリウス派の中心 人物アルル司教サトゥルニヌスを激しく攻撃し、さらに、サトゥルニヌ スを支持する皇帝コンスタンティウス(2世)Flavius Julius Constantius (在位 337~361年) をも批判したために、353年に、フリギアに追放 された。この追放期間中、ヒラリウスは東方の神学に接して、東方の高 度な神学を学ぶことができた。また、これによって、ヒラリウスの神学 が東方の神学に対抗しうるまでに整えられたといわれる。東方の神学が 西方に紹介されることになったのも、ヒラリウスの働きによるところが 大きい。ヒラリウスの主著「三位一体論・12巻」De trinitate libri duodecim は、このフリギア滞在中に著された作品である。ヒラリウス は、360年に、許されてポワティエ司教に復職したが、その後もアリウ ス派との戦いを続け、アリウス派のミラノ司教アウクセンティウスとの 間で4年にわたって論争している。しかし、かれは、その論争の決着を みないまま、ポワティエで生涯を閉じた。ヒラリウスには、「三位一体 論 | のほかに、「マタイによる福音書註解 | Commentarius in Evangelium Matthei, c. 356.や、「教会会議について、または東方の人々の信仰につい て」Liber de Synodis seu de Fide Orientlium、c. 359、「コンスタンティウス 帝駁論」Contra Constantium Imperatorem liber unus, c. 360、「詩編講解」 Interpretatio Psalmorum XV. XXXI et XLI. c. 365.などの著作がある。グロー ティウスが「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第1章、第16節で言及 している「マタイによる福音書註解」は、西方における本格的な「聖書 註解」の最初の作品とされている。なお、グローティウスがヒラリウス に言及しているのは、この一箇所のみである。

→「第1巻、第1章」XVI-4(原2、訳8、9)

## 【フ】

ファブリキウス「ガイウス・ファブリキウス・ルスキヌス] Caius Fabricius Luscinus (生没年不詳)。ファブリキウスは、共和政ローマの政 治家。ファブリキウスの一家は、父親のときにアレトリウムからローマ に移住した。そのため、ファブリキウスはローマで生まれた。ファブリ キウスは、前284年に、ローマの使節団の一員としてタレントゥムに派 遣されたのをきっかけとして公職の階梯を昇り始め、前282年には、執 政官に選出された。そして、その2年後に、ヘラクレアの戦い(前280 年)でローマ軍がピュロス率いるギリシア植民地連合軍に敗れた事件の 事後処理を担当した。このとき、ピュロスは、金品の贈り物をまったく 受けようとしないファブリキウスの気位の高さと品格に感服し、捕虜全 員の一時帰国を認めてファブリキウスに託したところ、捕虜たちは一人 も欠けることなくピュロスの下に戻ってきたために、ピュロスは身代金 なしで捕虜全員を解放したと伝えられる。その後、ファブリキウスは、 前 278 年に二度目の執政官、前 275 年には戸口総監に選出されている。 ファブリキウスは、後世のローマの文人(とくにキケローやセネカ)に よって、しばしば、質素廉直な古代ローマ人の典型として取り上げられ た。ファブリキウスに関するグローティウスの評価も、これに従ってい る。

#### → 「プロレゴーメナ」26 (本、訳 9)

ファーベル、ペトルス Petrus Faber = ピェール・デュ・フォール、サ ン・ジョリの Pierre du Faure de Sain-Jorry (c. 1540 ~ 1600)。ファーベル は、サン・ジョリ出身の人文主義法学者。ブールジュのクヤーキウスの もとで法律学を学び、サン・ジョリの行政に携わった後、トゥールーズ 高等法院 (パルルマン) の初代院長をつとめた。著書に、「さまざまな 古い法原則に関する章 [D. L. 17.] 註解 ] Commentarius ad titulum de diversis regulis iuris antiqui, 1566、「デカメノン、または神の御名および 神の属性について・単巻」Decamenon sive Dei Nomina et attributis, liber singularis、1592、「アゴニスティコン、または遊技、昔の体育の競技、音 楽および円形競技場に関する記録文書について | Agonisticon, sive de re athletica ludisque veterum gymnicis, musicis, atque circensibus specilegiriorum tractatus, 1592、「セメストリウム」Semestrium, 1575(最初は単巻、1592 年版から3巻となる)などがある。セメストリウムは「6ヶ月(半年)| という意味である。ファーベルは、この作品の成立の経緯と標題の由来 を次のように説明している。「『セメストリウム』は、著者が、公務の合 間に与えられた6ヶ月の休暇を利用して、法や法制度に関するギリシ ア・ローマの文献を渉猟し、まとめたものである。『セメストリウム』 という標題は、皇帝マルクス・アントニーヌスのとき、顧問会の決定事 項(つまり皇帝の勅法)を6ヶ月ごとに集成せよという命令が出され、 この命令に従ってまとめられたマルクス・アントニーヌスの勅法集が 『セメストリア』 Semestria と呼ばれて、法律家の間で高い評価を受けた ことにちなむものである。」この作品は、その後リヨンやジュネーヴで

も版を重ねた。ファーベルは、「セメストリウム」第2巻、第3章および第4章に「戦争の法について」De iure belli という見出しを付し、勝利者の権利や復帰権など、戦争に関連するさまざまな記事や故事を収録している(ちなみに、第2巻、第1章は「自然法および諸国民の法について」De iure naturali et gentium と題されている)。しかし、グローティウスの問題にしていることが、これらの章で網羅的に取り上げられているわけではなく、関連する記述は第1巻にも散在している。グローティウスは、「プロレゴーメナ」第38節以外でも、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第16章、第1節、第3巻、第9章、第4節および第20章、第12節で「セメストリウム」に言及しているが、これらは、ファーベルが、「セメストリウム」第1巻、第7章で、イソクラテースの弁論中の万民法の概念に関する文章を修正している箇所、および「学説集」の復帰権に関するトリュフォニウス文(D. XLIX, 15. 19 pr.)の一部を訂正している箇所の文章である。

→ 「プロレゴーメナ | 38 (本、訳 1)

## ファン・デ・カルタヘナ → ヨハンネス・デ・カルタヘナ

フイリッポス2世 Philippos II (c. 382~336 BC; 在位356~336 BC)。フィリッポスは、マケドニア王アミュンタス3世(在位392~370 BC)の末子として生まれ、幼少時を人質としてテーバイで過ごした。前359年に、まだ幼かったアミュンタス4世(ペルディッカス2世の息)がマケドニア国王に即位すると、フィリッポスはその摂政として、事実上マケドニアを支配した。そして、前356年に、市民の推挙によってマケドニア王となった。フィリッポスは、テーバイで学んだファランクス・斜線陣に騎兵を組み合わせた新しい戦法を考案してギリシア南部の諸都市国家を制圧し、前338年には、カイロネイアの戦いでアテナイ・テーバイ連合軍を破って、(コリントス同盟の盟主として)スパルタを除く全ギリシアの覇権を握った。かれは、さらにペルシア遠征を目指したが、前338年、祝宴の席で部下により暗殺された。グローティウスは、フィリッポスの事績に関する知識を、ポリュビオス、デモステネース、セネカから得ている。

#### → 「プロレゴーメナ」3 (訳 17)、23 (訳 9)、25 (訳 3)

フィローン、アレクサンドリアの Philon [Judaeos] Alexandrinus (c. 20 BC  $\sim$  50 AD)。フィローンは、アレクサンドリア出身のユダヤ人哲学者。かれの経歴についてはよくわかっていない。ヨーセフス「ユダヤ古代史」によると、アレクサンドリアのユダヤ人とギリシア系市民との間で抗争が起こり、ギリシア系市民が、「ユダヤ人は皇帝のための祭壇や神殿を認めず、皇帝の名誉を毀損している」とローマの皇帝に訴え出たのに対して、ユダヤ人は、自分たちの主張を弁護するために、フィローンを団長とする使節団をローマ皇帝カリグラ Caius Iulius Caesar Augustus Germanicus; 俗称 Caligula(在位 37  $\sim$  41 年)の下に派遣した(40 年)。このときの使節としての活動は、フィローン自身が「ガイウスへの派遣使節について」De legatione ad Caium に記録している。しか

し、これ以外に、フィローンの経歴を知ることができる資料は存在しな い。フィローンの作品の特徴は、寓意的な説明方法によってギリシア哲 学とユダヤ教とを調和させようとした点にあり、かれがユダヤ教の律法 解釈とストア哲学の双方に通じていたことを示している。かれの作品は ユダヤ教徒にはほとんど受け入れられなかったが、初期キリスト教の著 作家の間で高く評価され、広く受け入れられた。その結果、フィローン の作品は、キリスト教の教父文献中に保存されて現在に伝えられている。 フィローンの主要な作品として、旧約聖書のさまざまな部分に対する寓 意的な註解、律法に関する「アブラハムについて | De Abrahamo、「十 戒について | De decalogo、「モーセの生涯について | De vita Mosis、 「[律法中の] 特別の掟について」De specialibus legibus などがある。こ のほかに、独立した作品として、「ガイウスへの派遣使節」、「啓示につ いて | De providentia、「動物について | De animalibus、「善良な人はみな 自由である | Omnem virum bonum esse liberum、「世界の不滅性について」 De mundi immortalitate、「創世記」第9章、第20ないし27節の記述を テーマとした「酒酔いからさめたノアが発した祈りと呪詛について」 (この作品の原題は確定しておらず、グローティウスは「酒酔いからさ めたノアについて $[\pi \epsilon \rho \iota]$   $\alpha v \alpha v \eta \phi \partial \eta$  N $\omega \epsilon$  と記している。ちなみに、ラ テン語訳では、「しらふの状態について」De sobrietate と表記されるの が通例である)などがある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三 巻 | の約 120 箇所で、フィローンのさまざまな著作(キルジー訳に付さ れた「著者別引用文献索引」によれば17作品)に言及している。その 中で、引用頻度が高いのは、「「律法の中の」特別の掟について」(23 箇 所)と「ガイウスへの派遣使節」(18 箇所)である。

- → 「プロレゴーメナ | 7 (原 1、訳 8)、14 (原 1、訳 5)、48 (訳 1)
- →「第1巻、第1章」II-1 (原1、訳3)、III-2 (原2、訳5)、VI (原1、訳4)、VIII-3 (原1、訳6)、X-1 (原1、訳2)、XII-2 (原2、3、訳22、26、27)、XVI-5 (本、訳5)

プーフェンドルフ、ザムエル Samuel Pufendorf(1632~1694)。プーフェンドルフは、グローティウスとホッブズを批判的に継承して、近世自然法の体系を完成させたドイツの法学者。ザクセンの牧師の息子として生まれ、最初、神学を学ぶためにライプツィッヒ大学に入学した(1650年)。しかし、神学部のスコラ学的教条主義に反発して、1656年からはイェーナに移り、神学、法律学、哲学、歴史、言語学を学んだ。プーフェンドルフは、1658年に学芸得業士 magister artium の資格を取得した後、兄の紹介でコペンハーゲン駐在スェーデン大使コイェット家の家庭教師となった。ところが、この年の夏に、デンマーク=スェーデン戦争が再開したため、デンマーク政府によって8ヶ月監禁された。この間に著されたのが、「普遍法学綱要・2巻」Elementorum iurisprudentiae universalis libri duo(本書は1660年にレイデンで出版された)である。この作品によって、プーフェンドルフは、プファルツ選帝侯カール・ルートヴィッヒから、ハイデルベルグ大学「法学提要」担当教授に招聘

された。しかし、プーフェンドルフがこれを断ったため、選帝侯はかれ の希望を入れて、1661年に、哲学部に自然法および国際法講座を新設 し、プーフェンドルフがその担当教授となった。しかし、かれは、同僚 との人間関係に悩まされたこともあって、1670年には、スェーデン国 王がルントに新設した大学の法学部の自然法および国際法担当教授に転 任した。この頃に著されたのが主著「自然法および諸国民の法につい て・8巻 De jure naturae et gentium libri octo. 1672. およびこれを簡略化 した「自然法に照らしてみた、人間および公民の義務について・2巻| De officio hominis et cives iuxta legem naturalem libri duo. 1673.である。 プーフェンドルフは、その後、スェーデン王立修史官、プロイセン王立 修史官などを歴任し、1690年にはハッレ大学に招聘されたがこれを断 り、ベルリンで没した。プーフェンドルフの学問の特徴は、ライプ ツィッヒ大学の神学部を支配していたアリストテレース主義や後期人文 主義と決別し、自然法に基づく、実践的な哲学および法律学の体系を構 築しようとした点にある。主著「自然法および諸国民の法について・8 巻 | および「自然法に照らしてみた、人間および公民の義務について・ 2巻 は、フランス語、英語に翻訳されて、人権の観念の発展や、アメ リカの独立運動に大きな影響を与えた。また、これらの作品は、カント の批判哲学によって終止符を打たれるまで、近世自然法論の代表的著作 としての地位を保持し続けた。

#### → 「プロレゴーメナ | 15 (訳 1)

プラトン Platon (c. 428/427 ~ 348/347 BC)。プラトンは、アテナイ国 王の末裔アリストーを父として、アテナイまたはアエギナで生まれた。 ディオゲネス・ラエルティオスによれば、「プラトン」という名前は本 名ではなく、かれの肩幅あるいは額が広かったところから、「広い」と いう意味のギリシャ語 πλατων からつけられたあだ名である。本名は、 祖父にちなむアリストクレース Aristocles であった。プラトンは、若い 頃政治家を志望していたが、30人の僭主政治(前404年)の失敗を見 てその志望を放棄し、たまたまソクラテースと出会って、哲学者として 生きる決心をした。プラトンの初期の作品は、師ソクラテースの教えと、 その死を回想する作品である。これらは、ソクラテース的対話篇と呼ば れ、著作を残さなかったソクラテースの哲学の内容を伝える作品として、 重要な地位を占めている。さらに、プラトンは、40歳頃、南イタリア、 シチリア、エジプト、キュレネーに旅行し、ピュタゴラス学派の指導者 アルキタスから、数学の知識を習得するとともに、学校経営の方法を学 んだ。そして、アテナイに戻ったプラトンは、アテナイ西北の庭園と体 **育施設があった昔のアポロン・アカデモスの神域を手に入れ、学園アカ** デメイア Akademeia を創設した。アカデメイアは、まず高度の学問的理 論を修得し、それを基礎として実践的活動を指導し、国家を改革すると いうプラトンの教育理想に基づいて、哲学、数学、天文学等の研究と教 授を行なう、一種の研究・教育施設であった。この学園は、529年に東 ローマ皇帝ユースティニアーヌスによって閉鎖されるまで(一時的に閉

鎖されていた期間を除いて)、ギリシアの学問の中心であり続けた。プ ラトンの作品として、現在36編が伝えられている。しかし、その正確 な成立年代や、それらがどのように整理されるかという点について、学 説は必ずしも一致していない。グローティウスが「プロレゴーメナー第 19節で言及している「ゴルギアス | Gorgias は、パラドックスという観 念を発見し、それを用いた修辞法を発展させることによって「ソフィス トの父 とも呼ばれたゴルギアスを対話者とする作品である。この作品 において、プラトンは、哲学と修辞学の違いを強調し、修辞学を学んだ 弁論家は、聴衆を魅了することに満足して、ことがらの真実を見ようと しないが、真実を知ろうとすることこそ哲学なのだから、修辞学は哲学 の名に値しない、と批判している。グローティウスは、このほかに、 「戦争と平和の法・三巻」の約50箇所で、プラトンとその作品に言及し ている。その言及頻度は他の著者と比較してそれほど高いわけではない。 しかし、グローティウスが援用している作品は多岐にわたっており、 「法律」、「国家」、「ゴルギアス」以外にも、「エウテュプロン」、「ソクラ テスの弁明 |、「クリトン |、「ソフィステス |、「プロタゴラス |、「クラ テュロス |、「クリティアス |、「アルキビアデス | などが、その中に含ま れている。

- →「プロレゴーメナ」3 (訳 2)、14 (原 1、訳 7)、19 (本、訳 2、3、4)、20 (本、訳 1)、23 (訳 1)、40 (訳 6)、42 (原 1、訳 4、8、9、10)、43 (本)
- → 「第 1 巻、第 1 章」II-2 (訳 6)、VII (訳 4)、XI-2 (訳 6)、XII-1 (訳 3)

## フランチェスコ・アリアス → アリアス、フランチェスコ

プリスキアーヌス、カエサリアの Priscianus Caesariensis (生没年不詳)。 プリスキアーヌスは、500 年頃、コンスタンティノポリスで活動した文 法家。主著は、かれ以前の文法家の著作をもとに、ウェルギリウス、テ レンティウス、キケロー、プラウトゥスらの文章を多数引用して著され た、浩瀚な「ラテン語文法提要・18 巻」 Institutiones grammaticus libri XVIII. である。この作品の最後の二巻で、「構文論」De constructione が 取り扱われている。また、この作品は、ラテン語文法の最良の教科書と して、西欧中世を通じて広く利用され、簡約本も多数作成された。グ ローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第1章、第3節の ほか、第3巻、第6章、第21節でも、大カトーの文章について、「ラテン語文法提要」の一節を援用している。

- → 「第 1 巻、第 1 章 | III-2 (訳 3)
- (大) プリーニウス [ガイウス・プリーニウス・セクンドゥス] Caius Plinius Secundus (23~79)。プリーニウスは、「博物誌」の著者として知られる、帝政初期のローマの軍人、政治家、博物学者。次項の(小)プリーニウスと区別するために大プリーニウス Plinius Maior と呼ばれる。大プリーニウスは、コモの騎士階層の家に生まれ、ローマで教育を受けた後、まず法律家として活動し、その後軍務に就いた。かれは、ゲ

ルマニアの歩兵指揮官、騎兵指揮官などを経験した後、皇帝属州ガリ ア・ナルボネンシス、アフリカ、ヒスパニア・タラコネンシス、ガリ ア・ベルギカなどの総督を歴任し、ウェスパシアーヌス帝 Titus Flavius Vespasianus (皇帝在位 79~81年) のとき、ローマ海軍 (地中海艦隊) の司令官に任じられた。ところが、その後まもなくヴェスヴィウス火山 が噴火し、ポムペイおよびヘルクラネウムが壊滅するという事件が起っ た(79年8月)。プリーニウスは、罹災者を救済するためにナポリ湾に 急行し、沿岸部に集結した罹災者を救出するためと、おそらくは火山活 動を近くで観察するために、ボートで上陸を試みた。しかし、プリーニ ウスの試みは結果的に成功しなかったのみならず、プリーニウス自身が 火川性の毒ガスに侵されて死亡した。プリーニウスは結婚していなかっ たので子供がなかった。そのために、遺言によって、妹の子である小プ リーニウスが養子となり、かれの財産を相続した。大プリーニウスは、 すでに最初の軍隊勤務の頃から文人としてもその名を知られ、「博物誌 | 以外にも数点の作品のあったことが知られている。しかし、これらはい ずれも散佚した。主著「博物誌・37 巻」Naturalis Historia libri XXXVII. は、かれがローマに滞在していた75年から77の間に着手され、77年 頃に完成した作品である。グローティウスが「戦争と平和の法・三巻」 第1巻、第1章、第9節で言及している「博物誌」第8巻ないし第10 巻には、陸上動物、水棲動物、鳥類、昆虫、は虫類に関することがら、 および動物学全般にわたるさまざまなことがらが、虚実とり混ぜて記述 されている。このほかに、グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」 の50箇所あまりで、「博物誌」の記述に言及している。

### →「第1巻、第1章 | XI-2 (原1、訳1、2)

(小) プリーニウス「ガイウス・プリーニウス・カエキリウス・セク ンドゥス] Caius Plinius Caecilius Secundus (61/63 ~ c. 113)。 小プリーニ ウスは北イタリアのコモで生まれた。幼くして父親を亡くしたために母 親と暮らしていたが、やがてローマに出てクィンティリアーヌスのもと で修辞学を学んだ。この頃から伯父の大プリーニウスの援助を受けるよ うになり、79年のヴェスヴィウス火山の噴火の際に伯父が死亡すると、 その遺言により、かれの相続人、養子となった。その後、81年に10人 官裁判所の裁判官に就任したのをきっかけとして、103年までに、第3 軍団士官、元老院議員、皇帝財務官(89年頃)、護民官(91年)、法務 官 (93年)、軍金庫長官 (94-96年)、執政官 (100年)、ビテュニア州長 官(103 年)、鳥占官(103/104 年)、トライアーヌス帝 Marcus Ulpius Nerva Traianus (在位 98 ~ 117 年) 顧問会員 (104-107 年)、ビテュニ ア・ポントゥス州総督(110年)などの官職を歴任した。小プリーニウ スは47歳のときから著作を始め、数多くの詩を書いた。しかし、それ らは散佚して、現在には伝わらない。現存する小プリーニウスの主要な 著作は、公表を前提として書かれた多数の書簡である。「書簡集・10巻」 Epistulae, libri X. に収録されたかれの書簡は、当時のローマの行政の実 情や、ヴェスヴィウス火山の噴火の様子、ローマ帝国の対キリスト教徒 政策の実態などに関する重要な情報源となっている。また、執政官就任の際に元老院で行ったトライアーヌス帝を讃える弁論「頌詞」 Panegyricus は、キケロー以外のローマの弁論家の弁論中、現存する数少ない弁論の一つとして、貴重な地位を占めている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第3章、第21節、および第2巻ならびに第3巻の26箇所で、プリーニウスの「書簡集」を引用し、第1巻、第1章、第6節ほか3箇所で、「頌詞」を引用している。

- → 「プロレゴーメナ | 3 (訳 11)
- →「第1巻、第1章」VI (原1、訳5、6)、

プルータルコス、ルキウス・メストリウス Lucius Mestrius Plutarchus (c.  $46 \sim 120$ )。 プルータルコスは、ギリシア、ボエオティア地方の小村 カイロネイアの名家に生まれ、アテナイのアカデメイアで学んだ後、ス パルタ、コリント、パトラス、アレクサンドリア、ローマなどを巡歴し て見聞を広めた。しかし、かれは、その生涯の大半を故郷カイロネイア で過ごし、目立った公職にはついていない。プルータルコスの主著は、 ギリシアおよびローマの著名人の伝記(ギリシア人とローマ人を対比し た23組の伝記と4人の個人の伝記)を集めた「対比列伝 | Vitae parallelae または「英雄伝」(プルータルコス自身は、この作品に標題を 付していない)と、かれのその他の作品を集成した「モラーリア」 Moralia である。「モラーリア」全 14 巻には、「食卓の七賢人」 Septem sapientium convivium, Moralia 13、「王および将軍の金言集 | Regum et imperatorum apophthegmata, Moralia 15、「スパルタ人の金言集」 Apophthegmata Laconica, Moralia 16、「ローマ問題」 Quaestiones Romanae, Moralia 20、「アレクサンドロス大王の運命または英雄的行為 | De Alexandri magni fortuna aut virtute, Moralia 24、「妻を慰める手紙 | Consolatio ad uxorem, Moralia 48、「卓上語録」 Quaestiones convivales, Moralia 49、「ヘロドトスのあくどさについて」De malignitate Herodoti, Moralia 60、「ストア派の矛盾について」De Stoicorum repugnantiis, Moralia 72.など、78 点の作品が収められている。グローティウスは、プ ルータルコスをことのほか愛読していたらしく、キールジー訳の「著者 別引用文献索引 | によれば、「戦争と平和の法・三巻 | の約300箇所で、 本項に掲げた作品を中心とするプルータルコスのさまざまな作品(「対 比列伝」全体を1作品として、計31作品)に言及し、その文章を引用 している。

- →「プロレゴーメナ」3(原 2、3、訳 8、9、15、16、19)、7(本、訳 2)、11(訳 3)、12(訳 6)、19(訳 5)、23(原 1、2、訳 6、7、11)、24(原 1、訳 2、3、7)、26(原 1、訳 9、11)
- → 「第 1 巻、第 1 章」III-2 (原 2、訳 6)、XI-1 (本、訳 5)、XII-2 (本、訳 11)、XV-1 (原 1、訳 3)

ブルートゥス、マルクス・ユニウス Marcus Iunius Brutus (85 ~ 42 BC)。 ブルートゥスは、カエサル暗殺の実行者として知られる共和政末期ローマの政治家。同名の父は、レピドゥスに味方したためにポムペイウスに

よって処刑され、母セルウィーリアは小カトー Marcus Porcius Cato Uticensis (c. 96 ~ 46 BC) の姉で、カエサルの愛人としてその名が世間 に知られていた。このような家庭に生まれたブルートゥスは、青年期に 修辞学およびプラトン学派の哲学を学び、前58年に、キプロスに派遣 された叔父カトーに随行してその統治を補佐した。これが、ブルートゥ スの政治世界へのデビューである。ブルートゥスは、その後、前53年 にキリキア州財務官となり、前49年には、カエサルと対峙していたポ ムペイウスの側についてギリシアに渡った。世間から当然カエサル側に つくものと思われていたブルートゥスが、ポムペイウス側につくことに なった理由を、プルータルコスは、「(ブルートゥスは) 私事よりも公の ことがらを上に置くのが当然だと考え、戦いの原因も、ポムペイウス側 の方がカエサル側よりも立派だ | と考えたからである、と説明している。 ポムペイウスが殺害された後、ブルートゥスはカエサルに許されて、カ エサルのもとで前46年にガリア属州長官、前45年には法務官に就任し た。この頃、ブルートゥスは、カエサルの友人の一人とみなされていた。 実際、カエサルは、「もしオクタウィアーヌスが自分よりも早く死んだ ら、ブルートゥスを相続人にする」という遺言を書いていた、と伝えら れる。しかし、前44年に、カエサルが終身独裁官に就任すると、ブ ルートゥスは、カッシウスらの陰謀に荷担し、カエサル暗殺の実行者と なった。プルータルコスは、ここでも、「カッシウスは支配者を憎悪し たのであるが、ブルートゥスは支配そのものに憤慨した」と述べて、ブ ルートゥスが主義主張をあくまでも貫く志操堅固な人物であったことを 強調している。カエサルの暗殺者たちは、事件直後はローマ市民に歓迎 されたが、アントーニウスの追悼演説後はローマ市民の支持を失い、ギ リシアに逃れた。しかし、かれらは、オクタウィアーヌスによってカエ サル殺害の犯人と宣言され、アントーニウス=オクタウィアーヌス軍の 追跡を受けた。そして、ブルートゥスは、前42年に、オクタウィアー ヌス軍との戦いに敗れて自決した。

## → 「プロレゴーメナ」27 (訳 6)

プロコピウス、カエサレアの Procopius Cesarensis (c. 500 ~ c. 562)。プロコピウスは、ユースティニアーヌス帝時代の東ローマの法律家、歴史家。かれは、カエサレアの名家に生まれ、おそらくガザの学校でギリシアの古典および修辞学を学んだ。その後、ベイルートまたはコンスタンティノポリスの法学校で法律を学んで法廷弁護士となり、527年に、ユースティニアーヌス帝の将軍ベリサリウスの法律顧問に就任した。プロコピウスはベリサリウスの遠征にも同行している。ベリサリウスの法律顧問としての仕事は540年まで続いた。その後、プロコピウスはベリサリウスから離れて著作に専念し、おそらくユースティニアーヌス帝の死去より前に、コンスタンティノポリスで没した。プロコピウスの主著は、「ユースティニアーヌス帝の戦争・8巻」De bellis, libri VIII、ユースティニアーヌス帝の統治の裏面を伝える「秘史」Historia Arcana、ユースティニアーヌス帝の建築物を讃えた「建築物について・6巻」

De aedificiis, libri VI. である。「ユースティニアーヌス帝の戦争」は、か れ自身が随行したベリサリウスの戦いを中心に、ユースティニアーヌス 帝時代の東ローマ帝国と蛮族との戦争を記録した作品で、全8巻中、第 1巻および第2巻が小アジアを舞台とした、ササーン朝ペルシャと東 ローマ帝国との戦いにあてられ、第3巻および第4巻は、北アフリカを 舞台にベリサリウスが活躍した、ヴァンダル人との戦争にあてられてい る。残りの4巻では、イタリアを舞台として戦われた、東ゴート族と東 ローマ帝国との戦争が叙述されている。全8巻のうち7巻までは545年 頃までに完成し、第8巻は552/553年頃追加された。なお、後世の刊本 では、第1巻および第2巻が「ペルシャ戦争」De hello Persico と題され、 第3巻および第4巻は「ヴァンダル戦争 | De bello Vandalico、第5ない し第8巻は「ゴート戦争 | De bello Gothico と題されている。グロー ティウスはプロコピウスの作品の巻数を指示していないので、グロー ティウス自身がどの版を利用したのかは不明である。しかし、ほとんど すべての注釈がこの後世の刊本の分類に従っている。グローティウスは、 「戦争と平和の法・三巻」の「プロレゴーメナ」第27節、第1巻、第2 章、第8節など126箇所で「ユースティニアーヌス帝の戦争」の文章を 引用し(「ゴート戦争」69箇所、「ペルシャ戦争」23箇所、「ヴァンダル 戦争 | 34 箇所)、第2巻、第3章、第14 節ほか5 箇所で「秘史」の文 章を、第1巻、第3章、第12節ほか2箇所で「建築物について」の文 章を引用している。

→ 「プロレゴーメナ」 27 (原 1、訳 8、9、10、11、12)

プロータゴラース Protagoras(c.490 ~ 420 BC)。プロータゴラースは、ソクラテース以前の代表的なソフィスト。ディオゲネス・ラエルティオスによれば、プロータゴラースはデモクリトスの弟子で、「どんな事柄についても互いに相反する二つの言論がなりたつと主張した」最初の人であった。その作品のあるものは「万物の尺度は人間である」という言葉で始まり、また別の作品は「神々については、それらが存在するということも、わたしは知ることができない」という言葉で始まっていた。そして、この後者の発言のために、プロータゴラースはアテナイから追放され、かれの著作は集められて広場で焼却された。このような事情から、プロータゴラースは、後に、古代ギリシアの代表的な無神論者とみなされるようになった。

#### **→**「プロレゴーメナ | 11 (訳 1)

プロペルティウス、セクストゥス・アウレリウス Sextus Aurelius Propertius (c. 45/50  $\sim$  c.15 BC)。プロペルティウスは、共和政末期ローマの詩人。ウムブリア地方のメヴァニアに生まれ、父親を早くなくしたために、母親によって、おそらくローマで育てられた。かれの詩人としての名声は、前 25 年頃、かれの詩才を発見して激励してくれたキンティア Cynthia を主題とする「哀歌」 *Elegiae* 第 1 巻の公表によって一挙に高まり、プロペルティウスは、ガッルスやウェルギリウスらと友人の交わりをもつことができるようになった。また、ウェルギリウスの保護

者であったマエケナスの支援を受けるようになったともいわれている。現存するプロペルティウスの作品は「哀歌」*Elegiae* (4巻) のみで、これには、恋愛詩を中心とする 92 の詩が収められている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第 2 巻、第 26 章、第 4節,第 3 巻、第 6 章、第 24 節、第 3 巻、第 11 章、第 1 節の 3 箇所で、「哀歌」の一節を引用している。

## → 「プロレゴーメナ | 27 (訳 1)

フローレンティヌス Florentinus (生没年不詳)。フローレンティヌスは、2世紀後半のローマの法学者。皇帝マルクス・アウレリウスもしくはアレクサンデル・セヴェルス帝の時代に活躍し、浩瀚な「法学提要」 Institutiones を著した。その一部がユースティニアーヌス帝「学説集」 Digesta に採用されている。しかし、フローレンティヌスの経歴その他のことについては、何も知られていない。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の「プロレゴーメナ」第14節および第1巻、第1章、第3節のほかに、第1巻、第2章、第3、4節、第3巻、第7章、第6節、第3巻、第9章、第5節でも、フローレンティヌスの名前をあげ、かれの「法学提要」に由来する法文に言及している。

- →「プロレゴーメナ」14 (本、訳 2)
- → 「第1巻、第1章 | III-1 (本、訳3)、5 (訳3)

## $[ \land ]$

ペーシオドス Hesiodos (生没年不詳)。前700年頃のギリシアの抒情詩人。かれの父はキュメで貿易業を営んでいたが、経営に失敗したため、一家でボイオティア地方の小村アスクラに移住し、農業を営んでいた。ペーシオドスもこの村で羊を飼っていた。ところが、ある日、かれは、詩神ムーサの声を聞き、詩作の道を志すことになった。ペーシオドスの作品として知られているのは、天地の始まりから宇宙秩序の形成までを、神々の誕生と抗争から主神ゼウスによる統一的支配の成立までの歴史として叙述した「神統記」Theogoniaと、人間世界における正しいあり方をテーマとして、労働の価値と正義の重要性を説いた「仕事と日」Opera et Dies の二篇である。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第1章、第11節および第12節で「仕事と日」の一節を引用しているほか、第1巻、第3章、第8節、第2巻、第21章、第2節などでも、「神統記」や「仕事と日」に言及し、その文章を引用している。

#### → 「第1巻、第1章 | XI (本、訳3)、XII-2 (本、訳1)

ベッカデッリ、アントーニオ Antonio Beccadelli(1394~1471)。ベッカデッリは、人文主義者として知られるイタリアの文人。かれは、商人の子としてパレルモに生まれ(そこから Il Panormita とも呼ばれる)、父親の手伝いをしながら古典文学に親しんだ。成長してから、イタリアの諸都市を歴訪し、パドヴァで文学を、シエナおよびボローニャで法律学を学んだ。ボローニャには 1427 年まで滞在した。その後、フィレンツェ、ローマを経て、1430 年にヴィスコンティ家の一員であるパヴィ

アのフィリッポ・マリーアの客分となり、古典文献および古典ラテン語 の研究に専念した。そして、1434年から、ナポリのアラゴン王アル フォンソ5世のもとで、国王の相談役の一人として働くようになった。 ベッカデッリとアルフォンソは文化を愛するという点で関心が一致して おり、ベッカデッリは、その後のアルフォンソのほとんどすべての活動 に関与している。また、ベッカデッリは、独自に、「アントーニオの回 廊 | Porticus Antoniana という名前の学園をナポリに開き「この学園は、 その後、ベッカデッリの後継者でエラスムスに大きな影響を与えたとさ れるジョヴァンニ・ポンターノ Giovanni Pontano  $(1426 \sim 1530)$  にちな んで、「ポンターノ学園 | Academia Pontaniana と呼ばれるようになった]、 多数の若者をナポリに引き寄せた。ベッカデッリは、アルフォンソ王の 死後もアラゴン王室に仕えて、余生をアルフォンソの息子フェルナンド の教育係として過ごし、ナポリで死去した。ベッカデッリの主著は、コ シモ・ディ・メディチに捧げられた「エルマフロディートゥス」 Hermanhroditus (古代ローマの著作者の警句、風刺詩 81 編を集めて解説 した作品)である。このほかに、「アルフォンソ王言行録 | De dictis et factis Alphonsi regis Aragonum. 1455.および「国王フェルディナンド業績 録」Liber rerum gestorum Ferdinandi regis, 1469.という作品が知られてい る。グローティウスが引用しているアルフォンソ5世の言葉は、「アル フォンソ王言行録 | に収録されている。

## → 「プロレゴーメナ | 26 (訳 10)

ペトルス・ロムバルドゥス Petrus Lombardus (c. 1100 ~ 1160)。ペト ルス・ロムバルドゥスは、「命題集・4巻」Sententiae in IV libros distinctae の著者として知られる中世の神学者。かれは、ロムバルディア西部のノ ヴァラの貧しい家に生まれた。まだ少年の頃、おそらくルッカの司教座 聖堂付属学校で学んでいたとき、ルッカ司教の目にとまり、クレル ヴォーのベルナール Bernardus Claraevallensis (c. 1090 ~ 1153) に紹介 されて、ランスおよびパリで勉強する機会を与えられた。ペトルスは、 ランスの司教座聖堂付属学校で学んだ後、1134年頃から、パリの聖 ヴィクトール教会参事会員の庇護を受け、ノートル・ダムの司教座聖堂 付属学校で教えるようになった。この頃、アベラール Petrus Abaelardus (c. 1079 ~ 1142) や聖ヴィクトールのフーゴー Hugo de Sancto Victore (c. 1096~1142) らとも知り合っている。さらに、1144年には、パリ 司教座聖堂参事会員に推挙された。ロムバルドゥスのような、身寄りも 財産もない人間が、王族や高級官僚の親族の指定席となっていたノート ル・ダムの司教座聖堂参事会員に推薦されたのは、非常に珍しいこと だったと伝えられている。ロムバルドゥスは、1147年に副助祭となり、 1156年頃までに司祭に叙階された。そして、1156年にノートル・ダム の司教座聖堂参事会首席助祭、1159年にパリ司教に就任したが、その 翌年に死亡した。ペトルス・ロムバルドゥスの主著は「命題集・4巻」 *Sententiae in IV libros distinctae*. である。この作品は、中世ヨーロッパの 大学の神学部において最も標準的な教科書とされたほか、13世紀から 16世紀に至るまでの数多くの神学者によって註解の対象とされ、中世 西欧の神学を基礎づける役割を果した。アルベルトゥス・マグヌス トゥーラ Bonaventura (Giovanni di Fidanza, c. 1217 ~ 1274)、ウィリア ム・オッカム Guilelmus de Ockham (c. 1285~1347) といった著名な神 学者たちも、この「命題集」に対する註解を著している。ロムバルドゥ スの著作には、このほかに、詩編註解 Commentarius in Psalmos、「パウ ロの書簡註解」Collectanea in Epistulas Pauli. などの作品がある。ただし、 グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の中では、ペトルス・ロ ムバルドゥスに言及していない。

- → 「プロレゴーメナ | 52 (訳 1)
- →「第1巻、第1章 | X-1 (訳9)

**ヘラクレイトス** (エフェソスの) Heraclitus [Heracleitos ho Ephesios] (c. 535~c. 475 BC)。ヘラクレイトスは、「万物は流転する」という言 葉で知られる、ソクラテース以前のギリシアの代表的哲学者。かれはエ フェソスの貴族の家に生まれた。しかし、それ以外の経歴は知られてい ない。ディオゲネス・ラエルティオスによれば、「ヘラクレイトスは不 思議な人で、若い頃には、自分は何も知らないといっていたが、長じて からは、あらゆることを知っていると主張した。また、かれは自分自身 を探求して、すべてのことを自分自身から学んだのだと語っていた。| ヘラクレイトスの考え方の特徴は、その関心がたんなる宇宙生成論にと どまらず、宇宙を司るロゴスが人間の心にも働いているとする点にある。 ヘラクレイトスには、「自然について」という著作のあったことが知ら れている。しかし、この著作はその後失われ、現在では、他の著者たち によって伝えられるいくつかの断片が残されているのみである。グロー ティウスが「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第1章、第12節で紹介 しているヘラクレイトスの言葉も、そのような断片の一つである。

#### → 「第1巻、第1章 | XII-2 (本、訳3)

ベリサリウス、フラーウィウス Flavius Belisarius (c. 500 ~ 565)。 べ リサリウスは、6世紀東ローマ帝国の将軍。ユースティニアーヌス帝の 幕僚として、同帝のローマ帝国再興という理想の実現に尽力した。ベリ サリウスは、現在のブルガリアに生まれ、青年期に軍隊に入隊して皇帝 ユースティヌス I 世 Flavius Justinus I (在位 518 ~ 527 年) の近衛兵と なった後、527年にユースティニアーヌスが帝位を継承すると、東部方 面担当の帝国軍司令官に任命された。ベリサリウスの軍人としての名声 は、ササーン朝ペルシャとの戦いで不動のものとなった。帝国東部の問 題が531年の和約によって一段落した後、ベリサリウスは、533年から 北アフリカのヴァンダル人討伐を命じられ、534年にはカルタゴを占領 して、北アフリカのローマ領を回復した。さらにその後、間をおかずに イタリアの東ゴート人の制圧を命じられ、536年にはナポリ、ローマを、 540年にはミラノ、ラヴェンナをゴート人の手から解放した。しかし、 ベリサリウスの成功を妬んだユースティニアーヌス帝がベリサリウスに

ほとんど協力しようとしなかったことや、トティラがゴート人の国王となってゲリラ戦を展開したことから、ベリサリウスのイタリア平定は完成されなかった。そこで、ユースティニアーヌス帝は、ベリサリウスをコンスタンティノポリスに呼び戻し、ナルセスをゴート人討伐の司令官に任命した。ベリサリウスは、これを機に、軍隊生活から引退した。ところが、その後、東部情勢の悪化に伴って、ベリサリウスはふたたびビザンツ守備軍の指揮官に任命された(559年)。かれは、ビザンツ領内に侵入してきたブルガリ人をドナウ川の対岸に退却させたが、562年に、コンスタンティノポリス市長官プロコピウス(このプロコピウスが「ユースティニアーヌス帝の戦争」や「秘史」を著したプロコピウスと同一人物であるとする説もあるが、現代の学説は否定的である)によって収賄の罪で有罪を宣告され、まもなく、コンスタンティノポリス郊外の所領で死夫した。

→ 「プロレゴーメナ | 27 (原 1、訳 8、9)、45 (原 1、訳 5)、

**ヘリロス** Herillos (生没年不詳)。ヘリロスは、前3世紀のストア派の 哲学者。カルタゴの出身でゼノンの弟子。しかし、その思想の中心は、 ゼノンのそれと異なり、知識エピステメーこそが人生の究極目的である とする点にあった。ディオゲネス・ラエルティオスは次のように記して いる。「ヘリロスはこういった。主たる善は知識である。すなわち、そ れは、知識に従って生活するという原理にすべてのことが一致するよう にするために、つねに自らの行動を規律し、無知によって誤った方向に 導かれないようにすることである。」ヘリロスは、ストア派が強調する 人間の社交性オイケイオーシスに関しては、これを第二次的な目的と位 置づけ、賢くない者でもこの第二次的な目的を目指すが、主たる目的を 目指すのは賢い人間だけである、と語った。ヘリロスの思想について、 キケローは、「善と悪の究極について」で、このように目的が二つに区 分されている点を非難し、さらに「義務について」で、ヘリロスが、目 常生活における行動は究極の目的に対してなんの役にも立たないから、 そのような活動には倫理的価値がないと主張した点を批判している。し たがって、グロノヴィウスが注釈の中でヘリロスの名をあげているのは、 グローティウスの文章の例証としては、あまり適切でないように思われ る。なお、グローティウス自身は、「戦争と平和の法・三巻」において、 ヘリロスには言及していない。

#### → 「プロレゴーメナ | 42 (訳 2)

ヘロディアーヌス [シリアの] Herodianus (c. 170~240)。ヘロディアーヌスは、帝政期ローマの歴史家。かれは、おそらくシリアに生まれ、ローマで何らかの職業に従事しながら歴史を書いたと推測されるが、公職に就任した記録はない。また、その生涯についても、ほとんど何も知られていない。ヘロディアーヌスは、マルクス・アントニーヌス帝没後のローマ帝国の歴史、年代に直すと 180 年から 240 年までのローマ帝国の歴史を著した。かれの名は、その作品「神皇マルクス死後の歴史・8巻」 Ab excessu Divi Marci libri VIII. の著者として知られるのみである。

グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」のプロレゴーメナを含む 各巻で、あわせて 15 回ほど、ヘロディアーヌスの「歴史」に言及し、 その文章を引用している。

→ 「プロレゴーメナ | 27 (原 1、訳 15)

**ヘロドトス** Herodotus (c. 484 ~ c. 425 BC)。ヘロドトスは、「歴史の 父 | と呼ばれ、トゥキュディデースとならび称されるギリシアの歴史家。 ハリカルナッソスに生まれ、前 457 年頃、親ペルシャ政権の打倒を企て て失敗したために、サモス島に亡命した。その後、小アジア、アラビア、 エジプトなどを旅行し、前443年には、南イタリアのトゥリオイ植民市 の建設に参加した。そして、以後、同地に定住して、主著「歴史・9巻| Historiae lib. IX.の執筆に専念した。この作品は、前半の6巻が、主とし て旅行によって知りえたリュディア、スキタイ、メディア、ペルシャ、 アッシリア、エジプトなどの、古代の人々の習俗や伝承や歴史の記述に あてられ、後半の3巻では、ペルシャ戦争の経緯が記述されている。プ ルータルコスは、ヘロドトスは嘘つきだといっているが、「歴史」の壮 大な構想と多彩な挿話を踏まえた読みやすさは、後世の人々から高く評 価され、ヘロドトスは「歴史の父」と呼ばれるようになった。また、歴 史から人間のあり方を学ぶという、ギリシア・ローマの歴史叙述に対す る基本的な考え方は、ヘロドトスの「歴史」に端を発するとされている。 グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第1巻の4箇所、第2巻 および第3巻の約30箇所で、「歴史」の記述を引用している。

→ 「第1巻、第1章」 XVI-5 (本、原2、訳3)

# ヘンリクス・ゴリケモ → ハインリッヒ、ゴルクムの 【ホ】

ホスティエンシス Hostiensis = ヘンリクス・セグシオ Henricus Segusio (c.1200 ~ 1271)。ホスティエンシスは、「両法の帝王」 monarchus utriusque juris、「黄金のスンマ Summa Aurea の著者」などの呼び名で知 られる、中世ヨーロッパの代表的カノン法学者。ボローニャでローマ法 およびカノン法を学び、おそらく 1236/39 年の間、パリでカノン法を教 えた。1243年以降はローマで生活し、1244に年教皇礼拝堂付き司祭、 システロン司教、1250年にエムブルン大司教、1262年にオスティア大 司教枢機卿に任じられた(ホスティエンシスの名は、このオスティア大 司教に由来する)。ホスティエンシスは、教皇インノケンティウス4世 と同世代の法学者で、現実主義的な教皇と異なり、原理的考察、とくに 神学とカノン法の原理的考察を特徴とするすぐれた作品を著した。カノ ン法上の衡平 aequitas canonica の概念を確立したことは、かれの大きな 功績とされている。主著に、「黄金のスンマ」Summa Aurea super titulos decretalium, c.1253 (Godofredus Tranensis, Pilius, Azo などに依拠して書か れた、リベル・エクストラの章別註釈)、「教皇令集講義」Lectura in quinque libros Decretalium, c.1270/71. などがある。「教皇令集講義」は、 当初「教皇令集註解」Commentarium super decretalibus と呼ばれていた が、後に「講義」Lectura と呼ばれるようになった。グローティウスは

「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第7章、第14節、第2巻、第8章、第5節で「教皇令集講義」に、第2巻、第10章、第9節で「黄金のスンマ」の一節に言及している。

# → 「プロレゴーメナ」53 (訳 2)

**ボダン、ジャン** Jean Bodin(1530 ~ 1596)。ボダンは、16 世紀後半の 哲学者、法律家、政治理論家。とくに近代主権概念の提唱者として知ら れている。モンテーニュやノストラダムスと同時代の人。ボダンは、仕 立屋の親方職人を父としてアンジェに生まれ、子供のとき、アンジェの カルメル会修道院に入れられた。その後、ユマニスト司教として著名で あったアンジェ司教ガブリエル・ブーヴェリ Gabriel Bouvery (司教在位 1540~1572年)の庇護を受け、パリ大学で神学を学んだ。しかし、 1548年頃カルメル会を退会し、トゥールーズ大学に移って法律学を学 んだ(後に同大学の講師となった)。トゥールーズ大学では、ブール ジュやシュトラスブールの大学と異なって、伝統的なボローニャ型の法 律学が教えられており、講義の中心は後期註釈学派のバルトールスの学 説の解説であった。また、トゥールーズ大学は、王権とローマ・カト リック教会の牙城として、宗教改革派の攻撃の標的でもあった(ちなみ に、ボダンは、信仰や宗教についてカルヴァンときわめて類似した考え をもっていたが、終生カトリック教徒として過した)。ボダンは、1561 年にパリで高等法院の弁護士となり、パリ滞在中に、「歴史の理解を容 易にするための方法論 | Methodus ad facilem historiarum cognitionem. 1566. や、主権の概念を提示し、モンテスキューの先駆となる風土の違 いによる法の相違を説いたことで知られる「国家論・6巻」Six Livres de la Republique, 1572. を発表した。1578 年には、国王アンリ 3 世の信任を 得て、ブロワの全国三部会の代議員に選ばれている。しかし、国王の宗 教的不寛容政策に反対したために、やがて、国王から距離を置くように なった。そして、1584年以降ラオンで余生を送っていたが、1596年にペ ストに罹患して死亡した。なお、「秘密の場所に隠された崇高なことが らに関する七人の討論会」Colloquium Heptaplomeres de rerum sublimium arcanis abditis, 1683 (執筆は 1593 年頃) は、カトリック、ユダヤ教、懐 疑派、イスラム教、ルター派、カルヴァン派、自然宗教派にそれぞれ一 人の討論者を割り当て、この7人に宗教および哲学の諸問題について討 論させるという方法で書かれた、宗教に対するボダンの考え方を示す作 品である。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 第2巻、第14 章、第1節、第3巻、第7章、第8節など12箇所で、「国家論」に言及 している。

- → 「プロレゴーメナ」33 (訳 1)、48 (訳 1)、55 (本、訳 2)
- (大) ポムペイウス、グナエウス Gnaeus Pompeius [Magnus] (106~48 BC)。ポムペイウスは騎士階層出身の共和政末期ローマの将軍、政治家。マグヌス [大] Magnus という添え名は、前87年に父親がマリウスによって粛正された後、かれが、マリウス死去の報を受けてギリシアからローマに進軍しようとしていたスッラのもとに、手兵3個軍団を率い

て駆けつけ(前83年)、スッラの権力基盤の確立に貢献したことに対す る褒賞として、後にスッラから与えられた名前である。ポムペイウスは 軍司令官として優れた才能を発揮し、シチリア、北アフリカ、ヒスパニ アを平定したほか、地中海の海賊を3箇月で退治し、さらに、シリア、 ユダヤ、フェニキアなどをローマの支配下に置くことにも成功した。そ して、このような軍人としての功績を背景として、政治の世界に足を踏 み入れ、前70年に執政官に選出された(このときの同僚執政官がク ラッススである)のをきっかけとして、政治家として活動し始めた(前 52年、前55年にも執政官に選出されている)。ポムペイウスは、前65 年に、カエサルの娘ユーリアと結婚して(しかし、ユーリアは前54年 に死亡した)、カエサルとの結びつきも強化した。ポムペイウスの政治 家としての頂点は、前60年に、カエサル、クラッススとともに第一回 三頭政治を結成したときである。しかしながら、クラッススの戦死に よってこの体制が崩壊すると(前53年)、ポムペイウスとカエサルとの 対立が激化し、内戦となった(前49年)。ポムペイウスは、イタリアで の直接対決を避けて東方に逃れ、東方から反撃する作戦を選択した。し かし、前48年のファルサルスの戦いでカエサル軍に敗れ、かねて支持 を約束していたエジプト国王を頼ってエジプトに逃れたが、そこで裏切 りにあい、アレクサンドリアで暗殺された。ファルサルスの戦いとアレ クサンドリアにおける暗殺の後、まもなく、ローマの世界では、ポムペ イウスの人柄とかれの行動が理想化され始め、ポムペイウスは、一躍、 悲劇の主人公として記憶されるようになった。プルータルコスは、「対 比列伝」の中で、ポムペイウスの容姿をアレクサンドロス大王の風貌に 似通っていたと記し、かれの人柄を「かれが人から愛されたのは、生活 態度の聡明さ、武装への精励、言説の説得力、人柄の誠実さ、他人に接 する際の如才なさ、など多くの理由からであった。事実、ひとから何か を要求する場合でも、かれほど相手を傷つけることのない者はなく、ま た何かを求める人に対しても、かれほど気持ちよく力を貸す者はなかっ た。これらの美しい性質に加えて、かれは、人に物を施す時にはさりげ なく、ひとから物を受け取る時には品位を失わない、という美点をも備 えていた | と描写している(吉村忠典訳「ポムペイウス」、村川堅太郎 編「プルタルコス|世界古典文学全集 23 所収、前掲 371 頁、ちくま学 芸文庫「プルタルコス·英雄伝」下、1996 年、64 頁)。 グローティウス もまた、ポムペイウスを、このような理想化された姿で理解していたと 思われる。

- → 「プロレゴーメナ」 2 (訳 1)、3 (本、原 3、訳 11、16、19)、24 (本、訳 1、2)、27 (原 1、訳 3、5、6)
  - →「第1巻、第1章」XII-2(本、訳11)

ポムポーニウス、セクストゥス Sextus Pomponius (生没年不詳)。ポムポーニウスは、古典期ローマの法学者中最も多産な学者の一人で、約300巻の作品を残した。かれは実務法律家ではなく、法学教師ないし法学文献の著述家だったと推定されている。主著は「クィントゥス・ムキ

ウス註解・39巻」ad Quintum Mucium libri XXXIX、「サビヌス註解・35巻」ad Sabinum libri XXXV、「法学通論」Enchiridium などである。とくに「法学通論」に記されたローマの法源史、官職史、法律家列伝は、ユースティニアーヌス帝「学説集」に採録されて、ローマ法史を理解するための貴重な資料となっている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻および第3巻の28箇所あまりで、ポムポーニウスに由来する法文に言及している。

→ 「プロレゴーメナ | 53 (訳 1)

ホメーロス Homerus (生没年不詳)。ホメーロスは、ヘクサメータ (六脚韻) 詩「イーリアス」および「オデュッセイア」の作者とされる 伝説的な古代ギリシアの詩人。ただし、その経歴などは一切不明である。そればかりでなく、ホメーロスが実在の人物か否かについても確証がない。ホメーロスという名の人物は後世に作られたものであり、そういう人物は歴史上存在しなかったという説も有力である。古代ギリシアでは、前6世紀ないし5世紀頃まで、ヘクサメータで書かれた一群の叙事詩の作者がホメーロスとされていたが、前4世紀以降、「イーリアス」および「オデュッセイア」を含むいくつかの個別の作品の作者が、ホメーロスとされるようになった。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の75箇所あまりで、「イーリアス」および「オデュッセイア」、そして、それらに対する註解の文章を援用している。

- → 「プロレゴーメナ | 11 (訳 3)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 VIII-2 (原 1、訳 4)

ホラーティウス[クィントゥス・ホラーティウス・フラックス] Quintus Horatius Flaccus (65~8 BC)。ホラーティウスは、古代ローマ最大の抒情詩人。解放自由人の子として生まれ、ローマで初等教育を受けた後、アテナイでギリシア語と哲学を学び、カエサルの死後、アウグストゥスのもとで軍務についた。しかし、ブルートゥスの死後、アウグストゥスにより許されてローマに戻り、ウェルギリウス、ウァリウス・ルーフスらの文学者と交わるようになった。そして、ルーフスの紹介でマエキアヌスの庇護を受け、前 33 年にティブル近くの田舎小屋を与えられて詩作に専念した。主要な作品に、「頌歌」 Carmen 4巻、「[長短句が交互に用いられた] 叙情詩」 Apodi、「もろもろの時代に寄せる歌」 Carmen saeculare、「風刺詩集 I」; Sermonum liber primus seu Satirae I、「風刺詩集 II」 Sermonum liber secundus seu Satirae II、「詩論」 Ars Poetica (18 BC)などがある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の 30 箇所あまりで、ここに掲げたホラーティウスの作品もしくはそれに対する「註解」の文章を援用している。

- →「プロレゴーメナ」3 (本、訳 6)、6 (訳 1)、16 (原 1、訳 1、3)、19 (訳 1)、40 (訳 1、6)
- →「第1巻、第1章」II-3 (訳1)、V (原2、訳5)、IX-1 (原1、訳4、5)、XI-1 (原2、訳16)、XII-1 (訳3)

ポリュビオス Polybius  $(c.203 \sim c.120 \text{ BC})$ 。ポリュビオスは、ヘレニ

ズム期のギリシアの歴史家。メガロポリスの有力者の家に生まれ、前 170年頃、将軍職の前提である騎兵隊司令官に選任された。しかし、 ローマがマケドニアと戦ったとき、かれの父親リュコルタスが中立の立 場を崩さなかったために、1000人のアカイア人貴族の人質の一人とし てローマに送られた(前168年)。ローマでは、かれの高い教養が評価 されて、第三次マケドニア戦争の立役者アエミリウス・パウルスの家に 預けられ、息子のファビウスとスキピオ・アエミリアーヌスの教育を委 ねられた。アカイアの人質は前150年に解放されたが、ポリュビオスは そのままローマにとどまり、スキピオ・アエミリアーヌスが第三次ポエ 二戦争を指揮してカルタゴを壊滅させたとき(前146年)、かれの顧問 としてその現場に立ち会った。その後、ポリュビオスはギリシアに戻り、 数年間ギリシア諸都市の戦後復興に尽力した後、ふたたびローマに滞在 して、「世界史・40巻 | Historiae, lib. XL.の著作に専念した。ポリュビ オスの晩年についてはよくわかっていない。おそらくギリシアで没した と推測されている。主著「世界史」(全40巻中、ほぼ完全な形で伝わる のは最初の5巻のみである) は、前220~146年の地中海世界の歴史を 叙述した作品で、素材に対する考証が行き届いている点や、歴史の流れ を因果関係によって説明しようとしている点に特徴があるとされる。ま た、かれが「世界史|第5巻(「ローマの国制について」)で示した「政 体循環論 は、キケローやマキャヴェッリによって取り上げられ、その 後のヨーロッパの政治思想に大きな影響を与えた。ポリュビオスの「政 体循環論」とは、大略、次のようなものである。すなわち、(かれはま ず君主政から出発する) 君主政 monarchia は僭主政 tyrannis に堕落し、 その結果貴族政 aristocratia が生まれるが、貴族政は寡頭政 oligarchia に 堕落する、すると、これに代わって民主政 democratia が生まれる。しか し、民主政は衆愚政 ochlocratia に堕落し、ふたたび君主政が生まれる、 というものである。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の 100 箇所あまりで、「世界史」の文章(62 箇所)、およびイタリアの人文 主義者ウルシヌス Fulvius Ursinus(1529~1600)の手になる「世界史」 中の「使節に関する文選」Ex Libris Polybii Megalopolitani Selecta cerpta Polybii De legationibus, Antwerp 1582. に言及している。

- → 「プロレゴーメナ」23 (原 1、訳 9)
- →「第1巻、第1章」XI-1 (本、訳8)

ホルネイウス、コンラドゥス Conradus Horneius = コンラート・ホルン Conrad Horn(1590  $\sim$  1649)。ホルネイウスは、ドイツの人文主義者、ルター派神学者。ヘルムシュテットで学び、同地の大学の論理学および倫理学担当教授を経て、神学担当教授となった。しかし、ピェール・ドゥ・ラ・ラメ Pierre de la Ramée; Petrus Ramus(1515  $\sim$  1572)の方法および教説に反対してアリストテレース哲学を擁護し、自由な神学を説いたために、ルター派のいわば正当派の人々から厳しい批判を浴びせられた。ホルネイウスには、論理学、哲学に関する著書として、「アリストテレース『ニコマコス倫理学』に基づく倫理論集・10 巻」 Disputationes

ethicae lib. X depromptae ex Ethica Aristotelis ad Nicomachum, Helmstedt, 1618、「弁証法綱要」 Compendium dialectica, 1623、「道徳哲学提要」 Institutiones philosophia moralis, 1624 などがある。

→ 「第 1 巻、第 1 章」 VIII-2 (訳 2)、 VIII-3 (訳 1)

ポルフュリオス、テュロの Porphyrius de Tyro  $(c.233 \sim 309)$ 。 ポル フュリオスはフェニキアのテュロス出身の哲学者。ポルフュリオス Porphyrius (紫衣をまとった者) という名前は、アテナイで学んでいた とき、師カッシウス・ロンギーヌスがつけたあだ名である。ポルフュリ オスは、カッシウス・ロンギーヌスのもとで文法と修辞学を学んだが、 262年にローマに出てプロティヌスの教えに魅了され、ネオ・プラトニ ズムの研究に専念した。一時、健康を損ねてシチリアで療養生活を送っ たが、再びローマに戻り、哲学を教える傍ら、亡き師プロティヌスの著 作の編集に力を注いだ。主著は、アリストテレースの「オルガノン」を ネオ・プラトニズムの立場から書き直した「「論理学 ] 入門 | Isagoge で ある。このほかに、「キリスト教徒駁論」Adversus Christianos、「肉食の 自制について | De abstinentia ab esu animalium、「ピュタゴラスの生涯 | De vita Pythagorae、「プロティヌスの生涯 | De vita Plotini, などの作品が ある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻 | 全体の 20 箇所あま りで、「肉食の自制について」を引用している。なお、グローティウス は、この作品を「肉食しないことについて」De non esu animalium とし ているが、この作品は、「節制について | De abstinentia および「祝宴を 催すために動物を殺してはならないことについて | De non necandis ad Epulandum animantibus の二作品を一つにしたもので、 通常「肉食の自 制について」という標題が付されている。グローティウスは、また、 「戦争と平和の法・三巻|第2巻、第2章、第2節で「ピュタゴラスの 生涯」に、第2巻、第4章、第7節で「ホメーロスに関する設問集」 Homericae augestiones にも言及している。

- → 「プロレゴーメナ」 6 (訳 2)、7 (原 1、訳 9)、8 (原 2、訳 4)、14 (訳 1)、24 (原 2、訳 10)
  - →「第1巻、第1章」XI-2 (原2、訳6)、XII-2 (本、訳9)

# [マ]

マイモニデース、モーセス Moses Maimonides ;ムーサ・イブン・マイムン Musa ibn Maimon(c. 1135~1204)。マイモニデースはイベリア半島および北アフリカのイスラム世界で活躍した中世のユダヤ人医師、哲学者。かれは、コルドバのユダヤ人街で生まれ、父親のマイモンとラビ・イガッシュからユダヤ教の教典の手ほどきを受けた。成人後さらに、医学や哲学にも関心を示し、アラビア語に翻訳されたギリシア哲学の文献も学んだ。しかし、1148年にムワヒッド朝の軍隊がコルドバを占領すると、同王朝が推進するユダヤ教徒およびキリスト教徒に対する改宗強制から逃れるために、一家をあげてコルドバを離れ、イベリア半島南部をヘてエジプトに移住した。マイモニデースは、エジプトでは、スルタンの侍医として社会的地位を確立し、またすぐれた律法学者としても

人々の尊敬を集めた。かれは歴代最高の律法学者と評され、第二のモーセとも讃えられた(「モーセからモーセ[マイモニデースの名前]までの間にモーセなし」)。マイモニデースの主要著作として、アリストテレース哲学をトーラ解釈に適用した「ミシュナ・トーラ」 Sefer Yad ha-Chazaka、「ミシュナ註解」 Pirush Hamishnayod、「迷える人々のための手引」 Dalalat al-ha'irin; Director dubitantum aut perplexorum. や、「医学至言集」 Fusal Musa などが知られている。グローティウスが「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第1章、第9節で言及している「迷える人々のための手引」は、アルベルトゥス・マグヌスやトマス・アクィナス、ドゥンス・スコトゥスらに影響を与えた作品としても知られている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」の「プロレゴーメナ」および第1巻、第1章以外でも、20数箇所で、マイモニデースの「迷える人々のための手引」や、「ミシュナ・トーラ」その他の作品に言及している。

- → 「プロレゴーメナ | 49 (訳 1)
- → 「第 1 巻、第 1 章」IX-2 (原 1、訳 7)、XVI-2 (本、原 1、訳 3)、XVI-3 (原 2、訳 14)

マキャヴェッリ、ニッコロ Niccolo di Bernardino dei Machiavelli (1469-1527)。マキャヴェッリは、「君主論」によって政治学を一つの学問領域 として確立したことで知られるイタリアの外交官、政治哲学者。かれは また詩人でもあり、イタリア・ルネッサンスを代表する文人の一人でも あった。マキャヴェッリは、フィレンツェ近郊の貴族の家に生まれた。 しかし、かれがどのような教育を受けたのかはよくわかっていない。お そらく大学へは行かず、母親の下で、幼いときからラテン語およびロー マの古典を学んだらしい。サヴォナローラ Girolamo Savonalora(1452-1498) が失脚してまもなく、マキャヴェッリは、共和国政府に書記とし て雇われた(1497年)。この書記という官職は、フィレンツェ政庁の外 交部に相当する職で、同僚には後に人文主義者として名を残すことにな る人物が何人もいた。また、大使や公使に随行して外国に行くことも多 く、マキャヴェッリも、外国の事情をつぶさに見聞すると同時に、外交 交渉の現場に立ち会って、政治の実際を学ぶことができた。その結果、 マキャヴェッリは、フィレンツェのみならず、すべてのイタリアの都市 が防衛を傭兵に頼り、国家を統一するだけの資質のある指導者を欠いて いる、という欠点をもっていることを痛感し、フィレンツェ国民軍の創 設に努力した。しかし、この試みは成功しなかった。そして、1512年8 月に、教皇ユリウス 2 世 Julius II(在位 1503 ~ 1513 年)の支援を得て、 メディチ家がふたたびフィレンツェの統治者となると、マキャヴェッリ は解雇され、1513年には、反乱罪の嫌疑をかけられて逮捕された。マ キャヴェッリはこの嫌疑を一貫して否定し、教皇の代替わりの際の恩赦 によって釈放された後は、フィレンツェ郊外の故郷で執筆活動に専念し ながら余生を送った。このときに著された作品が、主著「ディスコルシ」 Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio, 1512/1517 および「君主論」II *principe*, 1513 (出版は 1532 年) である。「君主論」の中で、マキャヴッ

リは、君主がどうあるべきかを抽象的、理念的、倫理的に考察するのではなく、ギリシャ・ローマの歴史上の実例を数多く引用しながら、その成功や失敗の理由を述べて、現実の国家生活を前提とした政治のあり方を、具体的かつ現実的に考察しようとした。そこでは、国家や政治が宗教や道徳から切り離され、国家および国家の政治それ自体が考察の対象とされている。このようなところから、「君主論」は、近代政治学の基礎を築いた書と評されるようになった。しかし、この作品が積極的に評価されるようになったのは19世紀になってからのことである。19世紀以前には、「君主の行為を裁く裁判所は存在しないから、君主の行為は結果だけから判断されることになる」、そして「もたらされた結果が立流であれば、君主の犯した罪はいつでも許される」、つまり「目的達成のためには、いかなる手段も許される」という、いわゆるマキャヴェリズムを説いた危険な作品と評価されていた。バルベイラックもこの通俗的な評価を踏襲している。

## → 「プロレゴーメナ | 57 (訳 1)

**マリウス、ガイウス** Caius Marius (c. 157 ~ 86 BC)。マリウスは、共 和政ローマの将軍、政治家。アルビヌムに生まれ、軍隊で頭角を現した 後、政治の世界に進出して、財務官、法務官(前115年)、執政官(前 109年、以後7回選出されている)を歴任した。前110年にカエサルの 伯母にあたるユリア・カエサルと結婚し、前 103 年から前 101 年にかけ て南下したゲルマン人との戦い(キンブリ・テウトニ戦争)に軍司令官 として歴史的勝利を収め、民衆派執政官としての地位を不動のものとし た。マリウスの内政上の功績は、ローマの軍制改革にある。マリウスは、 ローマ市民を中核とする伝統的なローマ軍の編成を改め、軍隊をローマ 市民および同盟市民からの志願兵によって編成することとした。また、 司令官が使用できる軍団数の制限(2個軍団)を撤廃した。この改革に よって、生業をもつローマ市民からのみ構成される軍隊には不可能で あった長期の軍事行動が可能となり、あわせて、土地を失ってローマに 流入した失業者の救済もはかられた。しかし、他方で、この改革は、軍 司令官と軍団兵士との間に保護主パトロヌスと被護民クリエンテースの 関係を生み出すこととなり、その後のローマの政治に大きな禍根を残し た。また、戦争においては最も犠牲の多い部分をローマ市民が担当し、 比較的犠牲の少ない部分を同盟市民が担当するという不文律がなくな り、両者が平等の負担を負うこととなったために、「半外国人」とみな されていた同盟市市民からは、不満の声が上がった。この不満は、同盟 市戦争(91~88 BC)の大きな原因となり、やがてローマ市民権がイタ リア全土に拡大されるきっかけとなった(「ユリウス市民権法」lex Iulia de civitate, 90 BC)。軍制改革と市民権の拡大は、マリウスと元老院貴族 との間の激しい政治的抗争の原因ともなった。その過程でマリウスは影 響力を失い、マリウスに代わって、かれの副官であったスッラが実権を 掌握した。そして、マリウスは、7回目の執政官に就任した直後に死去 した。

## → 「プロレゴーメナ | 3 (本、訳 9)

マルキアーヌス、アエリウス Aelius Marcianus (生没年不詳)。マルキアーヌスは、3世紀初頭に活躍したローマの法律家。経歴その他は不詳。ユースティニアーヌス帝「学説集」に、マルキアーヌスの「法学提要・16巻」 Institutiones libro XVI、「上訴について・2巻」 De appellationes lib.II、「法範・5巻」 Regularia lib. V、などから抜粋された法文が収録されている。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第3巻、第4章、第8節など6箇所ほどで、マルキアーヌスの作品に由来する法文に言及している。

# →「第1巻、第1章」I-1 (訳1)

マルキオン Marcion (c. 85 ~ c. 160)。マルキオンは 2 世紀最大の異端 者。かれは、シノペ司教の息子として生まれ、聖職者となって父親の補 佐司教をつとめるかたわら船主としても活躍し、財を蓄積した。142年 頃、父親のもとを離れてローマに行き、自らの神学体系の構築をはかる と同時に、自らの教会を設立した。この教会は短期間の内に多数の信者 を惹き付け、ローマ教会が脅威を感ずるほど強大になった。そのため、 マルキオンとローマ教会との間に軋轢が生じ、マルキオンは、144年に、 ローマ教会から破門された。その後、かれは、小アジアに戻り、司教と して活動を続けた。マルキオンの教会の勢力は、ローマ帝国の東部一帯 に拡大したが、かれの教説は、テルトゥリアーヌスや、リヨンのイレー ナエウス、殉教者ユースティヌスなどの初期の教父たちから、異端的教 説として激しく批判され、かれの教会も3世紀中にはほぼ姿を消した。 そのため、かれの著作はまったく残されていない(マルキオンの思想は、 かれの批判者たちの著作から知られるのみである)。グローティウスが 述べている旧約の否定に関してみると、かれの教説は次のようなもので あった。旧約の神ヤーウェは、怒りの神、律法によって統治する神であ るが、キリストをこの世に送った神は、慈悲の神、愛によって統治する 神である。したがって、この二つの神が同じであるはずがない。新約の 神こそが真の神なのであり、旧約の神はいわばその行政長官 demiurgos でしかない。新約の神はイエスを通じて自らを犠牲にすることにより、 人間の原罪を贖った。それ以後、永遠の生命に与る道がすべての人間に 対して開かれるようになった。したがって、キリスト教徒にとって、 モーセの律法はもはや不要となったのであり、ヘブライ語で書かれた旧 約聖書はすべて破棄してよい。マルキオンは、さらに、新約聖書につい ても、キリストの言葉と教えを正しく伝える書のみが読まれるべきであ るとして、「ルカによる福音書」、「使徒パウロの書簡」(テモテ宛て書簡 とティトゥス宛て書簡を除く全書簡)および「使徒行録」のみを「正典」 とし、その他の書を排除した(「正典」canon という概念を最初に提唱 したのも、マルキオンである)。このようなマルキオンの思想は、中世 ヨーロッパのボゴミル派やカタリ派にも影響を及ぼした。再洗礼派はマ ルキオンの教説をそのまま受け継いでいるわけではないが、再洗礼派の 特徴である幼児洗礼の否定は、旧約を基礎とする制度は受け入れられな

いという思想に基づいており、もう一つの特徴である徹底した平和主義も、新約の神は愛の神であるというマルキオンの思想と通じ合うところがある。したがって、「旧約をすべて破棄すべきである」という主張が再洗礼派のもとで見られるという指摘には、証拠がないわけではない。しかし、グロノヴィウスやバルベイラックの指摘は、明確な証拠を欠いているように見受けられる。この点については、【補遺】を参照されたい。

## → 「プロレゴーメナ | 48 (訳 2)

「皇帝」マルクス・アウレリウス・アントニーヌス Marcus Aurelius Antoninus (121 ~ 180; 在位 161 ~ 180年)。マルクス・アントニーヌ スは、幼名を Marcus Annius Catilius Severus といい、ヒスパニア系ロー マ貴族の家に生まれた。すでに幼少期からその才能を認められ、ハドリ アヌス帝 Publius Aelius Hadrianus(在位 117~ 138 年)の庇護のもとで、 将来の皇帝候補としての教育を受けた。ハドリアヌスは、死夫する前に、 遺言でアントニヌス・ピウス Titus Aurelius Fulvus Boionius Arrius Antoninus (在位 138 ~ 161 年) を後継者に指名したが、そのとき、ア ントニヌス・ピウスがコンモドゥス Lucius Ceionius Commodus (後に Lucius Aurelius Verus と改名)とマルクスを養子にすることを条件とし た。アントニヌス・ピウスはこの条件を誠実に履行し、両者を養子かつ 後継者とした。マルクス・アウレリウスは、アントニヌス・ピウスの下 で執政官を経験したが、軍隊を指揮した経験はなかった。161年にアン トニヌス・ピウスが死亡すると、マルクス・アウレリウスはウェルス (改名前のコンモドゥス) に共同皇帝となるように要請し、ローマ史上 初の共同皇帝体制が出現した。その後、ウェルスの死亡により、マルク ス・アウレリウスが単独皇帝となったが、単独皇帝としてのマルクス・ アウレリウスは、パルティアとの戦争、ゲルマン人の南下、天然痘の流 行などへの対処に追われ、心身の休まる暇がない日々を送った。その中 で著されたのが「自省録・12巻 | Marci Antonini Imperatoris. Commentaroirum quos ipse sibi scripsit libri XII. (a. 170/180. 原文ギリシア 語)である。この作品は、ローマのストア主義哲学の代表作とされ、マ ルクス・アウレリウスは、哲人皇帝と呼ばれた。しかし、かれが、前例 を破棄して自分の息子コンモドゥスを後継皇帝に指名したことは、その 後のローマ帝国の歴史に大きな禍根を残すことになった。グローティウ スは、「戦争と平和の法・三巻」の「プロレゴーメナ」および第1巻、 第1章のほかにも、第2巻および第3巻の7箇所ほどで、「自省録」の 文章を引用している。

- $\rightarrow$  「プロレゴーメナ」6 (原 1、訳 2、6)、7 (原 2、訳 12、13、14)、12 (原 1、訳 4)、18 (原 1、訳 1、2、4)、24 (原 2、訳 9)
  - →「第1巻、第1章」X-1 (原1、訳4)

マルティーヌス・ラウデンシス Martinus [Garatus Laudensis] = マルティーノ・ガラート Matino Garato (1453 年頃没)。マルティーヌスはミラノ近郊ローディ出身の法学者。ラウデンシスという名はその出身地に

ちなんでいる。かれは、おそらくパヴィアで法律学を学び、1438 年からパヴィアで、1445 年からはシエナで、さらにその後ボローニャ、フェラーラで、ローマ法を教授した。マルティーヌスの個別の作品の成立年はよくわからないが、かれの作品として、「枢機卿について」De cardinalibus、「助言集」Consilia、「戦争について」De bello、「君主間の同盟、和平、協約について」De confederatione, pace et conventione principum、「君主の使節について」De legatis maxime principum などが知られており、さらに、かれの死後、それらを収録した論文集「厳粛かつ現代的かつ実用的な君主論」Solennis ac quotidianus ac practicabilis tractatus de principibus が刊行されている(Milano 1494)。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」で、「プロレゴーメナ」のほかに、第1巻、第3章、第4節、第3巻、第6章、第8節、第3巻、第21章、第3節でも、マルティーヌスの「戦争について」に言及している。

# **→**「プロレゴーメナ」37 (本)

# [3]

ミカエル、エフェソスの Michael Ephesius (生没年不詳)。ミカエルは、12世紀中葉に、コンスタンティノポリスの大学で教えた哲学者。アリストテレースの注釈者として知られる。ミカエルのアリストテレース註釈は1130年頃完成し、その後まもなくラテン語に翻訳されて流布した。かれの註釈は、トマス・アクィナスやアルベルトゥス・マグヌスらによっても利用されている。ラテン語訳として知られているものに、「ニコマコス倫理学註解」 In Ethica Nicomachea Commentaria、「アリストテレースの [自然学に関する] 若干の著作に対する註解」 Scholia in Aristotelis libros aliquot. などがある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第1巻、第1章、第7節のほかに、第2巻、第5章、第12節など7箇所で、ミカエルの「ニコマコス倫理学註解」を援用している。

#### → 「第1巻、第1章 | VII (本、訳2)

ミーノス Minos。ミーノスは、伝説的な古代クレタ島の王。ミーノスという名は、一般的に王を指す普通名詞だったという説もある。神話伝説によれば、ミーノスは、ゼウスとエウロペーの子で、クノッソスに宮殿を構え、クレタ島およびエーゲ海諸島を支配した。かれは、ゼウスに教えられて数々の立法を行い、クレタの国制を確立したといわれる。プラトンは「ミノス」において、ミーノスを卓越した立法者として賛美し、アリストテレースは「政治学」第2巻、第10章で、スパルタの国制やリュクルゴスの立法は、クレタの国制および法律を学習して作られた、と述べている。また、プルータルコスやキケローも、ミーノスをよい王、正義を尊重する王といって賞讃している。しかし、後年のミーノスは、ミーノタウロス、アリアドネー、イーカロスなどの伝説からも知られるように、必ずしもよい王ではなかった。とくに、自慢の息子アンドロゲオスがアッティカで殺されたために、アテナイに対して戦争を布告し、講和の条件として、9年ごとにアテナイの少年と少女を7人ずつクレタ

に差し出すことを約束させたことから、アッティカでは、劇や詩の中で、 ミーノスを悪逆非道の王として描くことが主流となった。

→ 「プロレゴーメナ」19 (訳 7)、24 (本、原 3、訳 12)

# [4]

ムキウス・スカエウォラ、クィントゥス Ouintus Mucius Scaevola (c.140~82 BC.)。ムキウス・スカエウォラは、セルウィウス・スルピ キウス・ルーフス Servius Sulpicius Rufus (c. 106~43 BC) と並び称さ れる、共和政期ローマの代表的法律家。かれは、多数の法律家を輩出し た名家の出身で、前95年に執政官(このときの同僚執政官が、キケ ローの師、ルキウス・リキニウス・クラッススである)となり、その後、 最高神官 pontifex maximus に就任した。ムキウス・スカエウォラの主著 は、「市民法・18巻」 De iure civili libri XVIII. である。この作品は、 ローマ市民法と万民法とを統一的かつ体系的に叙述し、ローマ法全体を 体系的、総合的に記述しようとした最初の作品といわれる。また、この 作品は、元首政初期のサビヌスの「市民法・3巻」とともに、後世の多 数の法律家たちによって註釈の対象とされ、ローマの法律学発展の基礎 となった。キケローは、「法律について」、「国家について」、「義務につ いて」などの作品中で、しばしば、ムキウス・スカエウォラに言及して いる。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻|第1巻、第2章、 第3節および第3巻、第9章、第1節で、ポムポーニウスおよびウルピ アーヌスの著作に引用されたムキウス・スカエウォラの「市民法」に言 及している。

→ 「プロレゴーメナ」53 (訳 1)

# [7]

ヤーソン・デ・マイノー Jason de Mayno  $(1435 \sim 1519)$ 。 ヤーソンは ミラノ出身の法学者。パヴィアで法律学を学び、1467 年から 1485 年ま でパヴィアで、1485年から1488年までパドヴァでローマ法を教えた。 1489年にふたたびパヴィアに戻ったが、このときは、視力減退のため1 年しか講義をしていない。ヤーソンはきわめて多作な法学者で、かれの 作品として、包括的な「学説集註解」In primam [secundam] Digesti Veteris partem commentaria; In primuam [secundam] Infortiati partem commentaria; In primam [secundam] Digesti Novi partem commentaria, 6 tom., 1514. および「勅法集註解」In primam [secundam] Codicis partem commentaria, 2 tom, 1487.のほかに、ユースティニアーヌス帝「法学提要、 訴権の章註解 | Commentaria super titulum de actionibus Institutionum、「助 言集 | Consilia、などが知られている。グローティウスは、「戦争と平和 の法・三巻」第2巻、第10章、第2節など約10箇所で、「学説集註解」、 「勅法集註解」、「法学提要註解」、「助言集」の一節を援用している。ち なみに、「著名法律家列伝」Liber de claris iuris consultis の著者ディプロ ヴァタティウス Thomas Diplovatatius (1468 ~ 1541) および人文主義法 学の祖アルキアートゥスは、ヤーソンの教え子である。

→ 「プロレゴーメナ」52 (訳 2)

# [ユ]

ユウェナーリス、デキムス・ユニウス Decimus Iunius Iuvenalis (生没 年不詳)。ユウェナーリスは、1世紀末から2世紀初頭に活躍したロー マの詩人。現存する作品は「風刺詩 | Saturae16編のみである。かれの 作品は、寸鉄人を指す表現と強烈な風刺により、中世のヨーロッパで高 く評価され、近世以降の西欧文学にも大きな影響力を及ぼした。「健全 な精神は健全な肉体に宿る | 「orandum est ut ] mens sana in corpore sano (10.356)、「パンとサーカス | panem et circenses (10.81)、「看守の見張 りをする者はいない」 quis custodiet ipsos custodes? (6.347/348) など、 数多くの格言がユウェナーリスの詩から生れている。グローティウスが 「プロレゴーメナー第7節および第1巻、第1章、第11節で引用してい る「風刺詩」第15編は、直接的には、エジプトの二つの町の間で生じ た抗争と、その際に起った食人事件を題材としており、翻訳者によって、 「エジプトにおける残虐な行為」あるいは「狂気の沙汰」などの標題が 付されている。グローティウスは、このほかにも、「戦争と平和の法・ 三巻 | の第2巻、第13章、第1節など9箇所で、「風刺詩 | 第13編、 第14編の文章を引用している。

- **→**「プロレゴーメナ」7(原1、訳7)
- → 「第 1 巻、第 1 章」 XI-1 (原 1、訳 9)、 XII-1 (訳 3)

ユースティヌス (殉教者) Iustinus Martyr (c.100 ~ c.165)。ユース ティヌスは、初期のキリスト教護教家、殉教者。かれは、おそらくサマ リアのフラウィア・ネオポリスに生まれ、アテナイおよびローマで哲学 を学んだ後、ストア派、ペリパトス派を経てプラトン主義哲学に到達し た。そして、130年頃キリスト教に改宗した。その後、ユースティヌス は小アジアとローマでキリスト教のための弁護活動を行っていたが、 165年頃ローマで殉教したと伝えられている。かれの思想の特徴は、グ ノーシス派を批判する一方で、ギリシア思想に基づいてキリスト教を説 明しようとした点にある。たとえば、ギリシア哲学の用語「ロゴス」 λογος をキリスト教用語として定着させたのはユースティヌスだとされ ている。かれの著作の多くは散佚し、現在にまで伝えられているのは、 皇帝アントニヌス・ピウス Titus Aurelius Fulvus Boionius Arrius Antoninus (在位 138~161年) とその息子およびローマの元老院に宛てられた 「第一護教論」Apologia prima、ローマの元老院に宛てられた「第二護教 論 | Apologia Secunda、当時のユダヤ教指導者の一人トリュフォンとの 対話を記録した「トリュフォンとの対話 | Dialogus cum Tryphone Iudaeo など、数点にとどまる。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」 の第1巻、第1章、第12節ほか6箇所で「トリュフォンとの対話」を、 第1巻、第2章、第7節ほか7箇所で「第一護教論」を、「プロレゴー メナ」第42節および第2巻、第20章、第44節で「第二護教論」の文 章を引用している。

- → 「プロレゴーメナ」42 (原 1、訳 4)
- → 「第1巻、第1章」 XII-2 (原2、訳21)、XVI-2 (本)、XVI-5 (本、

訳 6)、XVI-6(原 2、3、訳 18、20)

「皇帝」ユースティニアーヌス、フラーウィウス・アンキウス・ユリ アーヌス Flavius Ancius Iulianus Iustinianus (皇帝即位前の名 Flavius Petrus Sabbatius Iustinianus, c 482 ~ 565。在位 527 ~ 565 年)。ユース ティニアーヌスは、ユースティヌス帝 Flavius Justinus (在位 518 ~ 527 年)の甥で、すでに青年時代から後継者として期待され、首都コンスタ ンティノポリスで神学と法律学とを学んだ後、近衛師団に入隊してユー スティヌス帝の統治を補佐した。525年に、かつて踊り子だったテオド ラと結婚し、527年には、ユースティヌス帝によって共同皇帝に指名さ れた。皇帝となったユースティニアーヌスは、まず、将軍ベリサリウス およびナルセスを起用して、イタリアを蛮族の支配から解放し、かつて のローマ帝国の領土を回復する仕事に着手した。さらに、アギア・ソ フィア寺院やサン・ヴィターレ教会に代表される大規模な建設事業を 行ったほか、神学問題にも積極的に関与して、東西両教会の融和と統一 を図った。しかし、かれの名を歴史に残すことになったのは、法制長官 トリボニアヌスを起用して、大規模な立法事業、法典編纂を行ったこと である。ユースティニアーヌスは、共和政末期以降集積されきた膨大な 量のローマ法源を、法典の形で集大成するという大事業に着手し、これ を完成させた。その成果である法典は、通例、ユースティニアーヌス法 典と総称される。ユースティニアーヌス法典は、① 古典期法学者の著 作から抜粋された文章を法文として編集した「学説集 | Digesta: Pandectai(533 年公布)、② 主としてコンスタンティヌス帝以降の勅法 を集成した「勅法集」Codex (534年公布)、③ そして法学校の教科書と して編纂された「法学提要 | Institutiones (533 年公布) の 3 法典からな る。さらにその後、これに、④ ユースティニアーヌス帝自身の立法を 集成した「新勅法」Novellae(ただし、法典として公布されたわけでは ない)が加えられた。この4法典は、古代ローマ法とくに古典期のロー マ法を中世以降の世界に伝えるほとんど唯一の資料であり、中世以降 「ローマ法大全 | Corpus Iuris Civilis と呼ばれて研究教育の対象とされた。 そして、これを通じて、ローマ法がヨーロッパ諸国の法発展を基礎づけ ることとなった。グローティウスが「プロレゴーメナー第53節で、「第 一の種類は、その著作が、『学説集』、テオドシウス帝およびユースティ ニアーヌス帝の『勅法集』、そして『新勅法』の中に見出される人々で ある」というとき、かれは、ユースティニアーヌス法典とテオドシウス 法典の法文を考えていると理解してよかろう。なぜなら、「戦争と平和 の法・三巻一で、グローティウスは、これらの法典に収められた法文を、 そのまま、古代ローマの法律家の文章として取り扱っているからであ る。

→ 「プロレゴーメナ」53 (本、訳 1)

[皇帝] ユリアーヌス、フラーウィウス・クラウディウス Flavius Claudius Iulianus (c.331  $\sim$  363。在位 355  $\sim$  360 年)。ユリアーヌスは、コンスタンティヌス帝の異母弟コンスタンティウスの次男として生ま

れ、幼い時に皇帝コンスタンティウス 2世 Flavius Iulius Constantius II (在位 337~361年) によって幽閉された。そのため、かれは、軍務や 官職とは無縁の青年時代を過ごし、ギリシア・ローマの古典、修辞学を 学んだ後、ニコメディア、アテナイで哲学を学んだ。哲学におけるかれ の関心は新プラトン主義の思想に向けられていた。若きユリアーヌスは、 ペルガモンのアエデシウスやエフェソスのマクシムスといった、当時の 新プラトン主義の代表者たちを訪問している。ところが、ユリアーヌス は、354年に東方副帝であった兄ガッルスが処刑された後、唯一生存し ているコンスタンティヌス帝の血縁者として、コンスタンティウス2世 により西方の副帝に任命された。ユリアーヌスは、軍務や官職の経験が なかったにもかかわらず、立派にその任務を果たし、兵士や住民たちの 圧倒的な支持を得た。さらに、361年には、この兵士と住民の支持を背 景として、コンスタンティウス2世帝に対抗して挙兵し、コンスタン ティウス2世帝の急死によって、単独皇帝となった。単独皇帝としての ユリアーヌスは、帝国再建のための改革に着手し、その一環として、コ ンスタンティヌス帝以降、さまざまな特権を与えられてきたキリスト教 に対する優遇措置を撤廃して、異教に対する保護を強化した(このため、 ユリアーヌスは、後世のキリスト教世界の歴史家たちから、「背教者」 Apoatata という添え名を与えられることになった)。しかし、東方遠征 に失敗して退却する途中で負傷し、その傷が原因となって、31歳の若 さで死亡した。ユリアーヌスには、ギリシア語で書かれた十数編の弁論 や詩があり、さらにいくつかの書翰も伝えられている。そして、これら は、ルネッサンス期以降、「弁論集」 Orationes、「書簡集」 Epistulae の標 題のもとにまとめられ、刊行された。「弁論集」に収録されていない作 品として、「ミソポゴン | Misopogon、「皇帝たち | Caesares、「ガリラヤ 人駁論 | Contra Galilaeos、「犬儒派ヘラクレイオスにあてて」Ad Herakleion cunico などの著作が知られている。グローティウスは、「戦 争と平和の法・三巻 | 第1巻、第1章、第10節のほかにも、約15箇所 で、「弁論集 | 中の第 1、2、3、7、8 弁論、および「ミソポゴン |、「皇 帝たち」に言及している。

- → 「プロレゴーメナ | 24 (訳 12)
- → 「第1巻、第1章 | X-4 (原1、訳4)

[法学者] ユリアーヌス、サルウィウス Salvius Iulianus(c.100  $\sim$  c.170)。盛期古典時代ローマの代表的法律家。ユリアーヌスは、おそらく騎士階層の出身で、アフリカのハドゥルメントゥムに生まれた。ハドリアヌス帝 Publius Aelius Hadrianus(在位  $117 \sim 138$  年)の下で、財務官、護民官、法務官、国庫管理長官、執政官(148 年)、下部ゲルマニア、北ヒスパニア、アフリカの属州長官を歴任し、皇帝ハドリアヌス、アントニヌス・ピウス Titus Aurelius Fulvus Boionius Arrius Antoninus(在位  $138 \sim 161$  年)、マルクス・アウレリウス、ウェルス Lucius Aurelius Verus(在位  $161 \sim 169$  年)の顧問会員もつとめた。また、ハドリアヌス帝のとき、「永久告示録」  $Edictum\ perpetuum\ O$ 編纂を命じられて、これを完成させ

ている(130年頃)。ユリアーヌスの主著は、「学説集・90巻」 Digesta libri XC. である。この作品は、主として私法に関するさまざまな事例とその解決方法を収録したもので、その中の多数の文章が後世の法律家の註釈の対象とされ、さらにユースティニアーヌス帝の「学説集」にも採用された。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第14章、第12節で、ユリアーヌスの名をあげ「学説集・90巻」に由来する法文に言及している。

→ 「プロレゴーメナ」53 (訳 1)

## 

ヨーセフス、ティトゥス・フラーヴィウス Titus Flavius Josephus [Josef Ben Matiyahu] (c. 37 ~ c. 100)。ヨーセフスは、帝政初期ローマ の歴史家。かれは、ユダヤ教の祭司の子として生まれ、第一次ユダヤ戦 争(66~73年)では、ユダヤ軍の指揮官としてローマ軍と戦った。 ヨーセフスが自ら語っているところによれば、ヨーセフスと 40 人ほど の兵士が隠れていた洞穴がローマ軍に発見されたとき、ユダヤの兵士た ちは籤を引いて、当たった者を残りの兵士が殺害するという方法で集団 自決することに決した。すると、ヨーセフスともう一人の兵士が最後ま で残ったので、ヨーセフスは、かれを説得して、ローマ軍の捕虜となっ た。その後、ヨーセフスは、ローマ軍の伝令役をつとめ、69年には、 ティトゥス Flavius Vespasianus Titus(後のローマ皇帝。在位 79 ~ 81 年) の幕僚として、ローマ軍のエルサレム攻略に参加した。そして、かれは、 71年にティトゥスとともにローマに凱旋し、ローマ市民権とフラー ヴィウスの名を与えられて、ティトゥスの被保護民となった。ヨーセフ スは、75年頃から、自らも体験したユダヤ戦争に関する歴史の執筆に 取りかかり、90年頃からはユダヤ民族の歴史の執筆にも着手した。 ヨーセフスの主著は、マカバイ戦争以降のユダヤ人とローマ人の戦争を 記録した「ユダヤ戦記・7巻 | Bellum Judaicum lib. VII.および、天地創 造からユダヤ戦争にいたるまでのユダヤ人の歴史を記した「ユダヤ古代 史・21 巻 | Antiquitates Iudaicae, lib. XXI. である。キルジー訳の「著者 別引用文献索引 | によれば、グローティウスは、「戦争と平和の法・三 巻 | の89 箇所で「ユダヤ古代史 | を引用し、23 箇所で「ユダヤ戦記 | を引用している。

- → 「プロレゴーメナ」27 (原 1、訳 7)
- →「第1巻、第1章」XII-2 (原1、訳18)、XVI-4 (原1、訳3、6)、XVI-5 (訳2)、XVI-6 (本、訳4、5)

ヨハンネス・アンドレアエ Johannes Andreae(c.1270 ~ 1348)。ヨハンネス・アンドレアエは 14 世紀の代表的カノン法学者。フィレンツェに生まれ、ボローニャでローマ法とカノン法を学んだ後、遅くとも 1302 年にはボローニャでカノン法を教え始めた。1307 年から 2 年間パドヴァで教えた以外は、終生ボローニャで教鞭を執った。ヨハンネスは俗人カノン法学者で、ペトラルカの友人でもあった。かれはボローニャの名士であり、1328 年には、ボローニャ市が教皇ヨハンネス 22 世

Johannes XXII(在位  $1316 \sim 1334$  年)に対して派遣した使節に選ばれている。ヨハンネス・アンドレアエの死によって古典カノン法学の幕が閉じた。ヨハンネスには多数の著書があるが、主著と目されるのは、「教皇令集註解・ノヴェッラ」Novella Commentaria in Decret. Greg. IX, c. 1338.(13 世紀に著された、「リベル・エクストラ」に対するさまざまな註釈の集大成版)、「第六書(標準)註釈」Glossa Ordinaria in Lib. Sextum, c.1301、「第六書註解・ノヴェッラ」Novella in Sextum, 1338/42(1300 年以降「第六書」に対して付された註釈その他の文献を整理・集成した作品)、「クレメンス[5 世教皇令]集講義録」Apparatus (=Glossa Ordinaria) ad Clementinas, 1322;「グィレルムス・デュランドゥスの訴訟法鑑附註」Additiones ad speculum Guillelmi Durantis, 1346/47(本書は、詳細なカノン法文献史を含んでいる点でも貴重である)などである。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第 2 巻、第 3 章、第 16 節で「教皇令集註解・ノヴェッラ」に言及している。

#### → 「プロレゴーメナ | 53 (訳 2)

ヨハンネス・フェルス Ioannes Ferus = ヨーハン・ヴィルト Johan Wild (1495~1554)。ヨハンネス・フェルスは、シュヴァーベン出身のフランシスコ会士。ケルン大学で学び、修辞学、哲学の教師を経て、マインツで説教師となった。かれの説教は評判を呼び、ヨハンネスは、やがてマインツの司教座聖堂付き説教師となった。ヨハンネスの深い学識に裏打ちされた流暢な説教は、市民から高く評価され、宗教改革の際にマインツがカトリックにとどまったのには、かれの説教の力が少なからず寄与していたといわれる。また、ヨハンネスは、マインツの反対宗教改革の中心的存在でもあった。かれの主著は、聖書のほぼ全体に及ぶ註解Commentariaと6巻からなる説教集 Sermones である。かれの聖書註解は、ルターのいう「聖書のみ」に対抗して、豊富な教父文献に関する知識を縦横に駆使して書かれている点に特徴がある。なお、ヨハンネス・フェルスの非戦論については、【補遺】を参照されたい。

### → 「プロレゴーメナ」29 (本、訳 2)

ヨハンネス・デ・カルタゲナ Johannes de Carthagena = ファン・デ・カルタヘナ Juan de Carthagena (1617 年没)。ヨハンネスは、スペイン、カルタヘナ出身の神学者。最初イエズス会に入会したが、のちにフランシスコ会士となり、フランシスコ修道会から派遣されてローマで神学を学んだ後、サラマンカ、ローマの各大学で神学を教えた。ヨハンネスの作品として、いくつかの聖書解釈、説教集などが知られている。「プロレゴーメナ」第 37 節でグローティウスが指示しているのは、教皇パウルス 5世 Pulus V (在位 1605 ~ 1621 年) に捧げられた「ローマ教皇の戦争権に関して、教会の法を纂奪せんとする者たちに対するカトリック教会の保塁」 Propugnaculum catholicum de iure belli Romani Pontificis adversys ecclesiae iura violantes, Ad Paulum Quintum Pontif. Max. (1609 年、ローマ) という作品である。また、これに関連する著作として、同じく教皇パウルス 5 世に捧げられた「ヴネツィアの不正な法律に対して教会

の自由と権限を守るための書」Pro ecclesiastica libertate et potestate tuenda adversus iniusta Venetorum leges cet, 1607.という作品もある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第15章、第9節でも、「ローマ教皇の戦争権」の一節に言及している。

→ 「プロレゴーメナ | 37 (原 1)

ヨハンネス・デ・リニャーノ Johannes de Lignano(1383 年没)。ヨハンネスは、イタリア、ミラノ近郊リニャーノ出身の法学者。ボローニャでローマ法を学び、同地でローマ法の教授となった。後にカノン法教授に転じ、ボローニャ地区担当教皇代理などの要職も歴任した。しかし、かれの名声は、その明快な講義と数多くの著作に負っている。主著と目される作品に、「グレゴリウス9世教皇令集註解」 Commentarius in Decretales Greg. IX, 1375、「クレメンス [5 世教皇令]集講義」 Lectura super Clementinis、「助言集」 Consilia、「戦争、復仇、決闘について」 De bello, repressariis et duello(1360 年ごろ)などがある。最後にあげた作品は、1526 年になっても版を重ねた。グローティウスは、「プロレゴーメナ」第 37 節で、「戦争、復仇、決闘について」に言及している。

→ 「プロレゴーメナ | 37 (本)

ヨハンネス・ループス → ロペス、ファン 【ラ】

ラエルティオス、ディオゲネス → ディオゲネス・ラエルティオス ラクタンティウス、ルキウス・カエリウス・フィルミアーヌス Lucius Caelius Firmianus Lactantius (c. 240 ~ 320)。 ラクタンティウスは、北ア フリカ生まれの護教家、修辞学者。ディオクレティアーヌス帝のとき修 辞学校教師に任ぜられたが、キリスト教に改宗してその職を失った。し かし、コンスタンティヌス帝のとき、帝の長男クリスプス Flavius Iulius Crispus (西ローマ副帝、在位 317 ~ 326 年) の教育係に招かれて以来地 位を回復し、東方各地で修辞学を教えていたが、コンスタンティノポリ スで没した。ラクタンティウスの文章は、キケローやルークレティウス、 ウェルギリウスなどを頻繁に引用して作られており、かれの文体は、初 期キリスト教徒の著述家中、もっとも古典的といわれる。このため、ル ネッサンス期には、ラクタンティウスは、「キリスト教徒のキケロー」 とも称されて、その著作が広く読まれた。主著「信教提要・7巻」 Divingrum Institutionum libri VII (a. 303/311) は、哲学者および帝国高官 のキリスト教非難に反駁する目的で著わされた作品である。ラクタン ティウスには、このほかに、「迫害者たちの死について | De mortibus persecutorum、「神の働きについて | De opificio Dei、「神の怒りについて | De ira Dei などの著作がある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三 巻」の30箇所あまりで「信教提要・7巻」の文章を引用し、その他7 箇所で、「信教提要抄」 Epitome Divinarum Institutionum および「神の怒 りについて」の文章を引用している。

→「プロレゴーメナ」5 (訳 1、2、3)、17 (訳 1)、42 (原 1、訳 3)、43 (原 1、訳 1、4、5)、45 (本、訳 3)

→ 「第1巻、第1章 | X-1 (原1、訳5)、XI-1 (本、訳6)

ラベオー、マルクス・アンティスティウス Marcus Antistius Labeo = 息子ラベオー Labeo filius (45 BC ~ 15 AD)。ラベオーは、初期古典ローマ法学を代表する法学者。父親の代からの共和政主義者で、法務官まで昇進したが、補充執政官 consul suffectus にならないかというアウグストゥスの申し出を拒否したと伝えられる。ラベオーの作品は、その適切な概念規定によって、後世に多大の影響を与えた。かれは、一年の半分を学生に教えるためにローマで過ごし、残りの半年を著作のために田舎で過ごしたといわれ、膨大な著作を残した。現在にまで伝えられているのは、その中の約 500 作品の断片である。主要な作品に、「告示註解」ad edictum や、死後出版された「市民法註解」libri posteriores. などがある。グローティウスは、「戦争と平和の法・三巻」第2巻、第20章、第38節で、ラベオーの名をあげ、ウルピアーヌスの作品から採用された、ラベオーに由来する法文に言及している。

→ 「プロレゴーメナ | 53 (訳 1)

## [リ]

リーウィウス、ティトゥス Titus Livius(c. 59 BC  $\sim$  17 AD)。リーウィウスは、「建国以来のローマ史・142 巻」 Ab urbe condita libri CXLII. によって知られるローマの歴史家。リーウィウスは、おそらくパドヴァに生まれ、そこで教育を受けた。しかし、リーウィウスには政治家としての経歴がなく、かれの生涯や経歴についてはわからない点が多い。現在判明しているリーウィウスの公的な活動は、学問を完成させるためにローマに行き、そこで将来の皇帝クラウディウス Tiberius Claudius Germanicus(在位 41  $\sim$  54 年)の養育係に任命されたということのみである。主著「建国以来のローマ史」は、建国からアウグストゥス時代までのローマの歴史を年代記風、物語風に叙述した作品で、現存するのは、全 142 巻中の最初の 35 巻分(1  $\sim$  10 巻と 21  $\sim$  45 巻)のみである。グローティウスはリーウィウスを愛読しかつ重視していたらしく、「戦争と平和の法・三巻」の 400 箇所あまりで、「建国以来のローマ史」の記述を援用している(ちなみに、この引用頻度は、他の著者を圧倒している)。

- → 「プロレゴーメナ」 26 (訳 3、5、6、8)、36 (訳 5)
- → 「第1巻、第1章 | VI (訳3)

リューサンドロス Lysandros (前 395 年没)。リューサンドロスは、スパルタの将軍。かれは、スパルタ艦隊の提督として活躍し、前 405 年のアイゴスポタモイの海戦では、コノン率いるアテナイの艦隊に勝利してアテナイを無条件降伏に追い込み、ペロポネソス戦争を終結させた(その後、アテナイでは一種の傀儡政権である 30 人僭主体制が樹立されたが、アテナイ市民はこれに強く反発し、アテナイはふたたび民主政に戻った)。しかし、リューサンドロスは、前 395 年に始まったコリントス戦争の初戦、ハリアルトスの戦いでテーバイ軍に敗れ、戦死した。プルータルコスは、リューサンドロスの人柄について、「リューサンドロ

スは貧困のうちに育ち、父祖伝来の習俗を忠実に守るように人一倍努力 した。そして、男らしい気質を備えた青年に成長した。かれは、あらゆ る快楽を抑制したが、成功と尊敬を得た人々にもたらされる立派な勲功 という快楽だけは別であった。かれは、政治的手腕にもたけていて、必 要とあれば、有力者の機嫌を取り、過重な権威に服することも辞さな かった」と記している。

→ 「プロレゴーメナ | 3 (原 2、訳 15)

# [ル]

ルカーヌス、マルクス・アンナエウス Marcus Annaeus Lucanus (c. 39 ~65)。ルカーヌスは、コルドバ生まれのローマの詩人。哲学者セネカ の甥にあたる。ローマおよびアテナイで学んだ後、若くして皇帝ネロ Nero Claudius Caesar Augustus Germanicus (在位 54~68年) の友人とし て受け入れられ、財務官にも就任した。60年には、ネロが主催した 「在位5周年記念祭 | Ouinquennial Neronia で、即興の詩「オルフェウス | Orpheus と「ネロ賛歌 | Laudes Neronis を吟じて受賞し、皇帝から褒美 として鳥占官に任じられている。この時期に執筆されたのが、ユリウ ス・カエサルとポムペイウスとの抗争、いわゆる「内戦」を詠った叙事 詩「ファルサリア・3巻」Pharsalia libri tres である。しかし、この作品 の公刊後、皇帝ネロとルカーヌスとの関係は悪化し、ルカーヌスは自殺 に追い込まれた。ルカーヌスには、このほかに、「ローマの火災につい て | De incendio Urbis など約 10 点ほどの作品が知られている。しかし、 現存しているのは、「ファルサリア」と「ピソ賛歌」Laus Pisonis のみで ある。グローティウスは、「プロレゴーメナ」第3節以外にも、「戦争と 平和の法・三巻 | の30箇所あまりで、「ファルサリア | の文章を引用し ている。

→ 「プロレゴーメナ」3 (訳7)、27 (訳3)

ルキリウス、ガイウス Caius Lucilius (c.160  $\sim$  c.103 BC)。ルキリウスは、ローマ(で最初)の風刺詩人。騎士階層に属していたが、元老院階層の人々とも親しく交わり、これが、かれの作品の大胆さや、独創性を生み出す原動力となったいわれる。ルキリウスは 30 巻の風刺詩集を残した。しかし、現存する作品はすべて断片のみである。かれの風刺詩は、とりわけユウェナーリスやホラーティウスに大きな影響を与えた。カルネアデースに関する記述は、第1巻の断片に記されている。

#### →「プロレゴーメナ | 5 (訳 1)

ルークレティウス [ティトゥス・ルークレティウス・カールス] Titus Lucretius Carus (c. 99  $\sim$  c. 55 BC)。ルークレティウスは、共和政末期のローマの詩人、哲学者。かれの生涯については、「事物の本性について」 De rerum natura の著者であること以外には、ほとんどなにも知られていない。この作品は、エピクロスの哲学とくに宇宙論を詩文の形式で解説したもので、一般に、唯物論的自然哲学と無神論を説いた作品として知られている。「事物の本性について」は、オウィーディウスやウェルギリウスにも影響を与えたとされ、キケローも、この作品について、随所

→「プロレゴーメナ | 11 (訳 1)

# 

ロペス、ファン Juan Lopez = ヨハンネス・ループス Johannes Lupus (c. 1440~1496)。ファン・ロペスは、セゴビア出身の神学者、カノン法学者。サラマンカで学び、サラマンカ大学の教授となった後、セゴビア司教座聖堂参事会長、教皇庁書記官長などの役職を経て、シエナ司教フランチェスコ・ピッコローミニ Francesco Todeschi Piccolomini(1460年にシエナ司教となり、1503年には教皇に選出されてピウス 3世 Pius III と名乗ったが、在位 26日で死去した)の下で司教代理をつとめた。著書に、「婚姻および準正について」De matrimonio et legitimatione, 1478.「教会の自由について」De libertate ecclesiastica, 1491、「君主間の同盟、和平および協約について」Tractatus dialog.: de confederatione principum potentum(1511年)などがある。なお、「君主間の同盟、和平および協約について」は、後に、「戦争および戦士について」De bello et bellatoribus という表題でも刊行された。グローティウスは、「プロレゴーメナ」第37節のほかに、「戦争と平和の法・三巻」第3巻、第6章、第20節でも、「戦争および戦士について」に言及している。

→ 「プロレゴーメナ | 37 (本)

#### 【補遺】 正誤表と「プロレゴーメナー訳注の補正

前号の校了後、「献辞」、「プロレゴーメナ」本文の邦訳および訳注について、 いくつかの誤りならびに不充分な点があることに気づいた。また、シエナのシク ストゥス「聖なる図書館」(パリ、1610年版)を入手することができた (Bibliotheca Sancta, A.F. Sixto Senensi, ordinis praedicatorum, ex praecipuis catholicae Ecclesiae Auctoribus collecta, et in octo libros Digesta, quorum inscriptiones duodecima pagina indicabit. Ad Sanctiss. Pium V. Pont. Max.: ab eodem Auctore, antequam ex humanis excederet, recognita, et aucta, atque nova chronographica tabula, secundum temporum collationem, locupletata. Nunc vero a Ioanne Hayo Scoto, Societati Iesu, plurimi in locis a mendis expurgata, scholiis illustrata, Opus post Sacra Biblia, Omnibus veram ac sinceram Theologiam profitentibus summopere necessarium. Cum tribus locus locupletissimis indicibus. Parisiis. M. DCX.)。この「聖なる図書館 | 第6巻の「註釈 115」Annotatio CXV(p. 467)および「註釈 156」Annotatio CLVI(pp. 482-485) には、キリスト教徒の戦争権に関するヨハンネス・フェルスおよびエラスムスの 見解が(ただし、批判の対象として)取り上げられており、その内容は、「プロ レゴーメナ」第29節の記述を理解する上で、少なからず有益であると思われる。 また、旧約聖書の拘束性に関しても、「聖なる図書館」第8巻に、さまざまな 「異端的見解」が紹介されている。これも、「プロレゴーメナ」第48節の記述を 理解する上で、参考になると思われる。

そこで、【補遺】として、前号の「献辞」、「プロレゴーメナ」本文および訳注 の正誤表を作成し、あわせて「聖なる図書館」の関連箇所を訳出して、前号の訳 注を補正・補完することとした。

# (一) 「献辞」、「プロレゴーメナ」本文および訳注の正誤表

#### 頁一行 誤 正

254 頁-27 行目 《きるだけ早く》 《できるだけ早く》

《アキレウス\*》 《アキレス\*》 263 頁-15 行目 264 頁-23 行目 《考》 《考え》

《かれは、正義、すなわち、われわれが、いま、とくに問 265 頁- 4~7 行目 題としている正義に対する攻撃を企てた¹。そして、その際に、次のような論拠 以上に有力な論拠はないということを見出した<sup>2</sup>。すなわち、》 われわれがいまとくに問題としていることがら、すなわち正義に対する攻撃を企 てた<sup>1</sup>。そして、その際に、次のような論拠以上に有力な論拠はないということ を見出した。すなわち<sup>2</sup>、》

266 頁-5 行目 《一般的な意味で受け止められる限り》 → 《一般的な意味で いわれていると受け止められる限り》

269 頁- 24 ~ 25 行目 《あるいは実現されるようにすること》 《あるい は「その者の要求が〕実現されるようにすること》

《ヒエロクレース\*の「「ピュタゴラスの〕金言註解| 272 頁、原注 1、1 行目 には、》 《[アレクサンドリアの] ヒエロクレース\*の「[ピュタゴラスの]  $\rightarrow$ 金言集註解」には、》

272 頁- 22 ~ 23 行目 《理解されなければならなかったから》 《理解さ れるから》

279 頁- 16 ~ 17 行目 《求めなければならないと考える1|というローマ人たち の古い式語も、》 → 《求めなければならないと考える | というローマ人たちの 古い式語も ¹》、

281 頁- 31 ~ 32 行目 《考えていたのであるが、さらに、わたしがその法に関 する著作を決意したのには、多くの重大な理由があった。》 → 《考えていた。 しかし、わたしがその法に関する著作を決意したのには、さらに、多くの重大な 理由があった。》

**300 頁、訳注 2-2** →訳注の末尾に《原詩には「人々および」という語句は存在 しない。ちなみに、グローティウスは、この詩をラテン語のみで引用している。》 という文章を加える。

303 頁、訳注 5-1 について、下記のように訂正する。

《ローマで行ったものであり、》 → 《ローマで行ったものであると 3 行目 指摘し、》

5 行目 《と説明し、さらに、》 → 《と説明している。また、》

《「すなわち」以下のカルネアデースの論証の出典である。》 → 11 行目 《「以上の論拠はないということを見出した。すなわち?」以下の文章の出典であ る。》

309 頁、訳注 8-2 《ソクラテース》 → 《ソクラテース\*》

313 頁、訳注 14-4 →訳注の文章全体を、次のように改める。《訳者は、「地上の 神 | Θεοι επιγειοι という言葉が「ピュタゴラスの金言集註解 | のどの箇所に存在 するのか、この点を確認することができなかった。底本の編者は、この言葉の出 典として、ストーバエウス「詞華集 | 第79章、第53節のヒエロクレースの文章 を指示している。ストーバエウス「詞華集」第79章は「子供は両親に対してし かるべき敬意を払うことを義務づけられている。すべての者が両親に従わなけれ ばならないか」と題され、その第53節に、「両親に対してどのように接しなけれ ばならないか」という表題のヒエロクレースの文章が収録されている(この表題 はピュタゴラスの第4金言「父母ならびに最も身近な人々を敬え」に相当すると 思われるが、「金言集註解」中の第4金言に対するヒエロクレースの註解文は、 ストーバエウスが収録している文章とは異なる)。そして、その中に、「「両親は」 家の中の神」θεοι εφεστιοι という言葉と「[両親は] 地上の神」Θεοι επιγειοι と いう言葉が存在する。ただし、厳密にいえば、第53節の語句は、「「両親は」地 上の神」Θεοι επιγειοι ではなく、「第二のそして地上の神のようなもの」ους δευτερους και επιγείους τινας θεους である。》

**314 頁、訳注 14-7** →訳注の末尾に《ちなみに、ストーバエウス「詞華集 | 第 79章、第49節には、プラトン「法律について」第4巻、第8章の文章が収録さ れているが、ここにも、「両親は神の似姿」という言葉は存在しない。なお、グ ローティウスは、「両親は神の似姿」Parentes Deorum simulacra という言葉をラテ ン語のみで記している。》という文章を加える。

**321 頁、訳注 24-5** →訳注の末尾に次の文章を加える。《グローティウスの引用 句を含む第10弁論の一節は、次の通りである。「ホメーロスは、ゼウスを父であ るというとき、たんに『父』であるといい、「ギリシア人の父」とはいわない。 つまり、蛮族を除外せずに、「神々と人間の父」というのである。このように、 この地上における王が、たんにローマ人に対してだけでなく、スキタイ人に対し ても父として振る舞うならば、かれはゼウスにならう者である。すなわち、かれ は本当の意味で人類を愛する者 φιλοανθρωπος なのである。さらに、わたしはこ ういいたい。キュロスは、ペルシャ人を愛する者 φιλοπερσην であったが、人類 を愛する者ではなかった。アレクサンドロスは、マケドニア人を愛する者 οιλομακεδονα であったが、全ギリシア人を愛する者 οιλελληνα ではなかった。 ローマの皇帝はローマ人を愛する者 φιλορωμαιον である。また、みずからが支 配者たるべく定められた部族もしくは国民のために献身した者は、ほかにもいる。 しかし、もし、みずからの配慮の境界外に置かれる者は一人もいないと考える王 がいるとすれば、その者こそまさしく人類を愛する者であり、真の王である。」 W. Dindorf, Themistii Orationes, Leipzig 1832, pp. 157-158. = H. Schenkl, G. Downey, Themistii Orationes quae supersunt, Vol. I, Leipzig 1965, pp. 200-201.

322 頁、訳注 24-12 の 2 行目《背教者ユリアーヌス》 → 《(背教者) ユリ アーヌス\*》

323 頁、訳注 26-2 の 5 行目《などをあげている。したがって、》 → 《などを あげている。しかし、ディオは、自然法には言及していない。したがって、》

327 頁、訳注 27-12 の 1 行目 《ゴート人戦争》→《ゴート戦争》

331 頁、訳注 35-1 の 4 行目 《第 3 巻、第 1 章、第 6 節以下で》→《「戦争と平 和の法・三巻」第3巻、第1章、第6節以下で》

**331 頁、訳注 35-2 の 1 行目** 《健全な良心に徒って行われ、》→《健全な良心に従って行われ、》

**331 頁、訳注 36-2 の 5 行目** 《ディオゲーネス・ラエルティオス》→《ディオゲネス・ラエルティオス》

**331 頁、訳注 36-2 の 6 行目** 《考えられている。》→《考えられている(ただし、この作品は現存しない)。》

**331 頁、訳注 36-2 の 7 行目** 《ラエルティオス》→《ディオゲネス・ラエルティオス》 **332 頁、訳注 36-6 の 13 ~ 16 行目** 《アンゲルスのスンマ》→《アンゲルス\*のス ンマ》

333 頁、訳注 38-4 →訳注の末尾に、《なお、「比較的よく知られ、またしばしば繰り返されている多くの論争点」について、コクツェーイは、それは、物や人に対する権利を人間に得させる法、すなわち、私人の債務や、支配権から生ずる法に関することである。この問題は、著者の第2巻全体を占めており、自然法の説明においても重要な役割を果たしている、と注記している。》という文章を加える。

**333 頁- 12~13 行目、訳注 41-3** 《逃亡した場合、または和平が成立した後に同胞の下に逃亡した場合が、後者の例だというわけである。》 → 《逃亡した場合が、後者の例だというわけである。》

**333 頁、訳注 50-1** →訳注の末尾の文章《ちなみに、『あの至聖なる掟』とは、『十戒』のことである。》を削除する。

**339 頁、訳注 44-3 の 10 行目** 《『品位ある人 [エピエイケース] というのは、』》 → 《『品位ある人 [エピエイケース]』というのは、》

344 頁、訳注 52-1 →訳注の末尾に、《「すぐれた学術 artes bonae というものを知らない不幸な時代」とは、人文主義、ルネッサンスを経ていない不幸な時代という意味に解されるが、コクツェーイは、これを、「道徳哲学の研究」Philosophiae moralis studium というものがほとんど存在していなかった時代、と注記している。》という文章を加える。

344 頁、訳注 53-1 の 8 行目 《テオドシウス 2 世\*》 → 《テオドシウス 2 世》

# (二) 「プロレゴーメナ」訳注 29-2 (本誌前号、329 頁) : ヨハン ネス・フェルスの見解

「聖なる図書館|第6巻、註釈・115

欄外計: キリスト教徒には、戦争をすることが許されていない

「マタイによる福音書」26,52「剣を元の場所に収めなさい。」

エウテュミウス (Euthymius, 377 ~ 473) は、同時代に関する解説の中で、聖職者には、たとえキリスト教を守るためであっても、いかなる戦争の権利も与えられていない、と主張しているように思われる。かれは、こういっている。「[イエスは] かれを、すなわちペトロを叱ったとき、たとえ神を守るためであっても、剣を使用してはならないと教え諭した。たしかに、[イエスは] 剣という言葉によって、すべての武器を禁止したのである。」

ヨハンネス・フェルスは、「マタイによる福音書註解」第4巻においてこの見解に従い、戦争をする一切の手段ないし権能 facultas が、たんに聖職者に対してのみならず俗人に対しても禁止されていると記して、次のように述べている。「この言葉 [= 剣を元の場所に収めなさい] によって、キリストは、三つのことを教えている。第一は、福音は、この世の武器によって、すなわち人間の働きによって守られるべきではなく、それを守ることは神に委ねられなければならない、ということである。たとえば、パウロは『わたしたちの戦いの武器は、肉のものではない』と語り [コリントの信徒への第二の手紙、第10章、4節]、キリストはいかなる剣も使用しなかった。第二は、『マタイによる福音書』 [第3章、第38および第44節] で、イエスがいっていることである。イエスはこういってい

る。『あなたたちも聞いているとおり、目には目を、と命じられている。しかし、 わたしはあなたたちにいっておく。あなたたちの敵を愛しなさい。』第三は、イ エスが、とくにここで弟子たちに禁止しているのは、外的な武器だということで ある。なぜなら、かれらは、霊の剣、すなわち神の言葉をもっており、また、も たねばならないからである「エフェソの信徒への手紙、第6章 17節〕。この点に ついて、イザヤは、使徒たちによる将来の戦いはミディアンの日のようである、 と預言している[イザヤ書、第9章、第4節]。すなわち、それは、ギデオンが、 武器によるのではなく、角笛と水瓶を割る音によってミディアン人に打ち勝った ように、ということである[師士記、第7章、第22節]。このように、使徒たち は、霊的に行動することを期待されていたのである。|

エウテュミウスの翻訳者であり註解者でもあるヨハンネス・ヘンテニウス (Johannes Henthenius, 生没年および経歴不詳) は、エウテュミウスの発言を評し て、これは、私人についてのことであり、公人についてのことではない、なぜな らば、統治者 magistratus ならびにその下僚を除けば、いかなる者にも、剣の権利 を行使することは許されていないからである、といっている。しかし、フェルス が、かれの教説を擁護するために行った推論については、後に「註釈 156」記し たところを見よ。

# (三) 「プロレゴーメナー訳注 29-2(本誌前号、329 頁):エラス ムスの見解とそれに対する批判

「聖なる図書館」第6巻、註釈156

それでは、戦争をすることがキリスト教徒に許されているか。

「ルカによる福音書」22、36「財布をもっている者はそれを取り、同じように、 旅行用の袋をもっている者もそれを取りなさい。そして、それ「剣〕をもたない 者は、服を売って剣を買いなさい。

フーゴー・カレンシス「サン・シェールのフーゴー Hugo Carensis, 1263 年没] は、「マルコによる福音書註解」Postilla super Marcum においてこの箇所を説明し ているが、かれの説明は、エラスムスによって、二重の意味で犯罪的 duplici crimine だと指摘されている。第一に、かれ「フーゴー」は、キリストの言葉を この上なく恥知らずな仕方で歪曲している。なぜなら、かれは、この言葉によっ て、キリストは、迫害の嵐が襲うとき、二つのものすなわち糧食と武装した砦と によって身を守るように弟子たちに警告した、と主張したからである。第二に、 かれは、不条理にも事実をねじ曲げて、その見解の提唱者をクリュソストモスだ としている(実際には、クリュソストモスは、そのような捏造を、いたるところ で退けている)。エラスムスは、「ルカによる福音書」第3章および第22章に対 する註釈において [Annotationes in Evangelium secundum Lucam, c. 3 et 22]、この カレンシスの説明を断罪している。そこでは、エラスムスは、慣例を破って長々 と論じ、ほとんど悲壮といってもよいような訴えによって、スコラ神学者の判定 を嘆いている。かれがいうには、スコラ神学者たちは、馬鹿げた註解 insulsis commentis と無味乾燥な小区分 frigida distinctiuncula とによって、キリスト教徒に は戦う権利が禁止されておらず、キリスト教徒は戦争をすることが許されている と説き、福音の教えを覆している。そして、エラスムスは、かれらの見解を不敬 であるとして、それを攻撃している。その際に、かれは、膨大な数の証言を援用 しているが、それは、証言の重みの点でスコラ神学者たちを上回ることができな いので、少なくとも数の多さによって圧倒しようとしたのである。これらの証言 の中で比較的に有力なものは、次の二つである。一つは、キリストが福音におい て、その弟子たちに、悪に抵抗してはならない、そうではなく、敵を愛し、誹謗 する者のために祈り、迫害する者に平和を願い、敵に対して親切に振る舞い、一 方の頬を打つ者には他方の頬をも差し出し、上着を奪う者にはさらに下着をも取 らせよ、と命じたことである[マタイによる福音書、第5章、第38節以下]。そ して、他の一つは、パウロの命令に従って、敵対する者に対して愛と善意の炎を

燃え上がらせるということである「ローマの信徒への手紙、第12章、第9節以 下〕。エラスムスは、さらに、多数の昔の教父たちの権威を付け加えている。最 初はオリゲネスである。オリゲネスは、「マタイによる福音書註解」、第7巻で 「Commentaris in Evangelium secundum Matthaeum libro septimo. ただし、この第7巻 は断片が伝えられているのみである〕この箇所について説明し、剣を買うことに 関するキリストの言葉は、それを文字通りに受け取るならば有害である、と公言 している。次いで、「エラスムスは」オリゲネスと関連づけて、アムブロシウス をあげている。キリストのこの言葉に関するアムブロシウスの説明は、「ルカに よる福音書講解」、第10巻に記されている [Expositio Evangelii secundum Lucam lib. X, libro decimo. Migne 版では第53節]。そこでは、次のように読み取られる。 「おお、主よ。わたしに殺すことを禁止するあなたが、なぜ、わたしに剣を買え と命ずるのですか。なぜ、あなたは、抜くことを禁止しているものを、持てと命 ずるのですか。もし、必要な報復のためでなく防御の備えのためだとすれば、わ たしは、解放されることができたのにそれを欲しなかったと見られるでしょう。 しかし、律法はわたしが自ら反撃することを禁止していません。ですから、おそ らく「キリストは、」ペトロが二振りの剣を差し出したとき、あたかも福音のと きまではそれ「武器の携行」が許されていたかのように、それで十分だ、といわ れたのです。すなわち、それは、律法の中に衡平 [ないし公平] に関する豊富な 知識があるようにし、福音には善の完成があるようにするためだったのです。」 そして、さらに、「エラスムスは」聖トマスの「黄金の鎖 | Catena Aurea から引 用されたクリュソストモスの言葉を付け加えている。そこでは、クリュソストモ スが、このキリストの言葉について、次のように述べている。「『それ「剣〕をも たない者は、服を売って剣を買いなさい。」……『聖なる図書館』の原文は、こ のキリストの言葉も引用文の中に含めているが、Migne 版『黄金の鎖』では、こ の言葉はクリュソストモスの文章には含まれていない。また、これ以外にも、 『聖なる図書館』に引用されているクリュソストモスの文章と Migne 版『黄金の 鎖」に記されているクリュソストモスの文章との間には、ほとんど別の文章と いってもよいほど多くの相違点が見られる。訳者付記……これは、いったいなん のことか。『右の頬を打たれたら、左の頬をも向けなさい』「マタイによる福音書、 前出]といった人が、弟子たちを武装させるのか。われわれを誹謗し苦しめる者 に優しい言葉をかけ、押し入ってくる者に与え、迫害する者のために祈るように と命じた人「マタイによる福音書、第5章、第40、44節ほか」が、いまや、武 装させるのか。しかも、一振りの剣だけで武装させるのか。これが、どうして、 理屈に合っているのだろうか。というのは、もし、完全に武装する必要があった のなら、一振りの剣だけでなく、楯や、かぶとや、すねあてによって武装するの が当然だからである。たしかに、もし人間の流儀に従ってこれらのことがらを処 理し、実行したいと思ったのなら、この命令は、滑稽であった。実際、600人が 同種の武器を保有しているというのに、もろもろの国民や暴君の待ち伏せや攻撃 に対して、あるいは諸民族の国家に対して、11人[=ユダを除く11人の使徒] が、どのようにして、優勢でありえたというのだろうか。そんなことはありえな いからである。では、なぜ、キリストはこういったのか。キリストは、「剣とい う言葉によって〕ユダヤ人の陰謀を示したかったのである。そして、それは不思 議なことではない。明らかに、かれらはふたたびわれわれと混同されてはならな いのである。」最後に、セヴェルス・スルピキウス (Severus Sulpicius, c. 363 ~ c. 425)が付け加えられている。セヴェルス・スルピキウスは、「聖マルティヌス伝」 の中で「「聖マルティヌス伝・単巻 | 第 4 章 De Vita Beati Martini liber unus. c. IV.]、 マルティヌスをして、皇帝が兵士たちに支払うのが慣わしであった下賜金を、次 のような言葉で拒否させている。「皇帝陛下 [=ローマ皇帝ユリアーヌス] よ、 これまで、わたしはあなたの兵士として勤務してきました。しかし、今後は神の ための兵士となることをお許しください。陛下の下賜金は、陛下のために戦う者 に受け取らせてください。わたしはいまやキリストの兵士です。わたしには、戦 うことが許されていません。」[このように]多数の[典拠を引用した]後に、よ うやく、エラスムスは、キリスト教徒は身体や鉄の武器によって戦うべきではな く、パウロがキリストの兵士たちに教えた、霊的な、福音という武器で完全武装

して、すなわち救いのかぶとと信仰の楯とによって戦うべきであると述べ、さらに、アムブロシウスは、このことを、「寡婦について」の書の中で[「寡婦について・単巻」第8章 De viduis liber unus, c. VIII.]はっきりと公言した、すなわち、アムブロシウスは「教会の武器は信仰である。敵に打ち勝つ教会の武器は祈りである」といっている、と述べている。

欄外注 [エラスムスはでたらめをいっている]

これがエラスムスの語ったことである。しかし、かれは、スコラ神学者に反論 して提示したことがらについて、ひどい誤りを犯している。たとえば、かれは、 カレンシスに責任を帰している点について、完全に騙されている。というのは、 ここでは、二つのこと、すなわち、財布と旅行用の袋を備えることと剣を買うこ ととが、キリストによって計算のうちに入れられているからである。カレンシス は、最初に、この第一のことを詳しく論じて、次のようにいっている。キリスト は、財布と旅行用の袋を勧告することによって、将来、弟子たちが、かれら自身 のためになんらかの食料を必要とする場合に備えることを許した、財布と旅行用 の袋という名称によって示されているのは、このことである。さらに、カレンシ スは、この解釈を確認するために、クリュソストモスの証言を利用している。た だし、その際に、かれは、短くするために、クリュソストモスの証言を切り詰め て引用している。しかし、わたしは、これ[=カレンシスが引用しているクリュ ソストモスの証言〕が誤って理解されたり、受け取られたりしないように、 「ローマの信徒への手紙「第16章、第3節以下」」の「プリスキラとアクィラに よろしく、云々 | に対する説教「Homilia in illud, Salutate Priscillam et Aquilam (Rom. 16.3)。この説教は2編からなり、ともに、「新約聖書のいくつかの箇所に 対する 25 の説教」Homiliae XXV in quaedam loca Novi Testamenti. に収められてい る。シエナのシクストゥスが引用しているのは、その第2編、第2節 (no 2, 2) の文章である〕から、クリュソストモスの見解全体を記しておこう。ここで、ク リュソストモスは、キリストが、掟によって、使徒たちに、財布や、旅行用の袋 や、二重の下着を禁止したのに、使徒たちはなぜ、キリストの復活後、これらの ものをすべて使用したのか、という問題を解いて、次のように語っている。

「それゆえ、これについて、われわれは何といえばよいのだろうか。キリスト は、使徒たちがこの掟の強制に恒常的に縛られることを欲したのではなく、すで に、救いのために十字架に付けられようとしていたとき、かれらをこの掟から解 放した。これは、何によって明らかにされるのか。それは、救世主の言葉からで ある。すなわち、主は、受難を迎えようとしていたとき、かれらを呼んで、こう いったのである。『わたしが、財布も旅行用の袋ももたさずにあなたたちを遣わ したとき、なにか不足したものがあったか。』それに対して、かれらは『いいえ、 何もありませんでした』といった。ところが、主は、かれらに、『しかし、いま や、財布をもっている者はそれを取り、旅行用の袋をもっている者はそれを取り なさい。そして、「剣を」もっていない者は、自分の上着を売って剣を買いなさ い』といった[『ルカによる福音書』、第22章、第35、36節]。おそらく、ある 者は、この言葉によって使徒たちは罪から解放された、というであろう。しかし、 その他に、さらに、キリストはなぜ矛盾することを命じたのか、ということが問 われる。なぜなら、キリストは、あるときは、あなたたちは旅行用の袋を所持し てはならないといい、しかしあるときは、財布をもたない者はそれを取り、旅行 用の袋をもたない者はそれを取りなさい、といっているからである。キリストは、 なぜ、そんなことをしたのであろうか。もちろん、キリストは、これを、従来キ リストが弟子たちのために実行してきたかれの知恵と配慮の一環として、まった く適切な仕方で行ったのである。というのは、キリストは、最初に弟子たちを召 し出したとき、弟子たちがかれの力を試すようにとこれを行い、その後で弟子た ちが世界中に派遣されるようにしたからである。それは、この生き生きとした範 例により、かれらがいっそうキリストを信用するようにするためであった。そし て、弟子たちがかれの力を認め始めると、キリストは、かれらが、みずからその 力の見本を示すように欲し、かれら自身が、その試練に耐えることを許した。す なわち、かれらが永久に無為のままとどまることがないように、最後まであたか も小児のように管理されることのないようにと欲したのである。それゆえ、キリ

ストは、最初は、かれらに、なにごとにも耐えることを許さなった。そして、キ リストは、かれらのそばにいる限りかれらを守り、かれらを堡塁で囲み、すべて のものがかれらの下に豊富にあるようにした。しかし、かれらが大人になったこ とが明らかに知られる時期になったとき、かなり長期間かれらが受けていた恩恵 を遠ざけ、かれらに、多くのことをかれら自身の手で達成するように命じた。こ のために、キリストは、かれらが履き物や、腰帯や、杖をもっていなかったとき、 『あなたたちに、なにか不足したものがあったか』といったのである。そして、 かれらは、それに答えて、『いえ、何もありません』といった。しかし、その後、 キリストは、かれらが飢え、渇き、裸足で歩き回っているのを見たとき、かれら に対して、財布と旅行用の袋と履き物をもつことを許したのである。したがって、 その理由は、キリストが、かれらを独り立ちさせ、かれらがいたるところで試練 に立たされ、傷つけられるのを放置しようとしたことにあるのは明らかであり、 かれらがなんらかの品物をもつためでないことは確かである。それは、ひな鳥を 慈しむ親鳥たちが、ひな鳥の綿毛が増えるまで長い間巣にとどまり、十分に綿毛 が生えそろったと見られるようになって、初めて、ひな鳥たちに巣の周りを飛ぶ ことを教え、次いで、親鳥という支柱を外して、すべてのひな鳥を自立させるの と同じ仕方である。キリストもまた、そのようにした。すなわち、キリストは、 パレスティナにおいては、あたかも巣の中でするかのように弟子たちを養育し、 次いで、かれらに、その場で、さらに外に出て飛ぶことを教え、最後に、かれら がそれらのものに不自由しないようにと指示を与えて、かれらが世界中を飛び回 ることを許したのである。|

このクリュソストモスの言葉は、フーゴーによって要約され切り詰められてい るが、エラスムスが断罪しているように、偽ってもしくはねじ曲げて引用されて いるわけではない。(ブルガリア [大司教] の)テオフュラクトス Theophylactus Bulgariae Archiepiscopus (1055 ~ 1107) はこの [クリュソストモスの] 言葉に同 意し、同じ箇所に対する解説において [Enarratio in Evangelium secundum Lucam, c. XXIII、次のように記している。「たしかに、主は、宣教の最初に弟子たちを村 や町に in castelllla et in civitates 派遣したとき「「ルカによる福音書」第10章、第 1節以下]、かれらに必要なものを与えずに派遣した。主は、仕事をする者たち に何も与えず、かれらがみずからのために配慮することを望まなかった。そうす ることによって、かれらの力を知ることができるようにしたのである。なぜなら ば、主は、かれらがあたかも弱い者であるかのように、かれらを世話しなければ ならなかったので、かれらを世話するために必要なものは、すべて、あり余るほ ど豊富に与えていたからである。しかし、いまや、主はこれと反対のことを命じ ている。しかし、それは、主自身が矛盾しているわけではない。主は、かれらに 対して、このときまでは、あたかもかれらが幼子であるかのように対処してきた こと、そして、何らかのことについてかれらに不安を抱かせないようにしてきた ことを明らかにした。しかし、いまや、大人のなすべき配慮を自分たちで行うこ とが、かれらの仕事であり、かれらは自分自身で自分たちの面倒を見なければな らない。それゆえ、主はこういったのである。あなたたちの父であるわたしは、 まもなく、あなたたちの世話をすることから手を引く。今後は、あなたたちがみ ずから準備し、それぞれに必要なことをみずから行いなさい。そして、すべての 世話をわたしに押しつけないようにしなさい。なぜなら、あなたたちの仕事は、 ほかの仕事と比べてけっしてやさしいものではないばかりでなく、あなたたちは、 言葉や振る舞いについて、また、さまざまな反対に対して、責任を負わなければ ならないからです。つまり、これらのことが、財布や旅行用の袋という言葉に よって暗示されているのである。

#### 欄外注 [エラスムスは讒訴者である]

さらに、エラスムスの中傷は続く。かれは、フーゴーを非難して、フーゴーがキリストの見解に反すること、すなわち、キリストは、衣服を売って剣を買うように促すことによって、弟子たちに、戦争する権限 potestas bellandi と剣の使用を容認したとし、さらに、フーゴーはこの冒涜的な解釈をクリュソストモスのせいにしている、と述べている。しかし、クリュソストモスは、明らかにそのような解釈には不賛成であって、後からかれに罪を着せるような主張は、真実からほ

[以下、本「注釈」の後半部分、すなわち欄外註において「主キリストは、どのような理由から、使徒たちに剣の使用を許したのか」、「エラスムスの不信心ないいがかり」、「エラスムスの反対論が否認される」、「戦争は平和を獲得するために行われる」、「マルティーヌスは、キリスト教徒の兵士が背教者である皇帝の下で軍務に服することは、明らかに、不正であると考えた」という見出しが付されている5項目(pp. 464-485)については、紙数の関係で、翻訳を省略する

この注釈で述べられたこれらのことから、キリスト教徒の戦争権について、ヨハンネス・フェルスが「マタイによる福音書 (26章) 註解」で記していること (これについては、前出「註釈」115で読むことができる)が、きわめて容易に否認される。

# (四) 「プロレゴーメナ」訳注 48-2 (本誌前号、341 頁) の補正

「聖なる図書館 | 第8巻 Haeresis I (旧約聖書の拘束性について)

シエナのシクストゥスは、「聖なる図書館」第8巻で、旧約聖書に関するさまざまな異端的見解を紹介し、それを論駁している。その第1部および第2部 (Haeresis I et Haeresis II, op. cit., pp. 605-617) では、旧約聖書全般に関する異端的見解が取り上げられ、その第1部 (Haeresis I) の冒頭で、シクストゥスは、次のような異端的見解を紹介している。

「旧約聖書全体は、ユダヤ人たちの悪しき神によって、もっぱらユダヤ人のために定められたものであり、さらに、その信奉者たちが捏造した物語によって増幅されている。したがって、そのいかなる部分も、キリスト教の信仰には役立たない。それは善良の習俗にとっても有害であって、福音の教えにも反している。それゆえに、旧約聖書は放棄されるべきである。」

そして、このような見解を主張した者として、キリスト教初期のグノーシス派を中心とする、バシリデース、カルポクラス、ウァレンティヌス、プトレマイオス、ヘラクレオン、ガイアーヌス、アルコンティクス、ケルドニアーヌス、マルキオン、アペレイアーヌス、セウェリアーヌスらの名をあげ、さらに、アウグスティーヌス時代の同じ見解を主張する異端者として、数名のマニ教徒の名を記し、最後に、後世のボゴミル派をあげている。

さらに、シエナのシクストゥスは、第2部(Haeresis II)で、「現在教会が維持している旧訳聖書には、ユダヤ人ならびにキリスト教徒によって捏造されたり、誤って伝えられていることが数多く含まれている。すなわち、かれらによって、あるいは余計なものが付け加えられ、あるいは重要なことが削除されている」という異端的見解を紹介し、再洗礼派の人々がこのような見解をとっている、と述べている。しかし、そこでは再洗礼派と記されているのみで、再洗礼派の個人名はあげられていない(シエナのシクストゥスは、再洗礼派に言及するとき、原則として、再洗礼派 Anabaptistae と一括して記しており、再洗礼派の個人名は記していない)。

また、管見の限り、「聖なる図書館」には、ツィーグラー=バルベイラックが注記しているような、「新約の時代以後、旧約に属するものはすべて無効になった」と主張する、再洗礼派の人々の名前はあげられてない。ツィーグラー=バルベイラックは、あるいは、たとえば、シクストゥスが、「カトリック教会が使用している聖書には伝承上の欠陥がある」と主張する者の例として名前をあげている人々(コンラート・ペリカン、ヨーハン・エコランバディウス、ルター、ミュンスターのセバスティアン、セバスティアン・カスタリオーネ、ウールリッヒ・ツヴィングリ、ミゲル・セルヴェートゥスなど)を、「新約の時代以後、旧約に属するものはすべて無効になった」と主張している人々と理解した、ということであろうか。